

令和6年第1回定例会

(3月6日招集)

山都町議会会議録

令和6年3月第1回山都町議会定例会会議録目次

○3月6日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	2
日程第4 提案理由説明	3
日程第5 議案第35号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園運動施設等整備工事）	4
日程第6 議案第36号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園サッカー場施設整備工事）	7
日程第7 議案第5号 山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	9
日程第8 議案第6号 山都町職員育児休業等に関する条例及び山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	11
日程第9 議案第8号 山都町監査委員に関する条例等の一部改正について	12
日程第10 議案第12号 山都町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	13
日程第11 議案第13号 山都町飲料水供給施設等の設置及び管理に関する条例の制定について	16
散会	17

○3月8日（第2号）

出席議員	18
欠席議員	18
説明のため出席した者の職氏名	19
職務のため出席した事務局職員	19
開議	19
日程第1 議案第10号 山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	19
日程第2 議案第11号 山都町介護保険条例の一部改正について	20
日程第3 議案第14号 山都町二瀬本ふれあい館条例の廃止について	22
日程第4 議案第15号 山都町二瀬本研修センター条例の廃止について	23

日程第5	議案第16号	山都町営体育館条例の一部改正について	24
日程第6	議案第17号	山都町営弓道場条例の一部改正について	25
日程第7	議案第18号	山都町猿ヶ城キャンプ村条例の一部改正について	26
日程第8	議案第19号	山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	28
日程第9	議案第7号	山都町防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について	29
日程第10	議案第9号	山都町デマンド型乗合タクシー条例の制定について	30
日程第11	議案第20号	令和5年度山都町一般会計補正予算(第9号)について	34
日程第12	議案第21号	令和5年度山都町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) について	48
日程第13	議案第22号	令和5年度山都町介護保険特別会計補正予算(第3号)につい て	49
日程第14	議案第23号	令和5年度山都町簡易水道特別会計補正予算(第4号)につい て	51
日程第15	議案第24号	令和5年度山都町病院事業会計補正予算(第2号)について	53
	散会		54

○3月12日(第3号)

出席議員	55
欠席議員	55
説明のため出席した者の職氏名	55
職務のため出席した事務局職員	55
開議	56
日程第1 一般質問	56
8番 藤川多美議員	56
3番 眞原 誠議員	71
4番 西田由未子議員	86
2番 坂本幸誠議員	100
散会	116

○3月13日(第4号)

出席議員	117
欠席議員	117
説明のため出席した者の職氏名	117
職務のため出席した事務局職員	118
開議	118
日程第1 一般質問	118

10番 吉川美加議員	118
5番 中村五彦議員	134
12番 工藤文範議員	143
日程第2 議案第25号 令和6年度山都町一般会計予算について	151
延会	168

○3月14日（第5号）

出席議員	169
欠席議員	169
説明のため出席した者の職氏名	169
職務のため出席した事務局職員	170
開議	170
日程第1 議案第25号 令和6年度山都町一般会計予算について	170
延会	230

○3月15日（第6号）

出席議員	231
欠席議員	231
説明のため出席した者の職氏名	231
職務のため出席した事務局職員	231
開議	232
日程第1 議案第25号 令和6年度山都町一般会計予算について	232
日程第2 議案第26号 令和6年度山都町国民健康保険特別会計予算について	269
日程第3 議案第27号 令和6年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について	274
日程第4 議案第28号 令和6年度山都町介護保険特別会計予算について	277
延会	282

○3月18日（第7号）

出席議員	283
欠席議員	283
説明のため出席した者の職氏名	283
職務のため出席した事務局職員	284
開議	284
日程第1 議案第29号 令和6年度山都町水道事業会計予算について	284
日程第2 議案第30号 令和6年度山都町病院事業会計予算について	288
日程第3 議案第31号 町有財産の無償貸付について	293

日程第4	議案第32号	町有の組合委託林立木の処分について	294
日程第5	議案第33号	山都町過疎地域持続的発展計画の変更について	295
日程第6	議案第34号	山都町と熊本市との間における一般廃棄物の処分に関する事務 の委託について	296
日程第7	同意第1号	山都町教育長の任命について同意を求める件	298
日程第8	同意第2号	山都町教育委員の任命について同意を求める件	299
日程第9	委員会の閉会中の継続審査申出について		300
日程第10	委員会の閉会中の継続審査申出について		301
日程第11	議員派遣の件		301
日程第12	議長報告	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続 調査申出について	301
閉会			301

3 月 6 日（水曜日）

令和6年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 令和6年3月6日午前10時0分招集
2. 令和6年3月6日午前10時0分開会
3. 令和6年3月6日午前10時57分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 提案理由説明
 - 日程第5 議案第35号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園運動施設等整備工事）
 - 日程第6 議案第36号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園サッカー場施設整備工事）
 - 日程第7 議案第5号 山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 日程第8 議案第6号 山都町職員育児休業等に関する条例及び山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
 - 日程第9 議案第8号 山都町監査委員に関する条例等の一部改正について
 - 日程第10 議案第12号 山都町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
 - 日程第11 議案第13号 山都町飲料水供給施設等の設置及び管理に関する条例の制定について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（13名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊	10番 吉 川 美 加
11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範	13番 藤 原 秀 幸
14番 藤 澤 和 生		

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（1名）

7番 興 梶 誠

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

副 町 長 檜 林 力 也 教 育 長 井 手 文 雄

総務課長	坂本靖也	清和支所長	長崎早智
蘇陽支所長	村上敬治	会計管理者	飯星和浩
企画政策課長	北貴友	健康ほけん課長	木實春美
福祉課長	高野隆也	環境水道課長	有働頼貴
農林振興課長	松本文孝	建設課長	西賢
山の都創造課長	木野千春	商工観光課長	藤原章吉
学校教育課長	工藤博人	生涯学習課長	上田浩
そよう病院事務長	枝尾博文	監査委員	志賀美枝子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋田浩幸 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤澤和生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番、藤川多美君、9番、飯開政俊君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（藤澤和生君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から3月18日までの13日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月18日までの13日間とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（藤澤和生君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しているとおりです。

次に、本日に受理した陳情等は、陳情等文書表のとおり処理しましたので、報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 提案理由説明

○議長（藤澤和生君） 日程第4、提案理由の説明を求めます。

山都町長職務代理者、副町長、楢林力也君。

○町長職務代理者副町長（楢林力也君） おはようございます。

令和6年第1回定例会を招集いたしましたところ、御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

梅田町長は現在、病気療養中のため、今定例会につきましては、私、副町長の楢林が町長職務代理者として、提案理由を説明させていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

まず、梅田町長の現在の状況でございますけれども、入院から2か月が経過し、順調に回復されているところであります。今のところ、主治医のほうから公務復帰の見通しは示されていないことから、引き続き治療に専念していただき、町長の回復と公務復帰を見守りたいと思っております。

さて、本町では、新年早々の1月13日に新道の駅がオープンし、2月11日には九州中央自動車道山都通潤橋インターチェンジが開通するなど、大変喜ばしい出来事が続いております。週末は九州中央自動車道を利用して、町外からたくさんの観光客が訪れるなど、賑わいを見せております。

また、2月23日には、重要文化財通潤橋総合調査報告書が第45回熊日出版文化賞を受賞し、選考委員の方々から石橋の百科事典という高い評価をいただきました。これもひとえに、報告書の作成に携わっていただきました関係各位の御尽力と関係職員の努力のたまものであります。

それでは、今定例会に提案しております議案について御説明させていただきます。

令和6年度は、令和5年7月の豪雨災害等の災害復旧関連事業の早期発注、そして竣工を進めていくとともに、国宝に指定されました通潤橋、並びに九州中央自動車道山都通潤橋インターチェンジの開通を最大限に生かしたまちづくりを念頭に置きながら、重点プロジェクトとして位置づけております中央グラウンド周辺整備事業、国宝通潤橋周辺整備事業、そして、有機農業を核としたSDGsの推進等を展開していくとしております。

また、町内の均衡ある発展を促し、地域間格差を生じないように、道路インフラの整備や少子高齢化が進む中、介護サービスの充実と買物困難者に対する支援としての移動販売支援事業など、引き続き高齢者の支援を行うとともに、福祉課に子育て支援係を設置し、子どもや子育て家庭に関する総合相談窓口として子ども家庭センターを設置し、子育て支援体制を整備してまいります。

このようなことから、令和6年度の一般会計予算については、総額170億7,300万円を計上しております。

今回の定例会に提出する議案は32件で、条例15件、補正予算5件、当初予算6件、その他6件でございます。いずれも、町長の政策方針並びに各種法令改正等を踏まえた提案となっております。

議案第5号から議案第19号は、それぞれ必要な条例の一部改正や新たな条例の制定や廃止を行うものです。

議案第20号から第24号は、令和5年度における一般会計及び特別会計並びに事業会計の補正予算に関するものです。

議案第25号から第30号は、令和6年度における一般会計及び特別会計並びに事業会計の当初予算に関するものです。

議案第31号は、町有財産の処分に関するものです。

議案第32号は、分収契約に基づく町有林の処分に関するものです。

議案第33号は、山都町過疎地域持続的発展計画の変更に関するものです。

議案第34号は、一般廃棄物の処分に関する事務の委託に関するものです。

議案第35号、議案第36号は、それぞれ工事請負変更契約の締結に関するものです。

以上、提案理由について説明いたしました。

詳細については担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしく願いいたします。重ねて、町長の一日も早い公務復帰を議員の皆様、そして町民の皆様とお祈りするものであります。どうかよろしく願い申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第5 議案第35号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園運動施設等整備工事）

○議長（藤澤和生君） 日程第5、議案第35号「工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園運動施設等整備工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田 浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） おはようございます。議案第35号について説明いたします。

議案第35号、工事請負変更契約の締結について。

令和5年第5回山都町議会臨時会において議決された山都町運動公園運動施設等整備工事請負契約のうち、請負代金額1億1,660万円を1億1,908万5,130円に変更することとする。

令和6年3月6日提出、山都町長職務代理者。

提案理由です。

本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが議案を提出する理由です。

資料1を御覧ください。

工事請負変更契約概要です。

工事番号。R5教生工第3号。

工事名。山都町運動公園運動施設等整備工事。

工事場所。山都町長原地内。

当初契約年月日。令和5年8月4日。

財源内訳は、交付金、変更後5,900万円、増額100万円。起債、変更額5,900万円、増額100万円。一般財源、変更後108万5,130円、増額48万5,130円。合計で、変更後1億1,908万5,130円、増額の248万5,130円。

工事内容について説明いたします。

本工事につきましては、令和5年8月10日から令和6年3月22日を工期として、現在施工中であります。

本工事は、サッカー場及びちびっこ運動広場の施設を整備するものでございます。今回、6の工事内容が、最終の工事出来高予定となっております。

資料2を御覧ください。

変更数量増額表を載せておりますが、(1)のサッカー場につきましては、変更部分について申し上げますと、法面排水工のところ、当初ゼロに対して、サッカー場西側法面におきまして、国土交通省残土処理引渡し後の町で施工しました盛土分の法面の小段排水27メートル及び張コンクリート122平米を追加してあります。

また、調整池までの進入路の舗装工が7平米の減となっております。

続きまして、(2)のちびっこ運動広場では、排水工1メートルの減、管理施設工で、舗装止めブロック36メートル増となっております。舗装版撤去工は、現在の管理棟下の段の既設の駐車場舗装を剥がすための撤去工997平米が増えております。電気等設備は変更ございません。

変更増減につきましては、以上です。

資料1に戻っていただきまして、7、契約相手方、上益城郡山都町杉木465の1、大栄企業株式会社、代表取締役、込山憲太郎。

資料3を御覧ください。

公共工事請負変更仮契約書の写しです。

4、変更工事請負額から説明いたします。変更後、変更増額248万5,130円。

令和5年8月4日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。

本変更契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和6年2月29日、発注者、山都町長職務代理者。受注者、上益城郡山都町杉木465の1、大栄企業株式会社、代表取締役、込山憲太郎。

資料4は、位置図でございます。

資料5を御覧ください。変更契約平面図です。

図面中央下のサッカー場西側の朱書き部分が、先ほど説明しました小段排水と張コンクリートの追加箇所です。このほか、数量の変更を朱書きと表示しております。

資料6を御覧ください。

サッカー場南側ルート排水計画の変更図面です。

資料7を御覧ください。

朱書き部分が、小段排水分の変更図面です。

資料8を御覧ください。

ちびっこ運動広場の駐車場管理施設平面図ですが、朱書きの部分が舗装止めを追加する部分となります。

資料9を御覧ください。

位置写真を載せておりますが、現在の管理棟の下段の駐車場の舗装剥ぎ取り面積997平米の追加施工部分です。

資料10は、今回の変更に関わる部分の写真を載せております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第35号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） すいません、2点お願いします。サッカー場が人工芝になるということで、マイクロプラスチックの排出の問題についてちょっと考えてたんですが、今日、配水管のことで出ているので、垂れ流しといたしますか。そのマイクロプラスチックができるだけ流れないようにするような排水の工夫とかもあるのでしょうかというのが一つです。

それと、今回のにはちょっと関係ないかもしれませんが、この9番の写真を見せていただくと、管理棟のところとか、トイレのところはどうなるのかなとちょっと思うんですが、その辺のこれからの何か全体的な工事として出されるのではなくて、部分的にちょこちょこ出てくるので、どうなるのかなというのがありますので、そこが答えできるのであれば、お願ひしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。次の施工で、人工芝の工事が来年度以降予定されております。その中のマイクロプラスチックにつきましては、今のところ、対応としてはまだ考えておりませんが、今後発注する上で、その辺は考えていかなければいけないかなというふうに感じておるところでございます。

それとまた、トイレの件ですけど、この後の36号で関係する工事がございますので、そこで説明したいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 管理棟のすぐ下のコンクリートの剥ぎ取りなんですけど、当初の計画はありませんでした。ゼロでした。今回、この剥ぎ取り部分の工事が増額になっておりますが、これを剥ぎ取った後、どうされるのかをお尋ねしますが、今はコンクリがありますので、車も汚れないというか、通路で汚れないんですが、剥ぎ取った後、そのままならば、また路面が悪くなりますので、その心配もありますけど、今後の方向性と、それから工期が3月22日ですが、間に合う

のかも心配しております。

以上お尋ねいたします。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。1点目の舗装版の剥ぎ取りにつきましては、当初計画ございませんでしたが、施工上、ちょうどこれは今後の道路敷になる部分ではございますが、こっちに仮置きするところが必要になったため、今回剥ぎ取って、それは処分をしていくところでございます。

それと、工期につきまして、物すごく厳しい工期となっております。外構工事は坂本建設がやっておったんですけど、そのちびっこ運動広場も、まず、造成までは坂本建設が請け負ってまして、まず、それが終わらないと、こちらの工事に入れなかったという現状がございます。

しかしながら、工期を目標に、今、急ピッチで工事をしているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号「工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園運動施設等整備工事）」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第36号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園サッカー場施設整備工事）

○議長（藤澤和生君） 日程第6、議案第36号「工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園サッカー場施設整備工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） それでは、議案第36号について説明いたします。

議案第36号、工事請負変更契約の締結について。

令和5年第3回山都町議会定例会において議決された山都町運動公園サッカー場施設整備工事請負契約のうち、請負代金額5,632万円を6,344万4,019円に変更することとする。

令和6年3月6日提出、山都町長職務代理者。

提案理由です。

本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分

に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

資料1を御覧ください。

工事請負変更契約概要です。

工事番号。R5教生工第10号。

工事名。山都町運動公園サッカー場施設整備工事。

工事場所。山都町長原地内。

当初契約年月日。令和5年9月28日。

財源内訳は、交付金、変更後2,997万5,000円、増額181万5,000円。起債、変更後2,990万円、増額180万円。一般財源、変更後356万9,019円、増額350万9,019円。合計で、変更後6,344万4,019円、増額712万4,019円。

工事内容について説明いたします。

本工事につきましては、令和5年10月2日から令和6年3月22日を工期として、現在工事を進めているところです。

本工事は、サッカー場施設整備に当たり、グラウンドコート、外側の防球ネットのコンクリートポール27本、便所工、パークトイレ3連タイプ1基、浄化槽96人槽1基を設置するものです。

最終の工事、出来高予定としまして、防球ネット工、コンクリートポール27本は変更ございません。

今回、変更追加工事としまして、防球ネット工のネット817平米と、防草対策工の張りコンクリート115平米を計上しております。この後の変更図面で説明しますが、施設整備を少しでも前に進めたく、予算の範囲内で追加施工をしたいものです。便所工、パークトイレ1基、浄化槽、96人槽1基は変更ございません。

変更数量の増減につきましては、次ページの資料2をおつけしておりますので、後で御覧いただきたいと存じます。

契約の相手方、上益城郡山都町千滝222の1、株式会社尾上建設、代表取締役、上村雄二。

資料3を御覧ください。

公共工事請負契約仮契約書の写しです。

4、変更工事請負額から説明いたします。変更増額712万4,019円。

令和5年9月28日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり、請負契約を変更する。

本変更契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和6年2月29日、発注者、山都町長職務代理者。受注者、上益城郡山都町千滝222の1、株式会社尾上建設、代表取締役、上村雄二。

資料4は、位置図です。

資料5を御覧ください。

変更契約平面図です。図面中央下のサッカー場、朱書き部分を変更しております。

資料6を御覧ください。

サッカー場詳細図です。今回追加で、赤線部分、延長140.8メートル、高さ6メートルの防球ネットを張り、その下には、草刈りのときにネットを切らないように、幅1メートル程度の防草コンクリートをネット延長分施工したいと考えております。

資料7を御覧ください。

防球ネットの展開図です。今回、図面4段ございますが、コンクリートポールは、上段のナンバー10から下段のナンバー36までの27本を建柱し、今回、追加施工で3段目のナンバー21からナンバー36までの間の防球ネットを張りたいと存じます。

資料8を御覧ください。

防球ネットの詳細図です。

資料9の写真を御覧ください。

防球ネットの施工範囲を示しております。

また、資料10の写真は、ネット下の防草コンクリートのイメージです。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第36号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号「工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園サッカー場施設整備工事）」は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第7、議案第5号「山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） おはようございます。それでは、説明をいたします。

議案第5号、山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について。

山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月6日提出、山都町長職務代理者。

提案理由です。

55歳を超える職員については、国、県等で定期昇給の原則停止となっており、本町でもそれに準じた見直しが必要となることから、山都町一般職の職員の給与に関する条例を改正する必要があります。これがこの条例を提出する理由です。

次のページは、条例の改正文です。

今回の改正は、人事院勧告において、50歳代後半層の給与水準の上昇を抑制するために、これまで、55歳未満の職員が4号給の昇給するところを、2号給としていたところを昇給停止とするために、改正を行うものです。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第5号の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） この5のところ、成績が特に良好または極めて良好である場合に限り行うという云々、くだりがありますが、これはいわゆる人事評価の結果を見てということですが、その人事評価を何年か前からされていますが、具体的な動きは今までなかったんですが、6年度からきちんとした人事評価をして、その評価をもってするというのでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。人事評価につきましては、今、議員のほうから御質問がありましたように、これまで、試行として実施をまいりました。これについては、国のほうから本格運用しなさいということで、再三、御指導をいただいております。令和5年度におきまして、職員に対して、令和5年度の人事評価の成績を令和6年度から反映させるということで考えております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号「山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 山都町職員育児休業等に関する条例及び山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第8、議案第6号「山都町職員育児休業等に関する条例及び山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは、説明いたします。

議案第6号、山都町職員育児休業等に関する条例及び山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

山都町職員育児休業等に関する条例及び山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月6日提出、山都町長職務代理者。

提案理由です。

地方自治法の一部を改正する法律及び令和5年人事院勧告に伴い、改定された一般職の職員に準じた給料表に改定するため、山都町職員育児休業等に関する条例及び山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

これまで、フルタイムの会計年度任用職員に対しての勤勉手当支給は任意でありましたが、地方自治法の改正により、令和6年度からパートタイムの会計年度任用職員について勤勉手当の支給が可能となり、併せてフルタイムの会計年度任用職員に対しても勤勉手当を支給すべきことが通知されました。

育児休業を取得している会計年度任用職員につきましては、勤勉手当等の支給に該当しないこととなっておりますが、総務大臣通知により、育児休業中の会計年度任用職員にも勤勉手当を支給するよう改正する旨の通知がありました。

また、昨年の12月定例会におきまして、令和5年人事院勧告に伴い、山都町一般職の職員の給与の改正を行い、今回、会計年度任用職員につきましても、一般職の職員に準じた給料表の改定を行うものでございます。

会計年度任用職員制度は、年度ごとに任用する制度であり、年度当初に任用通知書に示した額での任用としていることから、改正後の給料表は令和6年度の任用から適用するものであります。

以上のことから、会計年度に対して勤勉手当支給と給料表の改定を行うため、関係条例の改正を行うものです。

2ページ目から23ページ目が条例の改正分で、24ページから47ページは新旧対照表となっております。

23ページの改正文をお願いいたします。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第6号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号「山都町職員育児休業等に関する条例及び山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、原案のとおりに可決されました。

日程第9 議案第8号 山都町監査委員に関する条例等の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第9、議案第8号「山都町監査委員に関する条例等の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは、説明いたします。

議案第8号、山都町監査委員に関する条例等の一部改正について。

山都町監査委員に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月6日提出、山都町長職務代理者。

提案理由です。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、山都町監査委員に関する条例等を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されることに伴い、同一の改正、同期で改正する条例が4本ありますので、今回、併せて条例改正を行うものです。

該当する条例は、山都町監査委員に関する条例、山都町病院事業の設置等に関する条例、山都町水道事業の設置等に関する条例、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例です。一部改正の内容は、公金事務の私人への委託に関する制度の見直しに伴い、地方自治法において関係条文に新設され、現在の条文に条ずれが生じることにより、この4本の条例において、それぞれ条例の改正が必要となったものでございます。

2ページをお願いいたします。

条例文であります。

附則、この条例は令和6年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第8号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号「山都町監査委員に関する条例等の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第12号 山都町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第10、議案第12号「山都町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） それでは、議案第12号について御説明いたします。

山都町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

山都町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月6日提出、山都町長職務代理者。

提案理由です。

現下の人口の減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化による更新投資の増大など、厳しさを増す経営環境を踏まえ、山都町簡易水道事業に対しても、地方公営企業法の規定の全部を適用することとし、令和6年4月1日から公営企業会計に移行することに伴い、山都町水道事業の設置等に関する条例、その他関係条例について整理する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

ただいま、提案理由で申し上げましたとおり、公営企業を取り巻く経営環境は、大幅な人口減少等に伴うサービス需要及び料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等により、急速に厳しさを増しております。

このような状況を踏まえ、平成31年1月25日付で、総務大臣から地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言として、各地方公共団体に対して公営企業会計の適用のさらなる推進についてとの通知が発せられており、人口3万人未満の市町村における簡易水道についても、令和6年4月1日から公営企業会計に移行するように要請がなされておりました。

これを受けて、本町の簡易水道事業についても、経営基盤の強化と財務マネジメントの向上に取り組むために、令和6年4月1日から公営企業会計に移行することとし、同日から施行するために関係条例の改正をするものです。

2 ページを御覧ください。

主な改正点について説明いたします。

中ほど、上から 9 行目です。

題名を山都町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例に改めます。

本則については、第 1 条で、事業を設置する目的に、新たに簡易水道事業を規定しています。

第 1 条の 2 では、簡易水道事業に、地方公営企業法の規定の全部を適用する旨を規定しております。

第 2 条では、経営に関する基本的事項として、簡易水道事業の経営規模を規定しております。

次のページを御覧ください。

第 3 条の 2 では、既に公営企業会計で経理を行っている水道事業と簡易水道事業を一つの経理で行う旨を規定しております。

第 8 条及び第 9 条では、水道事業に簡易水道事業を加え、運営に関する事項を審議する運営審議会を管理者の諮問機関として設置する旨を規定しております。

4 ページを御覧ください。

次に、附則です。

第 1 項で、施行期日を令和 6 年 4 月 1 日からと規定しております。

本則において、山都町水道事業の設置等に関する条例を改正しておりますが、これに伴い、関係する条例を、この後、9 ページまで、附則の第 2 項から第 9 項までにおいて改正しております。10 ページ以降は、新旧対照表を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 議案第12号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番、藤川多美君。

○8 番（藤川多美君） 2 のところの水道事業の経営規模のところですが、給水区域は別表第 1 のとおりとする。ただし、公益上その必要があると認め、水量に余裕がある場合は区域外に給水することができるかとあります。この次の表を見ましたら、おおよそ山都町全体がこれに入っておりますが、この区域外というのはどういうことを想定されておるのでしょうか。給水するとなれば、水道管が連結してないと給水はできませんので、どういったことを想定されているのか。この区域外というところの御説明をお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。この表に提示しておりますのは、字で表示してありますが、実際の区域というのは、水道管敷設の敷設部分を囲っております。ここには提示しておりませんが、既存の設置してある水道管の範囲だけを給水区域としておりますので、そこから外れたところを考えておりますが、現況の経営状況では、一応、条文としては、好転したときに上がることは、余裕があればすることは可能だという一文を加えているだけで、現況としては拡大は非常に厳しいというものです。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） 給水区域に島木一区の一部が入ってないようですが。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。統合するときに、会計を統合する場合に、町のほうで整備した事業の区域のほうを今度統合するということで入れておりますので、その島木の一部というのが町の整備した……、であるのでしょうか。ちょっと……。

○議長（藤澤和生君） 5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） 高速道路の建設に伴って、今、既存の水道がちょっと足りないということで延長したんですけれども、椈の木という地区にですね。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。統合の字番地につきましては、位置につきましては、調査の段階で、町のほうの整備した事業ということでやっておりますので、その地番について、町が整備したところなんのでしょうか。でなければ、今回はあくまでも町の施設として管理している部分についての会計統合をやっております。また、詳細については、確認してお答えいたします。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君） 公益企業に簡易水道も入れろと、国のほうの指示で、こういう条例の改定が提案されたと思っておりますが、文言を見ますと、やはり中島地区は簡易水道というような形で残ると。ここはやはり地域の方には大変言いにくいところも私もございませぬけれども、やはりこれは国県の予算で、あの地域も造った水道です。

ですから、やはりこれはもう町と同じような形になるように、簡易水道に分けんでなるような形をとというようなことで、努力をしていただきたいと思っております。もう今すぐせいという意味ではありません。これは地域の理解が得られんとなかなかできないと思っておりますので、その点も課長として頭に入れて、していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号「山都町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」は、原

案のとおり可決されました。

日程第11 議案第13号 山都町飲料水供給施設等の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（藤澤和生君） 日程第11、議案第13号「山都町飲料水供給施設等の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） それでは、議案第13号について御説明いたします。

山都町飲料水供給施設等の設置及び管理に関する条例の制定について。

山都町飲料水供給施設等の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月6日提出、山都町長職務代理者。

提案理由です。

本町内における簡易水道施設と飲料水供給施設等の設置及び管理については、現在、山都町簡易水道等事業の設置に関する条例及び山都町簡易水道等事業給水条例において定めているところです。

令和6年4月1日から簡易水道事業についても地方公営企業法を全部適用することとし、公営企業会計に移行することに伴い、関係条例を整備するに当たり、簡易水道事業を除いた飲料水供給施設等の設置及び管理については、新たに山都町飲料水供給施設等の設置及び管理に関する条例において定める必要があります。これが議案を提出する理由です。

飲料水供給施設等は、上水道及び簡易水道の給水区域外に設置されたものであり、地域に衛生的な水を持続的に供給しており、地域住民に欠かすことのできないライフラインであります。

現在、本町では、飲料水供給施設を2施設、小規模水道施設を6施設設置しており、施設の維持管理は町と利用者団体が連携協力して行っているところです。

次のページを御覧ください。

施設を設置する目的、名称、給水区域、利用料金、管理について、第1条から次のページの第4条で規定し、第5条から第8条で、料金の徴収、維持管理や修繕に係る費用負担の方法について規定しております。

次のページを御覧ください。

附則です。

第1項で、施行期日を令和6年4月1日からと規定しております。

山都町水道事業の設置等に関する条例の一部改正及び山都町飲料水供給施設等の設置及び管理に関する条例の制定に伴い、第2項で、山都町簡易水道等事業の設置に関する条例及び山都町簡易水道等事業給水条例については、廃止いたします。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 議案第13号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 定義のところは、給水人口が定められております。山都町も前にありましたですね。2050年の人口がぐっと減る。これからしても、人口が減るのはもう必至であります。ここに人口が50人から100人以下である水道を飲料水供給施設とうたっております。50人以下に言われることがあると思いますが、そしたらば、この名称にあるところの施設は、もうここから除外ということになるのでしょうか。そしたらば、この町がこの施設を給水施設として認めないというふうになりますが、この給水人口はこれでいいのかという疑問です。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） 議員お尋ねの給水人口が50名を切った場合ですが、その場合は、それより以下の小規模水道施設というのが町の設置分でありますので、そちらのほうになると思いますが、あくまでも、この定めにある分については、届けを出した部分の設置時の分で今走っておりますので、よほど人口が激減して、それが定常的にならない限り、申請を変えることはないと思います。一応区分けとしては、小規模水道施設という区分けになります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） すいません、利用料金の価格差の基準ちゅうのは、どうやってこういうふうになったか教えてください。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。それぞれの地区の負担割合で償還金等でされている部分がありますので、かかる費用が各施設で違いますので、その分はかかる費用だけを各施設ごとに分かれております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号「山都町飲料水供給施設等の設置及び管理に関する条例の制定について」は、原案のとおりに可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

散会 午前10時57分

3 月 8 日 (金 曜 日)

令和6年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 令和6年3月6日午前10時0分招集
2. 令和6年3月8日午前10時00分開議
3. 令和6年3月8日午後1時20分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第3日）（第2号）
 - 日程第1 議案第10号 山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
 - 日程第2 議案第11号 山都町介護保険条例の一部改正について
 - 日程第3 議案第14号 山都町二瀬本ふれあい館条例の廃止について
 - 日程第4 議案第15号 山都町二瀬本研修センター条例の廃止について
 - 日程第5 議案第16号 山都町営体育館条例の一部改正について
 - 日程第6 議案第17号 山都町営弓道場条例の一部改正について
 - 日程第7 議案第18号 山都町猿ヶ城キャンプ村条例の一部改正について
 - 日程第8 議案第19号 山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
 - 日程第9 議案第7号 山都町防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について
 - 日程第10 議案第9号 山都町デマンド型乗合タクシー条例の制定について
 - 日程第11 議案第20号 令和5年度山都町一般会計補正予算（第9号）について
 - 日程第12 議案第21号 令和5年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
 - 日程第13 議案第22号 令和5年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
 - 日程第14 議案第23号 令和5年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について
 - 日程第15 議案第24号 令和5年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（13名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊	10番 吉 川 美 加
11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範	13番 藤 原 秀 幸
14番 藤 澤 和 生		

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（1名）

7番 興 梶 誠

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

副町長	榎 林 力 也	教 育 長	井 手 文 雄
総務課長	坂 本 靖 也	清和支所長	長 崎 早 智
蘇陽支所長	村 上 敬 治	会計管理者	飯 星 和 浩
企画政策課長	北 貴 友	税務住民課長	高 橋 尚 孝
健康ほけん課長	木 實 春 美	福祉課長	高 野 隆 也
環境水道課長	有 働 頼 貴	農林振興課長	松 本 文 孝
建設課長	西 賢	山の都創造課長	木 野 千 春
商工観光課長	藤 原 章 吉	学校教育課長	工 藤 博 人
生涯学習課長	上 田 浩	そよう病院事務長	枝 尾 博 文
監査委員	志 賀 美 枝 子		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋 田 浩 幸 外2名

開議 午前10時00分

○議長（藤澤和生君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第10号 山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第1、議案第10号「山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） おはようございます。それでは、議案第10号について御説明いたします。

議案第10号、山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について。

山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月6日提出、山都町長職務代理者。

提案理由。介護サービスに係る基準については、国において3年に一度、介護報酬に係る改定と併せ、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえ、見直されます。

この基準の見直しを受け、所要の改正を行う関係省令が令和6年1月25日に公布され、同年4月1日から施行されるため、関係条例の一部を改正するものです。これが、この議案を提出する

理由です。

関係省令において規定される介護サービスに係る従うべき基準等については、地方公共団体の条例で定めることとされており、本町において、山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を含めた4件の関係条例を制定しているところです。関係省令を改正する省令が施行されることに伴い、当該関係条例について改正する必要があります。

27ページから86ページまでが新旧対照表になりますので、御確認をお願いいたします。

最後のページを御覧ください。

法改正に伴い、記載してあります4本の条例を改正いたします。

その前のページを御覧ください。

2の主な改正の内容です。重要事項においては、ウェブサイトへの掲載をすること。管理者が兼務できる範囲を明確化すること。利用者の安全等に資する方策を検討するための委員会を設けること。身体的拘束等の適正化の推進の義務化、そのほか、協力医療機関を定めること、緊急時の対応の明確化等がございます。

以上の事項を運営規程において明確化することとなります。

続きまして、2ページ目にお戻りください。

2ページから24ページまでが改正文になります。

24ページをお願いいたします。

24ページの中段が附則になります。

附則を御覧ください。

第1条、この条例は令和6年4月1日から施行する。以降、第2条から第5条に関して経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第10号の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号「山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第11号 山都町介護保険条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第2、議案第11号「山都町介護保険条例の一部改正について」を

議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） それでは、議案第11号について御説明いたします。

議案第11号、山都町介護保険条例の一部改正について。

山都町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月6日提出、山都町長職務代理者。

提案理由。山都町介護保険条例において、令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率を定めるため、山都町介護保険条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

介護保険法において、市町村は3年を1期とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行うこととされ、このたび、第9期の山都町介護保険事業計画を策定したところです。

介護保険事業計画については、町長の附属機関であります山都町高齢者保健福祉推進委員会に諮問し、4回の会議を行い、2月28日に答申を得て決定をいただきました。

介護保険料については、介護保険事業計画に定めるサービス費用の見込額等に基づき、3年間を通じた財政の均衡を保つよう設定しなければなりません。介護保険の財源内訳は、公費50%、保険料50%で設定いたします。公費50%の内訳は、25%が国庫負担金、12.5%が県負担金、12.5%が町負担金になります。保険料50%の内訳は、65歳以上の保険料23%、40歳から64歳までの保険料が27%で設定いたします。

添付しています資料を御覧ください。

介護保険料については、過去3年間のサービス利用料と今後3年間の利用見込みを勘案し設定します。急速に進む高齢化と施設利用者の増加により、基準額を200円増額し、7,200円に設定することといたします。

また、保険料を所得により階層を決定いたしますが、介護保険法の改定により、階層が9段階から13段階に改正され、所得が多い方がより多く保険料を負担し、低所得者の保険料を引き下げる仕組みとなっております。

本町では、基準額の第7段階までに、65歳以上の87%の方が該当する見込みです。

議案書にお戻りください。

4ページから5ページが新旧対照表になります。

2ページにお戻りください。

2ページからが改正文になります。

3ページをお願いいたします。

附則です。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第2項で経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第11号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号「山都町介護保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第14号 山都町二瀬本ふれあい館条例の廃止について

○議長（藤澤和生君） 日程第3、議案第14号「山都町二瀬本ふれあい館条例の廃止について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

蘇陽支所長、村上敬治君。

○蘇陽支所長（村上敬治君） おはようございます。議案について説明いたします。

議案第14号、山都町二瀬本ふれあい館条例の廃止について。

山都町二瀬本ふれあい館条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月6日提出、山都町長職務代理者。

提案理由です。二瀬本ふれあい館の供用を廃止することに伴い、山都町二瀬本ふれあい館条例を廃止する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

3ページの資料を御覧ください。

二瀬本ふれあい館は昭和62年に開館され、主に農産物の加工を目的とした施設です。近年はみそづくりなどで活用されてきましたが、供用開始から36年が経過し、施設の老朽化や利用者の減少などで、令和4年度末に施設の使用を終了しております。令和5年12月末までに、ふれあい館の加工機器はそよ風パーク内に移転完了をしているものです。ふれあい館施設につきましては、これから協議を進めることとなります。

2ページをお願いいたします。

附則。この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第14号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号「山都町二瀬本ふれあい館条例の廃止について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第15号 山都町二瀬本研修センター条例の廃止について

○議長（藤澤和生君） 日程第4、議案第15号「山都町二瀬本研修センター条例の廃止について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

蘇陽支所長、村上敬治君。

○蘇陽支所長（村上敬治君） 議案について説明いたします。議案第15号、山都町二瀬本研修センター条例の廃止について。

山都町二瀬本研修センター条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月6日提出、山都町長職務代理者。

提案理由です。二瀬本研修センターの供用を廃止することに伴い、山都町二瀬本研修センター条例を廃止する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

3ページの資料を御覧ください。

二瀬本研修センターは昭和47年に開館され、農業経営及び技術の研修など、農業基盤の研修推進のために建設された施設です。

平成11年からはNPO法人に施設の貸付けを行っていましたが、築後52年が経過し、施設の老朽化などで、令和3年にNPO法人が撤退され、その後の利用もなく現在に至っております。施設の老朽化は状況も著しく、現在では使用する状態にはございません。また、施設につきましては、これから協議を進めることとなります。

2ページをお願いいたします。

附則。この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第15号の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号「山都町二瀬本研修センター条例の廃止について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第16号 山都町営体育館条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第5、議案第16号「山都町営体育館条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） それでは、議案第16号について説明いたします。

議案第16号、山都町営体育館条例の一部改正について。

山都町営体育館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月6日提出、山都町長職務代理者。

提案理由です。中央体育館の廃止及び山都町立潤徳小学校の閉校に伴い、山都町営体育館条例を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

中央体育館につきましては、新総合体育館の完成に伴い廃止するものです。また、潤徳小学校の体育館につきましては、学校閉校に伴い、社会体育施設に移行するものですが、体育館の名称につきましては、改めて地元自治振興会に名称についてお諮りをし、地域から要望がありました御岳西部体育館とするものです。

新旧対照表を御覧ください。

別表第1、最上段の中央体育館を削除し、次のページの右側、改正後（案）最下段に、御岳西部体育館を加えております。

別紙につきましても、同様に改正しております。

写真1と2を御覧ください。中央体育館の外部と内部の写真です。昭和46年建築で築53年が経過しており、令和2年5月頃、河川側の外壁が大きく崩れ、その後、バリケードで通路を塞いでいる状況です。体育館内の利用には影響ありませんでした。最盛期は、旧矢部町時代に年間6万人の利用がありました。

続きまして、写真3と4を御覧ください。

現在の潤徳小学校体育館の写真です。平成7年建築で築29年となっており、先月2月24日、体育館内で潤徳小学校閉校記念式典が行われたところです。

戻りまして、改正条文をお願いします。

別表第1、中央体育館の項を削り、同表に御岳西部体育館を加え、改正する条文となっております。

附則。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（藤澤和生君） 議案第16号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号「山都町営体育館条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第17号 山都町営弓道場条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第6、議案第17号「山都町営弓道場条例の一部改正について」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） それでは、議案第17号について説明いたします。

議案第17号、山都町営弓道場条例の一部改正について。

山都町営弓道場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月6日提出、山都町長職務代理者。

提案理由です。町営第一弓道場の廃止に伴い、山都町営弓道場条例を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

現在、中央体育館の裏側に第一弓道場がありますが、今回の中央体育館の解体と併せて、解体するものです。これは、現在計画中の通潤橋周辺整備事業に伴い、中央体育館周辺の一体的整備に伴い、解体するものです。

第一弓道場は陣矢弓道場、正座して矢を射る弓道ですけど、専用として使われております。解体後は、これまで団体と協議を重ねてまいりまして、千寿苑の横にあります第二弓道場に場所を移すことで合意しております。

これにより、今回、第一弓道場を廃止するものです。

新旧対照表を御覧ください。

現行では、第一弓道場と第二弓道場がありますが、改正後は、千寿苑横の山都町千滝238番地の町営弓道場に改正をさせていただきたいと存じます。

写真1と2を御覧ください。

第1弓道場の外部と内部の写真です。昭和48年建築で築51年が経過しており、昨年7月豪雨災害においては床上浸水がっております。写真のトタン壁の線があると思いますけど、そこまで水が上がった状態です。

続いて、写真3と4を御覧ください。

千寿苑横にあります第二弓道場です。

戻りまして、改正条文をお願いします。

ただいま説明いたしました条例を改正する条文となっております。

附則。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（藤澤和生君） 議案第17号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号「山都町営弓道場条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第18号 山都町猿ヶ城キャンプ村条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第7、議案第18号「山都町猿ヶ城キャンプ村条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） それでは、議案第18号について御説明いたします。

議案第18号、山都町猿ヶ城キャンプ村条例の一部改正について。

山都町猿ヶ城キャンプ村条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月6日提出、山都町長職務代理者。

提案理由。施設の状況や利用形態の変化等に伴い、開場期間を改めるため、山都町猿ヶ城キャンプ村条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

3枚目をお開きください。

新旧対照表です。

今回改正をお願いしますのは、第4条、開場期間について、現状では4月から11月までの開場期間となっておりますけれども、これを通年に改正するものです。

近年のキャンプブームのピークは過ぎましたものの、冬季のキャンプ場利用の問合せも多く、今回改正を行うものでございます。

2枚目の改正文をお願いします。

附則。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（藤澤和生君） 議案第18号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 議案については何も問題ありませんけども、こうなったときの指定管理料については何か変わりがあるのでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 指定管理料については、債務負担行為については去年の9月の議会だと思ひますけども、基本的にはそのままの指定管理料で行かせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 冬季も希望が多いということで、通年という御説明をいただきましたけれども、私がいつも心配するのは災害についての対応です。

冬季になると、凍結してとかいろんなことも考えられますが、それと、この指定管理についての採決をするときにも、危険防止とか避難訓練とか、そういうことをお願いしてきましたけれども、そういうことについての条文はないんですね。全体がちょっと出てないので、分かりません。覚えている限りではなかったと思うので、今回これでいいんですけども、そういう事に対する心配があるので、それに対する対応もきちんとしていただきたいと思うんですね。通年にするということでの危険防止については、どのように考えておられますか。

商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） お答えします。現在の猿ヶ城キャンプ村管理組合にお願いするときにも、議会のほうから災害等の心配があるからということで御指摘を受けておりましたので、当初5年前に指定管理を受けていただくときには、代表者の方を含め、そういった自然災害等の危険性がある場合には、早めに利用者がおられる場合は避難をしていただくことであつたり、そういったところの徹底をしていただくように、管理者のほうにはお願いをしているところでございます。

台風ですとか、大雨が予測される部分については、前日、前々日から、そういった申込みがあつていれば、予約者のほうに連絡を取っていただくというような形で、現在運営をさせていたでいるところですよ。

また、再度、管理者のほうには周知をさせていただきたいというふうに思ひます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 8か月通の期間が通年になるということで、問合せが多数あるっておっしゃったんですけども、何名ぐらいの問合せがあるんですか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 実際に電話の件数自体は把握をしておりませんが、11月末を過ぎてからの問合せ等もあるようでございます。件数自体はちょっと把握をしておりません。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号「山都町猿ヶ城キャンプ村条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第19号 山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

日程第8、議案第19号「山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） それでは、議案第19号について御説明いたします。

山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について。

山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月6日提出、山都町長職務代理者。

提案理由です。し尿の収集及び運搬手数料額の改正に伴い、山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

し尿の収集及び運搬業務は、衛生的な地域生活を行う上で欠かすことのできないライフラインであります。本町では、2社に収集及び運搬許可を出し、業務を行っているところです。現在の手数料額は、消費税の改定以外の事由では平成22年4月から13年間改定されておりません。昨今の燃料費を筆頭に、資機材の高騰、働き方改革及び安全な事業継続に対応するため、し尿の収集及び運搬手数料額を増額し、令和6年6月1日から適用するために、本条例を改正するものです。

次のページを御覧ください。

改正点について説明いたします。

中頃、9行目です。第9条第2項第2号中、「11円」を「15円」に改めます。また、併せまして、第10条第1項中の文言の修正を行います。

次に、附則です。

附則で、施行期日を令和6年6月1日からと規定しております。

次のページに、新旧対照表を添付しております。御覧ください。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第19号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号「山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 山都町防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について

○議長（藤澤和生君） 日程第9、議案第7号「山都町防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは、説明いたします。

議案第7号、山都町防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について。

山都町防犯カメラの設置及び運用に関する条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月6日提出、山都町長職務代理者。

提案理由です。町民が安心して暮らせる安全な環境の整備のため、防犯カメラの設置を推進していく上で、個人の権利等との調和を図るために、防犯カメラの設置及び運用に関する条例を制定する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

本町は、県内においても上位の高齢化率であり、独り暮らしや高齢者のみの世帯も増加しており、高齢者の行方不明事案なども増加しております。

また、通潤橋の国宝指定や九州中央自動車道の山都通潤橋インターチェンジ開通などにより、観光客など、町外からの来訪者の増加に合わせて、犯罪や交通事故の増加も懸念されております。

このようなことから、防犯カメラを設置することにより、事件や事故の早期解決と犯罪の未然防止など、抑止力にも効果が期待され、町民が安心して暮らせる安全な町につながるものと思わ

れます。

また、防犯カメラの設置については、防犯カメラの適正な管理を行い、町民等の権利及び利益を保護するなど、個人情報保護法を遵守した条例の制定を行う必要があります。

2ページをお願いいたします。

条例文です。

最後のページをお願いいたします。

附則。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第7号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号「山都町防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 山都町デマンド型乗合タクシー条例の制定について

○議長（藤澤和生君） 日程第10、議案第9号「山都町デマンド型乗合タクシー条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） それでは、説明いたします。

議案第9号、山都町デマンド型乗合タクシー条例の制定について。

山都町デマンド型乗合タクシー条例を別紙のとおり定める。

令和6年3月6日提出、山都町長職務代理者です。

提案理由です。デマンド型乗合タクシーの運行を開始するに当たり、山都町デマンド型乗合タクシー条例を制定する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

平成18年から運行してきました山都ふれあいバスについては、利用者の減少や運転士不足等により、令和5年度末をもって廃止することとし、12月補正予算において、周知用チラシ、令和6年4月受け付け開始に係るシステム利用料等のインシヤルコストについて承認いただいております。令和6年4月よりデマンド型乗合タクシーを運行させます。

次のページを御覧ください。

条例の内容としましては、第1条の目的に記載しておりますとおり、地域住民の日常生活のための交通手段を確保し、もって町民の福祉の向上に寄与するものであります。3条で運行に関すること、4条で、運行区域と路線、次ページから運休や禁止行為、乗車の制限を規定しております。

次のページをお願いします。

運賃では、別表にて、区域内1人1乗車500円、清和地区のみ区域を超えた場合、1,000円とし、未就学児は無料、小学生は半額としております。

運賃の減額。障害者手帳をお持ちの方は半額とし、次に、手回品の取扱いを規定をしております。

次のページをお願いします。

11条では、損害賠償に関して規定しております。

附則をお願いします。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

また、附則において、山都町コミュニティバス条例の廃止を定めております。

次のページでは、別表として、区域と料金を示しております。

次のページをお願いします。

資料として、広報2月号に折り込みとして全戸配布しました乗合タクシーのチラシをつけております。

先ほども申し上げましたとおり、ふれあいバスについては、誰も乗っていないであったり、バス停まで行くのが遠いなどの住民の声を受けまして、ドア・ツー・ドアの乗合タクシーを運行することとしました。乗合タクシーとなりますので、一般のタクシーとの違いはタクシー会社の選択はできません。ほかのお客さんと同乗することになるかもしれません。時間も、自分の好きなときには運行できませんということになります。予約は3月25日からとし、今後も1週間前からの予約が可能となります。9時便につきましては、前日の4時までに予約が必要で、そのほかの便については、1時間前までに予約する必要があります。

予約受け付け方法につきましては、電話とネットでの予約を準備しており、専用コールセンターで受け付けることとなります。

次のページを御覧ください。

山都町を旧町村の三つのエリアに分けて、エリア内であれば、運賃1人500円で、自宅から病院の前までといった乗車や降車が可能となっております。

清和地区においては、歯科以外の病院がないため、エリアを越えた運行も可能としており、蘇陽エリアには、高森町の高森駅、観光交流施設、フレインの3か所を含めております。

運行の時間としましては、各集落から9時台に出発して、中心部に10時に到着する便と、中心地から12時半くらいから出発して、各集落に向かう便となっております。午後便につきましても、中心地に14時半着と、中心地から16時出発となっております。

住民説明会も3月18日と19日に開催する予定としており、説明会参加者の予約は必要ありませんが、住民説明会にもタクシーの送迎をすることとしており、こちらは予約が必要で、現在30名

ほどの予約が入っております。

また、2月27日の自治振興区代表者会議においても、希望があれば、集落単位での説明を開催する旨、説明を行いました。

なお、今までのふれあいバスの車両については、ふれあいバスとしての運行は行いませんが、スクール専用便として運行することとします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第9号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 一応取り組んでいただいて、その成果を見らないかと思うんですけども、乗合タクシーの表示はあるんですかね。タクシー自体、これは乗合タクシーですという表示は。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） まだ現状、はっきりしたことは決めてないんですけど、多分タクシーの車両の横に、乗合タクシーですというマグネットでつけるような形になると思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 自治体で話をされたんですかね。ほかの自治体関係の代表者と。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 2月27日に、自治振興区の代表者会議がありましたので、その場で説明しております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） そのときどんな意見が出ましたか。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 特に意見はありませんでした。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君） この事業自体に反対するものでありませんが、運賃の設定、利用者について、私、清和ですけど、地元のことだけ言うつもりはありませんが、例えば、旧蘇陽地区は高森まで行っても500円、馬見原から行っても、大野から行っても500円と。清和地区だけなんです、1,000円って設定したか。設定の根拠をちょっと、私、住民地域にやっぱり説明するためにも必要ですので、その根拠を示していただきたいというふうに思います。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） おっしゃいますとおり、清和地区に関しましてはエリアを超えるというところがありますので、1,000円いただくというところで、最初は設定しております。

蘇陽地区に関しましては、今まで高森町のほうにバスが行っていたからというところで、高森地区も入れているというところになっております。

ただ、今回エリアを三つに分けております。このエリアの考え方は、エリアを越えた運行につきましては、来年度からの運用を行いながら、どのような形で運行したほうがベストなのかというところを決定していきたいと思っております。

乗合タクシー事業については、来年度から初めて運行されるわけであり、よりよいものにしていくことは当然のことではありますが、初めから100%満足のできる仕組みにはできないと考えております。

路線バスも運行されておりますし、一般のタクシー業も妨げることはできませんので、低料金で運行するデマンド型乗合タクシーにおいては、民業圧迫についても視野に入れる必要があります。

いろいろな御指摘があると思いますが、4月から現在の仕様で運行してみて、改善するべきところは適宜改善していくという方向で考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 以前の御説明のときに、地区ごとのタクシーの台数について言われましたけれども、矢部地区が2台、清和が1台、蘇陽が1台か2台になるかもということでの御説明があったかと思えます。やりながらということにはもちろんそうだと思いますけれども、予約が殺到してしまったときで、以前の説明でも、今日できなかつたら次というふうに、予定を変えながら、ドア・ツー・ドアという利便性があるということを理解してもらいたいという御説明もいただきましたけれども、便利なものになるということで、台数が足りないよという現状になったときにはどのようにお考えですか。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 今、議員おっしゃいました矢部地区2台、清和地区1台、蘇陽地区1台ではなく、矢部地区2社、清和地区1社、蘇陽地区1社なので、各社2台ずつというところで、矢部地区で言えば4台走ることとなります。広いとは思いますが、予約が殺到するところまでいくのかどうなのかというところまでも、まだ未定の状況でありますので、取りあえず状況を見て進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号「山都町デマンド型乗合タクシー条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時58分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11 議案第20号 令和5年度山都町一般会計補正予算（第9号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第11、議案第20号「令和5年度山都町一般会計補正予算（第9号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは、議案第20号、令和5年度山都町一般会計補正予算（第9号）を説明いたします。

歳出から説明いたしますので、18ページをお願いします。

まず、全体を通しまして、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の1節報酬、3節職員手当等、4節共済費、8節旅費を調整しております。

2款1項総務管理費です。

5目財産管理費では、14節工事請負費において、旧中島西部小学校校舎で新規の賃借に対応するため、給食室に電気料子メーターを設置する工事費13万2,000円と、16節公有財産購入費においては、蘇陽地区の今滝下造林組合と清和地区の舞岳造林組合において、分収林契約に基づき、立木のまま権利を購入するための費用192万2,000円を計上するものです。

11目企画費では、18節負担金補助及び交付金において、路線バスの赤字路線の欠損を補填する支援策として、地方バス運行等特別対策補助金を計上しておりましたが、収入見込みが増額となったため、支援金額を540万9,000円減額するものです。

15目小水力発電施設事業費では、本年度の売電収入で歳出経費を賄うこととしておりましたが、売電収入見込みが大幅に下回ったことから、590万円を一般財源に組替えるものでございます。

次のページをお願いします。

25目新型コロナウイルス感染症対策交付金事業費では、3節職員手当から18節負担金補助及び交付金におきまして、各所管課で実施しています各種事業経費の実績により、事業費1,448万円の減額を行うものです。

次のページをお願いいたします。

27目新型コロナウイルス感染症対策臨時特別給付金給付事業費では、22節償還金利子及び割引料において、令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業の額が確定したことにより、県補助金11万3,000円を返還金として計上するものです。

31目物価高騰対応重点支援地方交付金事業費は、1節報酬から18節負担金補助及び交付金におきまして、実績により事業費2,283万2,000円の減額を行うものです。

2款2項2目賦課徴収費では、12節委託料において、定額減税に対応するために、住民税システム改修を行うため、184万8,000円を計上するものです。

22ページをお願いします。

3款1項社会福祉費です。

1目社会福祉総務費では、22節償還金利子及び割引料において、令和4年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の額が確定したことにより、7,000円を返還金として計上するものです。

7目保険事務費では、27節繰出金において、保険給付する上で、法定負担金決定に伴い、特別会計に繰り出すものです。

4款1項6目環境衛生費では、18節負担金補助及び交付金において、浄化槽整備促進事業補助金で、設置数減が見込まれることから、747万4,000円を減額するものです。27節繰出金においては、金内橋水道管応急工事に係る国庫補助金が年度内に受入れができないことから、相応分を一般財源で補填するため、特別会計に繰り出すものです。

23ページをお願いします。

5款1項31目地籍調査費では、国補正予算の交付決定を受けて、必要な事業費に対する予算4億4,007万6,000円を計上し、うち3億2,658万円は国費でございます。

25ページをお願いいたします。

5款2項林業費です。

2目林業振興費では、11節役務費、12節委託料において、実績確定により不用額を減額し、財源につきましても、それぞれ調整を行うものです。18節負担金補助及び交付金においては、阿蘇森林組合、蘇陽加工所への木材乾燥と設備導入補助事業のうち、県費2分の1分の3億1,774万5,000円を計上するものです。

7目治山費では、12節委託料において、実績確定により36万3,000円を減額し、14節工事請負費においては、事業取下げ申請により630万円を減額するものです。

6款1項商工費です。

2目商工振興費では、18節負担金補助及び交付金においては、補助事業、不採択を受けて、1,856万円を減額するもので、財源につきましてもそれぞれ減額調整を行うものです。

4目観光施設費では、そよ風パークに設置します木質バイオマスボイラーに関連する費用で、12節委託料においては、委託内容精査に伴う導入調査委託料161万1,000円を減額するとともに、設置に係る実施設計及び管理業務委託料495万円と、14節工事請負費で、設置工事費5,489万5,000円を計上するものです。財源といたしましては、県費2,500万円と森林環境整備基金1,275万7,000円を充当いたします。

6目文化交流拠点施設費は、市町村交付金の交付決定により、財源組替えを行うものです。

8目観光施設整備事業費は、企業版ふるさと納税寄附金のうち、100万円を道の駅整備事業に充当するために財源組替えを行うものです。

7款1項土木管理費です。

1目土木管理総務費では、18節負担金補助及び交付金において、県工事負担金額の確定に伴い、202万5,000円を増額し、申請数減に伴い、戸建て木造住宅耐震改修事業補助金及び民間危険ブロック塀等安全確保支援事業をそれぞれ減額するものです。

次のページをお願いします。

7款2項道路橋梁費です。

6目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業費は、実績確定に伴い事業費を減額するとともに、補助対象外の事業費を一般財源に組み替えるものです。

7目社会資本整備総合交付金事業費では、道路改良工事の事業内容見直しの実績確定に伴い、事業内での節間の調整を行うものです。

12目道路メンテナンス事業費では、12節委託料において、入札において不用額の減額調整と併せて、橋梁補修設計委託業務を前倒して実施するため、466万8,000円を計上するものです。14節工事請負費においては、不用額調整と入札不調に伴う設計見直しによる増額変更で、1,070万5,000円を減額するものです。

次のページをお願いいたします。

7款4項住宅費です。

1目公営住宅等管理費では、12節委託料において、団地建て替え事業の設計見直しにより、48万4,000円を14節から組み替えると共に、14節工事請負費においては、県補助金の事業費配分調整に伴い、町営住宅解体工事509万6,000円を追加及び調整するものです。

8款1項消防費です。

1目常備消防費では、18節負担金補助及び交付金において、令和元年に亡くなられた上益城消防組合職員の損害賠償請求事件判決に係る損害賠償金のうち、一部を構成町において負担するため、1,963万3,000円を計上するものです。

4目災害対策費では、3節職員手当に、今年度分の災害待機に伴います職員の時間外勤務手当53万9,000円を計上するものです。

次のページをお願いいたします。

9款4項社会教育費です。

2目公民館費では、平成28年熊本地震復興基金の追加交付を受け、400万円を中央公民館耐震改修工事費の一部に充当するため、財源組替えを行うものです。

11目矢部高校応援事業費では、企業版ふるさと納税寄附金のうち100万円を矢部高校応援事業に充当するため、財源組替えを行うものです。

13目通潤橋保存活用事業費では、通潤橋橋上観覧料増額に伴いまして、増額分9万3,000円を財源組替えするものです。

9款5項保健体育費です。

2目体育施設費では、平成28年熊本地震復興基金の追加交付を受け、800万円を蘇陽林業者等健康増進施設照明取替え工事費の一部に充当するため、財源組替えを行うものです。

5目中央グラウンド周辺整備事業費では、14節工事請負費において、補助金交付決定を受けて、要望額との差額を減額調整するとともに、当初、総合体育館建設工事費の一部に公共施設整備基金を600万円充当することとしておりましたが、平成28年熊本地震復興基金の追加交付を受けて、同工事に6,090万6,000円を充当するため、財源組替えを行うものです。

10款1項農林水産施設災害復旧費です。

1目現年度農業施設災害復旧費では、12節委託料において、査定額決定に伴い、測量設計委託料を8,845万7,000円、委託内容調整に伴い、査定設計書作成業務委託料を412万8,000円、それぞれ減額するものです。

次のページをお願いいたします。

14節工事請負費において、査定額決定に伴い、3億360万円減額するものです。

10款2項公共土木施設災害復旧費です。

1目現年度公共土木施設災害復旧費では、4節共済費において、会計年度任用職員の社会保険料に不足が生じるため、10節需用費から6,000円を組替えするものです。

12款2項基金費です。

1目及び8目、10目から17目においては、それぞれの基金の利子分を積み立てるものです。

2目減債基金費は、普通交付税で追加交付を受けた中から一部を令和6年度、令和7年度の臨時財政対策債の償還金に充てるため、3,003万4,000円を基金に積み増すと共に、利子分1万2,000円を積み立てるものです。

9目学校教育施設整備基金費は、廃校施設の目的外利用相当分の経費を基金化するために、24万3,000円を積み増すとともに、利子分2,000円を積み立てるものです。

18目まちひとしごと創生推進基金費は、企業版ふるさと納税で寄附を受けた1,200万円のうち、1,000万円を基金に積み増すものです。

34ページの19目町道維持管理基金費は、特定防衛施設周辺整備調整交付金3,726万2,000円を基金に積み増すとともに、利子分2,000円を積み立てるものです。

21目国宝「通潤橋」保存活用基金費は、通潤橋の橋上観覧料796万5,000円を基金化するものです。

13款予備費は、調整です。

続きまして、歳入を説明いたしますので、11ページをお願いいたします。

12款地方交付税は、普通地方交付税の確定に伴い、4,223万7,000円を計上し、本年度の確定額を53億5,558万9,000円とするものです。また、特別地方交付税は、増額分1億2,843万6,000円を計上するものです。

14款2項負担金です。

3目農林水産業費負担金では、申請者からの治山工事取下げ申出により、67万6,000円を減額

するものです。

6目災害復旧費負担金では、農地等災害復旧事業費の減額を受けて、受益者負担金1億1,796万3,000円を減額するものです。

15款使用料及び負担金から17款県支出金は歳出で説明いたしましたので、省略いたします。

15ページをお願いいたします。

18款1項財産運用収入は、それぞれ基金利子です。

19款寄附金です。企業版ふるさと納税寄附金の追加分、1,200万円を収納しております。

次のページをお願いします。

20款2項基金繰入金です。

8目公共施設整備基金繰入金は、当初繰入れする予定でしたが、歳出で説明しましたとおり、県から平成28年熊本地震復興基金が追加交付されたことを受け、全額を基金に繰り戻すものです。

17目森林環境整備基金繰入金は、森林環境贈与税関連事業の調整によるものです。

20目国宝「通潤橋」保存活用基金繰入金は、通潤橋橋上見学料収入を基金化した中から、歳出の通潤橋保存活用事業に要する分を繰り入れるものです。

22款5項雑入です。市町村交付金406万3,000円は、歳出で説明いたしました事業に充当するものです。平成28年熊本地震復興基金7,290万6,000円は熊本県から追加交付されたもので、歳出で説明しました事業に充当するものです。清和水利発電所売電収入1,600万円は、売電収入の減に伴い、減額するものです。

3目過年度収入は、実績確定に伴い、追加交付されるものです。

23款1項町債です。それぞれ事業の調整に伴い、減額するものです。

戻って、6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費です。年度内の事業完了が見込めない事業を翌年度に繰越して行うものです。全34事業、33億9,083万8,000円です。

8ページをお願いします。

第3表地方債補正です。橋梁補修工事及び治山工事に伴う事業費の減額によりまして、起債額を変更するものです。

表紙の次のページをお願いいたします。

令和5年度山都町一般会計補正予算。

令和5年度山都町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億9,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179億7,400万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和6年3月3日提出、山都町長職務代理者です。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第20号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 26ページの商工振興費なんですが、地域商業機能複合化推進事業補助金というものがなくなったといいますか、事業が達成できなかったというような御説明だったと思いますが、すいません、これについてもうちよっと詳しく御説明いただけますか。ちょっとこの事業の内容について、今、忘れておりますので、これが何だったのか。どの開発、地域振興に、商業の振興に使われるはずだったお金か。どういう計画で、どういうふうにし流れてしまったのかというところを、もう一度御説明いただけますでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。まず、地域商業機能複合化推進事業というのは、昨年の9月補正で計上させていただいたものです。

商店街等の組織または民間事業者が商店街等において、来街者の消費動向の調査分析、新たな需要の創出につながる魅力的な機能の導入を行い、最適なテナントミックス、いろんな業種業態の組合せを実現して取り組むというものでございます。経費の一部を国が2分の1、それと町が4分の1、それと間接事業者が4分の1負担をして実施する事業でございます。

具体的には、事業の計画としては、小一領神社の参道及び空き地を活用して、門前町スタイルのテナントミックス事業を行う計画でございましたけれども、第三次の募集に申請を8月に行っていました。申請の結果が9月末にありまして、この時点で不採択という通知をいただいたものですから、予算のほうを今回、減額をさせていただいたところですよ。

9月予算に予算を計上したわけですが、事業採択の可否を内示後に挙げればよかったわけですが、事業期間が残り半年であるということと、採択後の正式な交付申請書を提出する際に予算の議決の書類を添付する必要がありましたので、9月の議会に計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 思い出しました。小一領神社前の何かコンテナハウスのような事業だったというふうに思っています。

この事業なんですが、国の募集時期をとということだったんだろうと思うんですが、やっぱり町なかの再開発を今後ともやっぱり考えていかなきゃいけない上で、こういう事業は今後もまた応募するという芽があるのかというようなところが1点と、それからもう1点、次のページの道の駅のほうに財源を組替えて100万円というふうなお話があったというふうに思って、観光施設整備事業費というところですよ。道の駅、今、あまり評判がよろしくなくて、昨日ちょっとは課長にお伺いしたところ、あそこの身障者のところの雨よけとか、それと下屋がつながっていないというところを申し上げたら、それは工事をする予定ですよというふうにおっしゃったんですよ。

ね。そういうふうな追加の工事というのが今後も出てきそうな気がしているんですけども、こういった見通しといたしますか、やっぱり度々こういうふうにして補正をしながらやっていくべきこと、町の持ち物だし、やっていくべきことなのかなあ。やっぱ使いやすいうように改修をしていくということは非常に大事な事かなというふうに思っているんですが、そこも、もう1点併せて御質問いたします。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 失礼します。先ほどの地域商業機能複合化推進事業につきましては、まちづくりやべのほうで申請をされたわけですけども、来年度申請をするかどうかについてはちょっとまだはっきり確認をしておりませんので、そういったところの取組も今後必要になると思いますので、まちづくりやべのほうとも協議をさせていただきたいというふうに思います。

それと、道の駅の整備の件でございますけれども、身障者の駐車場から直売所のほうへのアクセスの屋根については、令和6年度の来年度の予算のほうで計上をさせていただいております。

それと、もろもろひさしをつける工事ですとか、そういった部分の追加の工事を令和6年度に計上させていただいております。よろしくをお願いします。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 大きく3点お願いします。19ページから20ページに、価格高騰重点支援補助金の減額とか、飼料価格高騰の減額とか、その次のページに、物価高騰対策重点支援地方交付金事業費が大きく2,000万円減額されている理由については、最初の見通しから実績に応じた減額ということでは理解するんですけど、それは結構、物価高騰に対するせっかくの事業が減額されるというのは、住民の方に対してどうなのかなというふうに思いますので、どうしてそんなふうに大きく、特に2,000万円のマイナスというのは繰越しができるのかとか、返還せなんのかとか、その点について一つお尋ねしたいです。

それと、22ページに、浄化槽整備設置の申請が減ったのでという減額と、それから27ページに、耐震工事についても多分申請が減ってということでの減額だと思うんですが、もったいないと思うんですね。せっかくの予算なので、これは足りないぐらい、補正で追加するぐらいしていただければありがたいと思うんですが、この現実について今後どのようにお考えかということと、29ページの橋梁点検の委託料も減額されている理由をお尋ねしたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。物価高騰対策重点交付金事業ですけども、これは非課税世帯、1世帯当たり7万円の給付支給という国の事業になります。予算計上時では、2,800世帯で算定して計上いたしております。

予算については不足しないように、議員おっしゃったとおり、ある程度の安全係数を掛けて予算を計上いたしております。実績分が2,371世帯ということで、500世帯分ほど多めに予算を組ん

でいたというところで、金額的には大きく返還金となっております。

繰越しはこの事業においてはいたしませんので、3月末締めということで事業を実施いたします。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。浄化槽の補助金につきましてですが、計画で50基予定しておりました。その中で、人槽、5人槽、7人槽、10人槽という形で計画をしていたんですが、5人槽については予定より多かったですけども、こういう御時世ですので、7人槽のほうの申請のほうがどうしても少なくなっております、その分と、あと12槽、大規模のほうも予定していたんですけど、今回は申請がなかったと。実績です。

これは単年度ではなく、国県の補助がありますので、5か年計画でしておりますので、来年度以降の申請のときには上乘せという形でできますので、そういう形で対応していきたいと思えます。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） 道路メンテナンス事業の減額補正について説明いたします。委託料につきまして、1,536万3,000円の減額になっております。

これにつきましては、一番大きい要素としまして、鮎の瀬大橋の橋梁点検の委託を今年度発注しておりました。一応3,000万円程度の予算で予算していたんですけども、1,760万ということで、予算からの落札率が58%で、これが1,200万ほど出ていると。トンネル委託料につきましても、2,300万円の予算が1,500万円ほどで、それにつきましても、落札率が68%、この額を橋梁の補修、前倒しして、466万8,000円を追加して委託をやりたいということと、工事費請負費の1,070万5,000円の減額につきましては、柳井原大橋を繰越し予算と令和5年度予算、合冊で発注しておりました。

繰越し予算につきまして、別の路線で減額になったものですから、繰越し予算の事業費を満足するために、繰越し予算と合冊にしとるものですから、繰越し予算のほうで柳井原大橋の補修をやったということで、現年分の予算が減額になったと。不用額が生じたということになります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありますか。

9番、飯開政俊君。

○9番（飯開政俊君） 18ページです。公有財産の購入費で、立木権利の購入費ですけども、どのくらいの面積で、この192万2,000円の価格の基準ですね。どうやって算定して、この数字が出たかということと、もう1点は、9月の決算審査でも毎年議題にのぼるんですけども、小水力発電施設の今年の売電収入が非常に減額しておりますけども、そここのところの説明をお願いを申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 蘇陽支所長、村上敬治君。

○蘇陽支所長（村上敬治君） お答えいたします。分収林につきましての面積は1.2ヘクタール

になります。

以上です。

(「算定根拠」と呼ぶ者あり)

失礼いたしました。それと、その算定根拠につきましては、金額の0.7を掛けた金額ということで算定しております。

以上です。失礼いたしました。

○議長(藤澤和生君) 清和支所長、長崎早智君。

○清和支所長(長崎早智君) まず、立木権利購入費の件についてお答えいたします。清和地区内の舞岳造林組合分ですが、昨年4月に皆伐の届けがございましたが、その後、立木のまま権利を買い取らせていただくということで、町の方針といたしましたので、昨年9月の補正予算において立木調査を行っております。

10月、12月の間に調査を実施していただきまして、そこで評価額を算定していただいております。販売総額が1,478万5,000円の算定に対しまして、市場に出した場合ですとか搬出経費等を、そのうち、年間の平均の係数等を掛けまして、1,300万円ほどの経費を引きまして、差引きの価値が176万6,000円となっております、その7割分の123万6,320円を今回、計上させていただいております。

また、水力発電所についてお答えいたします。かねてより、皆さん方から御意見いただいておりますが、今年度は年度当初より、取水口への土砂の堆積が続いております、4月、5月で既に5回ほど掘削作業を行いました。

その後、大雨等もございまして、常に堆積、掘っても掘っても詰まるという状況が続いておりますし、観光シーズンもありましたので、6月から8月は掘削を行わずに、発電自体をストップしております。

その後、9月に発電を再開いたしましたが、今度はそもそもの上流域から流れてきます水量が例年の2分の1から4分の1ほどに減少しております、全く取水口が詰まっている状況ではないんですけども、発電所に取り入れる水が少なく、例年、発電所を運営し始めて、初めての減少、これほど大幅な減少になっております。

補正予算計上前の12月時点で売電収入が342万円、1月末でもプラス40万円で383万円の歳入ということですので、3月、今回の補正予算で歳入のほうを減額させていただいております。

以上です。

○議長(藤澤和生君) 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長(坂本靖也君) すいません、少し補足させていただきます。ただいま、蘇陽支所長、それから清和支所長のほうから答弁をさせていただきましたが、蘇陽支所におきましては、今滝下造林組合の分でございます。

先ほど清和支所長が申し上げたとおり、それぞれ森林組合から見積りいただいた中でやっております。

先ほど蘇陽支所長のほうからありました0.7というのは、分収契約によりまして、その金額の

7割をお返しするということでの金額を上げているということでございました。失礼しました。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 同じく小水力の件についてお尋ねなんですけど、今年度は売電収入が1,600万円減収ということの見込みで、支出のほうも財源組替えをされておりますが、そもそも、これは以前からずっと、先ほど支所長のほうも申されましたが、これは懸案事項でございましたし、直近では昨年12月に、定期の監査報告を見せていただきましたが、そのときの報告書の中にも、この事業については一考されたいというふうな指摘事項がございました。

そのことを受けて、どのように対処されたのか。先ほどの支所長の説明では、これまでになかったこの減収であったし、状況がそういうことであったということですが、今後はまた、そういう大雨だったりというのは、この気象条件が近年こういうふうになっておりますので、今後さらにそういうことが予想されますので、このことについては、早々にどういうふうにするのかというのを考えなければならない時期なんですけど、その指摘事項を受けて、どのように協議をされたか。されてなければされてないで結構ですが、その答弁をお願いします。

それから、22ページの金内橋が崩落したことによる水道管布設のこの事業に関して、国県支出金が3月までに見込めないから減額をいたしましたということですが、3月までに見込めないでなくて、もう入る見込みがないということだったのですか。そこを再度お尋ねいたします。

○議長（藤澤和生君） 清和支所長、長崎早智君。

○清和支所長（長崎早智君） お答えいたします。まず、発電所の状況につきまして、しゅんせつ等の関係は令和4年6月に県のほうに要望しております。それを受けまして、令和5年度、県のほうで予算化をいただいております。今年度、しゅんせつをされることとなっております。

当初は、10月に発注を予定されておりましたが、災害対応などで発注の時期が年明けにずれ込みまして、3月末の工期で、現在工期中でございますので、そこをお知らせしておきます。

今後の発電事業についてですが、年度当初はこれまでの売電実績を踏まえまして、定額買取り、FIT制度終了後も黒字で維持できる見込みとして、今後の決算、収支状況の見込みを立てておりましたが、11月時点でその現状を踏まえまして、大幅に下方修正をいたしました。

この資料を基に、当初予算計上前に町長と協議を行っております。まずは、県のしゅんせつ工事の完了を待ち、水量の回復状況がどうなるかというのを判断したいと思います。また、春先は出水期でもありますので、その回復状況も参考にすることとしております。

今回当初予算では、経常的な点検等の経費を計上させていただいておりますが、春先の水量の回復の状況等を見まして、また、施設の通常行っております年次点検等も前倒しで実施いたしまして、その結果も踏まえ、新年度の早い段階で存続または廃止や譲渡等も選択肢に含めた上で方針を決定することと、町長と協議をしております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。この197万4,000円につきましては、国県の支

出金からの補助金なのですが、あとで簡易水道の会計のほうの補正にも上げておりますが、本工事費の決定に伴い、その分の国庫補助金と併せて国のほうが繰越し処理をしております。

ただ、本年度で簡易水道会計のほうが閉じますので、入ができない不足分については一般財源のほうに入れて、国庫の補助金については水道事業のほうに後でまた入るとい形になります。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） すいません、先ほどの飯開議員のほうからの質問で、私の答弁を訂正させていただきます。森林組合からの見積りと申し上げましたが、正確には熊本県森林組合連合会のほうに委託をいたしまして、見積りを取って、その金額を根拠としております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） すいません、先ほどの質問で、耐震工事についての減額にはちょっと答えていただけてないのと、それと、いろいろ価格高騰とか、飼料高騰とか、物価高騰とか、いろいろありましたけど、御説明いただいたような物価高騰の分だけだったんですよね。それは繰越しもなく、返還もないんですかね。

あと、コロナ補助金については、何か繰越しができるのかという話もちらっと聞いたんですけど、それをはっきりさせていただければありがたいかなと思います。

橋梁点検のことで聞いたのは、何か所かあって、当初のときにきちんと理解できてなかった私も悪いんですけども、鮎の瀬大橋だけじゃなくって、ほかにもされる予定だったのができてないのかなと思って、お尋ねしたところでした。すいません。まだお答えできてない分をお願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） 失礼しました。耐震改修工事の補助金なんですけども、耐震改修工事、減額の209万円につきましては、申請がなかったと、個人から申請がなかったということで、不用額として減額しております。

ブロック塀につきましても、申請が1件だったものですから、20万円の不用額が生じたので、減額しているということになっています。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それで、飼料高騰対策の支援事業補助金、減額29万4,000円となったところの実績をお知らせしたいと思います。

当初予算を組むときに、畜産統計の頭数で組んでおりますけれども、若干の余裕を持って組んでおるところでございます。

鶏につきましては規模拡大等も見越した要求をしていたところでございますけれども、実際にはほぼほぼ全員からの申請があるということとっております。

統計を上回って申請された農家が1件あるのと、あと牛になりますけれども、一、二頭の飼養のところについては3件ほどが辞退をされているということで、この申請につきましては、一応

全農家さんに通知をして申請をしていただいているということになっております。申請があった分で29万4,320円ほどが不用額となったということでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。19ページにあります新型コロナウイルス感染対策交付金事業のほとんどなんですけども、国から山都町は幾らですよという形で補助金が下りてきます。それに対して、この山都町はこのメニューをしますよというところで、最初申請を出します。申請を出して、もちろん単年度事業ですので、その年にしてしまうという形になります。この事業をするためにはこれぐらいの予算が必要ですよねということで、最初、予算を立てます。それに対して、先ほどありましたように、応募がなかったりとか、事業費が少なかったりとかというときには、じゃあほかのところに回しますとか、そういうことはできませんので、それに対しては返還という形になります。

物価高騰とか、飼料高騰とかありますが、流れとしましては、コロナウイルスの交付金が物価高騰という名前を変えて、同じような仕組みで上から下りてきているという形になります。

繰越しに関しましても、繰り越せる事業もありますし、繰り越せない事業もあります。それはいろいろです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） それでは、返還金の実績について御報告いたします。まず、19ページの物価高騰重点支援補助金888万円の返還ですけれども、これを住民税非課税世帯、1世帯当たり3万円の給付になっております。これは10月で終了をいたしております。実績が2,707世帯で、811万2,000円の給付になっております。

それから、20ページの一番上の上段、社会福祉施設等価格高騰支援補助金の17万円の返還になります。この事業も同じく10月に終わっております。実績が、介護事業所14、障害者施設6、私立保育園5、学童クラブが7で、1,583万円の実績になっております。

その下の下段、令和4年度の低所得の子育て世帯支援給付金の返還金ですけれども、これは最終調整ということで、令和4年度の事業になります。住民税非課税世帯、1人当たり5万円の給付金になります。166名が対象で、880万円の実績になっております。

その下の物価高騰対策支援金の給付金に関しましては、先ほど申し上げました今年度3月までの事業ということで、見込み分で計算をいたしまして、返還金のほうを計上いたしております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありますか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 26ページですね。バイオマスボイラーについて質問ですけれども、導入調査委託料ということでマイナスになっております。これは前にも、昨年、その前にも出たと思うんですけども、トータルでこの調査費用というのは幾らかかったかというのと、今度、

バイオマスボイラー設置工事ってありますけれども、工事請負費ってありますね。上の設置工事設計監理業務委託料という会社と、この設置業者というのは違うんですかね。

それが一つと、これを用いたときのメリットですね。どれぐらいのメリットになると、費用対効果がどれくらいあるからこの予算をかけてやるということでお考えなのかをお聞きします。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。木質バイオマスボイラーにつきましては、令和5年度と4年度を合わせまして、790万円ほど調査費用の予算を組んでおります。

今回161万3,000円の減額については、当初、そよ風パークと通潤山荘の2か所を予定しておりましたので、予算のほうを計上しておりました。

通潤山荘のほうは御存じのとおり、民間に売却ということになりましたので、その分は減額ということで予算のほうを計上させていただいております。

木質バイオマスボイラーの概要を少し御説明させていただきたいと思います。今、タブレットのほうに配信があったと思いますけれども、山都町バイオマスボイラー計画図の1ページをお開きいただきたいと思います。

木質バイオマスボイラーについては、既存の温水ボイラーと併用することが基本になります。木質ボイラーで、1日の中のベースとなる熱需要をバイオマスボイラーで賄い、そのベースを超えるピーク負荷を化石燃料ボイラーで補うという仕組みとなります。

1ページには、左側に新設家屋、建屋、それと右側のほうに既存のボイラーということで、セットで整備が必要になります。

それと、2ページ目をお開きください。今回設置する場所でございますけれども、新設ボイラーの配置図になります。場所はそよ風浴場、キッチンマアム、宴会場がある建物の東側の赤い線で囲んでいる場所になります。

3ページを御覧ください。3ページのほうは、搬入経路を示しております。

6ページが、建屋、平面、立面図になります。構造は鉄骨造ということで、計画をしております。

御質問のありました業者については、設計の業者と工事を請け負う業者についてはまだ予算も確保できておりませんので、業者については入札なりの手続を経た後に業者のほうが決まるということになります。

それと、整備に関する効果ということでございましたけれども、町内の公共施設で熱源として利用することで、木材の需要創出と地球温暖化に貢献できるということと、それと化石燃料が減少することで、町外に資金が流れませんので、地域の木材の資源を供給することで、地域に資金が循環するということが挙げられると思います。

それと、三つ目に、町が取り組むSDGsの未来都市の実現に貢献できるということが挙げられるかと思います。

導入調査の中で試算をしてありますけれども、具体的に化石燃料については、これまでそよ風パークの大浴場で年間、大浴場の営業をしていたときの化石燃料の消費量というのが7万2,000

リットル、これが約半分になるということです。

それと、まきの調達に経費がかかりますので、今、調査費の中で試算をした金額で申し上げますと、燃料費だけの削減が138万円ほどという報告を受けております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君） 昼食前の質問は嫌われますけれども、農林振興課長にお尋ねしたいと思います。現年度災害復旧費、3億円ほどの減額というようなことで、パーセントでいえば20%ちょっとかと思えますけれども、一応出させていたけれども取り下げられた。恐らくその中には、社会的な要因ももちろん、米価の問題であったり、高齢化の問題であったり、それから、自力復旧ですというようなこともあるかと思いますが、その要因についてどのようにお考えかというようなことをお聞きしたいと思います。

さきの一般質問でいたしました、そういった負担金の割合、問題ですね。設計費は2%と聞いておりますけれども、そういったのも弊害になっておらんのではないかなと、一つの要因になっているのではないかなというふうな気もいたしておりますが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えをしたいと思います。今回3億円ほど減額をしているところでございますけれども、まず、申請での状況をお知らせしたいと思います。

農地と施設を合わせまして、全体の申請件数は909件、そのときの被害額の想定として22億2,720万円ほどという想定をしたところでございます。

その後、査定がございまして、12月末までかかったわけでございますけれども、その中で査定に取り上げたのが合計で329件、査定決定額として12億円ほどという形になっております。こういうことがありまして、今回、減額をさせていただいたということになっておるところでございます。

それから、自力復旧のほうもさせていただいておりますので、申請件数の中から、900件あった分から250件ほどは自力復旧のほうに流れているのかなというふうに思っているところでございます。

負担金については、測量負担金が2%ということで、2月に一応測量負担金のほうを各農家さんのほうには発送させていただいているところでございますが、具体的にその弊害があるかどうかというような情報等は聞いておるところではございません。安ければ安いほうがいいというのはもう心情的には分かっているところでございますけれども、具体的に、負担金を払えないのでというのは、今、納付書を送っておりますので、そういったところでお話が出てくるのかなというところを思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号「令和5年度山都町一般会計補正予算（第9号）について」は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、1時まで休憩いたします。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時0分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12 議案第21号 令和5年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第12、議案第21号「令和5年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君） それでは、令和5年度国民健康保険特別会計補正予算について御説明いたします。

今回の補正につきましては、金額の確定や国民健康保険税本算定後の年度末までの収納額の見込み等により、加減を行うものです。

歳出から御説明いたします。

9ページを御覧ください。

7款基金積立金でございます。国保財政調整基金利子を6万8,000円増額しております。現在、2月末基金残高が4億1,635万1,891円です。

14款予備費は、調整です。76万2,000円です。

続きまして、7ページをお願いします。

1款国民健康保険税でございます。こちらにつきましては、本算定後、年度末までの収納額見込みにより、789万5,000円の減額です。主な要因としましては、被保険者数の減少、約210名ほど減少しておりますとともに、課税額が減少したこと、また、所得額が減少したことによるものです。

続きまして、5款財産収入1目利子及び配当金は、先ほど御説明いたしました国保財政調整基

金利子で6万8,000円でございます。

8ページをお願いします。

7款繰入金でございます。

1目一般会計繰入金につきましては、今回、それぞれの項目ごとの金額が確定しましたので、合計で865万7,000円の増額補正となります。

表紙の次のページを御覧ください。

令和5年度山都町国民健康保険特別会計補正予算。

令和5年度山都町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83万円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億1,167万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年3月6日提出、山都町長職務代理者。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第21号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号「令和5年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第22号 令和5年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第13、議案第22号「令和5年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） それでは、議案第22号、令和5年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、国県補助の確定による財源組替えと介護予防サービスの増加分について計上いたしております。

まず、歳出からです。

8ページをお願いいたします。

2款1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費から9目地域密着型介護サービス給付費については、国県補助の確定により財源の組替えを行っております。

9ページです。

2款2項介護予防サービス等諸費1目介護予防サービス給付費18節負担金補助及び交付金580万6,000円は、要支援者の施設サービス利用の増加により、3月まで予測される不足分を計上いたしております。

5目介護予防サービス計画給付費18節負担金補助及び交付金50万7,000円は、介護予防計画作成に係る増加分になります。

3目、4目、7目は財源の組替えになります。

10ページです。

2款3項その他諸費から7項特定入所者介護サービス等費については、財源の組替えになります。

11ページです。

4款1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金24節積立金4,000円は、基金利子分を積み立てます。今年度末の基金残高は、6,240万3,198円になります。

5款5項高額サービス等諸費1目高額介護予防・日常生活支援総合事業サービス費18節負担金補助交付金2万円は、3月まで予測される不足分を計上いたしております。一定の負担限度額を超えた場合に払戻しされる費用になります。

予備費は、調整になります。

続きまして、7ページをお願いいたします。

歳入です。

3款2項国庫補助金1目調整交付金は、現年度増額分1,288万4,000円を計上いたしております。

5款1項県負担金1目介護給付費負担金は、現年度当初予算からの減額分2,068万7,000円を減額で計上いたしております。

次に、表紙に戻っていただいて、2枚目をお願いいたします。

令和5年度山都町介護保険特別会計補正予算。

令和5年度山都町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ780万円を削減し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億6,538万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年3月6日提出、山都町長職務代理者。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第22号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号「令和5年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第23号 令和5年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第14、議案第23号「令和5年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） それでは、議案第23号、令和5年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）の説明を申し上げます。

11ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費について、759万4,000円を減額補正しております。これは下鶴地区小規模水道修理ほか、3地区の修繕料の不用額と公営企業会計移行支援委託料の不用額です。

2目簡易水道整備事業費について、46万8,000円を減額補正しております。これは町道水の田尾下鶴線改良に伴う水道管更新工事で改良事業が完了し、費用が確定したことに伴い、不用額を減額するものです。

3目災害復旧費について、703万3,000円を補正しております。14節の工事請負費増額は、12月に行われた災害査定結果に基づき、金内橋の本工事を計上しております。その他の項目は、不用額を減額するものです。

前に戻っていただき、9ページを御覧ください。

歳入につきまして、1款1項1目簡易水道負担金について、23万6,000円を補正しております。これは歳出で説明した下鶴小規模水道修繕料ほか、3地区の修繕料の減額に伴い、各組合からの負担金の減額と金内橋に添架する水道施設復旧本工事負担金の増額分を差し引いた額を計上しております。

3款1項1目簡易水道国庫支援支出金について、266万1,000円を補正しております。これは先ほど歳出で説明いたしました町道水の田尾下鶴線改良に伴う水道管更新工事で、改良事業が完了し、調整交付金の額が確定したことによる増額と金内橋の復旧本工事の増額補正です。

4款1項1目繰入金について、197万4,000円を補正しております。これは金内橋落橋で行った応急仮工事の国庫補助金の算入が繰り越すことに伴い、不足額を計上しております。

次のページを御覧ください。

7款1項1目簡易水道事業債について、590万円を減額補正しております。これは先ほど歳出で説明した公営企業会計移行支援委託費の不用額を全額起債対応しておりましたので、減額補正しております。

5ページを御覧ください。

繰越明許費です。

本事業は、国が行う金内橋災害復旧工事と並行して、添架する水道施設の災害復旧工事であり、橋本体の工事が来年度施工のため、併せて繰り越すものです。

次のページを御覧ください。

地方債の補正です。

限度額を補正前の2,640万円から590万を減額し、2,050万円とします。起債の目的、起債の方法、利率及び償還の方法は変更ありません。

次に、2ページを御覧ください。

令和5年度山都町簡易水道特別会計補正予算。

令和5年度山都町の簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,252万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

明許繰越費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和6年3月6日提出、山都町長職務代理者。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（藤澤和生君） 議案第23号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号「令和5年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第24号 令和5年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第15、議案第24号「令和5年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、枝尾博文君。

○そよう病院事務長（枝尾博文君） それでは、議案第24号、令和5年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正は、医療提供において使用する機器、食事提供にて使用する機器、臨床実習にて使用する機器における資本的収入に係るものです。

4ページをお開きください。

補正予算（第2号）の説明書です。資本的収入及び支出における資本的支出です。

1款1項3目医療機械器具購入費286万2,000円の増。これはリハビリテーション科の昇降式平行棒、歯科の記録画像撮影用カメラ、栄養科の調理用スチームオーブン、救急実習用気道管理モデルを計上しています。これは、経年劣化により修理をすることが困難となった機器を更新するものです。及び臨床実習等において使用する機器は、新規購入によるものです。いずれも早急に今年度中の調達が必要となっているものであります。

前に戻っていただき、2ページをお開きください。

令和5年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和5年度山都町の病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度山都町病院事業会計予算第5条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2,341万9,000円」を「2,628万1,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予算額、計の順に申し上げます。

支出。

第1款資本的支出、5,161万9,000円、286万2,000円、5,448万1,000円。

第1項建設改良費、789万5,000円、286万2,000円、1,075万7,000円。

令和6年3月6日提出、山都町長職務代理者。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第24号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号「令和5年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

散会 午後1時20分

3 月 12 日（火曜日）

令和6年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 令和6年3月6日午前10時0分招集
2. 令和6年3月12日午前10時0分開議
3. 令和6年3月12日午後3時18分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第3号）

日程第1 一般質問

- 8番 藤川多美議員
- 3番 眞原 誠議員
- 4番 西田由未子議員
- 2番 坂本幸誠議員

7. 本日の出席議員は次のとおりである（13名）

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 東 浩 昭 | 2番 坂 本 幸 誠 | 3番 眞 原 誠 |
| 4番 西 田 由未子 | 5番 中 村 五 彦 | 6番 矢仁田 秀 典 |
| 8番 藤 川 多 美 | 9番 飯 開 政 俊 | 10番 吉 川 美 加 |
| 11番 後 藤 壽 廣 | 12番 工 藤 文 範 | 13番 藤 原 秀 幸 |
| 14番 藤 澤 和 生 | | |

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（1名）

- 7番 興 梶 誠

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|-----------|---------|-----------------|---------|
| 副 町 長 | 楢 林 力 也 | 教 育 長 | 井 手 文 雄 |
| 総 務 課 長 | 坂 本 靖 也 | 清 和 支 所 長 | 長 崎 早 智 |
| 蘇 陽 支 所 長 | 村 上 敬 治 | 会 計 管 理 者 | 飯 星 和 浩 |
| 企画政策課長 | 北 貴 友 | 税 務 住 民 課 長 | 高 橋 尚 孝 |
| 健康ほけん課長 | 木 實 春 美 | 福 祉 課 長 | 高 野 隆 也 |
| 環境水道課長 | 有 働 頼 貴 | 農 林 振 興 課 長 | 松 本 文 孝 |
| 建 設 課 長 | 西 賢 | 山 の 都 創 造 課 長 | 木 野 千 春 |
| 商工観光課長 | 藤 原 章 吉 | 学 校 教 育 課 長 | 工 藤 博 人 |
| 生涯学習課長 | 上 田 浩 | そ よ う 病 院 事 務 長 | 枝 尾 博 文 |

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

テレビ局から、テレビカメラによる本日の議会の取材申込みがありましたので、これを許可します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（藤澤和生君） 日程第1、一般質問を行います。

7人の方から質問の通告がっておりますので、本日4人、明日3人としたいと思います。順番に発言を許します。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） おはようございます。8番、藤川多美です。

本日は、雨の後の足元の悪い中にたくさん傍聴においでいただきまして、誠にありがとうございます。

元日に起きました能登半島地震により、お亡くなりになられた方々へ謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々、その御家族や関係者の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。被災された皆様の、安全と被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

今回は、服掛松キャンプ場について、そして山都町の将来の人口や、町内の買物困難者支援について一般質問をいたします。

それでは、引き続き質問台より質問します。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） それでは、まず始めに、服掛松キャンプ場について質問いたします。

キャンプ場の草刈りについて、5年前の指定開始後、満足に草刈りができてないこと、特に最終年の令和5年度においては、これまででない管理のまずさでした。

一番人目につきやすい、しかも、前年の令和4年11月に新たに教育委員会において、文化財に指定された明治陸軍による野戦陣地の演習跡ですが、くしくもこの指定を受けてから、皮肉なことに、特にこの部分が1年間ほったらかしで、草刈りが1度もされませんでした。

文化財でもあり、観光地でもあり、保育園や小学校や中学校など、地域の学校ばかりでなく、お隣の五ヶ瀬町からも、子どもたちの遠足場所でもありました。そんな親しみのある場所が、なぜに1度も手を加えられなかったのか。地域のみんなにとっては、我慢の域に達し、町と議会にもっときれいに整備してほしいと陳情がなされたところです。

議会においては、経済建設委員会に付託をされ、経済建設常任委員会では現地も見られ、指定管理者からの聞き取りや、要望された地元の皆さんから御意見を聞くなど、審議をされましたが、

12月定例会では結論が出されず、継続審議となされました。このことについては、12月定例会で、担当課長、副町長、町長のトップ以下3名が管理不足を認められ、陳謝されたところでございます。

そこで、町としては、年3回草刈りをする事とする契約の不履行について、どのように対処されたのかお伺いをいたします。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） おはようございます。それでは、お答えをしたいと思います。12月定例会以降の対応について申し上げます。

指定管理者代表とキャンプ場責任者を呼んで行政指導を行いました。自主的に整備計画書を作成して来られましたので、内容を確認し、速やかに実施するよう指導したところです。その後12月15日現在、それと12月27日現在、それと2月末現在の整備状況について、町へ報告がっております。町も12月20日、1月25日、3月5日に現場確認を行っております。

毎月の業務報告についてでございますけれども、重点管理区域を設定をして、現状の写真の添付を義務づけております。町は当面、2か月に1回程度指定管理施設の巡回を行うということにしております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 業務計画というのは、当初に計画を出さなければなりませんね、協定書にそう書いてございます。

前日も申しましたように、テントを張ったりする平らなところは本当にきれいに整備をされておりますが、それ以外のところ、例えば力仕事が必要のところだとか、そういうところは全然なされませんでした。当初に年次計画を出されるときに、その計画書が出ていると思いますが、今回指摘をした地域の場所の計画はどんなふうになっておりましたですか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） それぞれ利用目的に施設がございますので、それらの目的に応じた利用と管理をやるということで報告は受けております。

ただ、御指摘があったとおり、管理のほうが不十分であったということでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 管理不十分ということは、前回の定例会でも、今回もまた課長がお認めになりました。

協定書におきますと、第4条の管理物件に関して、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないというのが、協定書にうたっております。なので、業務計画を出す出さない以前の問題で、きちんとした注意をもって管理しなければならないということになっておりますが、この5年間、契約不履行の部分について、どの部分が何年不履行だったのか。

12月の議会では、執行部の返答は曖昧でございました。これは素直に、管理者に聞くしかない

のではないですか。毎日管理日誌をつけてあると思いますので、日誌で確認されるしかないと思いますが、管理料の算定はどうされるのか。これもまた、協定書の中にあります。

契約というか協定書にうたってある事項について、履行しなかった場合は停止をしたり取消しをしたり停止をしたり、経費の全部または一部を返還しなければならないと、返還を命じることができるとうたってあります。

どのように、今後、この返納に関して、不履行の部分についての返納に対してどのように対処されるおつもりでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） お答えします。指定管理者の指定後5年間の不履行ということでございますけれども、管理者に聞き取りしましたところ、2年間という回答を受けておりません。管理不足の指摘を受けて、現在、業務改善に向けて取り組んでおりますので、管理料の返納については考えておりません。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 2年間というのはいつの、どの部分でしょうか。

展望所なんかは、新しい指定管理者になる前に、地元の整備委員会が前の業者さんのときに委託を受けて、きれいにされましたが、その後手つかずの状態とお聞きしております。その点は確認されましたでしょうか。

今課長がおっしゃいました、2年間だけ不履行だったというのはどの部分がいつからいつ何年のとき不履行だったのかということをお尋ねいたします。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） お答えします。ここは聞き取りで確認をしましたので、オートキャンプ場、それと調整池の周り等々について2年間ということで確認をしております。

それと、もう一つの質問。その2年間でよろしいですか。すみません。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 町のほうは確認をされてなかったわけなんですよ。

今回この草刈りができてないことが発覚して、それでもって、指定管理者の方に聞き取りをして分かったということですが、ちゃんとこの事件が発生してからもくにんはされましたよね。

今課長は、オートキャンプ場のところと、下の調整池のところとおっしゃいましたが、私が冒頭申しました、あの服掛松のあの丘、あれは、前年度に指定をされました。それと同時に、上益城郡の植樹祭がありましたが、それ以降、今度指摘するまでのちょうど1年間、丸1年間手つかずでございました。ですから、そこも契約不履行だったということになりますよね。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 服掛松の記念碑のところについては、すいません、先ほど申し上げなかったんですが、そこの部分についても不履行だということ、草刈りをしてなかった

52年に入りましたけど、その前から服掛松キャンプ場は整備がされておりました。当時は、服掛松のキャンプ場運営委員会の方々がしっかりと整備をされて、アットホームなキャンプ場として、それなりの評価も受けておりました。

それからそよ風パークが管理運営者となり、あと、みずのとらベル隊、そして、今の現在の管理者と色々な変遷してまいりましたけれども、その月々につままして、それなりの評価をしていただきました。そして、九州屈指のキャンプ場として育ってきたわけです。

その中で、今回こういった整備の不行き届きがあったことについては、改めて皆さん方にもおわびをしたいと思います。また、そもそもこの服掛松キャンプ場が、町が整備した事のきっかけは、町の振興もありますけれども、地域の振興、発展を願うということもありました。ですから、地域の人々と連携しながら、キャンプ場を中心に、核として盛り上げていくという大事な目的がございましたので、その点が今、果たされていないということは非常に残念に思います。

当時は先ほど申しましたとおり、町と地域と管理者が一体となってやってきた部分がございます。そして、良好な管理をして、九州屈指のキャンプ場となったわけですから、今後もそういったことをやっていかなければならないわけですから、ぜひ、そこについては、管理者と地域の皆様、そして町が一体となってこの取組をしていけるような体制をつくっていきたいと思っております。

御指摘の管理の不行き届きの点については、細かな面もございますけれども、確かに、何年かにわたって管理がしていなかった分について、議員御指摘のように減額すべきではないかということもあります。ただトータルとして見たときに、それなりの管理はしていただいた部分がございます。確かに御指摘のようにしていけなかった部分も、それはそれで看過していくのかということがございますので、今後、指定管理者とも協議しながら、こういったことが適切であるかということとは、また改めて協議していきたいというふうに思いたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 副町長から、当初のことからずっと経緯を申されました。

全くそのとおりでございます。地域振興が一つの目的でございます。本当に、地域の方と一緒に盛り上げて、いろんな祭り等もして、してきたところに、こういうふうなことになってとても残念でございますが、今、トータル的に整備をされたということで、私の理解としては、一部の返還も求めないということであろうと思っておりますが、それでは、ほかのキャンプ場の士気が下がると思います。

ああ、これはしてもせんでも返還せんでもいいなとなりますよ。それでもいいんですか、もう一度副町長お尋ねします。

○議長（藤澤和生君） 副町長、楢林力也君。

○副町長（楢林力也君） キャンプ場に限らずいろんな指定管理を町がそれぞれのところに施設に指定管理しております。

おっしゃるとおり、きちっと指定管理を受けたところは、きちっと整備をしていただいて、管理運営をしていただかんと困ります。ですから、そういった面で御指摘のようにそれを看過する

ということであって、ほかの、じゃあほかのキャンプ場が管理の不行き届きであったらどうなるかということは確かにございますので、そこについては、もう当然、しっかり管理していただくということは協定書にもあるとおり、大前提です。

今回のことについて、その分があるということで、議員も御指摘でございますけれども、そこはトータルの考えて、勘案して対処していきたいと思っておりますし、そのことについて、服掛松のことについて不行き届きがあって、町が看過したということで、ほかのキャンプ場あるいはほかの施設がそういうことになるということでは私はないと思いますので、そこはきっちりと、ほかの施設もしていただきたいし、今後、当該キャンプ場については、改めて、そこについてはしていただければと思いますし、その点については、もう少し、担当とも協議を詰めていきたいというふうに思います。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 結局は、副町長も看過する、看過というのは見過ごすということですよ。

ということになると、ほかの指定管理者の方が、もう適当に草刈りしとけばよかばいてなるのがとても心配でございます。やはりここは、そのために協定書を結んであるわけですので、この第17条をもっと、きちっと、かみ砕んでいただいて、しっかりとペナルティーはしてほしいと思います。よろしく願いしておきます。

もともと今の指定管理者は、5年前の応募の際、5年後、10年後は独立採算制に持っていけるとプレゼンをされました。それを考慮すると本来、今回の応募ではゼロ円で応募してこられるのが当然だと思いますが、もうそのことはお忘れになっていたんでしょうか。町が示した金額で応募してこられましたよね。このことについても、プレゼンの約束が守られていません。

昨年9月議会において、向こう5年間の指定管理料の新たな金額の債務負担の金額を示されました。これまでは年間369万7,000円の管理料でしたが、来年度からは143万4,000円ですが、9月の議会での説明は、収入が多かったことを触れられたかと思いますが、一体年間幾らの収入があり、幾らの経費があり、この143万円の金額に設定されたのかをお伺いいたします。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） お答えします。服掛松キャンプ場の収入ということでございますけれども、現在手元に資料がございませんけれども、4,000万円近くの収入が上がっていたというふうに記憶をしております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 4,000万円近くの収入があったと、経費のほうは述べていただきませんでした、どんなでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 詳細な資料を持っておりませんのでお答えできませんけれども、指定管理料の算定については、簡単に申し上げますと、直近3年間の収入及び支出の実績額

の平均を算出をして、その差額を指定管理料としております。

人件費については、実績額から除いて民間給与実態調査、これはもう毎年変わりますので、そちらの数値に置き換えて算定をしているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 副町長、楢林力也君。

○副町長（楢林力也君） 先ほど、詳細について説明できないことについては、ちょっと申し訳ございませんけれども、指定管理については、収入と支出を総合的に勘案して、最終的にその差引きとして、最低これだけは要するという金額を指定管理料として設定させていただいておりますので、そこは御了承いただきたいと思っております。

先ほど、議員のほうから看過するというので、発言がございましたけど、決して看過はしておりません。私も、きちっとそこは、当該キャンプ場の管理者が怠っている分については、きちっとそれは見ていかなければならないし、それはほかの管理施設に対してのこともありますので、当然していかなければならないというふうに思っております。

ただ、その中で先ほども申しましたように、決算監査の中でも御指摘がありましたように、当該管理者も、しっかりと努力はされております。九州屈指のキャンプ場となって、それを維持すべく、いろいろな努力もされておりますので、そこは御理解いただきたいと思っております。

先ほど申しましたように、その中でやはり町の地域振興、それから地域の人としっかりとまちづくりをしていくということは非常に大事なことです。そこについては、町も責任を持ってしていきたいと思っておりますので、これから、そこら辺りをしっかりと対応していきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 指定管理料が算定をされましたが、昨年、次年度からのプレゼンがありましたが、その際に、前回の、5年後は独立採算制に持っていきますよというのは、ちゃんとプレゼンをされていました。

そこはどのように、プレゼンのときに、でも今回の応募される時は町が示した金額で応募されてきましたが、本当は0円で応募してこられるのが妥当ではないかと思いましたが、その点については、どうでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 服掛松のプレゼンテーションについては、5年前と昨年と2回あったわけですが、今回、そういう御提案がなかったということについては、その提案をされた事業者のこれまでの運営とか含めての御提案というふうに理解をしております。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） ではプレゼンのとき、5年前はどんなことをしたいというプレゼンがされた、例えば独立採算に持っていくということが魅力だったから採ったのも一つあると思うんですよ。もう役場が指定管理料を出さなくてもゼロ円でやっていけるって、それも魅力だったと思います。採用されるのに。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 注意をされたということですが、それは当然のことでございます。ですが、この協定書の第17条の1項です。ここで、業務に際し不正行為があったときとあります。法令違反は不正行為なんですよ。ここをどのように受け止めておられますか、課長の判断と副町長に再度お尋ねをいたします。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 先ほども申し上げましたけれども、山都警察署のほうに確認に参りまして、今回は警告ということで警察のほうも処理をしてあります。

警察のほうは悪質性はなく、管理不十分、うっかりミスということで、今回処理をしてあるようでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 副町長、楢林力也君。

○副町長（楢林力也君） この件につきましては、もう弁論の余地もございません。

もう地域の方々がまず一番ですけれども、これ町として非常に遺憾であるということ自体は、もう本当に間違いございませんので、改めておわびを申し上げたいと思います。

その上で、議員御指摘のとおり、するのかどうかというのは判断の分かれるところであります。また、町としてもその件については、町長、それから私、担当課長と協議をして、今現在のところは嚴重注意処分ということで、処理をさせていただいておりますけれども、改めて申し上げますけれども、もう本当に弁論の余地のない、重要事件であることは間違いのないというふうに理解しております。申し訳ありませんでした。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 何で、この事業者に対して何度も何度も議会に対して陳謝しながら、助けるんですか、もう一度お尋ねいたします。

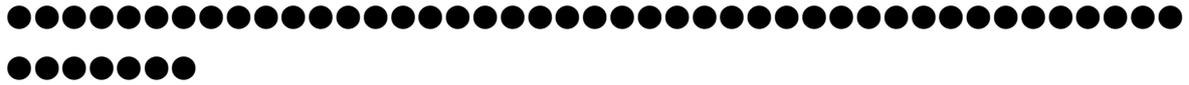
○議長（藤澤和生君） 副町長、楢林力也君。

○副町長（楢林力也君） 別に助けているわけではなくて、当該事業者もそれ相応の評価を受けておられます。

先ほども申しましたとおり、いろんなSNSを使った情報発信、それから自ら自己資本の投資をして、キャンプ場の運営管理について努力されている点は、評価していかなければならないというふうに思っておりますので、その評価と現在の不祥事と勘案して、今、嚴重注意にとどめているという状況でございますので、この判断について、いろいろ賛否分かれるところではありますが、現在町長と協議している部分については、これまでの努力を評価し、今後しっかりとキャンプ場の運営をしていただきたいという結論に至っているところであります。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 評価することはこれは当たり前なことなんで、それをするとやってしていることですから。評価があるから、甘んじているということは絶対許されるべきではありません



作業管理に続き、人事管理、車の管理と相次ぐ管理不足が露呈しました。基本協定書で結んでいる協定内容に従わなくても管理料を払われることは、町民の大切な税金の無駄遣いでもあります。

経済建設常任委員会の審議が継続されていましたが陳情書の件については、前回12月から3か月が過ぎ、本定例会を迎えたわけですが、地元の皆さんは、本定例会では適切な判断が下されるものと期待をされております。

では次の質問に移ります。

山都町の将来推計人口についてお尋ねをいたします。

2050年の推計人口が発表されましたが、県内トップの減少率であります。2020年の人口1万3,503人に対し、2050年には59.5%減り、なんと5,466人という数字が示されました。

日本総合研究所の推計は、2045年に現行水準の行政サービスを維持するには、地方公務員数が約83万人必要だが65万人しか確保できず、充足率は78%まで低下するとあります。これは平均でございますので、小さい町村に限っては、充足率は64.6%だそうです。小規模自治体ほど人手不足が深刻になるそうです。

働き手がいなくなると税収も少なくなる。町の財政が行き詰まると行政サービスも低下するといった負の連続でございますが、この超少子高齢化に真剣に向き合う時期に来ていると思います。一つの手段として、デジタル化が進んでおるところでございますが、3月4日に提出された監査委員さんの後期の定期監査報告書を見ると、最後の結びでは、一つの案件について、DX時代、職員の労務軽減、経費節減につながるよう、システムの構築を検討されたいとあります。

役場の組織もデジタル化しながら、抜本的な機構改革を急ぐ必要があると思われませんが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。本町は、現在1万3,000人ほどの人口ですが、さきに発表されました社人研による将来推計人口では、2050年に約5,500人になると予測されており、60%減少することとなります。

国全体では、45年後に30%減の人口と見込みが示され、町では25年後に60%の減ということで、まさに地方からの人口減少が数字に表れたものとなっております。本町では水準よりも高い福祉政策を行っており、来年度は子育て支援係を設置し、こども家庭センターを開設いたします。

過去には高い高齢化率に応じた対策なども行いながら、健康福祉課を福祉課と健康ほけん課や事務分担が曖昧だった山の都創造課を商工観光課と山の都創造課に分けたように、改革が必要であれば、そのときの状況に応じて機構改革を行ってきました。また、職員に関しましても、令和元年度からの5年間で、在職10年未満の若い職員が18名も離職しており、役場内部においても少子高齢化のような現象が見られるような状況となっております。

新規採用につきましても、専門職の募集はするものの、なかなか採用までは至っていないよう

な状況が続いており、一般職による専門業務の継続や補充ができていない状況となっております。一般職につきましても、思ったような新規採用ができず、先ほどの早期離職者の補充ができておりません。業務が増えますが職員は減るという悪循環が今後も続くことが予想され、限界が一步一步近づいてきています。

行政機関としてのこれからの考えれば、住民サービスを衰退させることがあってはならないとは考えますが、必要のない業務や、優先度が低い業務については、早い段階で見直しや廃止をしていくことが必要になってくると強く思っております。そのためにも、業務改革、それに伴う機構改革、さらにDXを推進し、組織のスリム化など、先を見越した対策が今から必要だと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） おっしゃるとおり、住民サービスの低下にはつながらないようにしなければなりません、そのためには、一定の職員の定数は保たなければなりません。

おっしゃったように、旧態依然の業務をそのままするのであれば、業務が増えるばかりでございしますが、やっぱりここで思い切り、見直しが必要だと思いますが、なかなかこれを切つてこれをとということにはいきませんが、今おっしゃったように、子ども子育ての件についても、新たな法律によって、やはりまたこの新しい部署を設けなければならないといった国の施策に従わなければならないと、そこを保たなければならないということで、絶対的にこの数字は必要だということもあって、業務は減りはしません。

ただどもここは、やはり山都町ならではの業務をきちっと見直す必要があると思います。そこで副町長の見解を求めます。

○議長（藤澤和生君） 副町長、楢林力也君。

○副町長（楢林力也君） 先ほど企画課長のほうから申しましたとおり、非常に人材不足が深刻になってまいります。

ここでやっぱり、おっしゃるとおり、思い切った施策をしていかなければならないというふうには思っておりますが、そういった中でもやっぱり、住民の皆さんの望まれることにはしっかり応えていきたいという、相反することを今、庁舎内で議論をしているところであります。

若手の職員が今、それぞれの業務の改善の見直しについてそれぞれ提案をしていただいたり、組織化して、今どういうふう to 今後のデジタル化を進めていくかということも協議していただいております。そういったことを、オール庁舎を挙げて取り組みながらやっていきたいと思っております。

まだ今道半ばで、今年中にはそういっためど等をつけて、来年から、いよいよデジタル化の推進に向けて、令和7年の12月には、いよいよ目標にしております標準化が進みますので、そこに向けてしっかりと対応していきたいというふうに思っています。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） お聞きをしますと、今年度末で退職される方が、若手職員が多いと聞

きました。

私は一瞬、わあこれは田舎の町役場ですから、魅力がないのかなと一つ頭にぴっときました。なので、若手職員が数人、複数やめていかれることに関し、副町長としてはどのように、転職される方もいらっしゃるかもしれませんが、本来ならばここで頑張ろうと受験をしていただいた方が、ここで本当は育てて山都町のために働いていただきたいということで採用されたと思いますが、少ない年数でやめていかれることに関して、副町長のお考えと申しますか、どのように捉えておられますでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 副町長、楢林力也君。

○副町長（楢林力也君） 退職する、職員のことについては、それぞれの理由があって退職するわけですから、それについて私がここでどう言う立場にありませんけれども、昨年、来年採用の職員の面接をしましたけれども、その面接に当たっては、やはりこの町でしっかりと仕事をして、町民の皆さんのためにやっていきたいという希望と夢を持って受験してくれた職員が、今度また4月に入ってまいりますので、そういった若い職員たちと力を合わせてやっていきたいと思っております。

やはり今、終身雇用の時代ではないというところを肌身に感じております。それはそれとして仕方がないことで、やはりこの町役場の中で町民の皆さんのためにやっていくんだという、やりがいのある職場にしていく、そういう環境をしっかりと作って行って、みんなで力を合わせてやっていきたいというふうに思っておりますので、その役割を私が担わなければならないというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） ぜひ、新たに採用された若手の職員が、離職されないようにしっかりと育てていただきたいと思えます。

それでは、最後に蘇陽地区の買物困難者についてお尋ねをいたします。

蘇陽地区のスーパー2店舗が、昨年度末2店舗が閉店をいたしましたことに伴いまして、早速買物困難者が多発しております。このことについての支援についてお伺いいたします。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。蘇陽地区のスーパー2店舗が閉店したことに伴い、非常に買物に困難になっていらっしゃる、支障が出ているということはもう認識いたしております。

その課題を解消するための一つの手段として、令和5年4月より、移動販売に取り組む事業者に対し、車両購入費等の補助を行う取組を始めております。多数の問合せ等ありましたが、今年度は、県内で24店舗を経営している熊本市の大手スーパー、株式会社ゆめマートが取り組むこととなり、11月に補助金の交付決定を行い、事業の調整を進めております。

株式会社ゆめマートとは包括連携協定を締結し、移動販売だけでなく、災害時における生活物資の支援や、各店舗における山都町のイベントの開催等も行うことといたしております。今後におきましては、実証実験を行いまして、令和6年度中に本格的に稼働することといたしております。

す。週6日6ルートを回る計画ですが、ルートについては、実証実験を基に調整をする予定です。

今後、人口減少とともに、余儀なく閉店をされる事業所も出てくることが予想されます。役場内の関係各課、また商工会等とも情報を共有し、買物支援の対策を講じる必要があると考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） ぜひとも、支援のほうを細やかに回られますようお願いを申し上げます。まして、私の一般質問をここで終了いたします。

○議長（藤澤和生君） ただいまの発言の中に、不穏当発言だと直ちに判断することができない点があるため、後刻、調査の上、措置することとします。

これをもって8番、藤川多美君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 皆さん、おはようございます。3番、眞原誠です。

雨の後お足元の悪い中、本日もたくさんの方に傍聴に来ていただいております。誠にありがとうございます。

さきの一般質問におきまして、人口減少のお話が質問がありました。この人口減少の話というのはもう本当に今、皆さん、誰とお話しても、話題に上がる課題だろうと思います。

そんな中、さきの12月定例会におきまして、そこでも議員の質問に対して、梅田町長も、保育園、小学校の児童の減少が深刻な問題であるというふうに発言なさっています。全国的に少子化が進む中、山都町における、若い人の転出、転入、これの差はマイナスが続いております。そうすると当然、山都町の少子化というのは加速するということになるわけです。梅田町長の問題意識というのは、まさにそのとおりだろうと思います。この状況下では、山都町という地方公共団体、この存続についても、もう危機感を持っていかねばならないだろうと、そういうふうに私は思っております。

住民の生活を支えるための、様々な機能を地域社会が保有し続けるためには、幅広い世代で十分な人口が必要だろうと思います。高齢者の方々は、それまでの人生で積み上げた経験値、知識や知恵、こうしたもので社会に強く貢献なさっています。また、幼児、児童生徒は、将来の社会の担い手という未来への期待値だけではなくて、今の現役世代の人々に夢や希望や、それから活力、それを与えてくれているとも思います。

小学校の放課後とか、放課後に帰る小学生を見たり、保育園児を見たりすると、何となく、私もそういうことを見かけると、心が温まるというか力が湧いてくるというか、そういう感じがあって、そういったものは皆様も持っていらっしゃるだろうと思います。

今我が町が政策の手段とすべきは、子どもとその養育者世代が、山都町での生活を選択してくれるということだろうと思っています。感覚的ではありますがけれども、山都町においても、都市部に続くような形で核家族化が進んでいるようにも見えます。育児の面で、山都町は、これまでの社会環境とは違ってきていると、そういうふうにも感じています。

今回はそういうことでありまして、町の子育て環境とその支援策について質問をしていきます。そして、それを支える行政サービスの充実、それと行政職員の成り手不足、これを解決するために期待が寄せられております自治体DXについて、取組の進行状況を確認していきたいと思えます。

それでは、質問台のほうに移って質問してまいります。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 今年の1月に、こども・若者の意識と生活に関する調査というアンケート調査をなさっていますね。

実は私がこのアンケート調査が実施されているのを知ったのは、私の家にもこのアンケートが届きまして、対象となるのが私の息子でした。息子宛てにアンケートが来ておりました。子どもも対象にした政策の基となるアンケート調査というのは、過去にはなかったようにも思います。

息子の許しを得て、封書の中身を見まして、設問の内容も拝見させていただいたんですが、これが実にユニークで興味深い内容でした。ここではちょっと発表しませんが、対象となるアンケートの対象となる年齢の範囲がどのくらいなのかなというのも疑問に思うところで、疑問といえますか、興味が湧いたところではあったんですが、まず、質問なんですけれども、このアンケートの実施の目的が何かを教えてくださいなと思います。

また、今集計中だろうと思いますが、結果もどのようなものであったか、分かる範囲でよろしいのでお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。今年1月に、こども・若者の意識と生活に関する調査というアンケート調査を実施いたしました。

調査目的は、山都町こども計画を令和6年度に作成することになっております。子どもや子育て家庭、若者など、町民の意識と生活環境、子育てサービスの利用状況等を把握するとともに、これらの調査結果を分析して、計画策定の基礎資料とするために実施いたしました。

調査対象は、町内在住の未就学児がいる保護者、小学生がいる保護者、小学校4年生と中学校1年生の児童生徒及び保護者、町内に住所を有する16歳から39歳の町民で約2,000名を対象として、アンケートを送付いたしております。

調査時期は1月から2月まで、調査方法は、紙ベースでの対応及びインターネットでの回答いたしました。回収率は70%と、かなり高い回収をいたしております。調査項目も多く、回答に

も時間を要したかと思いますが、丁寧な回答をいただき、精度の高い調査ができたと思っております。調査結果は、ホームページで現在公表をいたしております。

本町の子育て支援に関しては、おおむね満足されているという回答が70%程度あり、また、居場所や相談相手もいるという回答率も高く、安心して子育てできている環境にあるということが分かります。そのほか、祖父母の協力があるという回答が高いことは、本町の特徴でもないかなと思っております。

ただ、支援を必要とする子どもや家庭も調査の中で分かっておりますので、来年度から開設するこども家庭センターで、サポート体制を整えていきたいと考えております。

来年度策定する山都町こども計画は、令和5年4月1日に施行されたこども基本法の理念に基づき策定するもので、令和2年度に策定した子ども・子育て支援事業計画を改定するものです。子育て環境、仕事と子育ての両立、支援が必要な人へのサポート、子どもの貧困対策等について、アンケート結果に基づき、今後5年間の子育て支援の施策をまとめることとなります。

来年度から、福祉課に子育て支援係を設置し、子育て支援の体制を充実させます。安心して子育てできる環境づくりに取り組んでいきます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） アンケートの結果がもう既にホームページで公表中なんですね、存じ上げていませんでしたが、時間見て私も確認していきたいと思えます。

アンケート調査の中身といいますか、その結果、今答弁いただきましたが、やはり山都町の特徴をよく表している結果だなとは思いました。冒頭私の挨拶の中では核家族化が進んでいるんじゃないかということも申し上げましたが、しかしながら、しっかりとおじいちゃんおばあちゃんたちに見てもらっているような子育て環境が根づいているということは少し安心したところです。

実際このアンケート調査がこども計画を令和6年度中に策定するための基礎資料とするというお話だったんですけれども、その中で出てきました、子ども・子育て支援事業計画ですかね、今現在進行中のものをもう一度きちっと私も読み直してみたいんですけれども、これやはり相当分厚い冊子でボリュームもありまして、読み応えがあったんですが、子育てを取り巻く状況について、もうこの策定時点で2020年だったかと思いますが、相当詳しく分析されているなというのが改めて分かりました。

その状況から、もうそろそろ5年ですか、たとうかというところですが、今度策定するに当たって、状況の変化というのは今出てきているのでしょうか。その辺り、何かつかんでいらっしゃればお願いします。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。現在進行中の第2期子ども・子育て支援事業計画につきましては、令和2年度からの5か年計画になります。

毎年度アンケート調査を実施し、進捗状況について状況の分析を行っております。アンケートは、紙ベースとインターネット回答で、未就学児から小学校の保護者を対象として行っておりま

す。回収率は大体、毎年35%程度です。結果については、毎年大きな変動はございませんが、昨年度、令和4年度の分析結果によると、子育て支援策についてはおおむね満足されているという結果が出ております。

その反面、良質な住宅の確保、安心安全な道路状況の確保、矢部高校の魅力化、若い世代が安心して就職できる仕事の創出については、かなり満足度が低い結果が出ております。この結果については、関係課にも情報を提供しており、各施策の参考として活用させていただいております。以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 毎年アンケート調査をなさっていて、データ分析なさっているということですね。

その中で出た満足度の低い部分、4つ挙がっていましたが、なのでやはり見ていらっしゃる方々は、具体的に本当にきちっと感じていらっしゃるんだなということを感じます。恐らくそこは、執行部の側のほうでは、次の子育て、こども計画ですか、のほうにも反映なさると思いますので、きちんと取り組んでいかれるとは思いますが。

そうしましたら次に、先ほど答弁の中にも言及がありました、こども家庭センター、令和6年度からスタートするということですが、ここがそれまで福祉課とそれから健康ほけん課とのほうでやっていた妊産婦ケアですか、その部分も統合して、子どもを妊娠なさってから、出産して子どもを育てるところまで、シームレスにつながって支援していくということだろうと認識しておりますけれども、幅が広がる分、やはり職員の方々の負担というのがどうなるのか、我々議会側としては心配するところではあるんですよね。

そんな中で、今の第2期子ども・子育て支援事業計画を確認していきますと、ファミリーサポートセンターについても記載がございました。ファミリーサポートセンターの組織は全国各自治体にあるんだろうと思っておりますけれども、活用状況というのは様々に、自治体によって違うのかなと感じています。

我が町山都町の利用者、協力者、この辺りの登録状況というのを確認したいと思うんですよね。といいますのも、このファミリーサポートセンターというのは、いわゆるそのお子さんを保育するときの保育園とか家庭で育児をします、仕事に行くときに保育園に預けますというときの、その間の保育園のカバーしていく時間帯と仕事の時間帯のギャップを埋めたりですとか、あとはあるいは突発的に仕事に行かなければいけなくなったりとか、そういうところを埋めていくような、隙間を埋めるような制度かなというふうに認識しているんですけれども、ここの活用状況というのとこども家庭センターという、新しくできる組織との運営というのが、ちょっと相関性強くなるかなと思いますので、今の状況を確認したいと思います。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。ファミリーサポートセンターは、町内在住または勤務している世帯を対象に、おおむね10歳までの子どものサポートをする事業になります。

協力会員と依頼会員の登録制によって運営することになっており、主に保育園の開始前や終了

後、学校の放課後や突発的な行事のときの子どもの預かりサービスを行う事業になります。現在の協力会員は8名、依頼会員は4名で、今年度の実績は1名の利用になっております。

利用に関しては、現在は子育て支援センターで双方のマッチングをして利用することとなります。本町では、保育園の一時預かりや放課後児童クラブが充実しておりますので、その対応で十分行われているということで、利用者数は少ない状況にあります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 今答弁の最後に、放課後児童クラブの充実などもありましたが、そうなんですよ、私もまだ義務教育課程の保護者を卒業して間もないですので、記憶に新しいところなんですけれども、やはり山都町に息子が3歳の頃に帰ってきました、この子育て支援の厚さというのはひしひしと感じたところだったんですよ。

そういう状況があるので、ファミリーサポートセンターを活用するまではということなのかなというのは私も薄々感じてはいました。しかし、働き方がだんだん多様化してきますし、これから需要が伸びてくるような気もいたします。引き続き取り組みしていただければと思います。

続きまして、今度は病児保育について少し聞きたいんですけども、いわゆる保育園というのは、保護者にとっては、仕事と育児を両立させるために絶対に必要不可欠な施設ではあるんですが、例えばインフルエンザなど、子どもが病気にかかりますと保育園には預けられません。熱があれば、引き取らなければいけなかったりします。

病児保育のニーズというのは少なからず存在すると思うんですよ、この山都町内の中でも。町ではそういうその実態把握というのはどれだけできているのか気になるところです。また、需要が仮にあっても、病児保育の施設設置が難しいということは、これまでここ議会におきまして、他の議員の方からの質問と執行部の答弁のやり取りを聞いていまして、難しいということは確認はできているんですけども、その際そのどういう点が課題となって設置が難しいのか。山都町における設置の可能性は今後どういう状況なのか、その辺りが確認できればなあと思います。

一方、熊本市では既にも実施されていまして、さらには連携自治体というのが、熊本市周辺の自治体と連携組んでいる連携自治体というのが多数ありました。この連携自治体というのが一体どういう位置づけなのか、ちょっと私もよく分かりません、調べてもよく分からなかったもので、御存じだったら教えていただければと思います。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。本町では、病気の回復期の児童に対応する病後児保育室をみらい保育園に併設して開設いたしております。登録者数は191名で、年々増加傾向にあります。

今年度につきましては、予約受付が27名ありまして、実質利用は8名です。蘇陽、清和地区でも出張できる体制を整えており、今年度は蘇陽地区での実績もございます。

病気に罹患中、病気にかかっている児童を受け入れる病児保育については、要望は確かにございますけれども、医師の協力体制について難しいこともあり、開設について検討をいたしております。

ますが、体制を整えることが非常に困難であると考えております。参考までに、県内の病児保育室は、病院併設の開設がほとんどであり、その点について検討を要するのかなと考えております。

ただし、本町でも、インフルエンザ罹患中の児童の受入れなどを、病状によっては受入れ可能といたしておりますので、その点は柔軟な対応をしているところです。

また、他自治体との連携につきましては、その自治体との契約によって、他自治体の病児保育室を利用するというような契約を取り交わす必要がございます。本町においては、まだその契約はいたしておりません。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 難しいですね、体制を構築するのは。

ただし、必要があるということは御認識いただいていますし、構築に向けて検討もなさっているということは、いいことというか続けていただきたいなと思います。

どのぐらいいらっしゃるか分からないんですけども、例えば熊本市と連携を結んだ場合に、職場の近くに受入先がある場合は、熊本市で働く方がもし仮にいらっしゃれば、そこに預けて、仕事をして、帰りにまた引き取って帰ってくるということも可能ではないかなと今答弁を聞きながら思ったところです。そういうところも併せて検討を進めていただけたらなと思います。

そうしましたら次に、児童手当制度についてちょっと確認させていただきたいんですが、今年の10月になって改正されるというふうに聞いています。児童手当の制度、これが拡充の方向だということなんですけれども、具体的にはどういうことなのでしょうか、お願いします。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。児童手当は、家庭における生活の安定と、子どもの健全な成長を支援することを目的として、子どもを養育している保護者に支給されます。現在の制度は、子ども1人当たり3歳未満に月1万5,000円、3歳以上小学校6年生まで1万円、中学生が1万円の支給になります。また、第三子以降の加算や所得制限以上の世帯には、特例給付として一律5,000円が支給されます。

国は、少子化に歯止めをかけるために、こども未来戦略方針の素案に、児童手当の拡充を令和6年度中に実施することを盛り込み、多子世帯への支援を強化する方針を示しています。

具体的には3点ございます。

1点目は、所得制限がなくなり、児童全員を対象とする。

2つ目は、手当は、子どもが18歳になった年度まで支給する。

第3点は、第三子以降は、3万円に増額するの3点が改正されます。

ただ、第三子のカウントにつきましては、18歳まで養育している児童のうちの3番目ということになりますので、その点は注意する必要があるかとございます。

よって、令和6年10月分からの児童手当は、子ども1人当たり3歳未満に月1万5,000円、3歳以上18歳になった年度まで1万円、第三子の場合は3万円というふうに改正されます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 詳しい内容分かりました。第三子以降のというところが、ちょっと注意が必要かなと聞いてて思いました。

それとやはり一番大きいなと思ったのは、所得制限がなくなったということですかね。特例給付措置も、だからこれもなくなるわけですね。全ての児童、子ども対象に支給していくと、その家庭対象にではなくて、そういうふうに変ったんだなと思いました。

御家庭によっては、所得制限にかかってこられる方々がいらっしゃるんですね。その仕事の在り方というか、所得の構造上そういうふうになる方々もいらっしゃるって、それは山都町の中でも何人もそういう方いらっしゃるって、同じ子どもを抱えて育ててるのにということで、不公平を感じている方もいらっしゃったので、そういう方々にとって見れば、いいといいますか拡充されるというのはいいことかなと思っています。10月からですね。手続とか大変だと思いますが、またよろしくをお願いします。

そうしますと、続いての質問に移るんですが、第2期子ども・子育て計画、この存在ですね、計画先ほど申しあげました、すごく分厚い冊子で丁寧に分析されていますという話をしましたが、この計画があることを知らない町民の方もいらっしゃいました。こういう計画があるんだけど知っていますかって聞いたら、いや知りませんということ言われる方がいらっしゃったんです。

山都町の子育て支援というのは実に幅広くて、丁寧に展開されていると私自身も何度も言いますが、感じていますが、このことが実は町民には十分に周知されていないというふうにも感じます。計画を読めば読むほど、子ども・子育て支援、子育て環境の構築については、自治体だけではなくて、個人や医療団体、民間企業など、社会全体を巻き込んで展開していかないと、狙った効果が十分に発揮できてこないようにも感じています。

となると、やはり町がこういう方針でいきますという、いっていますということをしっかり周知する必要があると思っはいるんですけども、そのことについて、町ではどのように考えていらっしゃるのか、具体的な対応策等も含めて、ぜひここは町長の職務代理者である副町長からも御意見を聞きたいなと思います。

○議長（藤澤和生君） 副町長、楢林力也君。

○副町長（楢林力也君） 議員御指摘の点については、実は我が家の若嫁からも、これだけ乳幼児医療とか保育料とかしっかり支援しているのに、情報の発信が下手●●だというふうに、我が家の家庭の会話でも指摘されております。そこは重々認識して、やっていかなきゃならないと思っております。

やはり、今の時代ですので、若者世代に周知していくにはやっぱりSNSをしっかりと活用して、町のホームページやあるいはライン、そういったものを活用してしっかりと広報していかねばならないというふうに思っております。ハード、ソフト面で町がしっかりと対応していくのは当然のことですけども、それとともに、議員の御指摘のようにやはり、地域や社会、企業が子育てにしっかりと向き合っていくということは非常に大事だと思っております。

先ほど病児保育、病後児保育のこともありましたけれども、例えば子どもたちが病気にかかっ

たときに、すぐ電話1本で会社に今日はすいません、休みを取らせてくださいと言って、会社のほうがそれは大変ねというふうに言えるような企業であったり、会社であったり、地域であったりというのが必要だというふうに思っておりますので、やはりこれからは、山都ならではの子育てという面でいきますと、そういった子どもたちを町や地域が育てるという機運の醸成が必要だと思っております。

子育てするなら流山という言葉もありますけど、子育てするなら山都町って言えるようなまちづくり、子育てづくりをしていかなければならないと思っております。

やっぱりそういうことで、企業にもしっかりそういった安心して会社に勤めたり、休んだりできるようなことを支援していただくための働きかけを、町としてもしていきたいと思えます。それにはどういったことが必要なのかは、やはり、子育てをしている若者たちのママ友たちの会話に入ったり、あるいは、会社の社長たちと意見を交わしたりしながら、そういったところを総合的に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） ここ山都町役場の職員の皆さんの中にも、当然子育て中の方いらっしゃると思えますので、そういう職員の皆様にも、やっていらっしゃると思えますけれども、いろいろとヒアリングしていただくなりしながら、本当に地域を挙げて、子育て環境をつくっていただければというふうに思えます。

それでは、続きまして、テーマをDXのほうに移していきたいと思えます。

さきの2月8日の臨時議会では、山都町手数料条例の一部を改正する条例、これが議案で提出されまして、可決されました。町のホームページにも案内がありますけれども、このことによって、今月からですね、戸籍謄本等の広域交付、これが可能になったということですね。わざわざ山都町まで来なくても、山都町に戸籍、籍のある方は、他の自治体からでも戸籍が取れると、そういうことなんですけど、これ非常に画期的で、私も引っ越しや移住したほうなんですけれども、すごく助かることだろうと思えます。

こうしたことは、行政機関がここまでずっとデジタル化を進めてきていますが、そのことで実現できていることだというふうに思われます。昨今、ここ日本では、進歩し続けているデジタル技術をこれを行政に活用する、このことを推進していくことに力を入れ始めていますけれども、ここに来てようやく少しずつ、我々国民の公的手続の利便性というのが上がり出しているように見えます。

山都町では、令和4年4月に山都町DX推進計画というのが策定されていまして、令和4年から7年まで4年間、4か年計画で今ちょうど折り返し地点だろうと思えます。ということで、これまでの状況を確認させていただきたいのです。

計画内に、実は推進体制と役割という項目がありました。

どういう体制でこのDX計画を推進していくのかという体制のお話なんですけれども、本部長に副町長となっております。（CIO）というふうに書いてありました。本部長ですね、推進の統括責任者ということなんです。

推進本部の構成メンバーの中に、その本部長を補佐する役割という位置づけで、外部人材としてDX推進支援、これを外部委託するような枠がありましたけれども、この外部人材というのはどういう位置づけなのか、まず、そこを確認させていただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。山都町がDXを推進していく上で、専門的知見からCIO、副町長なんですけども、補佐するCIO補佐官等の役割が鍵となります。ICTの知見を保有し、現場の実務に即した技術やシステム導入の助言、判断を行うことのできるデジタル人材を確保することが必要となります。

しかしながら、デジタル部門の専門的な知見を有するCIO補佐官などを町の職員がその役割を担うには、人材的、能力的にも大変厳しい状況にあります。そこで、国の支援等を活用しまして、民間企業に業務委託している状況です。

具体的には、国の政策の把握、ガバメントクラウドに関する状況の確認、標準化、共通化に関する支援、他自治体の情報などなどを毎月2回、会議を実務者レベルで実施しているところです。つい先日も、標準化、共通化に向けた本町の方向性であったりスケジュールについて説明をいただき、情報化における今後の認識の統一を図ったところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 要するに、あれですよね、推進計画に基づいて取組を進めていくに当たって、もろもろ判断していくにつきましても、IT分野というのは非常に専門的な知見が必要だし、なおかつ今ガバメントクラウドという言葉出てきましたけれども、政府と連携しながらやっていくことも必要になってくるということで、そこがよく分かっていらっしゃる方を外から連れてくると、そういうお話ですね。よく理解しました。

続きまして、計画は、行政手続におけるその住民の利便性の向上と、それから行政側の業務の効率化という2つの目的を持っているように計画読んで見受けます。ですので、まずはその住民の利便性の向上、この面から質問をしていきたいと思いますが、住民票などのコンビニ交付、これが去年の11月からスタートしています。

実は私も昨日、まさに昨日ですね、住民票を取る機会がありましたので、コンビニで交付を受けました。こちらの利用状況というのをまず確認したいと思います。お願いします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） コンビニ交付サービスにつきましては、本年度、令和5年度ですけど、国の交付金でありますデジタル田園都市構想交付金を活用しまして導入したもので、住民票などの証明書が全国のコンビニなどに設置してあるキオスク端末で取得できるサービスです。

令和5年11月からサービスを開始し、件数の実績につきましては、11月で99件、12月74件、1月87件、2月87件となっております。4か月で347件の窓口による発行業務が減少したことになり、窓口での発行が1件5分と考えた場合に、時間にして4か月で29時間、1か月で7時間強、

単純に1か月で約1日分の事務軽減につながったものと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 今利用状況を説明いただきましたが、思った以上にやっぱり件数多いですね。

一つには発行手数料が、コンビニ交付を受けますと安いということで、そういうお得感もあるのだろうと思いますが、あとはやはり職場の近くにコンビニがあればそこで取れますし、わざわざ役場まで来なくても取れるということは、これ非常に大きいかなあとは思いますが。

質問ではないんですけども、昨日交付を受けたときに、ただちょっとやってみて思ったのが、その画面のメニュー選択で、一番最初ですよ、最初の画面の中で、どこタップしたらそこに入っていけるのかというのがちょっと分かりにくかったんですね。店員さんに聞いて、ここですよって教えてもらいました。そういうちょっと入り口のハードルが若干高いような気もしました。

これは画面の仕様なので、町がどうこうできるものではないと思いますが、例えばホームページ上に、ファミリーマートだったらこういう画面でここをタップしてくださいとか、セブンイレブンだったらこうでローソンだったらこうでとか、そういうのもマニュアル的なものを上げていただくとかすると、より親切なのかなと思ったところです。

続きまして、次の質問に参りますけれども、デジタル庁のホームページも、ちょっといろいろと私見ていたんですが、そうしたら、自治体におけるマイナンバーカードの活用事例というのが掲載されていたんですね。先ほどのコンビニ交付も、やはりこれマイナンバーカードが必要で、このマイナンバーカードをキオスク端末に、要求されたタイミングで磁気式といいますか、読み取り口に当てるという必要があるんですけども、このマイナンバーカードの活用事例というのが、自治体における活用事例というのが掲載されていて、どうも独自のマイナンバーカード活用というのができるようでしたが、山都町で独自のマイナンバーカードの活用というのは現在何かあるんでしょうか、それか計画があれば教えてもらえればと思います。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） マイナンバーカードの、自治体による独自利用事業についてなんですけども、現在のところマイナンバーカードを利用している事業は、先ほどおっしゃいました住民票等のコンビニ交付や、それとは別に、役場の窓口を設置しましたパソコンでコンビニ交付と同様のシステムが利用できるらくらく窓口サービスというサービスを本庁と各支所に設置しております。

また、本庁各支所窓口にも、今度は各種申請書の作成システム、サイバー窓口と呼ばれるものを今月中に設置することとしております。これはただいま構築中です。

らくらく窓口サービス以外で、この申請書の作成メニューで構築を予定しておりますのが、戸籍の交付申請であったり、住民票の広域交付、税関係の諸証明の申請書をマイナンバーカードを使って作るというものです。これは書かない窓口という観点からです。いずれもその部分に関しましては、4情報と呼ばれます住所氏名、生年月日、性別など、もともとマイナンバーカードに

ある情報を利用したものです。

独自利用といいますのが、ICチップの空き容量を利用して、各町の図書館のカードや印鑑登録証、職員証などの利用がありますが、まだ本町では活用しておりません。全国的に見ましても、まだまだ画期的な利用方法は見当たらないのかなというところが見解です。

今後の各自治体の動きに注視しまして、利用可能で効果的な事例等がありましたら、今後勉強していきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 今後、まだまだそのサイバー窓口とか面白いなと思って聞いたところですが、マイナンバーカードのICチップの空きの容量を利用してというところですけども、そこに視点を当てていただきながら、できるころはと思います。

図書館の話がありましたけれども、ちょうど図書カードを私がかうちの家のなかで探すということが、つい先週ぐらいに起きまして、見つからないと。そのときにも、やはり話が上がりまして、マイナンバーカードで借りれたら一発なのにねみたいな話にはなりましたので、ぜひ御検討いただければなと思います。

そうではあります、一つのいわゆるIDカードで何でもできるというのは今言ったようにすごく便利です。何枚も管理すると、今申し上げましたとおり、いざ使うというときに見つからなくなるというのがよくあります。これは人によるかもしれませんが、僕はそういうの苦手なので、そういうことに陥りやすいのかもしれないんですが、きちんとやっていらっしゃる方はそんなことないよという人もいらっしゃるかもしれませんが。

ただ、やはりその一つで全てが兼ねていけばそういうことも起きにくくなるかなと思って便利だなと思うんですが、ただその一方で、紛失ですとか、あとは盗難、こういった事態になると、今度はリスクレベルというのが一気に上がってくると思います。そうした点で、マイナンバーカードの活用不安を抱いている方というの、一定数いらっしゃるというふうに認識しています。

また、スマートフォン、もう今本当に普及がすごいことになっているというか、持ってない方がだんだん減ってきているそのスマートフォン、スマートフォンを前提としたシステムなど社会的に出来上がってきている中で、このスマートフォンというの、いわゆる通話機能つきの多機能端末で、もう電話じゃないんですよ単純なる。

これを使いこなしますと、今言ったようにとても便利なんですけれども、例えばそのSNSですとか、電話番号へのショートメッセージなどに、強制的に送られてくるフィッシング詐欺、こういったものに対しては適正に対処しなければ、いわゆる犯罪の被害に遭う可能性というのも当然あります。ここにやはり恐れを抱く方々も、少なからずいらっしゃるということも最近知ったところなんです。

マイナンバーカードですとか、スマートフォン利用、活用に伴うその危機管理というのは、もちろんその所有者が個々に行うことになるわけなんですけれども、しかし、危機管理レベルが以

前とは間違いなく上がっていると、これはもう間違いなことだと思いますが、その部分に関して、導入DXを進めるに当たって、町はどのように考えていらっしゃるかお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） まず、マイナンバーカードについてなんですけども、先ほどおっしゃったとおり、なくさないことが一番大切なこととなります。

マイナンバーカードを提示する必要がある場面が出てくると思いますが、その場合は表面を提示することを心がけていただきますよう、お願いしたいと思います。裏面にはマイナンバーが記載されておりますので、提示する場合、見られるのは構いませんけども、提示先に書き留めたりコピーすることはしてはならないというふうになっております。

また、暗証番号についてもほかの人に教えることは絶対控えていただきたいと思っております。万が一、マイナンバーカードを悪用した場合には厳しい罰則、3年以下の懲役か150万円以下の罰金、またはその両方というのがあります。マイナンバーが知られたとしても、個人情報は一元管理ではありませんので、情報が芋づる式に漏れるということはないという見解です。

スマホとマイナンバーに関してなんですけども、2023年5月から、スマホでマイナンバーを管理するアプリがありますが、アプリに登録したマイナンバーについては、スマホ内部の安全な場所に登録され、アクセスに関しては、マイナポータルアプリからしかアクセスできないようになっており、不正アクセスがあった場合は、自動的に記録情報を削除するというような仕組みになっており、暗証番号も、その際、使う際には必須という形になっております。

スマホのフィッシング詐欺であったりというところの問題にはなりますけども、高齢者の方がそういう被害に遭わないように、今後もスマホ教室等を積極的に開催したいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） スマホ教室、その活用、利用の仕方ということでのスマホ教室という認識が強かったんですけれども、やはりその世の中ではこういう、環境を利用した犯罪がありますよと。そういうときにはこういう対処方法をしなければなりませんよとか、そういったところもぜひ頻繁に開催していただいて、必要以上に恐れずに、上手に活用できるような、特に高齢者の方々が上手に活用できるような支援を是非やっていただければなというふうにも思います。

マイナンバーが一元的に芋づる的に引っ張り出されることがないということも、今、答弁いただきましたけれども、御存じない方多いと思うんですよね。そういうところも周知をしていただけたらいいのかなというふうにも思います。

続きましては、今度は行政事務の効率化について、ちょっと確認をしていきたいんですけれども、以前私の一般質問で、行政事務にもデジタル技術の活用を広げて、業務効率化を図りまして、職員の事務作業負担を軽減、そこでできた余力といいますか、軽減できた部分を、人でなければできない作業に回して、住民サービスのさらなる向上、ここに繋げていってほしいとそんな話をしたと思います。

計画をずっと今日といいますかここまでの間、DX推進計画を拝見していますと、まさにそこ

を目指しているということが記載されていまして、非常に頼もしく感じているところなんです、具体的には計画の中に、行政事務の効率化に向けた具体的な取組としては、横文字で申し訳ないですけど、RPAですとか、あとはAI-OCRですか、この辺の活用ということも書かれています。現在どの程度まで進んでいるのかとと思っているんですが、よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 現在、国の、先ほど申し上げましたデジタル田園都市国家構想交付金令和6年度分の補助を受けるべく、申請に必要な手続を行い、交付団体としての決定を待っている段階です。今回の申請につきましては、BPRといたしまして、業務量調査的なものを行って、次のステップでありますRPAの導入に向けた準備を行っているところです。

本町の計画が採用され、交付団体と決定することとなれば、6月補正で予算を計上し、令和6年度事業としてBPRを稼働させることとなります。稼働といたしますか、準備を始めるところになります。

AIにつきましても、現状としては、我々が作った文書に対して会話の文脈を理解し、それに基づく適切な応答を生成する能力を持っている、よく言われますChatGPTなどを様々な場面で活用しております。令和6年度から開始するデマンド型乗り合いタクシーの配車システムにも、AI機能を利用することとしております。

今後も役場業務の中に、いろいろなそういう先端技術というものを取り入れていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） さきの議員の一般質問の中にもありましたように、やはり役場の職員というのがだんだんこう減っていく状況にあらうかと思えます。

当然働き手の世代が減っていっていますのでそうなるかと思いますが、そんな中でやはりいち早くこういったところに取り組んでいければ、危機的な状況の回避の一助になるのかなと思えますので、計画にのっとって、しっかり進めていただければなと思えます。

計画の中では、ガバメントクラウド、何度か出てきてはいますが、もうこれと標準準拠システムへの移行というのが、令和6年度ですかね、来年度から本格化するような形で書かれました。

ガバメントクラウド、要するにその政府側でクラウドを持って、各自治体はいわゆるスマートフォンというところのアプリケーションを、各自治体で標準化されたアプリケーションを入れて活用していくと、そういうふうに認識しているんですけども、そうすると、今まで各自治体で独自に構築していたいろんな業務へのシステムというのが、例えば法改正になると、その都度システム改修が必要になって、そこに対して予算が組まれるということもあったんですが、ガバメントクラウド、それから標準準拠システムへの移行、こういったものが進んでいくと、例えば法改正のたびにシステム改修費を計上されていたというのがなくなっていくとか、そういう認識でいいんでしょうかね、ちょっとその辺もよろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 先ほどありましたガバメントクラウドの標準準拠システムへの移行というのは、令和7年度までにしなさいというふうに国が定めておりますが、まだまだ不透明な部分が多々あります。

システム事業者によりますと、標準準拠パッケージシステムの法制度改正対応や、標準仕様改訂版にかかる費用負担などの明確な方針は、現時点ではまだ決定しておりません。また、国からもシステム改修における費用負担について明確な方針も、現時点では示されておりません。そもそも、国が目指しておりますシステムの標準化、共通化については、法改正によるシステムの改修が全国一律の内容で実施され、費用の抑制が図られるということの目的の下で作られたものだと考えております。

先日、令和7年度での移行不能団体、システムに乗れませんよという団体が発表され、政令市などの大規模自治体が多く含まれるなど、まだまだシステムの標準化については流動的であるため、現段階ではまだ何とも言えないという状況にあると思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 理解しました。

要するに、フレームというかアウトラインは出したものの、そこに移っていくための細かいところの調整というのは、まだ政府でも見通しが立っていないということですね。ただこれが本当に実現されると、費用抑制としては、うちの町としても相当の効果が期待できるなども思っておりますので、きちっと進んでいくといいなと思うところです。

そうしますと、最後の質問になるんですけども、これDXとちょっとニュアンスは変わってくるんですけども、今ここ昨今、いわゆるEBPMという言い方がなされていますが、証拠に基づく政策というふうに和訳されていますけれども、これが注目されているなど思っています。

内閣府の取組紹介のホームページには、内閣府も実はこのEBPM、証拠に基づく政策決定というところを目指しているようなんですが、そこに関してこう説明されていまして、その場限りのエピソードに頼って政策を企画するのではなく、合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることと書いてありました。要するに統計データですとか、あとは事例情報の積み上げで、それらの分析という科学的にいうエビデンスというものをきちっと活用しながら、そこを見据えて政策を決定していくということのようです。

このメリットとして、それはその政策の有効性というものが飛躍的に高まると。なおかつ、内閣府では国民の行政への信頼確保に資するというふうに言われています。誰かが言っているからとかではなくて、こういう事例が確かにあるんだと、それを基に施策決定していくんですという話だろうと思います。非常に重要なことかなとも思います。

自治体においても、このEBPMの有効性というのを説くコラムとかいっぱいありましたので、私もある程度読んでみたんですけども、納得するところが多かったです。政府が今地方にどんどん求めているその自治体DXというものの先には、実はこうした取組の期待もあるのかなと

いうふうに推測するところなんです。

町においても、その政策の有効性というのがそういったもので可視化できれば、町民の信頼というのは当然、政策における信頼というのはもちろんなんです、取り組む職員の皆さんの士気というものも上がりやすくなると思うんです。また、なおかつ、民間企業も行政の施策に対して追従しやすくなるんじゃないかなというふうにも感じています。

微妙な観点かなと思うんですが、そこら辺に関して、今町としてはどのようにお考えか、副町長のほうからでも御答弁いただければと思います。

○議長（藤澤和生君） 副町長、楢林力也君。

○副町長（楢林力也君） 御指摘のことについては、一番役場が苦手になっている部分じゃないかなあというふうに思っております。言葉は悪いですけど、何となく、行政施策を進めてきたと。

P D C Aというような言葉もありますけれども、そういったことで、計画を練って行動アクションを起こすというようなことでやってまいりましたけれども、今からやはり、科学的根拠に基づいたデータ分析と、それから施策を行っていくということが重要になっていくかということで今、デジタルが推進化されているということで、令和7年12月を目標に、町も今取り組んでおりますけれども、そういったことを念頭に入れて、やはり、若手職員は特にそういう専門的な知識も養成しながら、町の行政の施策にしっかり関わっていくように、組織的にもやっていきたいというふうに思っております。

とは言いつつ、やはり一番大事なのは、このデジタル推進によって何をやっていくかという、町民の皆さんのサービス向上が一番ですので、やはり町民の皆さんが望むもの、これをしっかり町は把握して、町の皆さんの期待に応える施策をしっかりとこういうふうにはやっていますという広報、これをしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、今後、令和6年については、さらにこのデジタル推進についてしっかり取り組んで、役場全体で、私がC I Oの責任者となっておりますので、本当は私が一番その知識を吸収しなければならないかというふうには思っておりますけれども、そういったことで取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） デジタルの話になりますと、やはり技術革新の部分ですので、高齢な方々、それまでなじみのなかった方々というのが、そこに入りにくかったり、そのまま取り残されていったりというところが懸念される場所です。

以前の執行部からの答弁の中でも、デジタルデバインドと言いますが、デジタル環境に取り残されていく方々が出ないように取り組むということは、もう常々認識なさっていると思いますので、そこは継続していただきながら、やはりしかしながら、最新技術を活用して利便性の高いいいまちをつくり上げていくというところでは、避けては通れない道だろうとも思いますので、ぜひ取り組んでいただいて、役場職員の皆さんの負担も軽減されたり、あるいは取組仕事に対する士気が上がったり、プラスのところになっていけばいいなと思っております。

今日は子育て環境のことと、それからデジタル環境のこと、2つについて質問いたしました、今後とも、ぜひしっかりと推進していただければと思います。

本日の質問は以上で終わります。

○議長（藤澤和生君） これをもって、3番、眞原誠君の一般質問を終わります。
ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時09分

再開 午後1時10分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） こんにちは。4番、西田由未子です。よろしくお願いいたします。

まず初めに元旦に起きました能登半島地震で亡くなられました方々の御冥福をお祈りしますとともに、被害を受けられた方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

東日本大震災、福島原発事故から13年、熊本地震からももうすぐ8年、人吉豪雨からももうすぐ4年、いまだに復興の道筋は厳しいものがあります。

令和6年度の山都町最初の予算が今度提示されますが、昨年1年間全部の予算と同じくらいの約170億円となっていて、昨年7月の豪雨災害に対する支援が大きくあるのだなというふうに感じています。災害が起きるたびに、いち早く駆けつけてくださる消防団、消防、警察、地元建設業の皆さん、地域の方々の支え合いに改めて心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

能登半島地震の際は、大きな被害の中、北陸には原発が集中しており、事故が大変心配されました。珠洲市には原発計画もありましたが、住民の方の長年の運動により、原発を建てるということは実現しておりません。もし珠洲市に原発が建てられていて、この地震で事故が起きていたら、避難もできずに巻き込まれていた方がどれだけいたかわかりません。地震列島の日本に原発は要らない、もっと国を挙げて防災減災のために動いてほしい。災害が起きてしまった後の避難所の在り方も考え直してほしいと切に思います。

今回は、山都町の子育て支援、出産支援について、小中学校の給食について、防災計画について3点質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

質問台から質問いたします。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 山都町の子育て支援と出産支援についてということで、初めに、物価が高くなったことに対する支援として、所得が低い世帯の子ども1人当たり5万円給付が予算化されましたが、これまでもいろんな支援策が出されてくる中に、所得によって給付がされる世帯、されない世帯というのが出てきていました。午前中の3番議員の御質問の中に児童手当のことが出ていましたが、今度から所得制限なしとなったことは大いに評価できていると思います。

でも、これはそうなんですけど、ほかの点でいえばまだまだ所得に応じて違いが出てきています。この5万円給付にしても、山都町の18歳以下の子どもたちは1,200人ぐらいだと聞いており

ますが、このように線引きされることで、5万円給付が実際に出せる子どもの数は243人のみとなるそうです。

物価が高くなったことで家計が苦しんでいる家庭に、線引きはできません。子どもに係る手当については、全員になされるべきだと思いますが、国の仕組みがそうになっていないと説明を受けています。

子育てするなら山都町というとき、山都町全ての子どもたちには同様に支援が受けられますように、3番議員の御質問にもありましたが、不公平感がないように町独自の支援をしてほしいと思います。そのことについてのお考えをお聞きいたします。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。国は、物価高騰に対する経済対策として、低所得者への支援及び住民税の定額減税に係る制度を令和5年11月に創設いたしました。

本町においても、国の制度創設に伴い、2月補正予算において、低所得者の子育て世帯で子ども1人当たり5万円の給付金を予算計上し、現在、給付の準備を進めております。対象者が243人で給付総額が1,215万円になります。

国の制度に準じていることと、住民税が課税されている世帯においては、令和6年度において定額減税されますので、現在のところ、18歳以下全員への町独自支給については考えておりません。町独自支援をした場合、先ほどの243名を引いた対象者数が約1,000人になります。給付額の予算が大体5,000万円になると踏んでおります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 5,000万円必要になるわけですね。

ふるさと寄附金については、後でまたお尋ねしますが、年度当初に全額を予算化されているので、途中からの寄附金からの充当というのは難しいのかもしれませんが、やはり、そして、ふるさと納税からの充当をするに当たっては、不安定財源となるので、恒久的にいろいろするものについてはなじまないということも聞いております。

だからこそこのように、この場合はもう全員にしたいねというようなときに、出せないものだろうかというふうに思っているところです。また、後でお尋ねをします。

次に、出産する施設まで1時間以上かかる妊婦に対して、政府が交通費や宿泊費を補助するという方針があるという報道がなされています。まだ制度設計としては確定ではないと聞いておりますが、山都町内には産婦人科ありませんし、高速道路開通のおかげで、産婦人科まで1時間未満となる可能性も出てきます。しかし、緊急事態でタクシーを使っていくということもあるかもしれません。その際は、すごく経費的にかかります。

山都町は線引きぎりぎりのところにいるわけですが、そこで1時間以内であっても、また同じことになります。国の制度設計には合いませんが、町独自で支援をしてほしいとも思いますが、そのことについてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君） お答えいたします。政府は、昨年12月20日、デジタル行財政改革会議において、2024年度予算案を報告しました。その中で、母子保健対策関係予算に関する新規事業として、妊婦に対する遠方の分娩取扱い施設を利用する際の交通費等支援が盛り込まれております。

その内容は、先ほど議員がおっしゃいましたように、地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地に関わらず、安全安心に妊娠出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱い施設までの移動にかかる交通費及び宿泊費の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図るとされております。現段階におきましては、まだ直接国からの説明とか指針が示されておられませんので、ちょっと今後は動向を注視してまいります。

それから、1時間以上というのが今国が示されている中では、その線引きというとおかしいんですけども、示されているところなんですけれども、そこがおおむね60分以上というような形で示されておりますので、そこをどんなふうに捉えて、どう下ろされるかということも含めまして、そこを注視しながら、町独自とまではちょっとここでは先ほどの制度もまだ補完されておられませんので、制度設計もなされておられませんので含めまして、注視しながら、町でできることを模索していきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） また、新たに産後ケア事業を始められるというふうに聞いておりますので、この産後ケア事業の内容について御説明をお願いします。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君） 全ての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、母子保健に係る様々な取組推進をするために、地域における切れ目のない妊娠、出産支援等を推進するための事業の一つに、産後ケア事業があります。

特に退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てできる支援体制の確保を目指して実施するもので、ケアの方法としましては、訪問型また通所型、宿泊型などがあり、ケアの内容は、母親の体のケア及び保健指導、栄養指導や授乳、育児に対するケアなどの支援を行う事業です。

本町におきましては、今年度、健康ほけん課のほうで事業を進めるべく計画を立てておりましたところ、午前中もお話にありましたように、令和6年から福祉課内にこども家庭センターを開設しまして、産後ケアも含めまして、母子保健機能と児童福祉機能を一体的また包括的に切れ目なく実施する拠点としての、現在、組織整備を行っておりますので、ケア事業については6年の4月から進めるところで、準備を行っておるところです。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 1歳までの子どもさんをお持ちのお母さんが、産後はもう本当に睡眠不足、それと慣れない育児で疲れ果ててしまう、その1歳までの子どもさんを持つお母さんにとって、やっぱり病院等でゆっくり眠れる、もうね寝たいんです、とにかくお母さんは、寝たい、

それを実現できる施策が4月からできるということは大変いいことだと思っております。

しかし、上に子どもさんがいるときには、やはり家を空けられないという現実もあります。そこで、産後の家事支援事業を新設できないかと思っております。それには事業所からのヘルパー派遣とか、そういうことが必要だというふうに思うんですけども、ただでさえヘルパーさん足りないと言っている中で、難しい面もあるだろうなどは推察します。

それで先ほど、午前中の質問にもありましたファミリーサポート事業を拡充できないかなというふうに思っています。10歳までと言われた子どもさんの年齢を15歳までに上げていただくとか、利用者8名、協力者4名、昨年度の利用実績1名という、この少ない実態をどうするかというときに、それと先ほど言いました産後の家事支援事業を、ファミリーサポート事業の中でもしていただく、少しでも家事負担を軽くする事業となるのではないかと思っております。

晩御飯を作ってもら、晩御飯でなくてもお弁当を買ってきてもら、それから洗濯物は畳んでもらうだけでも、そして掃除をちょこっとしてもらだけでも、そして保育園の子どもの迎えに行ってもら。15歳までと言いましたのは、部活の送迎について迎えに行ってもら、そのような支援がちょっとあるだけでも救われるんです。

子育て真っ最中の保護者さんに、この支援についてどう思うか尋ねてみましたところ、こういう支援が欲しいというふうに切に願われていました。おじいちゃんおばあちゃんの協力が得られるところであっても、それは必要だと思うんです。もう本当にお母さんが1時間でもゆっくり眠れるようにということで、ファミサポを拡充するということについてのお考えをお聞かせください。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君） お答えいたします。議員おっしゃいましたように、産後の家事支援事業につきましても、今おっしゃられた既存のファミリーサポート事業と共有できる仕組みづくりを今現在、こども家庭センターで事業を一体的に実施するような形で制度設計を行っているところです。

やっぱりおっしゃいますように、なかなかその作ったところでも資源がないとその利用ができませんので、幾つもの、やっぱり事業を進めるということはなかなか困難ですので、既存のファミリーサポート事業をやっぱり拡大させて、子育てしやすい、本当に山都で子育てしてよかったなと思っていただけるような、経済面の支援もですけれども、環境づくりにもこれからも取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 前向きに検討もいただいているということで、大変ありがたいと思います。

事業者さんをお願いすると結構お金もかかると思うんですが、ファミリーサポートセンターの支援する側に登録して、それと支援してほしい方とマッチングすれば、たしか1時間800円の実費負担で済む、お互い同士の実費負担ですね、町が関わらずできるというふうになっていると思いますので、ぜひ、この制度の周知と、もっとたくさんサポートしていいよという方を増やして

いただきたいと思います。

今まで申し上げました支援については、所得についての自己負担、今言いましたファミサポも1時間800円発生します。でも、これからやはり、それもできるだけ抑えていただきたいと思います。そして申請も簡単に頼みやすい仕組みをお願いしたいと思います。

子育て支援に関わるものについて、ふるさと応援基金を使っていくということを含めてお考えをお聞かせいただきたいと思いますと思うんですが、その際、令和6年度のふるさと応援基金の総額と、どのような事業に使われる予定なのかということも議案説明の資料として出してありますので、よければ、共有していただけるとみんなで見れるんですが、それは大丈夫でしょうか。よければしていただいて、御説明いただければありがたいです。よろしくをお願いします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。データの共有ということですが、一般質問につきましては、私のほうから口頭で説明をさせていただきたいと思います。

今の議員のほうからお尋ねがありましたふるさと応援基金の総額は、現時点での、これは令和5年度の話ですが、現時点での予算ベースで2億2,924万2,000円というふうになっております。令和5年度の最終的な基金額につきましては、年度内の寄附金額の状況を踏まえまして、基金化させていくこととなりますので、現時点での基金額よりは増額、増加することを見込んでおります。

令和6年度一般会計当初予算におきまして、歳入の19款寄附金におきまして、ふるさと応援寄附金が2億円計上しております。歳出の12款諸支出金におきまして、7,315万3,000円をこれに積み増すこととして、予算化をしているところでございます。また、歳出の各事業を実施するに際しまして、ふるさと応援基金から1億3,000万円を財源といたしまして、役立てさせていただくこととしております。

寄附金を財源として実施する事業につきましては、山都町ふるさと応援寄附条例第2条、各号に掲げております内容に沿って使用したいということで考えております。

令和6年度の、その内訳といたしましては、まず、自然環境の保全と景観づくりに関する事業に500万円、観光資源を活用したまちづくりに関する事業に200万円、地場産業の育成と雇用の促進に関する事業に200万円、健康で安心安全に暮らせるまちづくりに関する事業に5,300万円、未来を担う子どもたちの健全育成に関する事業に5,600万円、生涯学習の推進と文化芸術の振興に関する事業に1,200万円となっております。

以上を踏まえまして、現時点での令和6年度のふるさと基金の総額は1億7,200万円程度になるというふうに見込んでおります。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 令和6年度の充当予定は1億3,000万、だけど、基金としてはまだ余裕はあるということですよ。2億7,000万積み上げるとおっしゃったので、基金としては2億7,000万ある、来年度は1億3,000万を使いたいということである、そういう理解でいいですか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。そのように今見込んで、今回の当初予算で計上しているところでございます。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） そうであるとすれば、先ほど最初に言いました5万円給付を全員にということ、この中から充当していただくということも不可能ではない額じゃないかなと思います。

全体として、たくさん子ども健全育成について、半分近くふるさと納税基金から出していたことについては、本当に感謝したいと思います。各方面の御努力によって毎年増えてもいますし、本当にありがたいことだと思っております。

やっぱり、もともと国の考え方が全員にではないということで、地方がきつい思いをするという構図の中ではありますが、先ほど、今度、減税がされるということで、町としては、5万円給付を全員にということは考えていないとおっしゃいましたけれども、やはり、実感として、山都町にいる大事な子どもたちに不公平感なく、今目の前にいる子どもたちに、それと住民の方に不公平感なく、よかったね、住みやすいまちだねって、山都町はやっぱり子育てするなら山都町というだけあるねということの実現に、余裕があるので、余裕があるとは言えないかもしれませんが、今回、物価高騰で苦しんでいるところに線引きはできないというところで、もう一度お考えいただいて検討はしていただけないのでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。先ほど福祉課長のほうからもありましたとおり、今回の低所得子育て世帯以外の世帯につきましては、令和6年度において定額減税が行われますので、課税世帯に対してふるさと応援基金を財源とした給付を行うことは、今回5万円を給付する低所得子育て世帯との均衡が保てないこととなりますので、給付するということは考えておりません。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） それでは、保護者さんたちの間に、どうしてみんなにももらえないのということの疑問は出てくると思うんです。減税されてもお金として目の前にないものだから、理解をしていただけるように、ちゃんと御説明いただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、小中学校の給食についてお尋ねをします。

2月22日に行われました小中学校の給食体制の検討委員会を傍聴いたしました。その中での検討についての私の理解を述べますので、間違いがあったら御指摘いただきたいと思います。

今ある給食室の新築や改修等々、給食センターの整備を比較検討され、結果的には山都町に一つの給食センターを造るということは現実的ではないと、そして今後小中学校をどのように再編していくのか、義務教育学校をどうしていくのかとか、今ある学校をどんなふうに活用するかとかいういろんな今後の小中学校の在り方についてと密接に関係していくので、それと関連づけて検討し、学校が新しくなるときに給食室と一緒に新築する。それまでは、今ある給食室を、

再編されるまで改修しながら使っていくということになったという理解でよろしいでしょうか。お願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） それではお答えいたします。先ほど議員がおっしゃいましたように、先般、給食検討委員会を開催しましたけれども、これまで2回の検討委員会を開催してきました。

会議の中では、安心安全な学校給食のためには、給食施設については学校給食衛生管理基準に準拠する整備が求められることや、調理に係る人員の推移等を認識いただいた上で、整備に際する5つのパターンを想定しました。

その中のパターンの中に、先ほどおっしゃったセンター方式だったり、新築して、学校を整理してそこに新しく給食室を造ると、そういうパターンを5つお示ししまして、それを比較検討しまして、体制案として最も適当なのは、今後の本町の児童生徒数の推移等を踏まえると、学校数を減らすことを前提にして、自校方式によることとしたほうが、コストの効率性、適正人員の配置、給食提供の質の確保等の面から見て最善だと思われるのではないかと提示させていただいたところです。

おっしゃったとおり、それまでの間は、既存の給食室を改修しながら、維持を図っていくという形で、将来的には義務教育学校の整備を目指しておりますので、それを踏まえた上で新築を整備するという形で、今後協議を進めていければと考えているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 検討委員会の中で、慎重にそしているろんなデータを取りながら検討していただいた結果が、自校方式を守りながら、今後の少子化に対応して学校を再編していくことでしたので、大変、安心をいたしました。ただ、今おっしゃったように、毎日毎日今も給食を作って、子どもたちに提供しているわけで、給食の先生方は衛生面を保つということに一番気を遣って仕事をされています。もう本当に当然のことです。

そのために、新築できちんとしたものができれば一番よかったですけど、コスト面からいっただら、今の学校規模で全部の給食室を新築するというのはやっぱり無理があるということでしたので、今ある給食室をできるだけ、もっと衛生面に充実したものにということで、これまでも温水化をしたりとか、トイレの洋式化をしたりとか、いろいろされてきております。でもやっぱり先生方の要望としては、それぞれの学校の実情が違いますので、一律ではないと思います。

聞いておられると思いますけれども、とにかく手洗いがきちんとできるように、例えて言えば、手術室に医師が入るときのような感じの手洗いができるようにしてほしいと。肘までちゃんと洗えるとか、蛇口を触ったらそこで菌をこう、蛇口を触らないようにしてほしい。肘で蛇口を開けたりとかいうのに変わっているとありますが、できれば自動でできるようにしてほしいということが大事なんだと聞いております。

そこで、給食室の改修の進捗状況、今後の計画等についても、できるだけ早い改修が望まれる

と思いますので、その予定について御説明をお願いします。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） お答えします。現在の給食室なんですけれども、築後23年たっております蘇陽南小学校を除きまして、大方築後三十数年を経過して、中には築後50年程度に達する施設もございます。

それぞれ、当時の学校給食衛生管理基準に照らして整備されたと思うところでありましてけれども、その後、新たに設けられました汚染作業区域と非汚染作業区域、その他の区域の部屋単位での物理的な区分であったり、ドライシステムの導入、エアカーテンの設置、温度湿度管理ができる空調設備など、現行対応が困難な部分が多々あります。そういう部分につきましては、調理師さん方において、作業工程等を調整されるなど、安全な給食の提供に現在尽力していただいております。

先ほどおっしゃいました、給食室の手洗いだったり、その辺の環境改善につきましては、スペースの関係とか、それを踏まえますと、なかなかこう設置が難しかったりという面もございます。そういうのも踏まえまして、なるべくそういう衛生的な面で解決できるように、調理師さん方の要望に応じて、またそれを受けて学校からの要望を基に、毎年改修等を優先順位をつけながら、予算を立てまして、改修等を行っているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 御努力いただいていると思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

次に、給食費の公会計化についてお尋ねをします。

以前も先生方の働き方改革の一つとしてもお願いをしてきましたし、文科省としても進めなさいと言っていることになりますので、その後の進捗状況を御説明ください。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） お答えします。公会計化につきまして、先般の給食体制検討委員会の中に、資料内でも記述しておりますので、ちょっとそちらを踏まえて、前段の説明をちょっとさせていただきます。

学校給食費の取扱いの現状としましては、各学校において徴収管理を行っています私会計方式で運営されております。学校において、現金または口座引き落としにて児童生徒の保護者から徴収しています。引き落とし口座は、学校によって保護者が選択できる金融機関の制限もあるようです。食材費は、給食費を基にした給食会計の予算から支払われております。これらの給食費に関する事務は、各校において学校事務職員等が対応されているところです。

公会計化のメリットとしては、町の行政システムを通じ、県内等の主要機関、金融機関の多くで引き落とし可能で、給食費徴収に係る利便性が図られること、学校給食費を町の予算とすることで、監査委員による監査を通じ、予算執行の公正さや透明性を高めることができること、学校での給食会計等に係る事故を防止できること、各校でなく町で一括して管理するため、学校給食

費の徴収管理事務の効率化が図られること、学校現場の業務負担が減ることなどが考えられます。

一方、デメリットとしましては、これは、他自治体での事例で紹介されていますけれども、保護者の当事者意識が薄くなり、給食費の未納が増える可能性があること、それと給食費は、私債権であるため、支払いに応じない未納者への対応には裁判を得る必要があり、税金のように強制徴収できないことから、解決まで相当期間を要すること、あと喫食者、これ食べる子どもですね。給食を食べる子どもの喫食者ですが、その喫食者の確認、給食費の積算や徴収、業者への支払い等の関係事務について、町行政の負担が新たに増加することなどが考えられます。

以上、説明しましたメリットやデメリットのほかに、行政システムの改修や業務体制等を調整する必要がありまして、一朝一夕では解決できないことから、総合的に考えて取り組まなければなりません。

今後教育委員会会議での協議を踏まえまして、方針を明確にして、町長部局とも話を煮詰めていく必要があると思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 以前お尋ねしたときよりも、具体的に検討されているということが伝わりました。

その中で、滞納が増えるのではないかという懸念があると言われましたが、現在保育料も公会計化されていますよね。保育料は、各保育園に直接支払うのではなくて、町に支払う、その中で、おっしゃったように給食、保育園の給食も公会計化されているわけです。なので、そのノウハウを学校に適用すれば、そんなに事務負担はないのではないかという思いと、それと実際令和5年度の後期定期監査結果報告を見ても、保育園の滞納数は数件であり、我が町においては、滞納数が増えるのではないかという、心配はないのではないかなと個人的には思っております。

先ほども言いました文科省としては、進めなさいと、来年度からでもしなさいと言っている中身ですので、ぜひスピード感を持って進めていただきますように、重ねてお願いしたいと思います。

次に、給食費についてお尋ねをします。

令和5年度が始まった頃には、物価が高くなったことにより、給食費を値上げしないとイケないかということがありましたが、SDGs関連予算や物価高騰に対する予算を充てながら、何とか値上げせずに済んだというふうにも聞いております。

そのおかげで、有機米や有機農産物を使つての安心安全で手作りのおいしい給食を子どもたちに食べさせ続けることができていることに対して、本当に感謝しております。令和5年度に、今年度ですね、値上げをせずに済むように、実際どれぐらいの補助が出されたのかの御説明をしていただきたいのと、その補助を令和6年度以降も続けていただいで、給食費の値上げにならないようにと思いますが、その考えも併せてお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） お答えします。学校給食に関し、今年度複数の事業を実施し、

補助を行っております。補助額につきまして、現時点における概算となりますが、説明いたします。

全部で4つございます。

まず1つ目、SDG s 事業関係で3つの事業がございます。

1つ目、SDG s 事業として、学校給食用有機米購入として、有機米と一般米の価格との差分の補助を140万円程度。

次に、同じくSDG s 事業としまして、年8月、月に各1回、地元産食材を使ったふるさとくまさんデーというものがございまして、それに併せ有機野菜の学校給食での利用促進を図る学校給食有機野菜導入事業として、1人1食50円の有機野菜等の購入を37万円程度。

次に、同じくSDG s 事業としまして、1月第4週に今年は設定しているんですけども、SDG s 給食週間に際しまして、児童生徒1人1食100円、計500円分の有機野菜等の購入を40万円程度。

最後に、国の物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための学校給食費の補助制度を用いまして、400万円程度を補助しております。

本年度における学校給食に対する補助は、計617万円ほどとなり、厳密には異なりますけれども、年間195食と仮定した場合、児童生徒1人1食当たり40円程度、年1人当たり7,900円程度を補助している形となっております。

来年度の予算に関しまして、来年度のSDG s 事業に関しましては、本年度同程度の予算計上を予定しております。けれども、国の物価高騰の補助につきましては、現時点では定かではないものの、期待を持って国の動向を見ているところです。今後、経済的な動きとしまして、経費の価格転嫁が進み、同時に賃上げ等も進んでいくものと仮定しますと、食材にかかる経費の上昇はやむを得ません。

このような社会情勢を踏まえると、給食に係る経費が上がることはあっても、下がることはまず考えにくく、現在各学校で設定されている給食費で賄うことは困難かと考えますので、補助がなければ、給食費の値上げ等が必要になるかと思うところです。

ただ、本年度における補助相当額を加えたところでの給食費を算出しますと、児童生徒1人1食当たり、小学生にあつては310円程度、中学生にあつては350円程度と、非常に安価でありますし、給食費の負担が困難な生活困窮世帯に対する援助制度もあるからと察するところですが、これまで保護者の方々から直接補助を求めるようなお話を伺ったことはないところです。

また、単なるこの補助の創設では、子育て世代に対する応援の思い、それがなかなか届かないと思いますので、全国あるいは全町的な子ども政策全般の機運の高まりを期待しています。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 令和6年度にあつては、物価高騰補助に期待をしておっしゃいましたが、私も町に期待をします。それがもしなくても、ぜひ補助していただきたい。先ほどの5万円給付を全員にするのは諦めました。あれは何千万とがかかりますが、これはできます、何百万

でできることです。なので、諦めましたと言うのもあんまりですけどね、諦めたくありませんが、考えていただきたいとは思いますが、それができないのであればこっちに頑張ってもらいたいという思いがあります。

親さんからそのような声は聞いたことないとしていますが、いや私はたくさん聞いております。そして、それも、今まで上げなくてよかった中身もいいものではないですか、有機米が食べられて、有機野菜が食べられて、地場産業のが食べられて、本当に手作りのものを食べられる、こんなにいい給食はない、これにかかるお金をできるだけ抑えるということは非常に子育て支援に寄与すると思います。年間通じれば、大きなお金になります。2人3人と子どもを小中学校にやっているところにあれば大きな金額です。

それをまずは上げない、そしてこれからの国のほうも、給食費については無償化の方針も出してくるかもしれません。それに準じて、無償化になればいいことでありますし、まず上げない。山都町、ほかの自治体、たくさん上がっている中で、上げてない自治体として頑張ってもらいたいし、それよりも下げて下げて頑張っているというふうになることが大事ではないかなというふうに思っていますので、ふるさと応援基金からの補助も、ぜひこれも考えていっていただきたいと思います。これに対しての御答弁はありますか。あればお願いします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。給食費への助成に活用することができないかということでございますけれども、いまだ本町におきまして、ふるさと寄附金は安定した財源になっていないというのが現状でございます。継続的な支援となり得る給食への助成は難しい状況ではないかというふうに考えております。

まずは、安定した財源となるべく、ふるさと納税していただける環境づくりをさらに強化していくとともに、ふるさと納税の納税者の固定化も重要な部分ではないかと思っております。そのためにも、山都町の魅力を発信していくコンテンツを今後もブラッシュアップしながら、ふるさと納税の確保に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 少子化対策は喫緊の課題と言われて久しいですが、子育て支援山都町、本当に充実したものがあると思います。

だからこそ、それでも少子化がとめられない町の現状を考えたときには、いろんなことを多方面でしていかないといけないと思いますので、もう悠長なことは言ってもらえないと。できることを、今いる目の前にいる子どもたちにできるようにしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、防災計画についてお尋ねをします。

元旦に起きた能登半島地震の被災状況や課題を考えたときに、能登の課題は山都町の課題だと痛切に感じております。特に耐震基準を満たしていないであろう古い住宅が多く倒れてしまって、壊れている能登の様子、山都町は新聞報道で、全国で3番目に耐震化率が低いというのもされています。個人住宅の耐震化を進めるにはどうしたらよいただろうと頭を抱えてしまっていますが、そし

て、耐震化をするための補助もありますけれども、なかなか申請が上がっていない状況だと聞きます。個人住宅の耐震化を進めるにはどうしたらよいと考えられますでしょうか。

令和6年度の耐震化予算も109万です。昨年度は1件あったのでしょうか。何か2件分しか予算化されてないふうにも聞きますので、この点についても、どうしていったらいいとお考えなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。個人住宅の耐震化につきましては、建設課が担当しておりまして、具体的には、今、議員のほうからもありましたように、山都町戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱を制定しまして、耐震改修設計を行う場合が20万円を限度として補助を行い、耐震診断を行った結果、耐震改修される場合につきましては100万円を限度として補助を行っております。

また、山都町危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付要綱を制定しまして、道路に面するブロック塀自体の高さが60センチ以上かつ道路面からの高さが80センチ以上の場合、20万円を限度として補助を行っているところでございます。

この耐震設計それから工事につきましては、令和3年度で耐震設計について1件、建て替え工事につきましてはゼロ、危険ブロック塀については2件、それから令和4年度におきましては、耐震設計が2件、建て替え工事が1件、危険ブロックが1件、本年度は設計はゼロ、建て替え工事が1件、危険ブロック塀が1件ということになっておりまして、まだまだ確かにそういった周知が足りてないところもありますので、できる限りこれを活用していただいて、安全な戸建て住宅に住んでいただけるように、町としても引き続き支援していきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 現実的にはやっぱり100万改修費用が出るとしても、何百万とかかるので、二の足を踏まれるところが多いと思うんです。耐震診断だけは1万円弱でできると聞いています。耐震工事だけではなくて今は、後づけの推進工事というものや壁を厚くするとか、柱を取り付けて強化するとかいう、簡単なので耐震になるかと言われてみればそうですけれども、でもそれでもないよりもいいんじゃないかと。

そういうものもあるそうですが、もっと安くできる建築の工事もあるというふうには聞いていますので、今の補助は、そういういろんなやり方にもされるものでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） お答えします。まず、耐震改修設計、これをやりまして、昭和56年に建築基準法が改正になっておりますので、それに伴いまして、ただの改修工事でしたら、最大60万円というのがございます。建て替え工事でしたら最大100万円の補助が出ると。

あくまでも財源としましては、国が2分の1、町が2分の1、建て替え工事でしたら、最大100万円。どうしても補助になりますので、上限額が決まっている中で個人負担が必要になるということで、なかなか進まないかと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） やはり国を挙げてこのことはしてもらわないといけないんだというふう思うところなんです。

でも、やっぱりいつ起こるか分からない、たった今起きるかも分からない。防災については、例えば、休まれるところを2階にさせていただくとか、寝るところだけ、それは難しいですよねお年寄りの方には階段がというのがあるので。じゃあ寝るところだけの家具だけでも、転倒防止の器具をつけていただくとか、そういうことから始められないかなと思うわけです。

以前、家具の転倒防止の器具への補助はできませんかと提案もいたしました、それは自助努力でやっていただきたいと言われました。ですが、やはり、何とかなその転倒防止の器具をつけていたことで倒れなかったという事実もありますし、防災訓練を行うときに、まずは1家庭1組だけでも、まず、その現物を配っていただいてやってもらう。それが必要なんじゃないかなと思います。あとは必要分だけ、それこそ自助努力で家庭に、これはよかねと思っていただければ、準備していただくということになればいいんじゃないかなと思うんですが、1組2,000円ぐらいです。全世帯6,000世帯、1,200万ですかね。お金の出どころはないのでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。個人住宅への地震への備えということにつきましては、現在、防災講話の際とか、また、全戸に配布しております暮らしの便利帳等で、家具固定の必要性等を周知をしているところでございます。

また、防災マップにつきましても、いろいろなそういう知識について啓発をしながら、各家庭のほうでそういった備えをしっかりしていただけるようなことを、引き続き町としても進めていきたいというふうに思っております。

助成ということでございますが、現時点としては、特にお答えは有しておりませんので、答えを控えさせていただきますと思います。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） それでは、現在の備蓄状況についてお尋ねをします。

能登半島地震で課題となっていたのが、水とトイレでした。また、プライバシー保護のための仕切りやテント、段ボールベッド等、それから非常用の電源やトイレトレーラーというのも、各自治体にあればいいなというふうに思ったんですけど、どのような備蓄品がありますでしょうか。

新体育館の分については、後で聞きたいと思っていたんですが、ちょっと時間が押しておりますので、まずは御岳小学校にある備蓄品が、もう1点、御岳西部小学校にある備蓄品は、各指定避難所に災害が起こってから配送される計画と聞いていますが、やはりそれでは遅いと思っております。

道路の寸断等の危険性があることを考えますと、60か所指定避難所に全部置けとはまずは言いませんので、でもそれは大事なことだと以前から申しておりますが、今年の7月豪雨の際に、実

際に避難所として活用されたところだけでも、たしか10か所ぐらいあったと思いますが、まずは今年の梅雨前に配置していただきたいと思います。その計画についての考えをお願いします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。現在の備蓄倉庫は、先ほどおっしゃっていたように、旧御岳小学校の校舎を主倉庫ということで、管理をしております。そのほかに、今回新しく造ります、体育館パスレル、千寿苑、役場、清和支所、蘇陽支所、清和山村基幹集落センターに分散して必要数を計画的に備蓄するとともに、災害によりまして孤立する可能性の高い地域は、令和4年度までに事業を活用いたしまして、簡易備蓄倉庫を9か所、その他町の自主防災組織支援整備事業におきまして、現在、自主防災組織で設置されておりますのが5か所ございます。

この設置した防災倉庫には、町のほうで備蓄品を設置しておりますので、その部分を現在使っているというところでございます。また、使用した後、不足する分につきましては、町がまた補充するというところでしております。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 避難所として実際何度も開設されているところで、まだ備蓄品が届いていないところがあるはずなんです。

名連川支所とか、矢部高校とか、幾つかあると思いますので、そこにはぜひ今度の6月の豪雨の前には、豪雨が来るか分かりませんが梅雨の前にはしていただきたいということを重ねてお願いをいたします。

すいません、体育館のことについては、せっかく御準備いただいたと思いますが、割愛させていただきます。申し訳ありません。また、聞きます。

防災重点ため池についてお尋ねをします。

崩壊のおそれがあるところには耐震工事やしゅんせつ、水位計による監視体制の整備ができないかと以前お尋ねをしております。そのときは、今のところ崩壊の危険はないということで、耐震工事前の予定はないという答えだったかと記憶しています。

毎年想像以上の雨が降るようになってきており、私の地元のところにもありますが、ため池の様子はどうかとお尋ねをしております。でも、雨が降ってごうごうしているときに、大丈夫ですかとは、見には行けませんよね、危険が伴いますので。だから、もしあふれてしまったら30分で下流の集落に到達するというハザードマップができていますので、危険水域になったら下流域に避難を呼びかけられるようにしなければならないと思うんです。

令和13年3月までのため池工事特措法という法律がありますが、その中に、防災重点農業用ため池緊急整備事業というのがあります。災害発生を未然に防ぐための水位計の設置や通信設備に使えるとなっております。危険水域になったら、地元の方や町にそれこそデジタルで連絡が来て、避難してくださいというようなことができるということだと思います。山都町ではこれをぜひ活用していただきたいと思いますが、活用の予定についてお尋ねをします。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えしたいと思います。まず、山都町には23の農業用ため池がございますけれども、その中でも、決壊により周辺区域に人的被害が及ぶことが懸念されるものとして、県が指定する防災重点ため池が町内に7か所あります。この7か所につきましては、豪雨や地震による影響、老朽化の把握のために、熊本県のほうで点検が実施をされているところです。現在のところ緊急度の高い、危険度の高いというものはございませんでした。

また、令和3年度から4年度にかけては、この7か所についてハザードマップを作成し、対象集落へ配布を実施しておるところです。ため池の安全管理につきましては、ため池管理者、所有者の責任となります。大雨時や地震時においては緊急点検を行い、町への報告を行っていただくよう、管理者へお願いをしているところでございます。

今後もため池管理者、所有者には、年1回以上の経過観察によるため池の変状等の確認、豪雨前のため池水位の調整、ハザードマップを活用した浸水区域の把握、防災訓練の実施などの周知をしっかりと行っていくとともに、危険察知の新たな方策としまして、スマートフォン等を活用した遠隔監視システム等の導入事例も全国で増えてきておりますので、ため池管理者へは、その紹介も合わせて、それに対する補助事業もあるということをお伝えしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 最後のほうに言われました、その遠隔監視システムというの、それは、責任は管理者、所有者にあるとおっしゃいますけれども、そういうのがあって、積極的に町のほうからも、それをつけるように、補助ありますからということで、たしか国が半分、県が、4分の1、町が4分の1でできるものですよね。なので、ぜひそれはしていただきたいと思えます。

だって先ほど言いましたように、危険を伴って見に行かなくてはならないようなことはやっぱりいかんと思うし、30分で到達するんですよ、もし、決壊しなくてもあふれたら。だから、それを思えば、本当にこれはすぐにでもやっていただきたいことですので、重ねてお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。地元にもきちんと説明してください。

いろいろ説明いただきまして、ありがとうございました。

子育てするなら山都町を、本当に皆さんが実感できるように、住んでよかったと山都町を実感できるように、今後もしていただきたいと思えますし、協力もしていきたいと思えますので、よろしく願いいたします、質問を終わりたいと思えます。

○議長（藤澤和生君） これをもって、4番、西田由未子君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時10分

再開 午後2時20分

○**商工観光課長（藤原章吉君）** 備品の管理についてでございますけれども、今月、服掛松キャンプ場のほうから備品の廃棄の申請を上がっております。

以上です。

○**議長（藤澤和生君）** 2番、坂本幸誠君。

○**2番（坂本幸誠君）** 今月上がっている。今月ですか、上がっているのは。それで大丈夫なんですか。

備品を廃棄しますというところに上がるのが本当じゃないですか。その許可をもって廃棄するのが、どうですか。

○**議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

○**商工観光課長（藤原章吉君）** 廃棄する備品については、申請を町のほうに上げていただいて、確認の上に廃棄をしていただくということになっております。

○**議長（藤澤和生君）** 2番、坂本幸誠君。

○**2番（坂本幸誠君）** なら、廃棄した日は分かっているんですか。そのときに報告するのが常じゃないですか。まとめて報告するということですか。

○**議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

○**商工観光課長（藤原章吉君）** 廃棄する前には、申請をしていただくということになります。

○**議長（藤澤和生君）** 2番、坂本幸誠君。

○**2番（坂本幸誠君）** それもやっぱ怠っているんですね。

これは服掛松に限ったことじゃなくて、山都町が指定管理しているところ全部に行くんですよ。今度体育館にしても、莫大な指定管理料を払ってやりますよ。そよ風パークも、今度何千万か建ててボイラーを造ったりしますよね。そういった備品にも関係してきますので、備品の管理は、捨てるときには承諾を得て捨てるってなっているでしょう。これ何で守らせんとですか。いかがですか。副町長お願いします。

○**議長（藤澤和生君）** 副町長、楢林力也君。

○**副町長（楢林力也君）** 備品については、大きなものから小さなものまであります。当然、廃棄する場合は、当該町に申立てをして処分をしていくのが妥当です。

9から10の指定管理施設今持っておりますけれども、いろんなところでいろんな備品が大きいものから小さいものあります。その中で基本的には、もう、備品が使えなくなった場合は、まずは当該管理者のほうに申請して、きちっと備品を廃棄しますということでお伺いを立てて備品を廃棄するのが規定になっておりますので、その規定は当然守っていただかねばなりません。

そういったことで、これはもう服掛松キャンプ場に限らず、全ての指定管理施設に言えることですので、いま一度、その備品に関することについては、監査のほうからも常日頃から、町の庁舎の備品管理についてもそうですけれども、常に指摘を受けておりますので、備品台帳の整備とそれから廃棄に係る日時の整備、そういったものは当然しなければなりませんので、いま一度、この指定管理全施設についての、指定管理の備品の確認をさせていきたいと思っております。

ふうで、阿蘇氏を知ろうというようなページがあります。こういったのをもう1回、歴史を町民にPRして、こういうのは何か定期的に入れとってほしいなど、歴史を伝承していくような形で、広報の中に、こういうことを提案したいなと思っております。

あとは、今度通潤橋が国宝になりまして、学芸員のお二人も議員の方からも激励の声があったんですけども、私は歴史文化の専門の部署を作ったらどうかなと思うとですよ。教育委員会の中でもいいんですけども、今2人いらっしゃいますけれども、またほかに職員の方でそういった歴史の関係ある人を入れて、もう歴史、文化課みたいな感じで、専門の部署を作ってやると、その人たちが、山都町の歴史をどんどんこう発掘して行って、まちおこしになって、それが町民も知れ渡って、観光客にも、ああ山都町には阿蘇家がおったったいというふうなことで、再評価していただくような取組ができませんかと思いますが、副町長いかがですか。

○議長（藤澤和生君） 副町長、榎林力也君。

○副町長（榎林力也君） 御指摘のとおり、山都町と阿蘇家のつながり、非常に深いものがあります。先ほど出土品の話もありました。

確かに本物が、県の美術館のほうに内蔵されております。できればそういうのを、この出土した山都町で展示して見ていただければ本当にいいことでありますし、また、それがかなわないならばレプリカをとということで、以前にもそういう要望書の署名活動もあったことは事実として知っております。

ですから、そういったことで、やはり、この歴史文化の深い山都町の、この広報を非常にすることが大事だと思っております。しっかりそこは取り組んでいきたいと思っております。

御指摘の学芸員の2人も本当に一生懸命頑張っていていただいております。保存活用委員会のほうからも、学芸員の手だてをしっかりと、もっとちょっと文化を守る手だてをしてほしいという要望も上がっておりますので、それは町長のほうもしっかりと検討していきますが、その中で、そういう部署を作るかどうかということになりますと、やっぱり改めてそういう部署を作るという、今の役場の人員体制ではなかなか難しいところもありますので、それとは違う方法もまた考えていきたいというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 山都町でやっぱり有機農業進めないかんということで、有機農業推進室というふうで作っていただいて、非常に職員も自由に動けるような体制になっています。ぜひともやっぱり歴史文化における専門の部署を切にお願いしたいと思っております。

じゃあそれ続いて行きます。

次が緑地公園からの自然遊歩道の活用についてお伺いをいたします。

以前あそこ五老ヶ滝から下に下りたときに、蜂の被害で、何か町のほうに損害賠償を請求されたというような話を聞いたんですけども、ちょっと詳しく話聞きたい。答弁をお願いします。副町長。

○議長（藤澤和生君） 副町長、榎林力也君。

○副町長（榎林力也君） 蜂の被害については、私が課長の時代でしたので、記憶を遡ってみ

散会 午後 3 時18分

3 月 13 日（水曜日）

令和6年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 令和6年3月6日午前10時0分招集
2. 令和6年3月13日午前10時0分開議
3. 令和6年3月13日午後3時12分延会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第8日)(第4号)

日程第1 一般質問

10番 吉川美加議員

5番 中村五彦議員

12番 工藤文範議員

日程第2 議案第25号 令和6年度山都町一般会計予算について

7. 本日の出席議員は次のとおりである(13名)

1番 東 浩 昭

2番 坂 本 幸 誠

3番 眞 原 誠

4番 西 田 由未子

5番 中 村 五 彦

6番 矢仁田 秀 典

8番 藤 川 多 美

9番 飯 開 政 俊

10番 吉 川 美 加

11番 後 藤 壽 廣

12番 工 藤 文 範

13番 藤 原 秀 幸

14番 藤 澤 和 生

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(1名)

7番 興 梶 誠

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

副 町 長 榎 林 力 也

教 育 長 井 手 文 雄

総 務 課 長 坂 本 靖 也

清 和 支 所 長 長 崎 早 智

蘇 陽 支 所 長 村 上 敬 治

会 計 管 理 者 飯 星 和 浩

企画政策課長 北 貴 友

税 務 住 民 課 長 高 橋 尚 孝

健康ほけん課長 木 實 春 美

福 祉 課 長 高 野 隆 也

環境水道課長 有 働 頼 貴

農 林 振 興 課 長 松 本 文 孝

建 設 課 長 西 賢

山 の 都 創 造 課 長 木 野 千 春

商工観光課長 藤 原 章 吉

学 校 教 育 課 長 工 藤 博 人

生涯学習課長 上 田 浩

そ よ う 病 院 事 務 長 枝 尾 博 文

監 査 委 員 志 賀 美 枝 子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋田浩幸 外2名

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（藤澤和生君） 日程第1、一般質問を行います。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） おはようございます。10番、吉川美加です。よろしくお願ひいたします。

本日もお忙しい中傍聴にお越しいただきありがとうございます。早いもので、もう3月となりました。元日に発生した能登半島地震から約2か月、お亡くなりになった方々の御冥福をお祈りすると共に、厳寒期の避難生活に耐えていらっしゃる被災者の皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

年度末となり、人生の節目を迎えていらっしゃる皆様、卒園、卒業、退職、そして、新しい人生を踏み出す季節です。それぞれの皆様の人生が幸多いことをお祈り申し上げます。

3月1日には、清和小学校6年生の皆さんによる文楽の卒業公演が行われ、清和小の全校生徒、そして、町内の6年生の皆さんに披露されました。太夫、三味線、人形遣いと、それぞれに成果を見せてくれました。昨年の4月に復活した男成神社の少女神楽も、町内のイベント等に度々参加をされています。このような伝統の継承が末永く続くことを願っております。

さて、本定例会では町長不在ではありますが、町にとっても大事な令和6年度の取組について伺ってまいります。

年が明けてから毎日のように人口減少の統計が発表されて、暗い気持ちになります。昨日からの一般質問でも共通の課題となっている2050年の人口推計、本町の人口は半減以下、5,466人と発表されました。この数字を真正面から受け止め、まちづくりを考えなくてはなりません。急に人口が増えることは望めませんが、今ここに住む方々の生活レベルを維持することが大切だと考えます。そして、まちづくりが町民目線、そして、ユーザー目線になっているかという観点で伺ってまいります。

新しい道の駅の使いにくさについてはそれぞれに耳に入っていることと思いますが、設計にユーザーの視点が欠如したものであったと言わざるを得ません。多様性の世の中であって、その視点がなかった設計者に発注したことは、反省しなくてはならないことではないかというふうに思っています。

4月1日に開館する体育館が、利用者に喜んでもらえる設計となっていることを期待しております。

様々に通告をしておりますが、私も簡潔な質問を心がけますので、執行部の皆様方にも簡潔で明確な答弁をお願いいたします。

それでは、質問席に移らせていただきます。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） それでは、本当に通告をいろいろ書いておりましたら、たくさんになってしまいまして、時間内に終わるように心がけてまいりたいと思います。

まずは、図書館のことについてです。1月に行われました棚卸しなんですけれども、蔵書点検と言われるものです。年に1回、総ざらいをする大切な時間というふうにはなっているのですが、今回、半月に及ぶ閉館にはちょっとがっかりいたしました。よく使っていただいている方々は、まだ開きませんよね。返却して、新しい本を借りたいんですけどねというふうな話をよく聞いたところです。私自身もよく図書館を使わせてもらっているんで、さすがに長いなあと思ったところです。

作業の大変さは分かるんですけども、利用者のためにはもっと短縮する必要があるというふうに思うのですが、担当課ではこの期間の長さをどう捉えていらっしゃるでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。棚卸しにつきましては、毎年、蔵書を点検する必要があります。現在の蔵書数が11万冊あまりとなっておりますが、矢部、清和、蘇陽地区3館と移動図書館の蔵書確認及び後処理のため、半月程度日数を要しているところでございます。

棚卸し、蔵書点検の目的は、本は公的財産、備品として管理が必要となっております。未返却本の紛失となった蔵書の把握、破損や汚損がある資料の確認、行方不明の資料、蔵書目録から取り除く作業など、現在2人1組で、1冊1冊バーコード読み取りによるチェックを行いながら、棚卸しを行っているところでございます。

期間の短縮の工夫につきましては、近年、業務改善のため、ICタグ、電子タグ、非接触で情報のやり取りができるタグがございますが、リーダーライターで読み込む点検作業を行っている図書館が徐々に増えてきております。当該システムは複数本を同時に読み取ることができ、応用型として自動貸出しなどが可能となります。多額の費用がかかりますので、今後の検討課題であると考えております。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 今まさにおっしゃった、もちろん大事な作業なんです。本当、町の大事な財産であり、11万冊、今、課長から御報告があったんですが、私も館長から今回の蔵書点検、何冊でしたかと言ったら、11万冊であると。この11万冊というのは、館長にお話を伺いながらなんですが、やっと基準値になったというふうにおっしゃったんです。この人口に対する蔵書の数が基準値になったと。これは必ずしもめちゃくちゃ多い数ではないんですよ。なので、その基準値である資料を点検していくのに、今まさにおっしゃったICチップの導入、これはぜひ検討していただきたい。1冊何円かかるか、私、つぶさに調べていないのですが、その予算がもちろんあるとは思いますが、これはそういう予算をかけていくか。どっちにしても、今2人1組で、

本当に手による、私もしていたので分かるんですが、本当パソコンを引きずりながら、本と本の間を行きながら、1冊1冊バーコードで確認をしていく。その確認がうまくいったかどうかを、今度は3人目の人がパソコンでチェックをするんですよ。

なんかそういうふうな点検の仕方なので、しかも、図書館というところは会計年度の方々ばかりですので、フルには活用ができないんです。もう休館だからといって、全員が朝の8時半から5時半まで働くということはできないんですね。それで、シフトをしながらやっていらっしゃるんで、こういう膨大な時間がかかっているというふうに思います。本当、この基準値というふうな図書を管理し、使っていくというためには、人を増やすか、機械を入れるか、どちらかではないかというふうに思っています。

この山都町立図書館というのは、本当に歴史的にも矢部時代から非常に住民貢献をされているし、文科省の表彰も受けたようなすばらしい取組をしている図書館ですので、このメリットというか、この過去が失われないように、これからもしっかりと……。課長どうでしょうか。膨大な予算がかかるというふうにおっしゃいましたが、これが具体的には1冊幾らぐらいで、全体、その10万冊に装備するにはどれだけかかるかというデータを今お持ちでしょうか。そうでなければ、検討をお願いしたいところですけども。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。今回の一般質問を受けて、事前に資料を取り寄せて試算しましたところ、約11万冊で1,800万円の初期投資がかかる見込みでございます。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 1,800万円、小さい額ではないですけども、できない額でもなさそうな気がしております。人を増やすか、人を増やしたら幾らかかるのかというふうな話もありますので、ぜひ比較検討をしていただきたいというふうに思います。

先ほど、課長のほうから御説明があったように、I Cチップを入れると、蔵書点検の簡便さ、スリム化だけではなく、個人のデータ管理といいますか、私、この間、2月に、佐賀はとてもこういう読書の推進が盛んなところで、九州管内でも貸出数、利用者数がトップなところですよ。新しくなった基山町の図書館にも伺ったんですが、そこが同規模の10万冊ぐらいの今蔵書を持ってらして、点検にどのぐらいかかりましたかって言ったら、5日間ですっておっしゃったんですよ。それはI Cチップを導入しているからです。そして、伊万里の図書館でも、基山の図書館でも、伊万里なんか特に5万人規模の人口を持っていらっしゃるんですが、貸出し冊数に制限がございません。なので、10冊でも20冊もその棚にぼんとおくと、わーってリストが出てくるんですよ。

ということは、某書店でも貸出しのときにセルフレジを設けた。そうすると、図書の好みってすごくやっぱ個人情報なんですよね。思想的なものもあるかもしれないし、個人の趣味のものかもしれないし、そういう本をカウンターで……。やはりカウンターはもちろん守秘義務がありますので、誰それが何を借りたなんていうことは言いませんが、でもやっぱり個人の方はこが本ば借りたと思われんかねえとかいうふうな御心配があるときもあるかもしれません。

そういったことが解消される、本当に個人の趣味としてそれを借りていける。人の目に触れずにというのはおかしいですけれども、今返却は返却スペースに置くことができますので、必ずしもカウンターに行かなくてもいいんですけれども、そういう個人の趣味だったり、プライベートなものを守るという観点でも、ICチップは有効だというふうに思っておりますので、ぜひ御検討をよろしくお願い申し上げます。

さて、この蔵書点検、今の数11万冊なんですが、昔の本当に議会では、今年も予算が約500万円ぐらいついていると思うんですね、資料購入費に。それを、ああぎゃん棚がいっぱいなつとつとに、まだ買うのかというふうな御発言があったことをちょっと思い出すんですね。

でも、本当に図書館の本というか、世の中に出回っている本というのは、もう本当に数限りがなく、その中から予算に応じて、日々やっぱり住民のニーズを満たすために、一生懸命選本をしながら、本を購入しているわけなんですけれども、それにしても、やっぱり開架の、開架というのは図書館に並んでいる、貸出しができる棚のことですけれども、これには限りがございます、閉架書庫というのをどこの図書館も備えているわけなんですけれども、この図書の本についての閉架管理というか、そういったところはどのようなふうにお考えになっているのかお伺いします。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。日本図書館協会が示す図書館の設置及び運営上の望ましい基準の中で、人口1.5万人以下の図書館の蔵書基準は11万冊とされており、議員が先ほど申された本町の状況は基準に達しておる状況でございます。

閉架図書の目的は二つございまして、一般に貸出し利用頻度が少なくなったもの、または、貴重な資料の収集、保管、整理、研究など、閉架で扱ったほうが都合のよい資料も多いところ。基本的に閉架図書は貸出し可能のものが多くありますが、館内閲覧に限る蔵書もあります。

一般書の閉架につきましては、本館、蘇陽支所、清和集落センターの別部屋に収納しておりますが、エリア不足が常態化している状況です。棚の新設などで対処しておりますが、抜本的対策とはなり得ていないのが現状であります。

閉架図書のスペース、書庫の基準は、施設の配置や面積、設備などに関連するので、基準は明確にはされておりませんが、本町では蔵書の4割、約4万5,000冊ほどが理想であると考えております。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 閉架には本当限りがあって、それをどのようなふうに、やはりその図書館員の目で保管するものか、廃棄するものか。もちろん年に1回、町民の方々にお渡しするというふうな工夫もしているところなんですけれども、これについても十分に検討していただきたい。

今回、図書館の中の本館のほうですけれども、改修の予算が立てられているようです。これは窓際にカウンターを作る。それから、作業スペースを作るというふうなことらしいんです。これに、どうしてもその面積を広げることが今の建物では不可能なのかなというふうにも思っていますが、そういった本当に職員が働きやすい環境、そして、貴重な資料が保管しやすい状況を作っていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

次に、図書館の資料は何も小説とか絵本とかに限ったことではなく、大事な資料、今、本当にまさに閉架で管理していくような貴重な資料というふうなものもあるわけなんですね。先ほど申し上げました伊万里とか、基山とか、それから武雄もそうなんです。武雄は御存じのように、大型の書店が指定管理で入っていますので、公立の図書館とはちょっと趣が違いますが、それにしても、基山とか、伊万里とかというのは、もう本当に……。それから、お隣の宮崎県椎葉村の有名なこれがぶん文B u n庫というのがあるんです。そこは本当に一番入ってすぐのところに、大事なその郷土史のコーナーがあります。とても最初からスペースをきちんと確保して、展示コーナー、そして閲覧コーナー、伊万里ってこんなところですよ、基山ってこんなところですよ、椎葉ってこんな歴史があるんですよっていったことを、もうどーんとフューチャーしているんですね。我が町にはそういうことがちょっとないというふうに思っています。郷土史ではないんですが、前館長のときに、通潤橋があるということから、石橋関連の図書を集められた経緯があります。それこそ、日本一の資料数であろうというふうに思われます。しかしながら、山都町の文化財としては、石橋にとどまることがなく、2番議員からもありました阿蘇家の歴史であるとか、それから、清和文楽もそうですし、数々の歴史的な文化財、それから食、様々な郷土に関する資料があると思うんですけども、こういった資料をどのように収集し、保管されようとしているのか、お伺いいたします。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。本町の図書館ホームページに、山の都デジタルアーカイブとして資料を掲載しております。図書館内にある歴史資料など、著作権に配慮しながら、図書館職員が1枚1枚、スキャナーを通して編集したものを、少しずつデジタルアーカイブとして公開をしております。

他の市町村では、公文書館、それに類似した施設等が作られているところです。また、図書館に、歴史的な文書館、公文書館、歴史館などを併設することがあります。あるいはアーカイブ資料として、電子的に公開する図書館も多くなってきております。

議員お尋ねの町政史の資料等につきましては、広報や各種報告書など、広く一般に公開を前提とした資料は図書館で扱っておりますが、行政文書は町の文書取扱い規程にのっとり、保管、廃棄が行われているところでございます。

山都町は、2005年2月に合併後、20年近くとなりますが、将来の町史編さんに備えて、文書取扱いの主管課であります総務課を含めて、庁内での体制づくりが必要であると考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 今まさに町政史のところまで言及していただきましたけれども、私もこの郷土史というのの中にこの行政資料が入ってくるというふうな調査というか、決まりもありまして、今、町政史のところまで触れていただきましたが、今回、質問先に総務課長も入れてあるんですけども、今の御説明に付随した何か本当にこの20年たって、今から行政史というふうなものを編さんしなくてはならない時期が来るときに、そういった資料をどのように活用し、ま

ずまずそういう資料を今、いろんな空き校舎であるとか、閉園された保育園であるとか、そういったところに保管はされていると思うんですが、それがすぐ使えるようなものに、どういうふうになっているのか、お聞かせいただけたらと思います。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。町のそういった資料につきましては、ただいま議員がおっしゃったように、町の庁舎内の書庫であったり、支所のほうのスペースを活用しながら、今保管をしているのが現状であります。町政史は町の歴史や文化を概略的につづったもので、長期的な視点から町の歴史を理解するには重要な情報源であると思います。例えば、町が発行しております広報紙は、その資料の一部を担っております。

こういった町の歴史を記録した資料の保存につきましては、非常に重要と考えておりますが、従来の紙ベースの保存は物理的スペースを必要とし、火災や水害など災害による被害のリスクもあります。さらに、紙の劣化や色あせも避けられません。

一方、デジタル化による電子的な保存は物理的なスペースを必要とせず、災害リスクからも守ることが可能となります。また、オープンデータとして公開すれば、いつでもどこでもアクセス可能になり、データの検索性も向上し、特定の情報を瞬時に探すことができるようになります。

これらの観点から、データを電子的に保管することは有効な手段であり、今後取り組む課題であるというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 先ほどの収蔵、閉架書庫の話にも通じると思うんですが、先ほど生涯学習課長からもあったように、図書館ではアーカイブの作業を進めています。行政のほうとしても、昨日からあっているように、やっぱりDXという問題は非常に早期に取りかからなくちゃいけないのかなと思いますが、それを担当するような方がいらっしゃるのかというふうに思うんですが、そのデジタル化……。図書館においては、本当に館長が非常勤でありながら、御自分の余暇の時間といいますかね。やっぱ働いている時間、月に8日間しか、あの方出られないので、そのほかの時間を活用して、多分アーカイブの……。図書館のホームページ見ていただきますと、様々なところにリンク先を張って、頑張って保存されているんですけども、そういった作業、多分報酬外でやっていらっしゃると思うんですよ。

町の行政の資料のアーカイブ化ということについては、その人間的なとか、予算的な話は具体的にどういうふうになっているんでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 今現在、広報紙だけで言いますと、広報紙のデータ化、それを行う職員というのはいません。広報紙なんですけども、矢部町時代のが、昭和36年からの第72号から残っております。清和村が昭和35年12月、第1号からあります。蘇陽町、昭和32年8月からの第1号からあります。平成22年度からは、データの保存がっております。

一応、先ほど申しました矢部町、清和村、蘇陽町の分を大体約1,500冊、1,500冊をデジタル化といひまして、スキャンつきまして、PDFにする作業の見積りを取りましたところ、今年度の

前半のほうで見積りを取っております。それに関しましては、一応1,440冊分というふうな形で取りまして、約300万円ほどの予算が必要になるというところになっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） ありがとうございます。アーカイブというか、デジタル化を進めていかなくちゃいけないということがある一方で、先ほど申しました、やっぱり図書館の役割としては、やっぱり郷土史、行政史のようなものを閲覧できる。やっぱりそういう紙を触るのが好きな方はもちろんいらっしゃるというふうに思うし、そういったところも心がけて、全部がデジタル化されてもいいというものでもないかもしれないというふうに思っています。

では次に、11万冊に達した図書館の蔵書数なんですが、貸出し数のほうなんです。ちょっと総合計画を見たところ、図書館の貸出し数の目標が令和6年度に7万8,000冊というふうになっているんです。課長に伺ったところ、令和4年の統計が約4万3,000冊、令和5年になってはまだ統計が出ていないんですが、そんなに伸びは大きくないんじゃないかなというふうに予想します。

これはもちろん人口減少という問題がありますし、なかなか数字どおりにはいかないんだろうなというふうには思っているんですが、でも、なるだけたくさん、このせっかくの蔵書を皆さんに読んでいただく、手に取っていただくというためには、さらなる工夫が必要かというふうに思っています。

十数年前からだと思いますが、移動図書館車を走らせてきました。これこそ、第4の分館ということで、非常に大事な役目を担ってきています。年月がたって、これまでのステーションまで出て来れなくなった高齢の方、障害をお持ちの方、様々な方がいらして、あれ、最近お顔見ないねなんていう方、そういった方々、運転ができなくなった方、いろいろな事情があると思います。図書館ができる次なるサービスは何だというふうにお考えですか。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。山都町の高齢化率は半数を超え、また、子育てや介護のために、あるいは距離的な問題で図書館に出向くことが困難な町民が少なからず存在しておられます。特に、高齢者のユーザーが図書館に足が遠くなってしまいう実態も聞き及んでいるところです。

求められる資料の充実はもとより、町民に本を届けるシステムを考えていかなければならないと考えているところです。

一つは自宅配本サービス、またはインターネット及び電子図書の活用かと思われます。2月29日に行いました図書館協議会においても、その議題が上がったところです。費用、人員が必要となるので、今後の検討課題となっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 本当にお金のかかることばかりですが、ぜひ配本サービスあたりは有

効かというふうに思いますので、直接その利用者の手に届けられる、県立のほうも今はそういうふうに、県下一斉に自宅から予約をし、送ってくるというのに、うちの図書館も参加していただいているというふうに思うんですけども、そういった動けない人たちにも読書の楽しみが渡るように、予算も含めて、人員も含めて、頑張っていたきたいというふうに思います。

先ほど申し上げました佐賀の本当に図書文化に力を入れていらっしゃる場所なんですけど、伊万里図書館にしても、基山図書館にしても、本当に住民目線で郷土史を大切に、図書館スタッフの皆さんも、ここについては有名どころですので、視察はしていらっしゃると思うんですけど、やっぱり、ぜひその他の執行部の方々も、佐賀に赴きになられる際にはぜひ訪ねていただきたい。本当にユーザー目線でしっかりと作られている建物ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、改修に当たっては、街角のカフェのようなカウンター席ができるというふうにも聞いておりますので、もうどこに行っても、今、図書館サービス、町なかのカフェ、コンセントがついていて、パソコンを持ち込みながら、タブレットを持ち込みながらお仕事をしていらっしゃる。そういった人たちを取り込んでいかないと、なかなか利用者も増えないというふうに思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう一言、図書館というところは、昔から申し上げますが、唯一予約なしに1人でも使える公共施設です。そのことをしっかりと肝に銘じながら、運営のほうを頑張っていたきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

では次に、観光の面的広がり、昨日も観光問題がございましたが、もう人口減少の今、やはり関係人口、交流人口を増やしていくということが、この町に残された活路ではないかなというふうに思っています。

昨年、もちろん国宝通潤橋を訪れる方がすごく増えて、もう本当に圧倒された思いなんですけれども、また、その方々が再び山都町を訪れていただくためには、様々な課題を解決していかなければならないんだろうというふうに思っています。

昨年、12月の議会の折に、ぜひ課題共有をしていただきたいというふうに課長には申し上げたところなんですけど、お聞きするところ、その会は開かれなかったと。大変な残念な思いなんですけれども、なぜ開催できなかったのかを1点。

それから、先頃、通潤橋保存活用委員会が開催されたというふうに聞いておりますが、その内容をかいつまんで、本当にどういう方向性が示されたのか。そこら辺をお知らせいただければと思います。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。12月定例会で御質問がありました各種団体との代表者を集めての課題共有についてでございますけれども、御指摘ございましたとおり、実施をできておりません。これまでの通潤土地改良区、観光協会との意見交換ですとか、通潤橋案内ボランティアとの課題の協議については実施しております。

それと、先月開催されました通潤橋の保存活用検討委員会では、通潤土地改良区、観光協会、商工会、中活協などの代表の方がお集まりいただいて、活用の視点で意見の共有が図られたとこ

ろです。

まだ実施をできておりませんので、そうした準備ができてなくて、3月までに開催ができなかったというところでございます。実施に向けて取り組みます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） ぜひ、これ毎年本当に申し上げているんですが、これがなかなかできないというのは、今さら準備ができてないということもないんじゃないかなと思うんですが、この課題を解決していかなければ、前例踏襲、前例踏襲、また、去年もこうだったよねって、今年も混乱しているよねという話ですよ。

なので、もう本当にこれ早急にやっていただきたいというふうに思っています。それか本当に……、何というのかな。とにかくやってください。

通潤橋の前の再開発の青写真が提示されたところなんですけれども、旧体育館というか、今の中央体育館の跡地の開発は緑地広場みたいに書かれているんですよ。これはちょっと考えられないことだなというふうに思っていて、皆さんが本当に昨シーズンの混乱ぶりを見ていられたのかって、本当にそう思うんですよ。駐車場、下が満杯になるので、布田神社のほうまで回されるんですね、お客さんが。上に来て、物産館どぎゃんして行けばいいですかと。もう橋を渡っていくしかないですよ。500円徴収せなんとですよ。もう何かあり得なさ過ぎて、申し訳なさ過ぎて、言い訳が本当に申し訳ないことばかりだったんですね。

なので、やっぱり駐車場を確保することが優先順位だというふうに思われるし、また、私たち社会科見学の子どもさんたちを案内するに当たって、今までは雨天時の昼食会場、あるいは避難所として体育館が活用されていたわけなんですけれども、それがなくなった際に、緑地広場じゃないでしょうと。緑地はもう既に川向こうにありますので、やはりそこは片屋根でもいいので、本当に避難所、急な天候の変化とか、夏であれば暑いので、木陰がないので、そういった屋根を作ってあげるとか、そういったことのほうが優先される課題ではないかというふうに思っているんですが、今回予算も出ておりますが、この計画についての再考の余地があるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。通潤橋周辺整備事業についてのお尋ねでございますが、体育館跡地については、多目的広場と緑の憩いの場、飲食スペースとして計画をしております。

観光シーズンに入りますと、多くの観光客が訪れ、駐車場が混雑する状況が続いていますし、駐車場確保が大きな課題となっていることは承知をしているところでございます。

先日も議会の皆様から多くの御意見をいただきましたし、今月末には商工会女性の方と意見交換も予定をしております。様々な意見がございますけれども、反映できる部分については、取り入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） ぜひ、今回、商工部の女性部の方々の御意見ということをおっしゃいました。これはとっても大事なことで、今、課長、担当のところの部署には、いわゆる正職員の女性がおられませんよね。やっぱり観光の部署に女性がいないということは、非常に大きなマイナスではないかというふうに思っています。

観光を訪れてお金を落とすのは、女性のほうが専ら多いと思うんですよね、統計的に見て、多分。なので、旅行先を選ぶのも、どこに泊まるのか、どこで御飯を食べるのかというのは結構女性のほうがリードしているんじゃないかなと思いますので、そういった視点をまだ改善の余地があるというふうに、時間的な余裕があるというならば、ぜひそれは詰めてやっていただきたいというふうに思います。

やっぱりそういう多様性というか……。だからというか、先ほどちょっと新道の駅のことについて、ちょっと苦情めいたことを言いましたけれども、やっぱりそういったユーザー視点が入っていないというところは非常に問題だというふうに思いますので、今からでも遅くないよという部分については、しっかりとやっていただきたいというふうに思います。

それから、昨シーズンの混乱ぶりから言いますと、私が前回質問しましたときに、橋上観覧についての金額の取り方であるとか、町民にはフリーパスを出したらいかなものかとかというふうなことを申し上げたときに、課長はいや条例がございますからというふうに、条例を上程したときに、皆さんから御異議はございませんでしたよというふうに言われたんですけども、やはり昨シーズンの混乱ぶりを見たときに、シールを買って、子どもたちが何十人も来るわけですよね。一つ一つ肩にシールを張ったりするのに、非常に時間が取られる。そういった現場の運用で何とかなるんじゃないかというお話も伺ったので、その件についての検討をされたかどうか、伺います。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。小学生のシールの販売につきましては、あらかじめ通潤橋観覧予定学校が分かっておりますので、何枚必要かというのを用意しまして、その分を当日、先生にお渡ししている状況でございます。

御意見のありました取扱いにつきましては、先日、3月6日、関係者を交えて、意見をいただいたところ、社会科見学で通潤橋を訪れる小学校の中には、町を通さないで、独自に来られる小学校もありまして、観覧証を購入せずに、通潤橋の吹き上げ口から入る学校もあるというところで、それについては張っていただくということをお願いしたいというふうに思っております。

規則の中でも、観覧証は上腕部のその他、見えやすい箇所に張りつけて観覧していただくということになっておりますので、警備員からしましても確認が取りやすく、ほかの観光客に対してもそのことを求めていますので、規則を遵守して回っていただくというところでございます。

それと、町民パスの件につきましては、前回でもお答えしたように、議会提案する中で、委員からの御意見をいただき、それを本会議にかけて議決しております。そのことは重く受けておるところでございます。今のところ、そのような改正をして、無料パスを行うことは考えており

ません。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 現場からすれば、何かちょっといかがなものかというふうに思うんですけれども、本当小学生にいちいちあれを張っているのは、その他のところと、それから一般人、あれはシールも貼らんで上がったとなるということがいかがなものかというふうなことかなあというふうに思いましたが、これはもうちょっとやっぱ考えていただきたい。シールを張るだけで10分ぐらいロスするんですよ。私たちやっぱり、そのガイドについて行っているときには、バスの時間を遵守しなければいけないので、それに追われて、説明が短縮されるというようなことも往々にしてありますので、もうちょっと知恵を絞っていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

それから、もう一つ混乱ぶりと言いますと、史料館ですね。これは毎回申し上げておりますけれども、あそこに1人館長さんがいらして、その方が説明に入ってしまうと、受付が空っぽ。そして、国宝になってからは、平日の一般客もとても多くなっていて、中に小学生が40人も50人も入っていると見れない。遠慮して見れない、入れないことはないですよ。でも、なかなか遠慮して入れないというような状況が……。せっかく遠来から、大阪から来ました、東北から来ましたという方もいらっしゃる中で、ちょっと入れそうにないと言って、帰られる方もいらっしゃる。

この交通整理をどういうふうに考えていくのか。スペースが拡張できないとしても、何らかのアイデアがあればというふうに思うんですが、何か検討していらっしゃるのでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。まず、通潤橋史料館の混雑緩和につきましては、特に小学生の社会科見学が始まる9月から11月に集中しております。

令和6年度から小学生の社会科見学の申込みを一元化する取組を始める予定で、L o G o フォームという電子申請システムを利用して、電子申請では1日当たりのバスの台数を制限し、通潤橋史料館の時間割での申込みや案内ボランティアの有無、それと橋上観覧の分もL o G o フォームで申請するというものです。

課題は、申込みをされていない社会科見学に訪れる学校が把握できないというところがございますけれども、生涯学習課のほうから県内の小学校へのL o G o フォームでの申込みを周知徹底していただく取組をしたいと思えます。

少なくとも社会科見学のバスの台数は、これまでより平準化すると思えます。一般のバスがさらに加わりますので、混雑は予想されますけれども、当面この方法で取り組んでいきたいというふうに考えております。

それと、通潤橋史料館の改修についてでございますけれども、現在計画をしておりますのは、玄関入り口から壁がありまして、窓がございますけれども、それを折り畳み式の窓に変更をして、庇を前に出すというような形の改修を予定しております。

それと、対応するスタッフにつきましても、再度、指定管理を受けている指定管理者のほうに、

協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 折り畳み式の窓がどういう効果を発揮するのかちょっとよく分かりませんでしたけれども、それについては、また後ほど詳しく教えていただきたいというふうに思います。

ちょっと時間が押してきていますので、次に行きたいと思いますが、次に書きましたのは清和文楽を含む面的な観光客の誘導についてなんですけれども、せっかくこういうふうにして、国宝通潤橋を訪れる人がたくさんいる中で、今同時に、今月末初演を迎えます清和文楽ワンピース、これに向けて本当に関係者一同、一生懸命やっております。これはゴールデンウィークの公演も決まりましたし、その先の定期公演も見据えたところでの取組となっております。

皆様御存じでしょうけれども、世界的な漫画ワンピース、今、日本を訪れる若者でもすごく日本語が上手な子がいたりすると、大概漫画アニメで日本語習得したのだというふうに言います。先頃亡くなりました、残念ながら亡くなりました鳥山明さんのドクターランプじゃなくて、それこそドラゴンボール、これがその先駆けではないかというふうに思っているんですが、その後も北斗の拳だったり、スラムダンクだったり、そしてこのワンピース、熊本の復興のシンボルとなった麦わらの一味の物語が文楽で、世界中どこを探してもやっていない、ここだけしかやっていない文楽、そして世界的な人気、ワンピースの像をめぐって、やって来られる外国の方もいらっしゃると思います。そして、今回も、たまたまなのかもしれませんが、カナダからインターネットで申込みされた方がいらっしゃるんですよ。そして、熊本駅までは来れますが、そこから清和にどうやって行けばいいですかというお問合せがあったというふうに聞いています。

そういうふうに、今から本当にワンピース文楽というものが世界に発信していける力となるというふうに思うんですね。その文化の発展、それから後継者の育成、そういったものに大いに役立っていくものだというふうに確信をしています。

しかしながら、数としたら、もちろん国宝通潤橋を訪れる人が多いのでしょう。しかしながら、本当、清和文楽を見に来られる方の中には、放水も一緒に見られたらいいんだけどなっておっしゃる方とても多いんですね。放水見て、文楽館に行けば、どうしてもこの蘇陽のほうに目が向くと。放水見たら、西のほうへ南のほうへ帰っちゃうんじゃないかと、じゃあ、放水見て、文楽見たら、幣立さんが見えるよね、馬見原が見えるよねというふうな方向が、こちら側にどんと広がるというふうに思っているんです。

昨日、それこそ2番議員が阿蘇家の歴史のことをおっしゃいましたけれども、こちら側に行くと、阿蘇家ぐらいじゃなかいですね。もう2000年、もう1万年という赤立神社の縄文遺跡から何から、すばらしい歴史の深さが……。しかもジオパークもありますし、ジオポイント、蘇陽峡等々もありますし、そちらのほうに目が向くきっかけにもなると思うんですね。

このワンピースの効果をどういうふうに町として考えていらっしゃるのかなあというふうに思うんですが、よろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） お答えします。ワンピースと清和文楽のコラボした新作の定期公演が、いよいよ今月30日からスタートします。4年間で120回という回数制限ではありますが、貴重な定期公演をぜひ御覧いただきたいというふうに思います。

今回の新作の定期公演の演目に入ることのメリットをどう捉え、どう生かすかというお尋ねでございますけれども、議員のほうからも言われましたとおり、世界的に有名な人気漫画を題材にできたことは、作者の尾田栄一郎さんが熊本出身で、熊本の復興に御協力をいただいたこと、それと熊本県が熊本地震の復興プロジェクトの一環として取り上げていただいたこと、それと、熊本県立劇場や集英社、制作に関わっていただいた劇団主催の演出家の先生の御協力があったことなど、日本のトップレベルの多くの方が関わり、清和文楽の新作制作に粉骨砕身御尽力をいただいたおかげだというふうに思います。

先日の読売新聞に掲載された定期公演の取材記事の中で、演出家の横内先生から、ワンピースで描かれる義理人情のすばらしさは日本人だけではなく、世界に通じるもの、伝統芸能の魅力をグローバルに発信することで地域の誇りとなる、今後100年続く演目のつもりで取り組んでいるとおっしゃっていただいております。

この新作の定期公演化によりまして、日本だけでなく、世界へ清和文楽という日本の伝統芸能の魅力を発信することができるという大きなメリットではないかというふうに思います。

また、講演を通して、太夫や人形遣いの技芸が大幅に向上し、トップクラスの芸術家から演出や情報発信の多くを学び、清和文楽のレベルアップの転機につながったことが大きなメリットとして挙げられます。

清和地域をはじめ、山都町、熊本県の誇りであり、新たな太夫や人形遣いを育成するなど、清和文楽の里協会とともに、町も支援をしていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 課長のほうでは、十分にこの魅力とメリットが分かっているんじゃないかなと思います。重ねてお願いいたします。放水の時間と文楽の公演の時間を合わせてください。よろしくをお願いいたします。

では次に、農林業の事業継承についてお伺いをいたします。

この農林業の事業継承なんですけれども、各種産業にとってこの事業継承というのは大きな課題というか、今、取り組まなくてはいけないところだというふうに思っています。毎回聞いております太陽光発電の乱立から土地を守れないかというふうなことにも通じるというふうに思っているんですが、高齢化社会において、農業の後継者の不足があることは事実だというふうに思います。

今、TSMCの進出等で、単価の高い仕事に若者が流れているという事実もあると思います。しかしながら、半導体ではお腹が膨れないということも事実だというふうに思います。半導体工場を誘致して農地が買上げられる地域がある一方で、山都町ではやはりこの中山間地の魅力を生

かしながら、有機農業というふうな看板もごございますので、農地を守って、食料の生産を頑張らなくてはならないのではないかなというふうに思っております。

本町に移住希望される方は有機農業を目指す方が多いようですが、その仕事の仲介をするまち・ひと・しごとセンターに聞けば、希望者と農地のマッチングがなかなかうまくいかないというふうなことなんです。空き家バンクのような農地バンクもあるというふうに思いますが、農業委員会においては農地の適正化委員会というふうなものも開かれている、推進委員のですね。内容を見ますと、なかなかやっぱりその適地にしていくためには、やはり高齢化であるとか、土地が狭いとか、集積するのが難しいとか、様々な困難があるようなんですが、その実態と町が把握していらっしゃる、譲ってもいいよと、この土地と自分の技を譲ってもいいよというふうな方の農業者のデータをどのように把握されているのかというふうに思い、お伺いいたします。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えいたします。山都町の基幹産業であります農業においては、農業従事者の高齢化や後継者不足が顕著であり、それに伴い、農地の維持管理が難しくなりつつあり、後継者、担い手の確保は急務となっております。

これまでも限られた人材で、農業の生産基盤、農地等を維持保全していくために、農地の集約化や集落営農の推進、併せて町外からの移住者を含む新規就農者の確保のため、山都地域担い手育成総合支援協議会を立ち上げ、新規就農希望者への研修を実施し、担い手の確保に努めております。

また、担い手の減少により、耕作放棄地や遊休農地が増加傾向にあります。農業委員や農地利用最適化推進により、担い手への農地利用の集積、集約化を図りながら、新規就農者への農地の紹介を実施しております。以上のことをしっかりと、今後も進めていきたいというふうに思っております。

さらに、今回、国の法改正に伴い、人と農地の問題を解決するために、平成26年から本町でも実施しております人・農地プランが法定化されまして、地域計画へと名称が変更されました。今後10年間の農地の利用の目指すべき姿、地域農業の将来の在り方について、各集落において話し合いを実施していただくこととなっております。地域で守り続けてきた農地を次の世代へ着実に引き継いでいくための地域計画の策定を、確実に進めてまいりたいというふうに考えているところです。

それから、その事業継承を進めていく資料があるかと、データがあるかということでございますけれども、まず事業継承につきましてですが、経営継承・発展等支援事業というものがございまして、100万円を上限に、国と町で2分の1を負担するものがあります。

事業概要としましては、後継者が継承後の経営発展に関する計画を策定し、その計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を支援することとなっております。

支援内容としましては、研修費や旅費、機械や装置の費用、新商品の開発や販路開拓等の費用が支援される事業となっております。

推進する資料につきましては、農業委員会において、毎年、農地利用状況調査を実施し、農地

の状況、今後の活用状況の調査を行っております。その中におきまして、耕作放棄地や遊休農地等の記載があった場合には、さらに農地利用意向調査を実施し、農地中間管理機構、いわゆる農地バンクでございますけれども、利用した農地の貸し借りに応じるのか等の調査を実施し、農地中間管理機構に登録し、農地の流動化を図っております。

しかしながら、実態としましては、農地中間管理機構を利用した貸し借りが実績を上げているという状況とは言えません。先祖代々引き継いでこられた農地でありますので、第三者へと引き継ぐにはお互いの信頼関係が重要になってくる面がありまして、特に町外からの新規就農者の農地確保にはハードルが高い状況にあります。

そういった状況であります。先ほど申し上げました地域計画の策定や農業委員を中心とする農地利用最適化推進等を含めまして、農地の有効活用に努め、事業継承や後継者の育成を推進していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 丁寧な御説明ありがとうございました。私も農水省のホームページを見に行きましたら、様々な啓発の冊子が、いろんな団体向け、企業向け、そして、農地、個人の事業継承、様々な中で、今、課長が本当におっしゃった、何が一番大切かって、信頼関係を築くのに一番時間をかけなくてはならないというか、かかるはずですよというふうなことで、やっぱり5年から6年ですね。本当に継承ができるというふうなマッチングがうまくいくというのは本当に難しい話だとは思いますが、やはりそのところには、まず農地の調査、そして、やっぱりそういった気持ちがある方の調査、洗い出し、やっぱりそういったことをして、もったいなくないように、本当にこの農地が荒れてしまう……。私もフットパスなんかしますと、毎年、今度も春のシーズンにイベントをしますけれども、もう歩くたびに、やっぱりそういった土地が増えています。やっぱり景観も損なわれていますし、そういったところが少しでも少なくなるように、お仕事をさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

では、最後滑り込みですが、パブコメについてお伺いいたします。町が新しい事業に取り組むときに、また、策定書を更新する際に、パブコメというのを必ず取っていらっしゃるんですけども、その回答率の低さから見直しの必要があるのではないかとこのように思っております。

昨日、副町長が御答弁の中で、住民ニーズを把握して、広報、広聴、広報を公開していくことが大変必要であるというふうなことをおっしゃったことが、ちょっと耳に留まりました。この形骸化した、国がこれをしなさいというふうに推奨しているのかもしれないけれども、本当に形骸化しているこのパブコメ、例えば、先ほど新道の駅でも、たった5件だったというふうに私は思っています。私を除けば4件だったのかなというふうに思っていますが、本当にあのパブコメをホームページに掲載しました。この間も公共交通網のを拝見して、パブコメ一応書かせていただきましたけれども、やはりそれも数件だったと思うんですね。もちろんその事業を展開されていくときには、各団体の関係者の例えば介護施設であったり、交通関係であったり、そこの聞き取りはもちろんされていると思うんです、直接的に。しかしながら、このパブコメというのをやは

りするからには、何か広い機会を持ちながら、本当に必要だと思えば、もっと方法を考え直すべきではないかというふうに思っています。

その件について、本当にマンパワーが足りないというふうには、これ三つちょっとまとめて言わせていただきます。

マンパワーが足りないというふうなことはもちろん分かっているんですが、日頃から地域での座談会なり、そういう聞き取りの会を継続することはできないでしょうか。そして、住民に公開する方法としては、字づらだけをびやーと載せるんじゃなくて、やはり図案化するとか、言うたら漫画化するとか、そこにグラフィックレコードというふうに書きました。これは会議の最中に、ホワイトボードに絵で書き留めていく方法なんですね。

そういうふうな手法なんかも学びながら、そういった人材を育成するなり、会議の会議録をこういうふうな形で、小学生にでも分かるように公開していくということが大切かというふうに思うんですが、担当課のほうの御意見をお伺いいたします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。パブコメに関しましては、確かに件数等は少ないような状況です。多くの方に本町の行政に関心を持っていただき、意見していただきたいところですが、あまり多くの回答はあっておりません。

周知の方法につきましてはホームページはもちろんですが、防災無線や広報やまに掲載することを今後も活用していきます。

座談会に関しましては、10年ほど前にやまトークとして自治振興区を回っております。先ほどおっしゃったマンパワーの問題もありますけども、先日行った自治振興会の代表者の会議で発言がありましたが、会長のほうから、役が多過ぎるという声も多々聞かれております。後継者がいなくなる中で、10年前と同じ顔ぶれで役員を続けておられる集落もございます。小さな単位で座談会を開くこととなれば、区長さん方に多大な労力をおかけすることも考えながら、デジタル改革と称してDXを推進しているわけですので、そういったツールなども使って、意見の聴取を行っていく必要があると思います。また、住民の代表であります議員の皆様による住民からの意見等をお聞かせいただければ幸いです。

グラフィックレコードに関しましては、まだそのような手法を取り入れているわけではありませんけども、各種会議や報告書などにおいて利用される場面は多く、今はありません。

今後そのような研修会があれば、積極的に職員研修として取り入れていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 本当に町民の声を聞き取れば、いろんな工夫が必要だと思います。DX化も確かに大切なんですが、やはりまだまだ人口の割合からしたら高齢者が多ございますので、やっぱり直接的に意見を聞くという機会ももちろん必要なんだろうというふうに思います。本当に住民の意見を入れる努力を今後とも続けていただきたいと思ひますし、すいません、先ほ

どの通潤橋前の意見聴取についてなんですが、これ議長にお願いしたいんですけども、全協を開いていただくわけにはいかないでしょうか。お願いをしまして、私の質問を終わります。

○議長（藤澤和生君） これをもって、10番、吉川美加君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） 私は監査をさせていただいております、日頃より、課長さん並びに係長さんたち、御迷惑をおかけし、大変お世話になっております。

ここで、少し感想を言わせてください。職員の皆さんはよく丁寧に仕事をされております。ただし、監査だけを見ましても、あの書類を出してくれ、何がどうなったとか、仕事というのが監査だけ見ても増えるわけです。行政全体を見ますと、本当に減りはせずに、増えるばかりでございます。やはり早い時期に、もうこれこそコンサルタントでもを雇って、削減するプランを練るべきではなかろうかというふうに考えております。

できれば、役場の若い職員の人に、慣例慣習を見直して、失敗を恐れずに、失敗すれば、またやり直せばいいので、やはり事務の削減というのを、削減といいますか、簡略化、スマートにできるような点を検討していただきたいと思っております。

さて、監査で知り得たことは口外してはならないとなっておりますので、私はこの一般質問を遠慮しておりました。しかし、地元の方からぜひやってくれということで、今回この場に立っております。久しぶりで言葉もまとめませんが、よろしく願いいたします。

最初に、大矢野原演習場についてということで、演習場対策室が令和5年4月から設置されました。これは期成会からの要望が強く、町がこれに対応されたものでございます。地元の声が自衛隊に届きやすい環境をとということで、自衛隊OBの職員の方を配置されました。経験と知識を有されているために、期成会の会議等においてもアドバイスがあり、町、自衛隊との連絡調整が以前よりスムーズになったと感じております。

山都町出身の自衛隊員さんはたくさんいたでしょう。しかし、なぜ早くこのような体制の構築ができなかったのかということが悔やまれます。町においては、演習場対策室の設置という現状をどのように捉えておられますか。お願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。演習場対策室は、大矢野原演習場に関する対応を令和4年度に組織の見直しを行い、本年度から総務課防災係に併設して設置いたしました。

主な業務は、防衛省関連業務のうち、大矢野原演習場において行われる自衛隊の演習に対して、

地元住民と自衛隊の調整業務等を担当しております。障害防止対策事業や防衛施設周辺民生安定施設整備事業、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業などの防衛施設周辺整備事業の実施に伴う関係課との調整業務は、企画政策課で担当しております。

これまでも、企画政策課で担当者を配置して対応していたため、対応等で大きく変わることはありませんけれども、あえて上げるとするならば、先ほど議員のほうからもありましたように、今回、担当する危機管理監が自衛隊出身者であることから、自衛隊の内部事情等に詳しく、自衛隊、住民、どちらにもより詳しい説明ができるようになり、調整等がスムーズに進んでいる点が上げられると思います。

演習場対策室では、地元住民と自衛隊の調整業務の一環として、地元住民で組織されております大矢野原演習場周辺対策期成会の支援を行っておりますが、今後も、期成会には地域住民の意向のまとめ役として、引き続き主体的な活動を行っていただけるよう、支援を行っていききたいというふうに考えております。

今後の課題といたしましては、大矢野原演習場は、地域住民に牧野地域として、放牧と採草を行うことができる入会慣行が認められており、これまで長年にわたり草地維持のため、野焼きが実施されてきましたが、近年、住民の皆さんの高齢化に伴い、広域な演習場敷地内の草地としての維持可能な環境保全が大きな課題であると認識しております。

町といたしましても、期成会を中心に、地域住民の皆さんの意向を踏まえながら、自衛隊との協力体制を要請してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） 今後も、この対策室の機能が発揮できるように、人材の確保をよろしくお願いしておきます。

さて、先ほど、アーカイブの話がありましたが、私、中島村史というのが70年ほど前に出たのがありまして、それを専門用語で自炊と言いますか、裁断して、業者に頼んで、PDFファイルでクラウドに保存しております。今日もそういうのを見ながら、一応原稿を作ったわけですが、その中に、江戸時代は細川藩の大矢野原演習場、細川藩の狩場でした。明治になりまして、日本軍の演習場になって、戦後、敗戦国日本です。戦勝国のアメリカが来まして、10年ほど駐留し、演習場として使ったわけでございます。

日本軍が使っていた頃は治水といいますか、環境に配慮した使い方をしていたそうです。しかし、アメリカ軍は戦勝国ですから、大きな重機を持ってきて、大きな火器を使ったということで、表土が剥がれたり、木が伐採されて、非常に荒れたそうです。その後の大雨等で、地元の田畑に大きな災害が出て、それから、地元で大矢野原周辺期成会というのを立ち上げ、その対策を、その頃はまだ村ですが、そして、矢部町等に掛け合いながら、今の状況に至っているわけでございます。

現在、当時から比べますと、世界の情勢が大きく変化しております。日本の周辺は緊張状態にあると言われ、抑止力を得るということで、日本の防衛予算も大幅に増額されているところでござ

ざいます。

大矢野原演習場でも、年間を通して演習訓練が行われております。特に大きな音がするといいますのがMCVという、戦車に替わるタイヤのついた戦車ですね。その105ミリ砲というのが非常に音が大きいもので、その演習場に今現在、大矢野原になっております。

この前期成会と一緒に見に行きましたが、その的になるところを新しく作られておりました。1キロ以上離れても見えますから、非常に大きいと思いますが、それが今二つできております。あともう二つ作ろうかという、検討中だそうです。1個目ができるときに、非常に土砂が流れました。自衛隊の方が土木をされるわけですが、やっぱり経験といいますか、地元もんならすぐ分かるわけですよ。雨が降れば、もう土砂が流れるぞというのが。なかなかそういうのも分かれなくて、河川に土砂が流れ、それが田んぼにも入っております。

このようなことがありまして、現在はそういう状況でございます。大矢野原周辺対策期成会というのは、大きな騒音を伴う射撃訓練や草地を大きく剥ぎ取るような土木工事について、なるべく早い、そして丁寧な説明を求めています。

特に日米共同訓練ということにおいては、より丁寧な対応を望んでいるわけではございますが、今までの対応を見ますと、こういう日程でありますと言われますが、そのたびに何度も町長は怒られました。何であんたたちはそんな遅く、今頃になってから言うか。もうちょっと早く言わんかというのが何回も見受けられました。

そのようなことの対策としまして、町と自衛隊との申合せ事項、基本的な取決め、協定といいますか、そういうのを設けてはどうかという声も期成会のほうでは上がっておりますが、町のお考えはどうでございましょうか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。現在、大矢野原演習場に関する協定といたしましては、先ほど議員のほうからもありましたが、昭和32年1月28日に、大矢野原演習場使用協定書が当時の中島村長と陸上自衛隊熊本駐屯地司令において締結され、その後、中島村が矢部町に合併されたことにより、昭和34年2月4日に大矢野原演習場に関する協定が、矢部町長と陸上自衛隊第8混成団長において締結された協定書があります。

この協定の内容といたしましては、演習場への立入りと採草、放牧を認めること。演習場内外での事故等の対応や道路の管理の在り方、演習計画の連絡の徹底等についてで、現在もこの協定内容の効力は継続しております。

協定書の見直しについては、見直し、また新たに設けるということにつきまして、町や住民で一方的にできるものではないということでもありますし、住民の意向を踏まえながら、協定内容について必要なか、精査を行って、自衛隊とも十分な調整を行いながら、期成会、それから町、自衛隊の3者がお互いに合意の上、必要に応じて協定を行っていけるように考えているところでございます。

○議長（藤澤和生君） 5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） よろしくお願ひします。次行きます。

人口減対策のための、DX、デジタルトランスフォーメーションというか、その推進についてサポートということで600万円ほどの予算が使われていると思いますが、それについて、人口が減っても、町の行政を遂行するための予算であると、私は認識しておりますが、それでよろしいでしょうか。また、この成果はどれほど上がったか。また、職員に浸透しているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 副町長、榎林力也君。

○副町長（榎林力也君） 令和2年12月に、自治体DX推進計画というのを国が定めて、全国の自治体の情報システムを一元化する、共有するというので、計画をつくりまして、山都町も令和7年12月に、標準化に向けて、今、取組をしております。

これは複雑多様化する自治体の業務をDXを導入することにおいて、省力化していくことも目的であります。何よりも住民サービスを向上させることが目的でありますので、それに向けて、今、準備を進めているところでございますが、それについてはICTの専門的な知見やいろんな様々な技術的なことを知った職員でないとできないということで、その職員が自前でできれば一番いいんですけども、なかなか、それについては専門的な知見が必要ですので、業者、コンサルタントに依頼をして、今680万円の予算で遂行しているところであります。

それについては、技術的に、令和7年の導入に向けて、いろんな業者の選定とか、そういったもののアドバイスも受けておりますが、当然、実際やるのは職員でございますので、そういった窓口業務であったり、いろいろなデジタル化を推進する専門的な知見を養い、養成するためのそういった支援もしていただいておりますので、当然、その効果は上がっております。680万円ですけれども、国もそれは必要だということで、特別交付税ということで、7割を補填、補助していただくということで、それを認めていただいておりますので、当然、導入に向けたこともそうですけど、それに合わせて、職員の技術的な知見を向上するためにしておりますので、そういったことにも、人材育成にも使わせていただいておりますので、そういうことで、しっかり令和7年12月標準化に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君） 5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） 課長にも少し説明お願いできますか。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 先ほどありました人口が減っているのので、DXを推進していくためにサポートをやっているのかということなんですけども、先ほど、副町長から説明ありましたとおり、それに合わせまして、今現在、ガバメントクラウドによるシステムの共通化、標準化というものを並行して行っておりますので、それに関しても非常に助かっているところでございます。

先ほどありました特交の措置なんですけども、令和4年度時点では5割という措置だったんですけども、令和5年度から7割措置というところで、国もサポート体制、CIO補佐官というところの役割というところを認める事業だと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） それで準備はもう万端ということでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 準備万端にできるように、今、頑張っているところです。

○議長（藤澤和生君） 5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） 次に、地域おこし協力隊の現状について、お尋ねいたします。地域おこし協力隊員の配置の状況はどのようになっておりますか。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 今現在、自治振興区に1名、特定非営利法活動法人に2名、一般財団法人1名、有限会社2名、株式会社に6名、一般社団法人1名、農事組合法人3名、役場の外部組織1名、合計17名となっております。

○議長（藤澤和生君） 5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） これは隊員の方が希望されて入っているのかと思いますが、受入れ側で隊員をぜひ欲しいというような希望は叶えられるのでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） それでは、地域おこし協力隊と受入れ団体についてを御説明いたします。

地域おこし協力隊の目的は、地域を元気にしながら、最終的には地方への移住、定住につながることです。受入れ団体が必要とされる場というのは、地域おこし協力隊を受け入れる団体のことですが、地域おこし協力隊の受入れについては、どんな団体でも受け入れられるというものではないと思います。

地域おこし協力隊は、町の会計年度任用職員として任用し、法人格を持つ団体、または自治振興区を受入れ団体として活動をしてもらっております。現在、受入れ団体の基準を明確に設けていることはしておりませんが、地域おこし協力隊の募集を行う前に、受入れを希望する団体をヒアリングし、隊員を受け入れる環境が整っているか。3年間の活動終了後に、どのような進路があるか。隊員の活動が受入れ団体だけでなく、活動地域、または町内全域の活性化につながるかなど、受入れ団体の適性を見極めた上で募集をかけることとしております。

地域おこし協力隊の取組は、恒久的なものとは限りません。隊員の生活設計や活動内容に配慮して、活動体制を検討する必要もあります。特に、隊員の定住を視野に入れる場合、任期終了後の生活を軌道に乗せるための準備も必要となります。場当たりに制度を使い、長期的な展望もなく、外部人材を導入することは望ましくないため、受入れ団体の体制が整っていなければ、配置することは難しいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） 私どもが議員になったときは、人口減少をなるべくならぬにしようというふうに先輩から言われましたが、現在、その予想をはるかに超えて、急激な人口減少

が起こっております。これに対する対策ということでは、先週も野焼き等が至るところでありましたが、本当にもう危機的な状況ではないかと思っております。

そこで思い浮かぶのが、地域おこし協力隊員を活用できないかというのが、短絡的ではありませんが、先ほど場当たりのという言葉も使われましたが、それほど切羽詰まったのが現状ではないかと思っております。

それで、募集といいますか、自治振興会の会議等で、皆さんに募集していいですよとかいう周知等をやっぱされるべきではないかと思えます。ただ、先ほど言われました、場当たりのではございいますが、その後のフォローは町のほうで検討できないかと思えます。

また、この制度がそういうことで使えないというならば、町独自で人を派遣できるような制度というのは設けられないかということをおもいますが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 今現在、町のほうで地域おこし協力隊以外での部分に関しますと、通常の移住、定住の活動になってくるかと思えます。

質問の中にあります労働力が不足するところというところがありますが、答えになるかわかりませんが、地域おこし協力隊の力を借りて地域を元気にするためには、受入れ団体の主体的な取組が前提となりますので、地域おこし協力隊は労働力ではないというところは御理解いただきたいと思えます。

具体的に労働力が不足するところに、町独自でついでいいですか、そういうところは、今現在のところ予定しているところはありませんので、今後課題になってくると思えます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） 最近、関係人口を増やすという文章、言葉をよく耳にいたしますが、最も身近な関係人口というのは親戚でなかろうかと思えます。子どもたちとか、おじさん、おばさんとか、現実に子どもたち家族は御船等に住宅を構え、区役とか消防団、あるいは農繁期に実家に帰って活動するという形が多く見受けられております。

この関係人口、これをもっと強くといいますか、そして、援助するというような制度は設けられないかというふうに考えます。具体的には税とか報酬とかいう形で、田舎に住む親たちにも、そしてまた、外に出て行って、帰ってきてくれる人にもメリットがあるような制度というのが考えられないかなというふうに思えます。

やはり血のつながりというのは非常に強いもので、そういう人たちがずっと実家のほうに帰って活躍するということは、後々の移住者になりやせんかという気もいたしますので、そういう点が考えられないでしょうか。課長、お願いします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。関係事項、特に親戚というところですが、いろいろ考えていかななくてはいけないところではあると認識しております。

先ほども申しましたけども、今現在、こうですというところで、答えられるところは持ってお

りませんので、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） 思いつきで言うとおかしいんですけども、盆とか正月に子どもたちが帰ってくるときに、親たちに給付金があれば、非常にどちらもハッピーになれるだろうと思います。そういうようなところに使うお金もあってはいいんじゃないかというふうに、そのような現在の状況じゃないかというふうに、私は認識しております。

続きまして、次の観光資源の開発についてということで、昨日も2番議員からたくさん話をされて、重複いたしますが、通潤橋が国宝になり、高速のインターチェンジが浜町にまで開通したことは、観光面では最高の状況にあるというふうに考えております。

このようなときこそ、次の時代の観光開発を行うべきです。なぜならば、今はお客さんがどんどん来てくれるから、そっちの心配なくていいわけです。次のことをやっぱり今が考える時期ではなかろうかと思っております。

通潤橋周辺から水の流れに乗っていけば、まず円形分水、そして通潤橋、そして用水路、それから五老ヶ滝に行って、五老ヶ滝川から鶴の子滝へという、水の流れだけで考えてもそうです。その先には鮎の瀬大橋があり、猿ヶ城キャンプ村があるということです。県立矢部公園と言いますかね。それがずっと広がっているわけでございます。

また、歴史的な観点から言いますと、先ほども言いましたが、中島村史を見ますと、布田保之助氏は、中島地区においては金内目鑑橋と福良井出、そして水田が50ヘクタールぐらいですかね。その用水の開発をされておりますが、道に関しては、その資料によりますと、200キロメートルほど、新設あるいは修繕をされているようです。

観光資源で箱物というのは、できたときは非常にいいですけども、結局数十年で空いてしまいます。自然と、そして人の業績、歴史というのは、半永久的に見る人、触れる人に感動を与え、気持ちの再生を与えるものとして残ります。

多面的視点から観光開発とその情報発信が山都町の魅力増大につながると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。御提案のありました観光資源の掘り起こしについてということでございますけども、町内には、先ほど議員がおっしゃいました多くの滝や桜の名勝、いろんな用水の井出とか、そういった多くの資源が点在をしております。山都ラボにおいても、滝巡りの御提案などがあっているところです。

町が管理する名所や公園については、現在、草刈り等の整備を行っておりますけれども、それ以外の場所については、ちゃんと整理をしたものが、取りまとめたものがございません。そういったところから始める必要があると感じております。

観光開発という点でも、観光資源のある場所は十分な道路整備や安全対策が進んでいない場所が多いと思いますので、優先順位をつけながら、必要なところは整備を進めていきたいというふ

うに考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） よろしく申し上げます。また、通潤橋の調査報告書ですが、これを読みましたときに、これは小説を読んでいるかのように感じました。会議の様子とか、作業現場の様子が頭に浮かび、感動しました。この書物を町内外にもっと広く配布し、山都町を時を超えて体験できる。そして、山都町のファンを増やすということにつながるとは思います、いかがお考えでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 副町長、楢林力也君。

○副町長（楢林力也君） 議員のほうからありがたいお言葉をいただきましたけども、まさに、熊日出版文化賞で言われたのは、そこでありました。

ですから、学芸員中心に、委員会でされた報告書を広げることは非常に重要だと思っておりますので、増刷とかそういったことも含めて、今度、教育委員会のほうで検討していただければというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君） 5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） これが出たときに、すぐ西さんにちょっと質問したことがありました。データでダウンロードでけんかということ、ちょっと難しいなということをおっしゃいましたが、彼らも忙しいので、それ以上頼めませんでした。

できれば、データであったほうが、本がなくなったなくなったで、探さなんけんが。誰でも見られるようなアーカイブをお願いしたいと思います。

次に、SDGsについてですが、先日の講演会にも参加しましたが、どうも目的、方法、役割等、ぼんやりした姿しか感じられず、自分なりに困りました。

現在のSDGs関係の事業が、町民に何を求め、何を奨励しようとしているのか。また、SDGs未来都市に指定されたことを町内外に宣伝している。それが目的なのかというのが、なかなか意図がよく分かりません。この機会に、町民が分かって納得できるような簡単な詳しい説明をお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、木野千春君。

○山の都創造課長（木野千春君） お答えいたします。SDGsは、日本語では持続可能な開発目標と訳されております。

山都町においては、三つのポイント、環境、社会、経済の側面をよりよくするための取組があると考えています。

一つ目の環境では、自然豊かな山都町の食と農業を守り、持続可能な農業を実践するため、土づくりや環境の負荷を軽減された農業、有機農業など、人や自然に優しい生き方をすること。生ごみや竹を生かした堆肥づくり、住宅用太陽光発電、薪ストーブなどの普及などもこれに当たります。

二つ目の社会では、安心、安全な食の学び、小中学校におけるみそづくりなどの体験、山都町

の伝統料理の継承など、食と農の恵みが身近に感じられる暮らしをすること。

三つ目の経済では、ありのままの山都町を生かして、食や農を生かした経済的な付加価値を生み出すこと。

これまで大量生産とか消費のような右肩上がりの経済成長を目指した生き方ではなく、通潤橋をはじめ、清和文楽や蘇陽峡など、これからも残していきたいと思う物や事などを、これまで山都町の先人の方々が築いてこられた自然や環境を大切にしながら生きる生活の在り方を見直し、人に優しい、環境に優しい、孫や将来にも優しい持続可能な町の未来に向けて、町民一人一人が自分ごととして考えるための取組だと考えております。

今後も積極的にSDGsに関する情報を発信し、出前講座を開催し、持続可能なまちづくりを町民の皆様と一緒に進めていきたいと考えています。

○議長（藤澤和生君） 5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） 昔、公民館運動とかありまして、包み銭は幾らにしようとか、何とかという新生活運動ですかね。何かこれは一つの運動のような気がいたします。

そうした場合、それを町民に、こうこうしなさい、ああしなさいというのは、何か煩わしいだけであって、自分たちにあまりメリットがないなというふうに感じやせんかと心配いたしますが、やっぱ何かメリットがあるような理由づけでもして、進めにゃんとは僕は思いませんが、進めてください。

SDGs、持続可能な、この町が持続できるかどうかが一番の問題であって、SDGsの考え方もやっぱちょっと別に表してもいいんじゃないかというふうに思っております。

それでは次に、道の駅通潤橋についてということですが、昨日の一般質問の中で、キャンプ場の議論がありました。キャンプ場の評価というのを、あれをキャンプ場としては九州では何番目だというふうに、非常に評価が高いというような発言がありました。キャンプ場としての評価が重要視されているということではありますが、公の施設というのは住民の福祉の増大が第一であるべきであって、それをやっぱり評価していかんというふうに考えております。

新道の駅については、たくさんの町民の方から批評や指摘をいただいております。それだけ町民の関心があり、関わりがある施設ということでしょう。公の施設としての役割を指定管理者との間で協議、協定されておりますでしょうか。課長、お願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） お答えします。公の施設は、先ほど議員も申されたとおり、自治法に規定をされておまして、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設と規定をされております。

住民の福祉というのは、狭い意味の福祉ではなくて、広い意味の福祉と住民の幸福感とか、そういったふうに訳されるのではないかと思います。

道の駅のいろんな御意見をいただいているところは承知をしておりますけれども、道の駅の運営事業者については、月に2回程度、調整会議ということで、お互いに課題と思われる部分について情報を提供したり、改善する部分について協議を行っているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） 昨日から、指定管理施設を月に2回というふうに言われますが、多分毎月報告をするというふうになっているかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 毎月の月次の報告は、指定管理者のほうから月ごとの入場者ですとか、売上げとか、そういった部分についての報告は毎月行われております。それとまた別に、新しい道の駅のほうについてはスタートしてまだ間もないというところもありますので、協議をしているということでございます。

○議長（藤澤和生君） 5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） 何人、お客さんがあって、どれだけ売上げたというのも大切ではございますが、公の施設として、ちゃんと何々ができたとかというようなチェックがあるべきではないかというふうにも思います。また、ここで仕事を増やしてしまいますといけません、気にしておいてください。

以上で一般質問を終わります。

○議長（藤澤和生君） 今までの質問の中で、通告外の質問がありました。今後は質問等は通告を行ってください。

これをもって、5番、中村五彦君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時0分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 12番、工藤です。一般質問を行います。

令和6年、輝かしい新年を迎えるはずだった元旦早々に、能登半島に大地震が発生しました。犠牲になられました方々に心より哀悼の意を表しますとともに、被災された多くの方々に心よりお見舞い申し上げ、一日も早い復興をお祈りいたします。

さて、いよいよ3月18日から春の選抜高校野球が始まります。熊本からは2019年、熊本西高の選抜出場以来ですが、今年は春夏を通じて、初出場の熊本国府高校が出場します。国府高校では、これまで山都町御岳出身の井手先生が監督を務められ、その礎を築いてこられました。井手監督時代も県内屈指の強豪校と言われながらも、あと一歩及ばず、甲子園の土を踏むことはできませんでしたが、これまでずっと熊本県内出身者で選手を育てられてきました。その成果が、国府旋風として、新しい風を巻き起こしてくれると期待しています。オール熊本で応援したいと思いま

す。

それでは、昨日の一般質問では、服掛松キャンプ場への指導体制が不十分だったと指摘がありましたが、不備の草刈りの返納や無車検での運行などありましたけれども、指定管理者の見直しはやらないとの答弁でございました。

やらないならば、もっと事前にやっぱり調査をすべきであって、参加資格があるかないかというのは、そのチェックをまずやっぱりやるべきだったというふうに思います。これは現場を見てもらえば分かることですので、ただ丸投げではやはり行政は駄目だと思います。

積極的に関わって、やはり少しでもいい……。町民、あるいは地域の人たちに喜んでもらえるような施設を目指していくためにも、やっぱり行政のチェックはきちんとやっぱりやっていかなきゃならないと思います。

今回はさらに問題提起をしたいことがありますので、質問台から質問させていただきます。

○議長（藤澤和生君） 12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 今般、町有地、原野3万7,480平米と隣接地の林野6,774平米、合わせて4万4,254平米の広大な土地が払下げられました。払下げ金額は295万3,000円でした。この払下げについて、町の条例、規則、払下げ方法について疑問がありますので、質問をいたします。

まず初めに、令和5年6月に払下げ申請がなされており、同8月にはその代金が入金されていると思いますが、12月の補正、あるいは3月の補正でも予算の措置が見当たりませんが、どう処理されたのか伺います。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。公有地の払下げ代金につきましては、町の歳入のほうの雑入ということで受入れをしているという状況でございます。

○議長（藤澤和生君） 12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 雑入で受入れということですが、公有財産処分費というのが、科目に処分があります、歳入で。そこには計上されなかったのかどうかを伺います。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） すいません、ちょっと詳細につきましては現在確認しておりますので、ちょっとお答えのほうは控えさせていただきたいと思います。すいません。

○議長（藤澤和生君） 12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） それでは、平成17年2月、合併当時ですけれども、そのときに、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例が制定されておりますけれども、これについて伺いたいと思いますけれども、答弁が長くなりますので、私が読みます。

議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分については、一つには予定価格が700万以上の不動産、もしくは、動産の買入れもしくは売払いとあります。

もう1件は、土地については、1件5,000平米以上のものに係るのものに限るというふうな項目がございます。これをどのように理解すればいいのか、お尋ねをいたします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。土地につきましては、5,000平米以上の物件にあって、かつ700万円以上の物件について議会の議決を付することが必要であるという解釈であります。

要するに、土地につきましては、5,000平方メートル未満であれば、売買代金額のいかに問わず、議会の議決は不要ということになります。

○議長（藤澤和生君） 12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） この条例からいきますと、今、総務課長が言ったように、面積は5,000平米以下、あるいは金額が700万円以上でなければ議会の議決は要らないと。以上であれば要らないということになりますけれども、これでいきますと、この単価が6万7,000円でした。そうすると、10町歩払い下げたにしても、670万円しかありませんので、700万円以下ですので、議会の議決は要らないということになります。

でも、これでは10町歩の町の財産を売り払って、議会の議決も要らんと、同意も要らんとするのは非常におかしいと思います。

この条例は700万円以上か、あるいは、5,000平米以上かどちらかに該当すれば、議会の議決が要するというふうに、これは変えるべきと私は思いますけれども、見直す必要があると思いますけれども、いかがですか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。地方自治法第96条第1項第8号は、その種類及び金額について政令で定める基準に従い、条例で定める財産の取得又は処分することについて、議会が議決しなければならないことを定めており、その基準については、地方自治法施行令第121条の2の2、第2項の別表第4に規定され、種類については、不動産もしくは動産の買入れ、もしくは、売払い土地については、その面積が都道府県にあっては1件2万平方メートル以上、指定都市にあっては1件1万平方メートル以上、市町村にあっては1件5,000平米以上にかかるものと限ると規定されており、金額については、都道府県では7,000万円、指定都市が4,000万円、市が2,000万円、町村が700万円と規定されておりますことから、各地方公共団体はこの基準に従って条例を制定することとなります。

したがって、本町の条例におきましても、この基準に従って条例を制定しておりますので、何ら問題点がないものと認識しております。

○議長（藤澤和生君） 12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） それでは、令和4年10月の25日に、普通財産の売払いに際して、随意契約ができるよう、新たに規則が定められております。その約半年後に、令和5年6月に払下げ申請がなされ、申請者との間に随契契約がなされ、払下げられております。

申請者は、町の条例規則に基づいて正規の手続を経ており、何ら問題ありませんけれども、しかし、一方、町の払下げ方法については疑問が残ります。払下げられた経緯について説明を求めます。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。現在、町において活用しておらず、今後においても活用の見込みがない普通財産が原野や雑種地などで、約590筆、464万平方メートル程度あり、このような活用しておらず、今後も活用の見込みのない多くの普通財産の処分を行い、有効活用を図ることは大きな課題であると考えております。

このようなことから、これまでも活用の見込みのない普通財産については、地籍調査に伴う里道の払下げや公有地代替等による払下げなど、処分を行っているところではありますが、積極的な処分を行える体制ではないことから、いまだ多くの普通財産の処分には至っておりません。

普通財産の随意契約による売払いについては、地方自治法施行令167条の2第1項第1号及び財務規則第84条第1項第4号の規定に基づき、30万円を限度とされており、30万円を超える売払いについては、原則一般競争入札としてまいりました。

しかし、売払い希望者から申請のあった物件についても、これまで一般競争入札で実施してきましたが、町内の普通財産の売払いにおいては全て1社のみの応札で、売払い希望者から速やかな売払いに対する要望が上がっております。

一般競争入札を行うことで、売払いに要する期間や労務手間、売払い後の活用までの時間がかかるなど、労力や処分効率など、費用対効果が見込めない状況にあります。

このようなことから、産業の振興や雇用の促進など、町の行政目的の達成に寄与するものであると判断できる計画内容であること。地区代表者及び全ての隣接地権者から同意があること。事業計画どおりに実施されない場合の買戻し特約の設定などの条件をして同意される場合に限り、随意契約によることとしたものであります。

随意契約を行う根拠といたしましては、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定において、不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用されるために必要な物品の売払い、その他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適しないものとするときは、随意契約ができることとなっております。

このことから、当該契約の内容、性質、目的等の諸般の事情を考慮して、本町の行政目的の達成に大いに寄与するものであると合理的に判断される場合については、一般競争入札によらずとも、同令第167条第1項第2号に該当するものとして、随意契約により処分できる場合を例示した普通財産の売払いに際し、随意契約により行うことができる場合を定める規則を令和4年10月に制定したものです。

令和5年度に、高速道路の山都通潤橋インターチェンジが開通したことにより、企業の進出や町内企業の事業拡大など、本町における経済活動拡大のチャンスを逸することなく、そういった企業などが必要とする町有地を円滑に払下げが行えるよう、産業の振興又は雇用の促進に寄与するものについては、随意契約による処分を行えるように定めたところであります。

冒頭にも申し上げましたとおり、多くの活用していない普通財産がありますので、今後におきましても、払下げを希望されるなど、問合せがあれば、活用計画などをしっかり精査した上で、行政目的の達成に寄与するものに合致する申出であれば、積極的に売払いを行ってまいりたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 随意契約で売払いができるというような、今の根拠だというふうに思いますけれども、わざわざ半年前に随契ができる条例を規則をつかって、その半年後に、結局申請が上がっているわけですね、結果としては。

ですから、そこでわざわざ随契ができるものを作らなくても、これは入札をすれば事足りるとじやなかですかねえと思いますけどね。一般に公募して、やはり毎月、広報も出ておりますから、その中で場所を決めて、公募希望を取って、入札会を開けば、私はわざわざ随契せんでも、的確に短期で処分はできるというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。今、議員のほうから、今回のこの売却に対してわざわざ作ったというようなことでの発言に聞こえたわけですが、全くそういうことではございません。

今回の払下げの聞かれている件については、令和5年になりまして申出があったということで、先ほどから私が申し上げましたとおり、これまでの財産の処分をする場合において、一般競争入札をしても1社応札のみで、なかなかスムーズにいったない。そういった手間等々を省いて、円滑に処分ができるような形をするということでしたものでございまして、現在お問合せがあっている件があったので、作成したということではございません。

○議長（藤澤和生君） 12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） よくできた条例だというふうには思いますけれどもですね。この金額についてです。金額について、公有財産評価委員会の決定によるということではございますけれども、その議事録の情報開示をお願いしたところ、これは不開示でございました。払下げの価格が適正価格であるという根拠として、まず、申請者が提示された価格なのか。あるいは、町が評価した価格なのか。あるいは、この評価委員会が独自に決めた価格なのか。お知らせください。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） すいません。一番冒頭の議員からの質問におきまして、私のほうが雑入ということでお答えいたしましたが、確認しましたところ、財産収入の不動産売払い収入ということで、収納をさせていただいております。失礼いたしました。

ただいま御質問のありました価格の設定についてでございますけれども、払下げ価格につきましては、町で定めております町有地の売払い価格を算出する場合の基準に従って算出した金額を公有財産評価委員会にて評価を受けた上で、価格を決定しているところでございます。

○議長（藤澤和生君） 12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 分かりました。町民がやはり一番知りたいのは、公平公正であったかということです。それから、価格は適正かということ、それから、競争力は発揮できたかということであると思います。

でも、これについては1社からの随契そのままに契約がしてありますので、そのところをやはり公平公正な取引であったかちゅうのはなかなか疑問が残るところでありますので、やはり

これについては、やっぱり町が払下げする以上はきちんとやっぱり公表して、そして、入札にかけるというふうなことをですね。町が決めた価格を基準として、それ以上であればというようなことで入札をするというのが、私は適切であるというふうに思います。

次に、それで総括をしますけれども、この払下げに関して、随契の払下げ条例ができて、半年後に申請が出たと、結果的には出たということになりますけれども、この決裁に当たって、そのやり方について、公務員として経験の長い総務課長、それから副町長について、この決裁が回ってくる時に何も疑問として思わなかったのか、何も感じなかったのか。その点について、それぞれにお伺いしたい。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。先ほども申し上げましたように、今回、町のほうで活用できていない土地の処分については、できる限り処分をしながら、有効活用を図っていきたいということがございます。

そういった中で、町の行政目的の達成に寄与するものということに合致するのであれば、処分をしていくということから、今回上がってきた計画につきましても、内容をしっかり精査した上で、町のほうの規定に基づいてしっかり合っていると、有効活用が図れるということを思いましたので、私としましては決裁をしたということでございます。

○議長（藤澤和生君） 副町長、楢林力也君。

○副町長（楢林力也君） 私も就任当初、6月の議会的时候、どうやって町の収入を高めるかということで、自主財源についてはしっかり求めることに努力していきたいということで、その中で固有財産の活用ということを述べました。

それに基づいて、今回、この件が上がってまいりまして、地域振興に伴うことで地元の企業の方がそれなりの事業に使いたいということで申請が上がりましたので、それはそれとして売り払うということに同意をしたわけでございますけれども、議員のおっしゃるとおり、やはり広大な土地を売り払う場合に、やはり町民の皆さんの不安も出る場合がございます。

それから、そういった全て随意契約でいいのかという話もございますけれども、やはり競争は必要であります。また、やはりいろいろな町の貴重な財産ですので、その売払いについては、やっぱりしっかりと対応すべきとは思いますが。

そういうことで、議員の皆さんからも、そういうことで、この件についても、条例上で大丈夫だから議会にかけなくてもいいはずだけれども、我々議員には一言の説明ぐらいあってしかるべきというような御意見も当時ございました。

そういうところを勘案しますと、やはり今後、町有財産、貴重な財産を売り払う、活用する場合も、そういった今の条例が適切かどうかともやはり検証することも必要だと思いますので、それについては、当該委員会であります総務委員会あたりとも、また今後も検討しながら対応していきたい。少しでも町民の皆さんに疑念を抱かれるようなことはあってはなりませんので、対応していきたいというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君） 12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 分かりました。やはり町がやる以上は、やっぱり公平公正だというふうな、町民がそういうやっぱり納得できるような、やっぱり行政を進めていただきたいというふうに思いますので、この件については町の監査委員さんもおられますので、9月には決算審査もあります。これが公正公平だった町のやり方かというのも含めて、監査の報告をお願いしたいと思いますので、そこに委ねたいというふうに思います。

それからもう一つ、台湾のTSMCの進出が、半導体バブルが起きています。全国でも、世界の中でも熊本が評価されてきています。

ただ、我が山都町にとってはどく吹く風ということでもありますけれども、何か行動を起こさなければ、ただ見ているだけでは脳がありません。

そこで一つの方法として、町には八朔祭という造り物文化があります。台湾にも何かそういった造り物文化があるそうでございますので、そういった交流を通して、何か得るものがありはしないかというふうな思いがいたしておりますし、また、地元矢部高校の修学旅行やホームステイなど、小規模校ならではのできることがありはしないか。それから、姉妹都市の提携など、いろんな方面でやはりできることはありやせんかというふうな思いがするわけです。

何かの行動を起こすことで、山都町を知ってもらって、やはり交流人口を増やすとか、観光振興を増やすとか、そういう形も大切であると思いますので、これについては随分質問悩みましたけれども、町長が欠席ですので、どうするか悩みましたけれども、担当者がやる気があれば、お答えいただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。現在、町が表立っての台湾との交流はないところでございますが、これについて、台湾との交流について調べてみたところ、既に矢部高校のほうで交流があっておりました。

御紹介しますと、台湾にあります国立桃園農工がございまして、平成27年度から矢部高校と姉妹校関係にありまして、昨年3月8日水曜日に日本へ訪問された際に、桃園農工の生徒と職員の皆様が矢部高校へも来校されたそうでございます。これは県内の農業高校11校ほどありますけど、そこと県が募集している火の国の翼として参加していたようでございます。これには町の補助金を充てて、町が活性化支援補助金を矢部高に補助金をやっておりますが、その補助金を活用したとのことでございました。

また、令和4年8月には、熊本工業高校の生徒の皆さんと一緒に、菊陽町に建設中であったTSMCの建設現場の見学を行い、TSMC誘致の経緯及び今後の町の在り方に関する講座も学習されたそうでございます。

熊本県と台湾の今後はさらに密接な関係になってくると思われまますので、台湾には八朔祭のような造り物文化もあるようございますので、今後、何がしか町独自の台湾との交流事業については検討していきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。昨年9月に熊本県を通じまして、台湾の苗栗

県南庄郷という山間の高齢化率が高い町と友好交流についてというような通知がありましたので、台北駐福岡経済文化弁事処という台湾の領事館級の外交代表機関を通じまして、南庄郷との国際交流担当者と、今後に向けての協議を行いました。

国際交流事業は慎重に行う必要があると認識しており、姉妹都市協定などの法的拘束力のある友好協定締結ではなく、自治体間で合意した方向性を互いに承認、確認し合う略式文書でありまず、国際交流促進覚書、通称MOUの作成に向けて取り組むこととしました。

台湾との交流に当たって、他の自治体の実績を把握するため、近年、MOU締結を行った近隣自治体に伺い、友好交流の状況について聞き取りを行ったところ、思ったようには進んでいないということでした。

その原因としまして、台湾の自治体に対する現地在住のキーパーソンが必須であること。農産物による交流を企画しても、受け側、町側の海外輸出に対しての意欲ある地元農家がいなかったことなどを挙げられていました。

聞き取り後、協議を行い、本町が台湾の都市との国際交流を行うことの課題は次のとおりと考えております。

一つ目は、住民の国際交流に対する理解です。行政主体で友好交流を進めた場合、住民への恩恵等が不透明であり、不安を残す結果となりかねません。

二つ目に、相手側に対する情報不足です。経済、文化、環境など、現地の情報を把握することが困難であり、有効な交流促進の支障となることが考えられます。

三つ目に、継続的な財源投資です。円滑な友好交流促進に当たっては、両国間の相互往来が必要となることが多く、相当額の予算計上が毎年必要となってきます。

四つ目に、十分な活動、評価がないまま事業が定例化してしまうことです。国際交流に当たって、明確かつ具体的な目的がない場合、有意義な友好交流とはならず、費用対効果が低くなってしまいます。

以上のことを踏まえて、台湾の苗栗県南庄郷との友好交流につきましては、時期早尚と判断し、協議を中断しております。

今後、町として友好交流を進めていく意義を明確にすることや、住民や商工団体、企業などの理解と国際交流に対し、対応可能な体制づくりを構築していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） ありがとうございます。えらいやる気があるように見えたので、しっかり頑張っていたいただきたいと思いますが、新しいことをすれば、必ず批判はあります。しかし、それを恐れて、何もしなければ何も変わりません。やはり大事なことは、やり抜いて、納得させることです。そのことで、一生懸命職員の皆さん、頑張っていたいただきたいと思います。これで、私の一般質問は終わります。

○議長（藤澤和生君） これをもって、12番、工藤文範君の一般質問を終わります。

ここで15分間休憩いたします。

休憩 午後 1 時32分

再開 午後 1 時47分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案第25号 令和6年度山都町一般会計予算について

○議長（藤澤和生君） 日程第2、議案第25号、令和6年度山都町一般会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは、説明をいたします。まず、国の令和6年度の予算のポイントから説明をいたしたいと思います。

ポイントといたしましては、歴史的な転換点の中、時代の変化に応じた先取りでできない課題に挑戦し、変化の流れを掴み取る予算と位置づけられております。

各歳出分野の特徴といたしましては、子ども政策分野については、子ども未来戦略に基づく加速化プランをスピード感を持って実施することとされており、児童手当の抜本的拡充、高等教育費の負担軽減など、経済的支援の強化とともに、幼児教育、保育の質の向上に取り組むほか、貧困、虐待防止、障害児支援などの多様な支援ニーズへの対応が拡充されます。

デジタル田園都市国家構想分野については、デジタルを活用した地方の活性化や公的サービスの効率化等を推進するため、デジタル行財政改革の先行モデル的取組や、観光、農林水産の振興等を支援することとされています。

また、公共事業分野についてはハード事業に加え、新技術による線状降水帯の予測など、ソフト対策として一体的取組で国土強靱化を推進することとされています。

農林水産分野については、水田の畑地が支援により、畑作物の生産を推進するとともに、輸入に依存する化学肥料の使用制限、飼料の国内生産の拡大を推進することとされています。

そして、地方財政においては、地方交付税交付金が18.7兆円確保され、臨時財政対策債の発行を過去最少となる0.5兆円に半減させ、地方財政の健全化を推進するとされています。

次に、県の動向ですが、来年度予算は知事の改選期を挟んだ予算となることから、当初予算は骨格予算として編成され、新規施策等については年度前半に補正予算として追加計上されます。

しかしながら、重点的に取り組むべき事業、令和2年7月豪雨からの総合的復興、感染症対策関連、熊本地震からの創造的復興等については継続して実施されるべきもの、あるいは、新規であっても、年度当初からの事業着手が必要なものに限り当初予算に計上されておりますが、令和6年度当初予算の大まかな収支見込みでは、財源対策を行った上でも、なお59億円の財源不足が見込まれております。

さらに、県債償還について熊本地震関連事業分が増大し、今後、豪雨災害関連事業分が本格的

に始まる中、中長期的に安定した財政運営を行っていくためには、特に将来負担を意識しながら、引き続き財政健全化に取り組んでいく必要があるとしています。

このような中、本町の令和6年度当初予算については、まず、令和5年7月、豪雨災害等の災害復旧関連事業の早期発注、竣工を進めていくとともに、国宝に指定された通潤橋並びに九州中央自動車道、山都町通潤橋インターチェンジの開通を最大限に活用したまちづくりを意識しながら、重点プロジェクトとして位置づけております中央グラウンド周辺整備事業、国宝通潤橋周辺整備事業、有機農業を核としたSDGsの推進等を展開することとして、総額170億7,300万円の予算を編成いたしました。お手元に、令和6年度一般会計当初予算を分析したものをお配りしております。

まず、1ページの資料1は、歳入予算額の構成を表したものです。町税においては、令和5年度当初予算額と比べますと、2億897万2,000円増の14億9,292万3,000円となっておりますが、全体の8.7%にすぎない状況であります。町税を含む自主財源は歳入全体の17.4%であり、歳入の大部分を依存財源で賄う状況が続きます。

また、依存財源の4割程度を地方交付税が占めており、同程度の割合で、国県支出金が占める状況にあることから、引き続き国県支出金を効果的に活用するとともに、自主財源の確保に努めていく必要があります。

2ページ目の予算書資料には、歳出予算の目的別の構成比であり、行政目的別に経費を分類したもので、災害復旧費22.9%の割合が本年度4.4%より18.5ポイント増加しており、令和6年度の歳出予算において、災害復旧費の占める割合が伸びたことが分かります。

3ページ目の資料3は、同じく歳出予算を性質別に分類したもので、投資的経費40.1%、義務的経費27.8%、経常的経費24.3%、その他の経費7.7%の順となっております。

投資的経費が本年度21.5%より18.6ポイント増加しておりますが、ほとんどはこちらも災害復旧費の増となっております。義務的経費の確保はもちろんのことですが、投資的経費、経常的経費については、日頃から事務事業の精査に努め、経費を削減していくことを念頭に置いて、各事業に取り組んでいく必要があります。

4ページ目の資料4は、地方交付税額の推移を表わしたものです。令和5年度の普通交付税につきましては、国の補正予算における経済対策の一環により、追加交付が行われたことを受けて、53億5,558万9,000円の交付額となります。

令和6年度についても、国は一般財源総額を適切に確保するとはしていますが、令和6年度に新設される子ども子育て費にあっては現時点で算定係数が示されていないこともあり、今後示される算定計数、並びにそれ以外の各種係数の的確な把握に努めながら、国の動向を慎重に見極めつつ対応してまいります。

以上、説明といたします。

○議長（藤澤和生君） 提案理由の説明が終わりました。

このまま款ごとに説明を求めます。款の中に他の所管する項や目がある場合は、その部分をまたいで引き続き説明してください。説明の際は挙手をお願いします。

説明に当たってページを項目名を述べてください。

また、質疑についても、款ごとに、款の説明が終わった後に行います。質疑の回数は1款につき1人3回までです。

それでは、1款議会費から説明を求めます。

議会事務局長、嶋田浩幸君。

○議会事務局長（嶋田浩幸君） それでは、議会費について御説明いたします。

45ページをお開きください。

1款1項1目議会費です。議会費は、議員の報酬、議会の運営、その他に関する費用及び事務局に関する経常的経費が主なものです。財源は一般財源です。令和6年度は、総額9,155万4,000円を計上しております。

1節から4節までは、議員及び事務局職員の人件費です。

8節は、旅費関係です。令和5年度の実績や令和6年度の開催見込み等を基に、令和5年度と比較して16万9,000円増の349万円を計上しております。

10節の需用費には、事務用品等の消耗品費、食糧費、議会だよりの印刷製本費、また、修繕料として、停電に備えた議場内パソコンのバッテリー交換費4万8,000円を計上しております。令和5年度と比較して、議会だより印刷製本費の見積り額等が増えたため、需用費全体では30万9,000円増の186万円を計上しております。

11節の役務費につきましては、議会タブレット端末の通信回線使用料として16万8,000円を計上しております。令和5年度の利用実績等を基に、前年度比1万2,000円増額しております。

12節の委託料につきましては、会議録作成業務委託料134万7,000円と議場システム保守点検委託料37万4,000円を計上しております。こちらは、令和5年度と同額です。また、令和6年度の九州中央自動車道建設促進沿線議会協議会総会・決起大会は、山都町総合体育館パスレルで開催の方向で調整を進めており、同体育館の会場設営委託費として110万円を計上しております。

13節の使用料及び賃借料につきましては、229万4,000円を計上しております。研修等に利用する車両借上料として、83万1,000円を計上しております。研修移動の安全性等の向上を考慮して、車両借上料については令和5年度よりも12万6,000円増額しております。なお、駐車場使用料については、実績を基に、令和5年度と同額の2万円を計上しております。タブレット端末、ソフトウェアのLINEWORKS、SideBooks、CLOMOの使用料については、令和5年度と同額の合計144万3,000円を計上しております。

18節の負担金補助及び交付金につきましては、114万7,000円を計上しております。令和5年度比14万1,000円の増額です。郡議長会や九州中央自動車道建設促進沿線議会期成会からの情報を踏まえ、それぞれの負担金を増額しております。また、研修会視察時に負担金が必要となる可能性があるため、研修会参加負担金3万3,000円を計上しております。

以上で、議会費の説明を終わらせていただきます。

○議長（藤澤和生君） 1款議会費の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費について説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） 47ページをお願いいたします。

総務課におきましては、全般的な管理業務、管財管理に要する経費及び共通する経費などで編成されております。

2款総務費1項総務管理費を説明いたします。

1目一般管理費に、5億6,605万9,000円を計上しております。特定財源の国県支出金の10万円は、大矢野原演習場関連事務委託金、その他の2,382万円は町から派遣します職員分の給与を派遣先からの負担金で補うものとして2,380万円、自衛隊募集事務関連委託費2万円です。

まず、1節報酬です。特別職報酬等審議会委員4名分、2万4,000円です。

2節給料の部分では、特別職2名と一般職給、38名分を予定しております。

3節には職員に対する手当、4節は共済費として各種負担金や保険料を計上しております。

49ページ。

8節旅費関係です。費用弁償、普通旅費、特別旅費です。費用弁償は報酬の支給者に対します実費弁償の経費、普通旅費は公務のための旅費に関する経費、特別旅費は公務のための研修と臨時的経費として区分しています。

以下、これから先の旅費につきましても、この区分で分類しているものです。

50ページ、12節委託料です。職員研修業務委託料88万円です。ハラスメント、メンタルヘルス関係研修を予定しております。

次のページをお願いいたします。

人事評価運用の支援業務委託料として、227万7,000円を計上しております。評価者研修システム操作評価適正化会議支援などです。地方公会計更新支援業務委託料として387万8,000円を計上しております。複式簿記方式によります資産、債務の適正な管理、財務情報の分かりやすい開示を行うことで、平成22年度から現行の単式簿記を補完する制度として始められたものです。指定金融機関の派出業務委託料につきましては、現在、肥後銀行により窓口業務に関します人件費や機械費用を委託するものです。326万5,000円を計上しております。

3項目飛ばしまして、令和3年度に開始し、本年度も継続しております産業保健サポート業務委託料187万4,000円です。職員のメンタルヘルスと心身の健康維持管理に関する相談業務等に係る産業医、産業保健師の派遣をお願いするものです。

続きまして、13節使用料及び賃借料です。12節で説明いたしました人事評価に関するシステム使用料、129万4,000円です。評価の記録等をシステム化し、データ等の一括管理を行うものです。

18節各種負担金及び各種負担金補助及び交付金を計上しております。

53ページの、大矢野原演習場周辺対策補助金11万7,000円。大矢野原火入れ助成金120万円は、本年度予算では企画費において計上しておりましたが、本年度から総務課演習場対策室で所管する

ことから、一般管理費において令和6年度から計上するものでございます。

53ページの2目文書費です。これは、例規取扱いに関する経費関係を計上いたしております。

54ページの3目区長費です。20名の世話係さん分の報酬と自治振興区区長部への活動交付金です。区長分の活動交付金は1,710万円で、うち共有割が210万円、世帯割は1世帯3,000円の5,000世帯を見込んで、1,500万円を算出しております。

55ページをお願いいたします。

4目諸費です。浜町商店街及び馬見原商店街の市街地防犯灯補助金50万8,000円と、6年度から新設する予定の防犯カメラ設置支援補助金145万円を計上しております。

5目財産管理費です。今回、1億1,379万5,000円を計上しております。特定財源は県補助金2,870万3,000円、町有林の下刈り、伐採関係と間伐材の売却代金3,238万2,000円、町有建物や土地の貸付け料、電気水道使用料金など1,263万1,000円であります。

11節の役務費につきましては、公用車損害保険料、森林保険料、町有建物保険料などを計上しております。コミュニティバス、環境水道課及び蘇陽病院車両等はそれぞれの所管予算で保険料を組んでおりますので、ここではそれ以外の一般車両133台分を計上しております。森林保険料は、町有林分の保険料、町有建物施設約263施設につきまして共済保険を掛けるものであります。

次のページをお願いいたします。

12節委託料です。町有林整備委託料につきましては、間伐、下刈り等の所要の経費、町有林巡視員への委託料など6,200万円を計上いたしました。

2項目飛ばしまして、統合型地理情報システム保守委託料につきましては、ゼンリン地図及び地籍図から得られましたデータを地理情報に利用するための保守業務費用350万円です。

57ページの13節使用料ですが、国有林13ヘクタールと作業道敷地を町有林維持管理のために、借り上げているものでございます。

続いて、6目庁舎管理費です。ここは本庁と両支所の管理経費で構成しております。

次のページ、12節の委託料には、各庁舎の空調、エレベーター、貯水槽、浄化槽など、清掃管理に係る業務を一括して計上しております。特定財源40万3,000円は、庁舎施設使用料、自動販売機設置料などです。

60ページ、7目監理費です。これは入札業務に関する経費を計上しているところでございます。

8目交通安全防犯対策費です。カーブミラー等の購入経費80万円や交通指導員36名分の委託料や、防犯協会、交通安全協会等の負担金も計上しております。

61ページ、9目防災行政無線費です。

1節報酬から4節共済費まで、放送業務1名の会計年度任用職員に必要な経費を計上しております。

12節委託料の中で、デジタル無線放送機器の保守点検委託料と行政情報配信システムの保守委託料をそれぞれ計上しております。

62ページ、10目会計管理費です。一般職の経費を計上しております。

10節需用費の264万円は、共通の消耗品費です。

次に、87ページをお願いします。

2款4項の選挙費です。

1目は、選挙管理委員会に関する経常的な経費で、選挙管理委員4名の報酬、職員1名分の経費です。

次のページ、9目は、町長選挙に関する経費を1節報酬から18節負担金補助及び交付金まで、合わせまして1,631万1,000円を計上しております。

90ページの7目県知事選挙と8目県議会議員選挙費は廃目です。

以上で、総務課が所管します2款の予算について説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤澤和生君） 次に、項目について説明を求めます。

企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 企画政策課関係の予算について説明いたします。

63ページをお願いします。

2款1項11目企画費です。企画総務費の主な事業、新たな事業としましては、令和6年度より2年間をかけて作成する第三次総合計画の作成、令和6年度より運行しますデマンド型乗合タクシー、物価高騰対応生活者支援補助金でのLPガス利用者補助の第2弾となっております。予算額3億3,839万7,000円を計上しております。財源内訳の国県支出金につきましては、物価高騰対応生活者支援補助金の国分1,092万2,000円と県分も同額です。県生活交通維持活性化総合交付金89万3,000円、残り3万6,000円が県分の土地利用規制等対策費交付金となっております。

それでは、節ごとに説明します。

1節報酬です。令和6年度より2年間をかけて作成します総合計画の審議会の委員報酬です。これは4回を予定しております。人件費は省かせていただきます。

次のページをお願いします。

7節報償費です。まち・ひと・しごと創生法に基づきます総合戦略推進事業について、進捗報告、意見聴取のための謝金です。これは2回を予定しております。再生可能エネルギー促進農山村活性化協議会謝金、いわゆる太陽光や風力発電を第一種農地に設置する際の再生エネルギー法における農振地除外の手続を行うために必要な協議会、これは3回を予定しております。地域公共交通活性化協議会の謝金、これは2回を予定しております。

8節旅費です。費用弁償は各種協議会の開催に係るものです。

10節需用費です。主に事務経費となります。電気料、水道料、修繕料については、主にバスセンターにかかる経費となります。

次のページをお願いします。

11節役務費です。各諸経費となります。

12節委託料です。コミュニティバス（スクール便）運行委託料として1億4,288万6,000円、デマンドタクシー運行業務委託料3,000万円を計上しております。バスに関しましては、昨年度比1,500万円の減額としており、これは高森高校への通学便についても含まれております。

新規事業のデマンドタクシーにおいては、タクシー会社4社へ支払う委託費で、積算につきましては1便5,000円の1日4便、月22日の運行として44万円となりますので、増便分を見込みまして月50万円の5社分、当初は4社から始まりますけども、5社分の予算計上としており、特別交付税で8割の措置があります。

企業版ふるさと納税総合相談コンサルティング業務委託料は、情報誌への掲載と、情報誌を見て、企業版ふるさと納税があった場合の成功報酬となります。

総合計画策定支援業務委託料として490万6,000円を計上しており、令和6年度の早い段階で業者の選定を行い、総合計画の作成業務に着手したいと考えております。

13節使用料及び賃借料です。清掃用具はバスセンター分です。デマンド交通システム利用料は1,030万7,000円を計上しており、内訳としましては、運行する車両に乗せる配車システム用タブレットやA I デマンド交通システム利用料、コールセンター運営費などの使用料となります。

次のページをお願いします。66ページです。

17節備品購入費です。公用車購入費2,137万6,000円。20年経過した50人乗りのバスが廃車となるため、46人乗りのバスに更新するものです。

18節負担金補助及び交付金は、各種協議会への負担金です。物価高騰対応生活者支援補助金2,184万4,000円につきましては、令和5年6月補正で計上しましたLPガス利用者への6,000円補助の第2弾として、今回は1契約当たり4,000円の交付を行うものです。地方バス運行等特別対策補助金は、町内を運行する熊本バスへの補助金2,000万円となっております。高齢者運転免許証自主返納支援補助金は令和6年度も継続し、昨年度と同額の190万円計上しております。

次のページをお願いします。

26節公課費は、コミュニティバス35台分の重量税です。

続きまして、12目地域振興費です。地域振興費では、主に自治振興区に関することと地域おこし協力隊に関する予算を計上しております。1億4,759万2,000円の予算計上額です。

1節報酬です。地域おこし協力隊の報酬となります。

2節職員手当及び共済費につきましても、地域おこし協力隊の人件費です。

7節報償費は、自治振興区研修会用講師謝金となります。

8節旅費、費用弁償は、自治振興区代表者会議に要する費用弁償です。会計年度任用職員通勤費用弁償は、地域おこし協力隊の通勤手当に当たるものです。普通旅費及び特別旅費についても、地域おこし協力隊の研修費等です。

12節委託料です。施設清掃委託料は、矢部地区高須の入道山にありますNTTドコモ用の鉄塔を平成19年度に町が建てており、その鉄塔に行くまでの管理道と鉄塔周辺の草刈りの費用となっております。

次のページをお願いします。

サポートセンター業務委託料です。まちづくりやべの文化の森事務所にて、自治振興区や地域団体等の自主活動を支援する業務であり、令和6年度で130件、令和5年度で170件ほどの支援を行っていただいております。商店街支援や地域づくり団体支援が主な業務となっております。地

域おこし協力隊研修委託料は、地域おこし隊における定例会や研修会などを実施し、協力隊のスキルアップを図るとともに、日々のサポートを行っていただくための委託料となります。

18節負担金補助及び交付金です。地域活性化起業人制度負担金575万1,000円は、都市圏に所在する民間企業の社員を一定期間受け入れ、民間のノウハウや知見を生かしながら、地域独自の魅力や価値の向上につながる業務を行われるもので、商工観光課に配属されております。地域おこし協力隊活動助成金は、地域おこし協力隊の住宅借上料や車両通信機借上料、地域おこし活動助成金の特別交付税措置として認められている助成金となっております。自治振興区助成金2,598万5,000円と自治振興区独自事業補助金840万円は、28自治振興区に対する例年どおりの助成金となっております。まちづくり事業補助金200万円は、令和5年度と同様、住民主体によるまちづくりを推進するため、山都町まちづくり事業補助金要綱により、研修会やイベントを実施する団体へ補助を行うものです。

続きまして、広報費です。409万3,000円です。広報紙につきましては、内容を充実させながら、見やすい紙面となるよう努力しております。

10節需用費です。広報紙の印刷製本費として、396万円を計上しております。

次のページをお願いします。

情報費です。情報費は1億4,453万6,000円を計上しており、財源内訳の国県支出金は、情報通信技術講習事業補助金156万3,000円、社会保障・税番号システム補助金によるシステム改修補助金387万6,000円、マイナンバー情報連携体制整備補助金15万4,000円、合計559万3,000円となっております。その他としまして、自治体システム標準化移行準備対応の補助として、J-LISからの交付金749万1,000円が主なものとなっております。情報費は、令和5年度にデジタルトランスフォーメーションの一環として、窓口のセミセルフレジ、住民票等のコンビニ交付、サイバー窓口の主に窓口のデジタル化に特化した事業を行いました。今後も書かせない、待たせない、来させない窓口に取り組んでいきたいと考えております。

今年度の大きな事業としましては、文書管理システムの導入を計上しており、このシステムは大量の紙文書を電子化により保存し、文書の收受から受け付け、決裁、保存までを電子化にて行うシステムになります。

8節旅費は、各種研修の旅費になります。

10節需用費です。消耗品は、電算機器周辺に利用するものです。印刷製本費は、各課共通で使用します窓開き封筒等の作成費用になります。修繕料につきましても、電算機器の修繕に使うものでございます。

11節役務費、回線使用料は、基幹業務、情報系業務、W i - F i等の外部回線使用料です。電算機器保険料は、庁舎内にあります内部的、外部的なネットワーク機器に対する機器保守料です。円高や物価高の影響を受けております。

12節委託料です。電算機器保守委託料は、電算機器の故障が生じないように、メンテナンスを行うための委託料です。電算システムサポート料は、各業務システムのサポート料で、法改正等への対応費用、サーバー等のネットワーク運用、保守などの委託料となっております。ネットワー

ク構成変更設定業務委託料は、サーバーの増設によるネットワーク設定業務委託料です。

次のページをお願いします。

自治体システム標準化等C I O補佐業務委託料は、自治体D Xや自治体システム標準化に対して、様々な行政サービスのデジタル化を短期間で実現させる必要があるため、自治体業務に精通した専門の人材による支援が必要のため、委託して行うものです。先ほども申しましたが、7割が特交措置です。

システム標準化移行準備業務委託料は、令和7年度までの自治体システム標準化に向けたシステム改修委託料となり、財源内訳のその他部分が充当される事業となります。

文書管理システム導入業務委託料1,116万5,000円は、先ほど説明しましたとおり、行政文書の收受から受け付け、決済、発行、保存までを電子化するものです。現在、役場の文書は紙ベースで保管し、保管場所の確保にも苦慮しているところです。令和6年度の本稼働を予定しておりますが本稼働後の文書については、電子データでの保存となります。これはあくまでも文書に関することとなるため、財務会計に関する部分については、現状のまま、紙ベースということになります。併せて、文書に関する決裁についても電子決裁にて行うこととなります。

次に、スマートフォン講座委託料ですが、本年度は三つの事業を考えており、まず一つ目は、年齢制限のない公民館等での講座、次に、65歳以上向けの講座、それに加えて、ソフトバンクの車両による移動スマホ教室を予定しており、各講座の委託料となります。町民の方、特に高齢者のデジタルデバイドの解消につながるよう実施するものです。

続きまして、13節使用料及び賃借料です。主なものとしましては、総合行政A S Pサービス利用料は、基幹業務のシステム利用におけるソフトウェア及び機器使用料3,933万6,000円です。ライセンス使用料はウイルスバスターや電子機器の資産管理、S K Y S E Aと呼ばれるものです。L o G oチャットなどの役場の業務に欠かせないシステムのライセンス使用料、537万4,000円です。電子申請受付システム使用料は、L I N Eによる窓口事前申請用サービス使用料178万2,000円となります。文書管理システム利用料は、先ほど説明した新規導入システムのシステム構築後の3か月分を計上するものです。

次のページをお願いします。

14節工事請負費です。清和地区の大川から高月等に仁田尾に分かれる三差路辺りの本町が所有する光ケーブルについて、大川大矢線の改良工事に伴い、電柱を移設することによる工事請負費です。

17節備品購入費です。パソコン購入費1,122万8,000円は、事務用パソコンを経年劣化により入替えを行うものです。令和6年度は45台を予定しておりますが、物価高騰により機器の価格も上昇しておりますので、状況に応じての導入となると思います。ネットワーク機器購入費につきましては、データ格納先サーバーの容量不足により、ファイルサーバーを増設するものです。

18節負担金補助及び交付金です。各種負担金となります。熊本県市町村電子自治体共同運営協議会負担金は、熊本県と市町村が電子自治体構築を円滑に推進することにより、必要なデータを共同で構築、運用する協議会への負担金です。具体的には、自治体間で大容量データの送受信を

可能とする行政業務支援システムの運用、自治体職員間の情報共有システム、L o G oチャット、迷惑メールやスパムメールを検知するセキュリティークラウドなどの運用になります。番号制度中間サーバー利用負担金は、自治体間でマイナンバー関連データをやり取りするために必要な中間サーバー利用に対する負担金697万7,000円となります。

続きまして、飛びまして、90ページをお願いします。

2款5項統計調査費です。令和6年度は、農林業センサスが行われます。農林業センサスは、国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など、農林業、農山村の基本構想の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画、立案推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査です。

次のページをお願いします。

2目統計調査費に計上しておりますとおり、調査員報酬、消耗品、郵便料の合計が633万4,000円となっております、全額国県支出金の県支出金となっております。

以上で、企画政策課の歳出予算の説明を終わります。

○議長（藤澤和生君） 次の目について説明を求めます。

清和支所長、長崎早智君。

○清和支所長（長崎早智君） 71ページをお開きください。

2款1項15目小水力発電施設事業費、歳出の説明をいたします。

10節需用費は、いずれも小水力発電所施設内の需用費で、計48万円を計上しております。

11節役員費は、発電所の異常発生を通報するための電話料2万7,000円を計上しております。

12節委託料では、電気工作物保安管理委託料、施設管理委託料、発電機メンテナンス委託料として、計392万5,000円を計上しております。

次のページをお願いします。

13節使用料及び賃借料です。取水口周辺の掘削を行うための重機借上料及び水利使用料として、計130万3,000円を計上しております。

21節の補償補填及び賠償金は、緑川漁協へ漁業権補償金として30万円を計上しております。

以上、10節から21節まで、小水力発電施設事業費として合計603万5,000円を計上しております。財源は全て売電収入です。

続きまして、歳入の説明をいたします。

42ページをお開きください。

22款5項2目雑入1節雑入です。中段より下のほうに、清和水力発電所売電収入として680万円を計上しております。先日の令和5年度一般会計補正予算の審議の際にも御説明いたしました。今年度は河川の堆積土砂や流量の減少に伴い、発電量が大幅に減少しておりますので、今年度の実績に基づき計上いたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 次の目について説明を求めます。

山の都創造課長、木野千春君。

○山の都創造課長（木野千春君） 山の都創造課の令和6年度の予算について御説明いたします。

山の都創造課では、移住定住促進空き家改修補助金、関係人口増、人材育成事業、ふるさと納税事業、SDGs事業に取り組むための予算を計上しております。詳細につきましては、その都度御説明をさせていただきます。

72ページをお開きください。

72ページの2款1項21目地方創生総合戦略費でございます。総事業費1,918万8,000円を計上しております。

7節報償費は、関東関西等で開催する移住フェアなどに、先輩移住者として参加していただく際の謝金です。2万5,000円となります。

8節旅費は、移住フェア及び人材育成事業に係る特別旅費54万円です。

10節需用費は、移住フェア及び人材育成事業に関連の消耗品費4万8,000円です。

11節役務費は、移住フェアの際にパンフレットなどを発送する運搬料2万円となります。

続きまして、73ページをお開きください。

73ページの12節委託料となります。委託料1,625万8,000円です。人材育成事業の業務委託料で、チャレンジ・応援！山都ラボの運営に関する委託料となります。次年度に引き続き、山都町の魅力を生かした新たなチャレンジを応援するための企画運営の委託料を計上しております。

続きまして、山の都地域しごと支援事業業務委託料、825万円です。山の都地域しごとセンター業務委託料です。町内の空き家の情報を一元的に集約し、就農希望者、農業研修や雇用の受入れ可能な農業者とのマッチングを行う総合窓口として、着実に実績を残しております。本年度も、移住相談、空き家相談、2月末現在で223件の相談を受けております。また、2月末の時点の移住者は7世帯14人を受け入れております。

続きまして、やまとしごとストアの委託料となります。252万5,000円です。矢部高校の全生徒に参加していただき、老人福祉施設や建設業、第三セクターの事業者など、町内を中心に17事業者が参加し、業務の内容や職場の魅力、やりがいのプレゼンが行われました。令和5年度の成果としては、このしごとストアをきっかけに、町内事業者に就職をつなぐこともできたと、高校から報告を受けております。令和6年度も矢部高校と連携を取りながら、事業を継続するために計上しております。

13節の使用料及び賃借料です。229万7,000円です。阿蘇くまもと空港の出発ロビープロモーション展示区画賃借料です。令和5年度につきましては、6月の補正で計上しました。熊本県の関係人口創出支援等の補助金を使って事業を行い、山都町の観光パンフレットや国宝通潤橋のポスター掲示、山都町の知名度の向上に取り組んでまいりました。令和6年度も引き続き事業を継続し、山都町の知名度向上に取り組むために、予算を計上しております。

続きまして、26目SDGs推進費でございます。総事業費2,538万2,000円でございます。歳入の国庫補助金は、地方創生推進交付金1,040万です。

節ごとの御説明を申し上げます。

7節報償費97万5,000円です。SDGsの表彰賞金35万円、講師謝金42万円、各種事業の参加の謝金20万5,000円を予定しております。

8節旅費です。8節旅費は13万円です。SDGsのワークショップ、SDGsアワードの審査費用の費用弁償を掲載しております。

10節需用費です。343万7,000円です。需用費は、SDGsアワードの副賞、普及啓発用の消耗品、印刷製本費、小学校、中学校の給食用の有機米、有機野菜の購入を計上しております。

11節役務費5万4,000円は、食育事業に関する郵便料でございます。

74ページをお願いします。

12節委託料は、SDGsの推進に向けて実施する各種事業の委託料として1,703万4,000円を計上しております。新規就農希望者ツアー事業100万円は、令和6年度も引き続き、将来の担い手を確保し、農地維持を目的としたツアーを開催するに当たり、新規就農を目指す方や有機農業の学習や現地体験をするため、予算計上をしております。

続きまして、食のブランド化事業です。341万円です。SDGs未来都市、有機農業全国ナンバー1の町として、食を通し発信し、交流人口の拡大やリピーターの確保につなげるため、令和6年度はSDGs連携企業等で共同で、山都町の有機食材ジビエ等を活用したメニュー開発を行うための予算計上をしております。

続きまして、SDGs啓発グッズ制作業務委託料262万円です。SDGsに係る住民意識の醸成並びにSDGs未来都市、山都町を広く周知するための町の基本目標や取組をまとめたグッズを制作するため、予算計上しております。

生ごみの堆肥化事業業務委託料299万2,000円です。令和3年度からSDGsの事業推進の一環として取り組んでいる生ごみの堆肥化事業についてさらに進めていくためにも、啓発や収集体制の構築を行うための予算を計上しております。

続きまして、総合学習事業委託料210万6,000円です。各校との協議の上、モデル校を選定し、食育事業のカリキュラムを基に学習を実施したいと考えております。

続きまして、スクールバスの運行委託料34万6,000円です。小中学校の総合的な学習の時間を活用し、SDGsの学習事業として実施する食育学習に関する委託料や、その他、体験学習等の実施に伴うスクールバスの運行に係る委託料を計上しております。

続きまして、山都町の子ども向け人材育成業務委託料55万円です。町の将来を担う次世代の人材育成及び山都町2030年の基本目標達成を目的として、夏休みを中心に、休暇を利用して子ども向けの人材育成事業を実施するための予算を計上しております。

続きまして、山都町のSDGsフェアの運營業務委託料351万5,000円です。SDGsに係る住民意識の向上とSDGs未来都市及び有機農業ナンバー1の町である山都町をPRするため、SDGsについて考えるイベントを開催します。昨年11月3日に開催したSDGsマルシェよりSDGs色を強めたイベントとして開催する予算を計上しております。

続きまして、中間支援組織運營業務委託料49万5,000円です。SDGs2030年目標達成に向け、ステークホルダーを中心に、事業の共有、マッチング、フォローアップなどを含めたミーティン

グを開催し、運営を委託する予算を計上しております。

続きまして、13節の使用料及び賃借料15万2,000円です。SDGs未来都市の自治体や団体の取組などの先進地の研修時に貸切バスを借り、研修の予算として計上しております。

続きまして、75ページです。

75ページの上段、18節負担金補助及び交付金です。SDGs推進事業補助金は環境に優しい暮らしを支援するための補助金として、生ごみ処理機の導入、住居用の太陽光発電システム設置補助、太陽熱システム設置補助、薪ストーブの設置補助の計360万円を計上しております。

続きまして、28目山の都づくり事業費です。山の都づくり事業費は総事業費8,265万7,000円で、財源内訳、国庫支出金の703万円は、熊本県移住支援事業補助金、結婚新生活支援事業補助金、熊本県移住定住促進住まい支援補助金、地域結婚支援重点推進事業です。その他の財源386万1,000円は、短期滞在施設使用料、財産貸付収入、繰入金などです。

では、節ごとに御説明をいたします。

1節報酬は、空家対策協議会の委員の報酬です。年間5回を予定しております。

2節給料から4節は、職員の人件費、7人分です。

7節報償は、地方創生アドバイザーの活動謝金25万円を計上しております。

8節旅費は、空家等対策協議会委員に対する費用弁償、職員旅費、ふるさと会、へそのまち協議会、都市圏で行われる移住フェアなどに要する特別旅費など、88万8,000円を計上しております。

76ページをお開きください。

76ページの10節需用費248万4,000円、11節の役務費42万8,000円は、サテライトオフィス、短期滞在施設、山の都地域しごとセンターに関する維持管理に伴う経費でございます。

12節委託料853万3,000円です。浄化槽清掃関係、施設清掃、消防設備関係、電気保安管理関係、サテライトオフィスや短期滞在施設、しごとセンターに関する管理委託料です。このうち、結婚対策事業業務委託料350万円ですが、結婚対策事業、YOU&YOUは現在まで46組成立されています。町の結婚対策という目的は果たしておりますが、行政が運営し、なおかつ会員制、安心感もあることから、現在に至っております。その一方で、登録者数の伸び悩みや事業自体の見直しの時期に来ているため、令和6年度は結婚対策の柱を維持しつつ、町外を含むより幅広い方々に出会いの場を提供する事業に発展、移住定住促進、交流人口増、観光コンテンツの造成、町の魅力アップを発信し、結婚対策事業業務委託料を計上しております。

続きまして、山都町ブランド推進事業委託料250万円です。山都町の東京事務所に係る経費を計上しています。全国における山都町の知名度の向上を図り、存在感を示していくため、情報発信、交流を拠点とするための事務所として、交流人口の増加や移住定住者の増加に向けた取組、都市部への町の情報発信を目的とした予算を計上しております。

続きまして、草刈り管理委託料でございます。短期滞在施設、サテライトオフィス白糸の草刈りを年3回計上しております。

続きまして、77ページです。

13節使用料及び賃借料81万6,000円です。移住定住支援システムの使用料です。山都町の空家等対策計画に基づき、総合的に空家対策を推進するツールとして、システムを有効に活用し、データベースの充実を図る予算を計上しております。

続きまして、18節負担金補助及び交付金1,914万6,000円です。まず初めに、町が加入するへそのまち協議会が2万円、続きまして、旧朝日小学校教職員住宅浄化槽維持管理費3万円について、現在旧朝日小学校に2棟の住宅がありますが、そのうち1棟を短期滞在施設として使用しているため、浄化槽管理に関する費用の2分の1を負担するものです。

続きまして、熊本県企業誘致連絡協議会10万円。くまもとマンガ協議会の会費1万円、令和6年度より、くまもとマンガ協議会の担当課が山都町山の都創造課になるため、本年度から会費1万円を負担することから、計上しております。

続きまして、熊本連携中枢都市圏くまもと結婚支援センター負担金18万6,000円です。20団体の市町村が負担し、少子化の要因の一つである未婚化、晩婚化の対策の取組として、結婚を希望する独身者に出会いの機会を提供する結婚支援センターの運営のための予算を計上しております。

次、山都町の移住支援金です。移住支援金は、関東圏から熊本県のマッチングサイトを通じ、就職移住された方が対象となる補助金として200万円を計上しておりますが、これまで支給要件に該当した実績はございません。

山都町の定住支援住環境整備事業補助金500万円は、移住から10年以内に山都町で住宅を取得された場合、補助するものです。今年度の実績は12件、1,200万円を交付しております。次年度の予定としては、具体的な申請の手続などの御相談があつている方が5件ありますので、予算を計上しております。状況次第では補正の対応があります。

続きまして、山都町の結婚新生活支援事業補助金180万円です。結婚に伴う住宅取得やリフォーム、引っ越し費用などについて助成するもので、夫婦ともに39歳以下で、世帯所得500万円以下の世帯が対象となっております。今年度の実績は2件、90万円を交付しております。

山の都定住支援補助金1,000万円です。移住定住の住まいとして、空き家バンク制度を通し、マッチングが成立した物件の改修に要する費用などに対する補助金です。補助率を5分の4、上限を100万円としております。令和6年度の実績は14件となっております。

続きまして、22節償還金利子及び割引料です。10万円です。短期滞在施設の利用者が途中で退去される場合、現に納付されていた使用料を月払いで還付するものです。

78ページをお願いします。

29目ふるさと寄附金事業として1億2,684万8,000円を計上しております。今年度の寄附額、2月末時点で2億2,000万円ほどになっており、約2倍となっております。当初の予算では、寄附受入額を2億円として予算を計上しております。

7節報償6,000万円です。寄附に対する返礼品です。上限は、国の定めにより寄附額の3割以下となっております。

8節旅費は14万円。ふるさと納税業務に関する職員の旅費です。

10節需用費は、事務用品及び返礼品を発送する際の梱包資材の作成費用など269万円です。

11節役務費です。寄附を受け付けた証明書や、いただいた寄附金の活用状況の報告書などの輸送料、返礼品の送料、広告料、寄附を受け付けるポータルサイトのシステム料など、計5,026万4,000円を計上しております。

12節委託料1,375万4,000円は、寄附金受付に関する各種業務の委託料となっております。

以上で、山の都創造課に関する予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 次の項目について説明を求めます。

税務住民課長、高橋尚孝君。

○税務住民課長（高橋尚孝君） 税務住民課関係の予算について御説明をします。

79ページをお願いします。

2款2項1目税務総務費、予算額は6,897万4,000円です。特定財源の国県支出金欄は、個人県民税、徴税費委託金400万円。その他の欄の120万円の内訳は、町税の督促手数料80万円と、延滞金40万円となっております。なお、内容の説明で、職員の人件費については省略をします。

1節報酬には、固定資産評価審査委員3名に係る日額報酬分3万6,000円を計上しています。

次のページをお願いします。

8節旅費のうち、費用弁償1万3,000円は、固定資産評価審査委員の会議時に係る分です。

10節需用費には、必要な事務費、次のページの18節負担金補助及び交付金には、各協議会等への負担金を計上しています。このうち、地方税共同機構負担金162万5,000円は、主に電子化による事務の効率化と納税者の利便性を高めることを目的とした地方公共団体が共同で運営する組織に対するものです。

次に、2目賦課徴収費で、予算額は3,472万円です。主な特定財源は、国県支出金欄の個人県民税、徴税費委託金1,277万円です。

8節旅費、10節需用費、11節役務費には、業務に必要な事務費を計上しています。

次のページをお願いします。

11節のうち、地方税電子申告支援サービス利用料246万9,000円は、インターネットによる申告と納税システムの利用に係るものです。

12節委託料のうち、土地評価関連業務委託料1,506万1,000円は、令和9年度の固定資産の評価替えのために必要な業務で、令和6年度から令和8年度にかけて行うものの1年目に係る分です。この予算は令和5年度一般会計補正予算（第7号）で債務負担行為を認めていただいています。公図訂正業務委託料122万3,000円は、土地移動にかかる法務局の地図情報を役場に備えている公図、字図に反映させるものです。電子申告導入作業支援委託料184万8,000円は、電子申告を扱う税として、新たに固定資産税の償却資産で、大臣配分や知事配分に係るものなどが追加されたり、公的年金等支払い報告書の電子化などに対応するものです。

次のページをお願いします。

13節使用料及び賃借料のうち所有者調査管理システム利用料55万8,000円は、相続人調査で使用するものです。

18節、負担金補助及び交付金のうち、環境性能割徴収取扱負担金20万3,000円は、軽自動車の

軽自動車税環境性能割、以前の取得税を県が徴収して市町村へ振り込む取扱費に係るものです。

22節償還金利子及び割引料の過誤納払戻金280万円は、前年度までの課税に係る過誤納付の払戻金です。

次のページをお願いします。

2款3項1目戸籍住民登録費について御説明します。予算額は5,471万4,000円です。特定財源の国県支出金欄443万円のうち、主なものは国の個人番号カード交付事務費補助金423万1,000円です。その他の欄の934万5,000円のうち、主なものは戸籍や住民票などの交付に係る手数料875万5,000円です。

次のページをお願いします。

8節旅費、10節需用費、11節役務費には、業務に必要な事務費を計上しています。このうち、11節役務費のコンビニ交付手数料16万9,000円は、令和5年11月から始めた住民票などのコンビニ交付に係る分で、1通当たりの料金は117円です。キャッシュレス決済手数料16万2,000円は、本庁と各支所に設置したセミセルフレジでキャッシュレス決済を扱うようになったことに伴い、取りまとめ事業者を通じて、各決済事業者に取扱料金の3%を支払うものです。

12節委託料には、戸籍事務、住民基本台帳事務、印鑑登録事務に係るシステムと機器の保守料を計上しています。

次のページをお願いします。

戸籍情報システム改修業務委託料236万5,000円は、戸籍法の改正により、戸籍の氏名に振り仮名を記載するようになることに伴うものです。セミセルフレジ保守委託料50万円は、本庁と各支所に設置した3台に係る分です。

13節使用料及び賃借料には、戸籍総合システムリース料として362万7,000円のほか、業務に必要な機器のリース料を計上しています。

17節備品購入費の住基ネット機器購入費1,262万8,000円は、住民基本台帳ネットワークシステムに必要な機器を更新するもので、5年ごとに行っています。

次のページをお願いします。

18節負担金補助及び交付金のうち、コンビニ交付サービス運営負担金69万1,000円は、サービスを提供する地方公共団体情報システム機構に対するものです。

次に、歳入予算のうち、町税について御説明をします。

12ページをお願いします。

1款1項1目個人住民税は3億6,623万7,000円で、前年度に比べ757万9,000円の増としています。なお、令和6年度から国税の森林環境税が導入されることに伴い、これまであった均等割の復興等財源、納税義務者1人当たり500円がなくなります。この分を約280万円の減額で見込んでいます。また、国の物価高対策による定額減税の分はまだ反映をしていません。これは現時点で、戸別の所得割の課税額が決まっていないためです。町県民税である住民税の定額減税は1人当たり1万円で、このうち町分は6,000円となり、減税による町の減収分は全額国が補填するとされています。ここでは、定額減税前の見積りとして御説明をします。

住民税は、令和5年の所得の状況での課税になり、まず農業所得については、農協の販売実績見通し表を参考に、前年に比べると若干の増額の見通しとしています。また、営業所得についても、新型コロナウイルスの影響から緩やかな持ち直しを見込んでいます。法人町民税は5,450万8,000円で、前年比187万1,000円の増としています。令和5年度半ばまでと前年度の申告の状況から推計しています。

2項1目の固定資産税は8億9,155万円で、2億217万7,000円の増としています。この要因は、蘇陽長谷地区による大規模太陽光発電所の償却資産に係るものです。

2目の国有資産等所在市町村交付金は1,947万7,000円で、3,000円の減額とほぼ変わりません。次のページをお願いします。

3項軽自動車税の1目環境性能割、以前の取得税に当たるものが404万3,000円で、45万1,000円の増です。これを県が徴収して、町に振り込まれます。令和3年度から令和5年度半ばまでの実績から推計をしています。

2目の種別割は、軽自動車などを保有していることに対する毎年の税金で、7,140万3,000円。134万2,000円の増です。これは、令和5年度の課税実績を基に積算しています。

4項1目町たばこ税は8,570万4,000円で、237万6,000円の減額としています。これは、令和5年度11月までの月平均額から推計しています。

5項1目入湯税は、旧通潤山荘の営業が開始されれば納税があるものですが、現時点では1,000円の増目計上としています。

説明は以上です。よろしくをお願いします。

○議長（藤澤和生君） 次の項目について説明を求めます。

議会事務局長、嶋田浩幸君。

○議会事務局長（嶋田浩幸君） それでは、91ページをお開きください。

6項1目監査委員費です。令和6年度は総額889万2,000円を計上しております。全て経常的経費です。令和6年度においては、延べ66日間の監査を計画しております。

1節から4節までは、監査委員及び職員の人件費でございます。

8節の旅費は、57万1,000円を計上しております。監査委員の監査業務、研修、会議等の費用弁償として47万3,000円を計上しております。また、特別旅費の9万8,000円は、職員に係る全国監査委員研修等の旅費でございます。

10節の需用費は、事務用消耗品及び書籍購入費用、食糧費として、計3万円を計上しております。

13節の使用料及び賃借料は、研修時の車借上料として1万円を計上しております。東京での研修の際のタクシー代を想定しております。

18節の負担金補助及び交付金につきましては、県と郡の各町村監査委員連絡協議会からの情報を基に、合計8万5,000円を計上しております。

以上で、監査委員費の説明を終わらせていただきます。

○議長（藤澤和生君） 以上で、2款総務費についての説明が終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会 午後 3 時 12 分

3 月 14 日（木曜日）

令和6年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 令和6年3月6日午前10時0分招集
2. 令和6年3月14日午前10時0分開議
3. 令和6年3月14日午後3時57分延会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第9日）（第5号）

日程第1 議案第25号 令和6年度山都町一般会計予算について
日程第2 議案第26号 令和6年度山都町国民健康保険特別会計予算について
日程第3 議案第27号 令和6年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第4 議案第28号 令和5年度山都町介護保険特別会計予算について
日程第5 議案第29号 令和5年度山都町水道事業会計予算について
日程第6 議案第30号 令和5年度山都町病院事業会計予算について

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（13名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊	10番 吉 川 美 加
11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範	13番 藤 原 秀 幸
14番 藤 澤 和 生		

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（1名）

7番 興 梶 誠

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

副 町 長	楢 林 力 也	教 育 長	井 手 文 雄
総 務 課 長	坂 本 靖 也	清 和 支 所 長	長 崎 早 智
会 計 管 理 者	飯 星 和 浩	企 画 政 策 課 長	北 貴 友
税 務 住 民 課 長	高 橋 尚 孝	健 康 ほ け ん 課 長	木 實 春 美
福 祉 課 長	高 野 隆 也	環 境 水 道 課 長	有 働 頼 貴
農 林 振 興 課 長	松 本 文 孝	建 設 課 長	西 賢
山 の 都 創 造 課 長	木 野 千 春	商 工 観 光 課 長	藤 原 章 吉
学 校 教 育 課 長	工 藤 博 人	生 涯 学 習 課 長	上 田 浩
そ よ う 病 院 事 務 長	枝 尾 博 文	監 査 委 員	志 賀 美 枝 子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋田浩幸 外2名

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第25号 令和6年度山都町一般会計予算について

○議長（藤澤和生君） 日程第1、議案第25号「令和6年度山都町一般会計予算について」を議題とします。

3月13日までに、2款総務費についての説明が終わっています。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） おはようございます。企画関係で昨日説明がありましたページ65、コミュニティバスの今度の運行委託料は、前年対比1,500万円減という話でございましたけども、コミュニティバスの運行は今年度廃止になるということで、スクールバスはそのままですけども、廃止になるということで、何で1,500万円しか減らないのか。

また、今までの運転手の方々の運転業務というのが減ると思いますけれども、その辺の対応がどうなっているのか。

それから、もう一つ、ページ67ですけども、昨日の一般質問で地域協力隊は17名という話がありました。その中に、この予算は17名の予算なのか。それ以外に、例えば農業部門の地域協力隊が新たに入るとか、私がずっと訴えてきました獣害ハンター辺りを入れていただけているのか。その辺をお聞かせください。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。まず、バスの1,500万円減という話なんですけども、1,500万円しか減らないというところは、結局、運転士さんたちの拘束時間等もありまして、ふれあいバスに関しては経費をいろいろ差し引いても、あまり金額的には下がってきません。ガソリン代等々ぐらいしか減ってきませんので、1,500万円しか減らなかったという事実はしょうがない話になると思います。

次が、運転士さんの件なんですけども、運転士さんに関しましては、長期休業とか、夏休みとか、冬休みとか、その分が減るという形になりますけども、一応その分も勘案して、予算としては減る分ではなくて、補償として見て予算は計上しております。

次に、67ページの協力隊の件なんですけども、今現在17名なんですけども、予算に関しましては26名プラス9名で予算を計上しております。

先ほどおっしゃいました獣害ハンターに関しましては、受入れ団体等がございませんので、取

りあえず現在のところは組んではいません。地域おこし協力隊に関しましても、予算は組んだものの、募集をして、来る、来ないというのがありますので、そこに関しては、予算としてはマックスで組んでおいて、募集をかけて、募集がなければ、それはそれで仕方がないという話になります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） そういう説明で考えれば、コミュニティバスの運転士の方々は昼間は仕事がないけども、補償はせないかんという話になると思うんですよ。じゃなくて、その方々に、私は、今度のデマンド交通の運行业者の方々とうまく話をさせていただいて、そちらのほうに回っていただけるならというふうには思っていたんですけども、そういうわけではないということですか。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） そういうわけではなくて、バスの運転士さんにちゃんと希望を取りまして、乗り合いタクシー業者のほうに回っていただける方ということで、手を挙げていただいて、社労士のほうにもちゃんとお伺いを立てまして、この時間帯であれば、早い時間にバスを運転して、次に、各タクシー業者のところは何名か張りついでいただいて、その後、また夕方の方のコミュニティバスに戻るという形になっております。

タクシーのほうを希望されない方に対する補償は、上乗せで予算として載っているという形になります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 76ページの結婚対策事業業務委託料、新年度からこれまでのYOU & YOUの事業をちょっと少し変更しますということでしたが、詳しく新たな事業の御説明をいただきたいと思います。

それから、同じく77ページに、熊本県連携中枢都市圏くまもと結婚支援センター負担金として18万6,000円、同じくこの結婚に関して予算がありますが、この熊本県連携中枢都市圏、ここはどのようにこの結婚対策に対して負担金を納めますけども、うちが山都町としてどんなふうな参加ができるのかというか、ここの仕組みも……。

それと、また新たに4月からするこの事業と何かどこかでマッチングができるのかなとか、この組合せ関係があるならば、そこを教えてくださいたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、木野千春君。

○山の都創造課長（木野千春君） 結婚対策事業の新たな内容としましては、婚活のコーディネーターを導入したいと今考えております。それと、年間を通したイベント、セミナー辺りを年間三、四回、婚活イベントとして、山都町をフィールドとした結婚対策事業を町としては考えております。

それと、中枢都市圏の主な業務としましては、全体の方向性としましては、結婚支援センター

の運營業務を熊本市に委託するんですが、言わば、そこでは山都町の方も……。ここではマッチングアプリというのを開発されますので、この中枢都市圏の方にマッチングアプリの登録を呼びかけるような形になっていきます。

それと、その結婚センターでは、山都町で行われる婚活のイベント等などの情報をそちらでも発信していただくような形になりますので、広域的に、多くの方がその結婚センターに行けば、山都町でこういうイベントがありますよ、隣でもこういうイベントがありますよというような広い範囲で周知をすることができるというようなどころも含めまして、今回参加をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） では、続きなんですけど、名称もYOU&YOUというのはなくなることですかね、新しい4月からは。それと、これまでいらっしゃった方はもうやめられるということでしょうかね。コーディネーターとして残られるのか、そこらあたりもお願いします。これまでの実績も相当ありましたので、今残られるのか。その方も含めて、新たなこの事業をされるのか。

それから、中枢都市圏のことは分かりました。でも、それはただ負担金を納めるだけじゃなくて、大いにこれをアピールしなくてはいけないと思います。ただそのアプリを持つとか、持つとらんかじゃなくて、広報にYOU&YOUの今までページがありましたよね。あの辺りにぜひという感じで、ここもしっかりアピールをしていただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、木野千春君。

○山の都創造課長（木野千春君） YOU&YOUの今の支援員という方は今年度からなくなりまして、今、担当職員が行っている状況でございます。

これにつきまして、YOU&YOUの名称というようなところ、今はローマ字でいうユーアンドユーになっていますが、そのユーを優しい漢字を使って、優&ユーとかいうような感じで、ちょっと今、考えているところでございます。

それと、中枢都市圏に関しましては、先ほど藤川議員がおっしゃったとおり、ただマッチングアプリを登録してもらえばいいということではなく、これが開設したら、向こうに専門スタッフという方の専門相談員がいらっしゃるということなので、そこと町との情報交換というようなところもできるような形になっていきますので、大いにこういうことができるというのを町のホームページとか、いろんなところで発信して、この婚活イベント、少子化対策と移住、定住につながるような方策を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 細かく幾つかあるのですが、まずは73ページですけれども、阿蘇くま

もと空港出発ロビープロモーション展示区画賃借料ですね。去年もたしか、これあったかなと思います。どういう内容を、まだ期間中だと思いますけれども、今年度、展示してあるのか。ちょっと私が空港で出発したりする機会がないものですから、確認が取れてないので、どういうことをやっていたらいいのか、教えてください。

それと、次のページで、74ページですけれども、実績を幾つかお示しただければと思うのがあります。

一つが食のブランド化事業委託料、ジビエを使ったメニューの開発などと御説明はいただいたんですが、昨年度もこの事業たしかあったかと思しますので、どういう事業内容で、どういう実績が出ているのか。あとそれから、生ごみ堆肥化事業、これも令和5年度、今年度やっていますよね。ロータリーコンポストの配布だったりとかだったと思いますが、同じようなことをやられるのか、どうなのか。令和5年度の実績と比較しながら、その辺も説明していただければと思います。

もう一つが、山都町SDGsフェスタ運営事業委託料。ここに関しても、具体的にどういふSDGsフェスタというところで開催なさるのか。内容をもう少し詳しく教えてください。

続いて、次のページ、すいません、75ページのSDGs推進事業補助金のところで、薪ストーブですとか、あと、太陽光発電の設置に対して補助というお話だったんですけども、すいません、ちょっと根本的な質問で、これが質疑になるのか分からないんですが、太陽光発電の設置が本当にSDGsにつながるのかというところで、その辺どういふふうにお考えか、教えてください。

あともう一つが、すいませんね、たくさんで、76ページで、山都ブランド推進事業委託料ですが、これは来年度からですかね。250万円なので、半額になっているような気がします。間違えてたらすいません。これまでというか、昨年度の取組と令和6年度の取組内容はどういふふうになっていくのか。金額が変わっているような気がしますので、その辺もちょっと御説明いただければと思います。

あと最後になりますが、77ページです。ちょっとちっちゃな質問で申し訳ないんですが、このくまもとマンガ協議会の会費というところで、負担金1万円上がっているんですけど、このくまもとマンガ協議会というのを、よかったら御説明いただけないかなと思います。

以上、ちょっとたくさんあるんですが、よろしくお願ひします。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、木野千春君。

○山の都創造課長（木野千春君） くまもと空港に置いております展示区画の件なんですけど、現在、山都町のパンフレットを28種類置いております。1月現在まで5,193冊がこの区画から出ております。

効果としましては、この中でやっぱりふるさと納税のパンフレットも多く出ておまして、ふるさと納税と通潤橋のカレンダーあたりが非常に魅力というところなので、多く出ていることから、これのデータを踏まえて、今年度もやっぱり国宝通潤橋とふるさと納税アップにはかなりこれもつながった要因ではないかと考えておりますので、今年度も計上させていただいたところ

でございます。

それと、食のブランド化につきましては、本年、矢部高校生で山都の食についての総合的な学習の一環としまして、取り組んでいただいたところでございます。山都町の食のブランドで、広域的に矢部高校生の方が山都町の食の魅力ということで、動画の撮影をさせていただいて、矢部高校の13組の生徒が動画を作っていただき、納品をしていただいたところです。

それと、郷土料理研究会におきまして、おしよせコロッケというようなメニューを開発していただいておりますので、それを今年度、ある程度、形になったということで、おしよせの動画を1本納入していただいたところです。

次年度につきましては、そのおしよせのコロッケを含め、それと矢部高校の動画を含めて、連携企業であるホテル日航さんあたりと協力して、それをもう少し日航さんあたりの協力を得ながら、もっとブラッシュアップできないかというような事業に展開をしていきたいと思っております。

生ごみの堆肥化につきましては……、生ごみにつきましては、令和3年度からSDGsの推進の一環として進めてまいっております。今回、既存の200個のコンポストも全部、各町民に今配って、モニターとして頑張っているんですが、今年度はさらに委託の内容としましては、ミニコンポストというような形で、小学生から高齢者まで使えるような、今こういうミニ版で、家庭でもできるような、何とか、移植ゴテを使って混ぜるような、みんなが保育園から高齢者までちょっとできるようなコンポストの導入を考えております。それと、竹チップ、それと、堆肥回収というところまでを委託業務に入れておまして、また、それに堆肥の分析だったり、この堆肥の普及啓発の講演会と、この堆肥を今後、できた堆肥を矢部高校生も使いたいというようなところもあって、一緒に矢部高校とその堆肥の受入れの態勢、構築が今年度できないかというのを含めて委託をお願いしているところでございます。

それと、フェスタにつきましてはですが、今年度はSDGsのカラーを強くしたと申しましたが、主な内容としまして、フェアトレードとか、フリーマーケットとか、何ですかね。古いおもちゃを出してもらったりですね。そういうような、リサイクルできるものあたりを中心とした大きなイベント。それと、SDGsアワードショーというところで、そういうSDGsに優れた活動されている表彰も、そのフェアの中で表彰ができればと思っております、フェスタの中でですね。なので、大規模じゃなくて、今回は小さく、そういうようなSDGs色を用いたフェスタができればと思っております。

山都町ブランド推進事業につきましては250万円の予算になっていたかと思いますが、これは東京事務所の委託費になりますが、東京事務所としましては2018年6月から山都町の活動に御協力をしていただいたところで、関係人口増加にもつながり、東京事務所で山都町に関係人口というところで推移を出しておりますが、3,404人の関係人口というところのデータを今取っております。

その中で、今年度は特に、今まで移住、定住とか、関係人口もそうなんですけど、今年度はSDGsあたりを……、首都圏のSDGsが企業の取組として特に機運が高まっているところなの

で、そういうようなところを東京事務所と一緒に、何ですかね、取組というか、構築できればと今思っているところがございます。

マンガ協議会なんです、マンガ協議会は今までもありまして、令和3年度から発足されております。それで、令和6年度から負担金が発生しますということです。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。SDGs推進事業補助金の中で、太陽光発電システム補助金がどうSDGsに関係するかということなんです、もともと町単費のほうの基金をしながら、平成30年からカーボンオフセットに対応するために、排出する二酸化炭素の量を減らそうということで事業が始まっております。

その中で、住宅で使われる太陽光発電につきましては、既存の売られている発電所からのではなく、住宅用の太陽光発電を活用することで、既存の発電のところではどうしても化石燃料を焚いてする部分が大部分でありますので、その分を減らそうということで、SDGsの目的に合うということで、この推進補助金のほうがSDGsのほうに代わっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありますか。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） たくさん質問したのに、丁寧に答えていただいてありがとうございます。すいません、その中で、2点ちょっと追加で質問、追加といいますか、もう少し詳しくお願いしたいのが、マンガ協議会って、そもそもどういう協議会なのかなというのをもし御存じであれば、教えていただければなと思ったところです。負担金を支出するわけですから、どういう協議会なのかというのは、やっぱり理解しておきたいなと思います。

あともう一つは、山都ブランド推進事業委託料のところですね。東京事務所なんですけれども、御説明はいただいたんですけども、実際、その委託を受けている東京事務所側がどういう活動をするのか。向かうところは御説明いただいたんですけども、具体的にどういう作業活動で、そこに向かおうとしているのか。その辺りもできれば教えていただきたいなと思います。

東京にせっきやく山都町の事務所があるので、以前からも質問、質疑で投げたことが何度かあるんですけども、やはり我々が上京したときに、ちょっとその意見交換をするですとか、どういう活動をしていらっしゃって、例えば山都町側で、我々議会議員の立場でフォローアップできるところがあるのかとかもですね。行って、時間があるときに足を運んで、顔を合わせて話をすれば、そういったところも見えると思うんですけども、ちょっとなかなかそういう機会を設けていただけないような感じが、感覚が僕の中にはありまして、そういうところをやっていただけると本当はいいのになと思ったりもしているんですけども、なので、東京事務所がどういう活動をなさるのかということをおもちゃとここで御説明いただきたいなと思っています。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、木野千春君。

○山の都創造課長（木野千春君） 東京事務所につきましては、今はもう、オンラインでの会議だったりというようなところで、実際的には、どうやって企業さんとつないでいただけるか。

例えばSDGsについて、山都町が今取り組んでいる事業について、食育につきましてはこういうようなところの会社と連携できるんじゃないかというような、企業と山都町の思っていることと、企業さんが持っていることあたりをヒアリングしながら、企業と連携しながら、いろんなことが今後できて、ひいては、山都町のスポンサーあたりなどに御協力できればというような方向性を考えております。具体的にちょっとふわっと、なかなか見えないような状態ではございますけれども、そこはどうぞ御協力のほどお願いいたします。

それと、マンガ協議会につきましては、令和3年度から山都町も会員になって、マンガ県くまもとというところの一つで、熊本市、合志、湯前、山都町などの多数の自治体と肥後銀行などの民間を含めた70を超える団体が参加しております。マンガ協議会のこれまでの実績としては、ワンピース像の設置だったり、各自治体との連携とか、熊本在住の漫画家とビジネスのマッチングが各種イベントで実施されます。

今回、この1万円につきましては、マンガ県くまもとのホームページを作りたいというところの、ホームページ用の負担金として計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 副町長、楢林力也君。

○副町長（楢林力也君） すいません、補足をさせていただきます。東京事務所については、私が山の都創造課長のときに設立した経緯がございますので、若干説明させていただきたいんですけど、今、眞原議員が言われていますイメージとしては、やはり東京に在住の方々との意見交換会とか、要するに、山都会ですね。今実際、東京の山都会のほうの実働しておりませんので、そういったところの再構築もしなければなりませんけども、そもそも東京事務所を設立したときの経緯として、やはり東京に我々が上京して、いろんな企業を回る場合に、面識がないというようなところもございまして、東京事務所を今させていただいておる会社がそういったSDGs、CSRとか、そういった企業のコンサルをしていただいておりますので、そういった企業、社長やら会長と面識がありますので、そういったときに仲介をしていただくような形でしております。

実際、先日も、ロクシタンジャポンのほうから、200万円以上の寄附、ふるさと版の納税をしていただきましたけど、それも、やはりロクシタンのほうが仲介をしていただいて、100円ポイントを押すと、100円寄附していただける。そのトータルで200万円があつて、それを山都町にという提案がございましたし、環境リレーションのほうもプレゼントツリーということで、木を植えていただくのを東京から呼んで、そういうファンを増やすというグローバルな山都のファンクラブを設立するというのでしておりますので、そういったことでファンを増やしていただくということで、ふるさと納税のほうをちょっと分析してみましたら、1億円以上、東京在住の方からしていただいておりますけれども、そのファンはその中に多く含まれている。平均で2万円以上のふるさと納税をしていただいておりますので、その方々が1億円寄附していただいておりますけども、その中に、かなりの部分でその企業が協力していただいた分が入っているということです。実際、そのふるさと納税はそれを通じてしたということが色がついていると分かるんですけど、そこまでは分析ができませんので、そこは御理解いただきたいと思います。

今後は、今までは500万円以上しておりましたけど、そういうノウハウがある程度についてきましたので、SDGs 未来都市の選定を受けるときも、企業に御協力いただいて、選定を受けたわけですから、そういったところはある程度ノウハウを山の都で蓄積しておりますので、それ以外のところで協力していただくということで、今回は減額させていただいて契約をしようかということで、今検討しているということでございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） この科目の東京事務所について再度お尋ねをいたしますけれども、私は以前、東京事務所に行ったことがありますけれども、入り口も全く山都町の出張所か何か知りませんが、東京事務所か知りませんが、入り口の看板も何にもなかった。東京の人たちに、これはどこに山都町の事務所があるかと言うても、東京の人たちも分からんと思いました。民間の企業の、何か階段を上って、部屋の一角にしかありませんでした。やはり東京事務所と言うなら、やはりきちんと入り口には、山都の東京事務所という看板ぐらいは立てて、やっぱり東京の人に分かってもらうには、これ何だろうかって、ああ、山都町の事務所ばいなっているのが分かるようなことをしてもらわんと、ただ、うちでは山都の東京事務所と言いますけれども、東京の人は、私は場所がどこにあるか分からんと思いますので、その点も一つ。

関連してですが、この科目の中で地方創生アドバイザー活動謝金というのがございます。この内訳について、お願いします。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、木野千春君。

○山の都創造課長（木野千春君） 地方創生アドバイザーの件なんですけど、今現在、令和5年度、3名の方に委嘱をしております。その3名の方を継続して、令和6年度も地方創生アドバイザーとしまして、謝金を組んでおります。考えております。

以上です。

すいません。看板につきましては、現在、事務所の入り口に山都町東京事務所という縦の看板ができております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 看板は設置してあるそうでございますので、もう分かると思いますけれども。ただこの事業自体はもうこれまでやってこられて、まだ続けていかにやんもんかという判断がどこでかは必要だろうというふうに思っておりますので、これについてはやはり十分検証しながら、ほかに方法はないものか。そのことも含めて、執行部で十分検討していただきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

9番、飯開政俊君。

○9番（飯開政俊君） 71ページの清和小水力発電施設が603万5,000円の経費、また、収入のほう680万円で計画をしてありました。私の提案ですけれども、今、非常に役場の仕事が多岐にわたる形

の中で増えてきております。

そういった中で、従来の仕事を私も現場を見に行きましたけども、非常に危険であるし、事故がないうちに早くこれは決断して、私はもうしたほうが良いと思います。そういうことですよ。

なぜかという、今、工藤議員が言われましたように、やはりこれだけ業務量が増えてきています。減らすことをもう少し考えていかんと、この水力発電所でも、恐らく清和の支所の誰かの職員が担当で定期的にも行かれていますんじゃないかと思えます。

そういうことも踏まえて、やはりこれから業務をいかにやっぱり選択していくかということも考えていただきたいと思えます。今年はまだ予算が組んでありますので、このことは何も申しませんけれども、やはり今年1年間のうちにこのことは判断をしていただきたいと思えます。

○議長（藤澤和生君） 清和支所長、長崎早智君。

○清和支所長（長崎早智君） 貴重な御意見ありがとうございます。議員もおっしゃいましたとおり、昨年度の決算審査ですとか、常任委員会の委員会の中でも、早期の判断をということで御意見をいただいております。先日の補正予算の際にもお答えいたしました。新年度早々にも譲渡ですとか、廃止ですとか、様々な選択肢を含めたところで判断するようにしておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 4点ほどお願いします。

まず、66ページに、LPガス利用者の方への生活支援として、今度は4,000円というふうにお聞きしました。前回の6,000円のとときの補助の実績と、そのとき、どうやってそれを支援してもらおうかというのにちょっとやりにくさな感じがありましたので、今回の周知の仕方についてはどのようにお考えかということが1点です。

それと70ページの、70ページのスマートフォン講座を開くということですが、これまで何回もされていますけども、実績と評判とどうですか、内容についてお願いしたいと思えます。これはやはり大事なことだと思いますが、分かりやすく教えていただくのに、それと利用しやすいようにするための工夫も必要ではないかと思えますので、お尋ねをします。

それと、76ページに、サテライトオフィスの草刈りの委託料とか、いろんな電気、ガス、水道代とかも挙げられましたけれども、今のサテライトオフィスの利用状況をお尋ねしたいと思えます。経費はかかっているけれども、利用があまりないというのも聞きますので、どうやったら、そのサテライトオフィスそのものの稼働、どうやったらいいかということを考えていらっしゃるということもお願いしたいと思えます。

すいません、75ページの、先ほど、3番議員からもありましたSDGs推進事業費の補助についてですが、昨年度の実績で積み残しというか、余った分はたしかこっちに積み上げができるというふうに説明いただいたかなと思うんですけど、勘違いでしょうか。360万円は前年度から増えているのか。ちょっと調べ損ないましたので、その点と、先ほどの太陽光発電が本当にSDGsにかなうのかということに加えて、やっぱり売電だけではそうならないんじゃないかなと

私も思います。なので、蓄電池の補助のことについてはお考えはないかと。蓄電池もセットであれば、家庭内で太陽光発電したものを家庭内で使えるということに寄与できるのではないかと思いますので、蓄電池補助についてのお考えはないかということで、以上、お尋ねいたします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。LPガスの第2弾、6,000円補助の第2弾として、今回は1契約当たり4,000円の交付を行うものです。前回交付6,000円の交付者にはプッシュ型で行って、新規6,000円を受けてない方で、4,000円を受ける方は申請方式という形になっております。この事業は県のLPガス協会に委託して行います。LPガス事業者の方が契約者のところに申請書を今回は多分こういうふうにして払いますよみたいな通知が行くと思います。前回申込みをされてない方には申請書を入れる形になると思いますけども、まだ、こういった形で広報するのかというところまでは話はできておりません。

次に、スマホ教室なんですけども、今年度、令和5年度行いまして、64名の方が受けられています。年代別にいきますと、60代が12名、70代が39名、80代が11名、90代が2名です。講座時間に関しましては2時間を行っておりますが、参加者の70%がその時間でいいだろうという回答をいただいております。

今回に関しましては、昨日の説明で三つのスマホ教室をすとお伝えしております。今回は4月から6月までが移動スマートフォン教室、毎週水曜日、7月から9月までが全世代向けの講座を9日間、10月から12月までが先ほどの移動スマートフォン教室、毎週水曜日、全世代向け講座を1月から3月までの間で9日間、9月から12月にかけて、高齢者向けスマートフォンを1回1時間、25回開催する予定としております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） 先ほどの説明で、一部、私の意図するところじゃなくて、住宅用の太陽光発電を設置すれば、売ってある化石燃料を使用した電気を使わなくて済むということと言いたかったものですから、売電という言い方をしたんですけども、あくまでも自分のところで使った電気ですること、トータル的な小さな積み合わせですけども、CO₂が削減につながればということで上げております。

それと、昨年度足らなかった分ということで、太陽光のほうはコロナ関係のほうで部品が入らず、非常に実績が落ちております。4基だったんですが、その分は繰越しではなく、単年度ですので、今年度の予算で出しておりますが、今年度は今までのところで11基、予算よりもちょっと多めに、実績が上がっております。

それと、蓄電池に関しましては、非常に効果というのも当然あるんですけども、この中で、まず太陽光のほうのまだ要望が高いものですから、まずは太陽光の補助のほうを進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、木野千春君。

○山の都創造課長（木野千春君） サテライトオフィス白糸につきましては、企業の受入れ促進のため、いつでも受入れが可能な状況としておくため、清掃管理費、光熱水費、最低限必要な経費を計上しております。

企業の方から昨年度3件のお尋ねがあり、内覧も行っております。地域の方のイベントや、矢部高校生の総合的な探求の時間など、昨年、春と冬、矢部高校の学生さんが小学生を集めて、理科の実験などをされるのに使わせていただきました。

なお、4月以降は、企業さんの事務所として一室を利用したいという申請があっており、今後適切な管理に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、木野千春君。

○山の都創造課長（木野千春君） SDGsの補助金の積立てというようなどころがありましたが、これは毎年度の消化ということになりますので、積立てをするものではないということです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） すいません。先ほどLPガスの補助金の実績をお伝えするのを忘れておりました。6,000円の補助の実績ですが、対象4,077件に対して2,688件の申請、66%となっております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 私もちよっときちんと確かめてなくて申し訳なかったんですけど、先ほどのSDGsの補助については、5か年計画でしているものなのだというふうにお答えいただいていたかなと思っていたので、言ったことです。また、後で直接お尋ねします。

それと、LPガスの補助については、今実績が66%とおっしゃいましたが、もったいないなと思うんですね。せっかく……、だから、先ほど申請がしにくかったということをお知らせしましたが、その辺で、多分なかなというのがありますので、お聞きしたところでした。せっかく6,000円、少しでも家計の足しになる分でしたので、ただその広報の仕方、県が作られたチラシだったんですかね。あれでしなくてはいけなかったというのもあって、難しかったかなと思いますけれども、できるだけ受けられる支援はきちんと届くようにということで、お尋ねをしたところでした。

まだ、支援の仕方についてはきちんと固まってないということですので、もし、また、県のほうでああいうチラシを作られるのであれば、山都町で分かりやすい、もうちょっとやり方ができないものかということも思いますが、その辺についてはどうですか。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 私たちも66%が低いと思っております。価値観によると思うんですけども、6,000円というのが高いか安いかというところを考えられる方もおられると思

ます。そこは否めないのかなというふうに思います。

一応、町のほうでも広報紙であったり、防災無線であったり、いろいろ広報はしましたけども、そこまで届かなかったというところになっておりますので、今後は皆さんに周知できるように努力していきたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。議員のおっしゃられてたのは多分浄化槽の補助のことであれば5か年計画なので、翌年度ということをお知らせのときに説明したかと思えます。これはまた違います。単年度で終わります。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 74ページです。食のブランド化事業委託料、私たちが旅行に行ったとするなら、ここに行ったらこれが食べれるねっていうような、何か特別なものを目指して、委託してほしいと思います。せっかく予算使うわけですから、それが一つです。

それと、下のほうに中間支援組織という委託があるとですけど、これの説明。

それと、もう1個、73ページの山の都地域しごと支援事業で、山都ラボのことって聞いたんですけども、山都ラボはもう非常にいい取組だなと思うとですよ。ある程度ノウハウは分かったと思うんで、できたら、全額820万円も使うんじゃないかと、委託するんじゃないかと、今やっている、活動している方々に、もうちょっと助成金上げてやるとか、もうどんどん頑張ってくれというふうで、助成金あげて、委託料を減らすことはできんかなと思っております。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、木野千春君。

○山の都創造課長（木野千春君） お答えします。山の都地域しごと支援事業業務委託825万円は、山都の地域しごとセンターの業務委託料になります。チャレンジ・応援！山都ラボ、人材育成事業につきまして548万3,000円を山都ラボで計上しております。上が山都ラボになります。

ブランド化につきましては、議員がおっしゃいましたとおり、山都町に来たら、これが食べられるというようなブラッシュアップを今年度はそれも含めたところで、業務委託を考えております。

それと、中間支援は産官学民が一体となって推進していくことを目的としておりまして、SDGsの用語でステークホルダー、これにSDGsと一緒に頑張っていこうというような、町にいっぱい企業さんがおります。そういう方と一緒に組織をつくりまして、皆さんで山都町のSDGsと一緒に取り組んでまいるといような、簡単に言いますと、そういう一つの中間組織をつくる業務委託になります。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 山都ラボの委託料を何か今やっている人たちに還元するというお考えはないですか。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、木野千春君。

○山の都創造課長（木野千春君） お答えします。この委託業務の中に、ラボで頑張っている方につきましては、支援金を含めたところの総合的な委託料になります。なので、応援するために、自分たちが頑張っている活動につきましては、支援金を渡して、事業に取り組んでいただくというようなどころを含めております、業務委託の中にですね。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） それを増やすという考えはないですかって聞いたんです。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、木野千春君。

○山の都創造課長（木野千春君） ありがたいお言葉ではありますが、金額を上げるのも大事なんですけど、この事業はお金がなくても、自分の事業として伴走できるような形まで、3年間ぐらいを見通して、そのあとは自己努力で頑張っていくような応援を、それがサポーターの方だったりという形になると思います。なので、お金をいつまでも本当はやり続けることも大事なんですけど、一応3年ぐらいを見込んで、そこで事業を評価して、それからステップアップができる人につきましては、自走で自分で頑張っていくというようなどころに持っていかないと、この事業もここで終わったり、せっかくここまでやってきたのにということもありますけれども、そこはエントリーをされる人も、そういう意気込みでエントリーをしていただければと思っているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） 65ページの総合計画策定支援業務委託料ですが、これやっぱり県とか国のほうに出すためにはしっかりした形の計画書が必要ということで、委託されるのかというのが1点と、丸投げはされないでしょうか、大きな方針というか、それはちゃんとここで決めて、それを持っていかんといかんと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これは町で言う憲法のようなもので、作るとき大ごととして、10年間忘れて、最後に何%できたとかいうような型どおりの結果をもう見たくありませんので、状況に応じた計画ができるように、よろしくお願ひいたします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） お答えします。総合計画につきましては、町の方向性を図るものでございますので、議員おっしゃいました町の憲法とまでは言いませんけれども、大きな方針を持って、町長以下職員が目指していける町を作っていきたいと思っております。

どこの町村の、最近の総合計画を見ておりますけれども、非常にシンプルな形で作っております。シンプルな形で作りまして、変えるところは変えるというような方向性でもっていききたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 私も数点お願いいたします。まず、総務課長には総合的に、今、委託先という話がありましたけれども、この議会でこの予算が通った後に、皆さんがそれぞれに事業に対するコンサルさん、あるいは、その委託先を決めていかれることと思うんですが、その基準になるもの、例年、随意でやる部分と新しいコンサルさんなりを選定していく部分の基準になるもののお考えを改めてちょっとお伺いをしたいと。この先の審議の中にも委託料はいっぱい出てくると思うんですが、私、後では聞きませんので、委託料に関するお考えを伺います。

それから、企画政策課については、今、総合計画が出てきましたけれども、総合計画審議会のメンバーはどのように選定されるのか、方向性をお伺いします。

それと、昨日もいろいろ話が出てきたDX化なんですけれども、今回も例規集について差し替えの予算が何百万円か出ているんですが、あれって、いつまで必要なのかしらと。ホームページを見れば、例規集はいつでも私たち見れるわけなんですけど、やはり相変わらず分厚い例規集の差し替えに業者の方が来ていらっしゃるのかなあと、そのためのお金なのかなあというふうに思いますので、DX化というか、そういうデジタル化の方向性があるのか、お伺いします。

それと、山の都のほうは先ほど出てきております。何回も申し訳ないようなんですけれども、まずは72ページの移住者フェアの報酬が2万5,000円なんですけれども、これってすごく低いとされていて、東京とか大阪に町民の方を連れて行かれますよね。その部分で、その方、農業なり、何なりの仕事を休んで行かれると思うんですが、これは2万5,000円のほかに、どっかからその方に対する報酬みたいなものはもちろん交通費等々はあると思うんですけれども、報酬というふうな点で、これに限っているのか。ほかからもそういうお金があるのか、ちょっと心配しましたので、お伺いします。

それと、まちづくりやべに委託していらっしゃる事業なんですけれども、今回もサポートセンター事業が出ておりますが、44万円です。その割には仕事量がすごくあそこも多くて、しかも、やっぱり前から申し上げますが、まちづくりやべというやっぱり名前に縛られている部分があるんじゃないかなと思っていて、これはやはり清和とか、蘇陽とかまで出張って行って、空き家の情報収集とかもする必要はあるというふうに思うんですけれども、その辺の仕事の在り方を今後どういうふうに考えて、委託する内容として、どういうふうに考えていらっしゃるかということをお伺いしたいのと、最後は、白糸第1小学校のマンガ、先ほど協会に負担金、結構でございますが、そして、地方創生アドバイザーにもマンガミュージアムの橋本さんが任命されていた、昨年度ですね。そういう方々のやっぱりお力を借りながら、そこの中に入っている5万数千冊のこのマンガをどういうふうに、今、課長の報告ではオフィスが入るというふうな話もありましたが、あのマンガをどういうふうに今後されていこうと思っていられらっしゃるのか。直接すいません、予算には関係ないですが、方向性がありましたら教えてください。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。委託契約の基準ということでございますけれ

ども、議員御指摘のように、本町におきましては、職員の事務軽減、また、専門知識を入れるために委託で行っている業務というのが多数ございます。そのうち、原則といたしましては、もちろん指名競争入札なり、一般競争入札で行うということで今後もしていきたいと思っておりますが、業務内容によって、随意契約のほうが事業がスムーズに行えるというものに関しましては、そういったことも含めて、今後も対応していきたいというふうに思っておりますけれども、基本的には、できる限り、それは競争入札で行っていくべきということで進めていきたいと思っております。

また、例規集の差し替えということで御質問いただきましたけれども、これは54ページの件だろうというふうに思います。例規集の更新データ作成委託料と使用料及び賃借料の例規システム使用料というものでございます。現在、例規集につきましては、差し替え業務は行っておりません。データで、町といたしましても、今、職員のほうも活用しながら、そのデータ書換えであったりとか、使用料ということで、例規集の活用は現在行っているというものでございます。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 総合計画審議会のメンバーですけれども、有識者、商工会などの各種団体になると思っておりますけれども、まず、来年度の早い段階から準備をしまして、有識者、大学の先生になると思っておりますけれども、先生方にも一応アドバイスをいただきながら、メンバーの構成を行っていききたいと思っております。

それと、サポートセンターなんですけれども、サポートセンターは確かにまちづくりやべがされております。昨年は、棚田地域自治振興会へのサポートが認められ、農林水産省棚田委員会から棚田遺産未来へつなぐ優良サポート企業ということで感謝状をもらわれております。

まちづくりやべさんのほうも、対応人員の制約もあり、矢部地区が重点的になり、清和地区、蘇陽地区とも連携を取りながら、住民相談と企画提案、従来どおりのサポートを行う必要があるということで、十分、清和、蘇陽にも広げようという考えを持たれていますので、そこら辺はサポート業務として、足りない分があるのであれば、こちらとしても予算はつけていかななくてはいけないかなというふうに思っております。

一応、その分を補うような形で、地域おこし協力隊とかもいろいろ考えておりますので、その分は総合的に判断していきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、木野千春君。

○山の都創造課長（木野千春君） お答えします。地方創生総合戦略費の報償費2万5,000円は、移住相談会の講師の謝金としまして、町の規定によります5,000円の約5時間拘束するような形というところで予算を挙げております。

それと、これにつきまして、移住フェアとかに行くときには特別旅費というところで、旅費は54万円というようところで計上しております。やっとなりまして、移住フェア等が始まっております。ほとんど福岡あたりが多いんですが、昨年も都市圏というところに、先輩移住者というようところは行っておりませんが、今後、フェアあたりがどんどん出てくる中で、そういう先輩移住者あたりを連れていければと思っているところでございます。

以上です。

サテライトオフィスに、今、マンガを置いておりますが、今、具体的に2階、3階の空きの部屋に保管をしております。

今後の方向性としましては、地方創生アドバイザーとの提言を含めて、今後、町内のいろんな関係部署と方向性を、今後検討していくようなところになっていきますので、皆さんに提言できるような形になりましたら、御説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 御説明ありがとうございます。もう1回、総務課長には、今までの契約の入札の仕方等々やっていくというわけなんですけど、何がその随意にふさわしく、何がそうでないかの判断はどこでされるんですか。誰がそういうふうな方向、各課、もちろん私は今、厚生常任委員として、福祉のほうは現場すごく緻密なデータ取りとか、その分析とかしていただいている業者さんがいらして、本当信頼ができるんじゃないかというふうに思っている。そういう専門的なやっぱり知見持った方をお願いすべきはお願いするんだろうなと思うんですが、やっぱりその判断を、じゃあ、これは随意でいいよねとか、やっぱりずぶずぶになっちゃいかんと思うんですよ。その線引きの大切さをどこで担保されているのかなというふうなのが、一つ気になったところです。

それと、先ほど、北課長のほうからは、サポートセンターについては予算アップも考えるというふうなこともちょっとおっしゃいましたけれども、本当に協力隊がうまいことつかまって、事業が進めばいいと思うし、本当に44万円ぐらいの仕事じゃないんですよ、見ているとですね。棚田の事業もそうでしたし、ほとんど、言うたら、その矢部地域のことに関わっていらっしゃるわけなんですけれども、やっぱりそこから手を広げるためには、やはりお金のほうも必要なんだろう、人員ももちろん必要なんだろうということで、よりサポートをしていただきたいと、よりよい環境で仕事ができるようにサポートしていただきたいというふうに思っています。

マンガのほうは、本当に大事です。私、昨日も申し上げましたけど、マンガの文化というのは、非常に今欠かせないコンテンツになっていると思うんですよ。隣の高森でああいうふうなマンガ科ができたり、そういった動きもある中で、本当ワンピースの復興であるとか、やっぱこれ使わないただの、本当に倉庫に入れっ放しということにはならないように活用しなくてはいけないというふうに思いますので、今後もしっかりと検討を進めていただきたいというふうに思います。

では、総務課長、お願いします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。町において業務委託、また、工事等におきましても、まず、原課のほうで起案を起こしまして、事業の起案の中で随意契約ですか、また、入札で行うか、入札に関しての起案を上げたものにつきまして、総務課監理系のほうがその入札等につきましては判断をするようにしております。事業課とは別に、しっかりとした基準を持ち

ながら判断をしていくということで行っておりますので、随意契約を行うとか、指名競争でいくのか、そのことにつきましては、総務課監理系のほうで判断をした上で、その指名のない入札、契約の内容について進めているという状況でございます。

○議長（藤澤和生君） 質疑の途中ですが、10分間休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 86ページの戸籍情報システム改修業務委託236万5,000円。これは法改正によりまして、振り仮名を表記するというこのことなんですが、この振り仮名はこれまで戸籍も住民票も漢字表記でしたので、この振り仮名のデータをどちらから吸い上げるのかをお尋ねしたいと思います。

何が言いたいかといいますと、例えば、〇〇川（がわ）さんとか、〇〇崎（ざき）さんというのが、例えばおじいちゃんやお父さんまでは〇〇川（がわ）さんとか、〇〇崎（ざき）さんできました。ところが、子どもさんとか、お孫さんになったら、〇〇川（かわ）です、〇〇崎（さき）ですって。濁点がなくなっている人を時々見かけるんですね。そこら辺を同じ、ずっと戸籍で大体相続というか、戸籍、姓は変わりませんので、その濁点がどうなるのかなとか、ちょっと不思議に思いましたので、この平仮名のデータをどこから吸い上げるのか。もちろん全国ネットワークになっていますので、その基本となるデータをどこから吸い上げるのかと、その表記がどうなるのかというのをお尋ねします。

○議長（藤澤和生君） 税務住民課長、高橋尚孝君。

○税務住民課長（高橋尚孝君） お答えします。戸籍法の改正により、戸籍に振り仮名を振るようになります。昨年6月に、この改正法が公布されています。振り仮名は、基本的には本人からの届出でつけるようになっております。

しかし、その届出を受ける前に、町が住民票で把握している振り仮名を通知するやり方を国は想定をしております。今回の予算は、この住民票で把握している振り仮名を用いた通知に係る分を委託料として上げております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） すいません、さっき忘れておりました。78ページ、ふるさと納税についてですけども、山の都創造課のですね。ふるさと納税の管理業務は、去年変えていただきまして、そのおかげで、ふるさと納税が飛躍的に伸びておるようでございますし、先ほどの説明の

中に、ふるさと納税の何ちゅうか、空港でチラシを配って、そのおかげで伸びるとという話がありました。その辺は非常に良かった話だと思っておりますが、山都町のふるさと納税をこれ以上延ばすためにはどうすればいいかという部分の費用がどこに含まれているんだろうか。

その一つとして、よその町村と比べて、山都町のふるさと納税の返礼品というのは種類が非常に少ない。また、返礼品の事業者、農家だったり、加工業者さんだったり、そういう人たちの事業者というのがよそに比べたら物すごく少ない。これが少ないおかげで、伸び率が鈍っと思うところがいっぱいあります。

今度4億円近くなるそうでございますけども、私は20億円ぐらいならないかんと思っておりますので、そういう事業者を増やすような予算がこの中に入っているのか。入ってなければ、そういう予算を作っていたきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、木野千春君。

○山の都創造課長（木野千春君） お答えします。議員がおっしゃいましたとおり、増税をするためには、予算をこの中に使って、どっかに入れて増やす方法を考える必要もあるかと思っておりますが、今、委託を行っております業者と、せっかく4億2,000万円あって、これを伸ばすためにはどういう施策、町として施策をしたほうがいいかというような内容の会議を行いました。

その中で、やっぱり山都町の、先ほど言われました事業者が少ない。より事業者をもう少し増やすためにはどうしたらいいかというようなところで、ホームページには事業者募集をしておりますが、なかなか目に留まらないというようなものが一つありますので、事業者募集を4月から、ホームページを含めて、どんなやり方がいいのかというようなところを今検討しております。事業者募集と、そもそもふるさと納税とはというようなところで、町がふるさと納税をやっていることを全部、事業者さんに理解していただいて、寄附者さんにどうやったら目に留まるのかとか、どういった商品のほうがニーズがあるのか、よそと山都町だったら、差別化した有機の野菜のセットなのか、有機の米なのかというようなところの勉強会を、一応5月に事業者の勉強会というようなところで今開催を予定しております。予算内でできたらやれるような方向で、特別な予算の計上はしなくても、できるところかと思ひまして、今回その勉強会とかというようなところは業者さんの御好意でもありますし、この勉強会により多くの事業者さんを募集して、より商品を多くというようなところで、進めてまいりたいと思ひます。

それと併せて、ふるさと納税につきましては、非常に今かなり厳しいところがありまして、山都町のものが7割というような規則がありまして、皆様御存じのように、非常に高額に納税が上がっているところにつきましては、何というか、不正がないのかというようなところでかなり九州農政局もそういうようなところの抜き打ちの検査が今始まっている状況でございます。

なので、山都町の返礼品を汚すことなく、よりよい、山都町は本当のものを送っておりますというようなところを皆さんに共通理解していただいて、不正がないような形で、財政面に大きく貢献できればと思ひているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

3款民生費について説明を求めます。

福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） それでは、3款民生費を御説明いたします。民生費につきましては、住民の皆様の一定水準の生活と安定した社会生活を保障するために、必要な経費を計上いたしております。福祉課関係は、社会福祉、障害福祉、人権センター、老人福祉、児童福祉、災害救助です。主要な事業や新規事業を説明いたします。

93ページをお願いいたします。

3款1項社会福祉費1目社会福祉総務費です。予算額1億5,603万8,000円で、前年比380万1,000円の増です。増額の主な要因は、人件費、委託料の増額になります。特定財源は、国県補助事業の補助金672万4,000円。その他の額は、災害援護貸付金の利子分になります。元金は、公債費で計上いたしております。

1節報酬から94ページの8節旅費につきましては、主に、職員10名、会計年度任用職員1名、消費生活相談員2名分の人件費になります。

94ページの10節需用費の地域福祉センター電力量小メーター設置は、蘇陽支所の社協が行っておりますデイサービスのスペースですけれども、民間の事業所の利用の申出がっておりますので、電気の使用料を明確にするために設置するものです。

12節委託料です。

95ページをお願いいたします。

重層的支援体制整備事業委託料787万円は、令和5年度、今年度からの事業で、生きづらさを抱えておられる方の支援を強化するために、各関係機関の相談体制の連携を図り、伴走型アウトリーチの支援を行う事業になります。今年度の実績ですが、相談件数10件、アウトリーチ4件の実績になります。

具体的には、定期的なケース会議の開催、支援の進捗管理、関係機関との調整を行い、情報の共有化の強化を図っております。事業を社会福祉協議会に委託をいたします。国4分の3の補助事業になります。

地域福祉計画・地域福祉活動計画策定業務委託料296万6,000円は、5年計画の改定年度になりますので、少子高齢化が進む本町の地域福祉の取組について、町長の附属機関である委員会を設置し、計画を策定します。計画策定に係るアンケート調査を含め、専門的な観点からのアドバイスをいただくために、専門業者に策定業務を委託するものです。策定委員会に係る報酬、旅費を1節及び8節に計上いたしております。

同じく、95ページの13節使用料及び賃借料、要援護者支援システムリース料91万9,000円は、要介護者、重度障害者等の情報を管理するシステムで、民生委員、警察、消防にも情報を共有し、民生委員の見守りや災害時の情報共有に活用するものです。現在、約2,600名の情報を入れております。

18負担金補助及び、交付金の社会福祉協議会の運営補助につきましては、先ほどの国庫補助の委託事業を増額して計上いたしておりますので、令和6年度については126万円減額して計上いたしております。

96ページをお願いいたします。96ページの下段のほうになります。

3目障害者福祉費です。予算額8億2,816万7,000円で、前年比7,029万2,000円の増です。増額の主な要因は、障害者サービス費改定等による扶助費の増額になります。特定財源は、障害者自立支援事業、国県補助金6億638万4,000円になります。その他は、障害者の地域活動センター活動に係る上益城4町からの負担金になります。

97ページをお願いいたします。

下段の12節委託料は、障害者の地域活動支援センター委託料、相談支援事業委託料657万1,000円を計上いたしております。

98ページをお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金では、各協議会や障害福祉サービスに係る負担金及び補助金360万1,000円を計上いたしております。

99ページをお願いいたします。

19節扶助費に、各障害者サービスにかかる費用8億1,590万1,000円を計上いたしております。

100ページをお願いいたします。

4目人権センター運営費です。人権センター運営に係る経費を計上いたしております。予算額2,810万2,000円で、前年比852万4,000円の増になっております。増額の主な要因は人件費で、令和5年度予算では、職員1名、会計年度職員2名の計上でしたが、令和6年度は、職員2名、会計年度職員2名の計上になることと、会計年度職員の人件費の増額によるものです。特定財源は、地方改善事業、県補助金639万4,000円になります。

1節報酬から、次の101ページ、4節共済費については、職員2名、会計年度職員2名の人件費になります。

10節以降は人権センターの管理に係る経費や、103ページをお願いいたします。負担金補助では、部落解放同盟補助金の182万2,000円を計上いたしております。

同じく103ページ、5目老人福祉費です。予算額2億494万5,000円です。前年度比1,155万1,000円の増です。増額の主な要因は、老人保護措置費等の扶助費の増額になります。特定財源の国県支出金は、老人クラブ活動、県補助金等の172万4,000円。その他は、養護老人ホーム利用負担金2,833万3,000円になります。

1節報酬から4節共済費につきましては、シニアクラブの活動支援を目的とした集落支援員、1名分を計上いたしております。現在、募集をいたしております。

104ページをお願いいたします。

7節報償費、長寿祝い金につきましては、88歳到達者へ1万円、100歳到達者へ2万円を祝い金として支出するものです。満88歳、201名、100歳、34名の方を該当者として計上いたしております。今年度、令和5年度の実績は、満88歳が187名、満100歳が22名の実績です。

18節負担金補助及び交付金は、1,497万9,000円を計上いたしております。

105ページをお願いいたします。

3段目になります。介護人材確保対策事業では、5名分の資格取得研修費25万円を計上いたしております。新規事業として、介護ロボット・ICT導入補助金を3事業所分、30万円を計上いたしております。介護ロボット・ICT導入補助金につきましては、国県補助事業の町上乗せ分で、導入する事業所では、労働環境の改善に取り組むこととなり、人員配置の基準が下がることとなります。介護ロボット・ICTは、具体的には移動や入浴を支援するためのアシスト機械や見守りを行うセンサー等が対象になります。

シニアクラブへの補助金については、50単位、老人クラブの活動推進事業補助金や、3,490名の会員1人当たり300円の活動助成、生きがづくり事業のほか、シルバーヘルパーの地域支え合い活動や、エゴマ栽培、野菜の庭先集荷の活動助成を計上いたしております。シニアクラブのエゴマ栽培事業は、事業開始から5年目の本年度は、207キロの収穫がっております。昨年度より若干減ってはおります。

エゴマにつきましては、なかなか販売についてちょっと苦労をしておりますので、いろんな関係機関とも協力しながら進めていきたいと思っております。反面、マスタード等の新しい取組等もありまして、昨年はマスタードが483個の売上げがっておりますので、そういう取組のほうも進めていきたいと考えております。

移動販売事業補助金については、引き続き400万円を計上いたしております。移動販売による買物支援や見守り支援を行う事業者に対し、車両購入、それから、その他運営にかかる経費の一部を補助するものです。今年度、一次事業所が取組を開始し、令和6年度中にはスタートをいたしますが、町の面積が広く、集落が点在している本町では、1事業者ではカバーできるのがかなり困難ですので、新規の事業所が参入するためにも、すぐに対応できるよう、当初予算で予算を計上いたしております。

19節扶助費は、養護老人ホームへの措置費、1億7,675万6,000円及び在宅で介護されている非課税世帯を支援する在宅介護支援事業費708万円を計上いたしております。在宅介護支援事業につきましては、要介護3以上の世帯を対象といたしております。令和5年度の実績ですけれども、要介護3以上を在宅で介護されている方が38世帯、要介護4、5を在宅で介護されている世帯が13になります。

106ページをお願いいたします。

6目老人福祉施設費です。予算額1,443万8,000円で、前年比148万9,000円の減です。減額の主な要因は、柏老人福祉センターの管理委託料の減額になります。特定財源につきましては、その他で生活支援ハウス清楽苑の利用料150万2,000円になります。

10節から12節委託料については、生活支援ハウス清楽苑、柏老人福祉センターの施設維持に係る経費及び社協への管理委託料、菅尾老人福祉センター及び東竹原老人憩の家の施設維持管理に係る経費を計上いたしております。

柏老人福祉センターにおいては、独り暮らしが困難な高齢者やDVで避難が必要な方の入所の

対応をします。4部屋の利用が可能です。今年度実績として、1名の方が入所いたしております。現在の入所はございません。管理を社会福祉協議会に委託しております。当直を必要としないため、委託料を減額して計上いたしております。

106ページの下段になります7目保険事務費です。ここでは、福祉課に関係する分を説明いたします。予算総額は11億2,819万4,000円を計上いたしております。特定財源は、介護保険事業に係る部分は国県の負担金になります。

2節給料から、次のページの4節共済費は職員の人件費になります。

108ページをお願いいたします。

27節繰出金のうち、介護保険特別会計繰出金を4億979万3,000円計上いたしております。

続きまして、8目介護予防費です。予算額937万6,000円で、前年比53万9,000円の増です。増額分は、大久保高齢者住宅の排水工の修繕に係る増額になります。特定財源のその他は、大久保高齢者住宅利用料135万9,000円になります。こちらは、蘇陽地区の大久保高齢者住宅の維持管理に係る社会福祉協議会の管理委託料及び、長崎、橘、長谷、上差尾地区交流館の維持管理に係る経費を計上いたしております。

109ページをお願いいたします。

3款2項児童福祉費です。1目児童福祉総務費です。予算額2億4,402万2,000円で、前年比850万9,000円の増です。増額の主な原因は、子ども医療及びひとり親医療の現物給付化を県内の病院全部に拡充するシステム改修費の増額分と、次年度が子ども計画の策定の年になりますので、計画に係る経費の増額分になります。特定財源は、児童手当及び子ども子育て交付金の国県負担金及び補助金1億3,226万3,000円であります。その他2,512万6,000円は、主にふるさと納税の財源を出産祝い金及び子ども医療費助成の財源に充てています。

2節給料から4節共済費は、職員1年分の人件費になります。

110ページをお願いいたします。

7節報償費の出産祝い金につきましては、53名分、486万円を計上いたしております。第一子3万円、第二子5万円、第三子10万円、第四子以降、20万円の祝い金です。今年度の2月末までの実績は、第一子が14名、第二子が9名、第三子10名、第四子7名の実績です。

11節役務費子ども医療電算処理手数料、ひとり親医療電算処理手数料等を計上いたしております。

111ページをお願いいたします。

12節委託料のうち、こども家庭センター設置に伴い、子ども家庭相談管理システム委託料19万8,000円、出産子育て応援交付金ギフト支援事業に係る事務手数料3万5,000円、産後ケア事業委託料38万5,000円を計上いたしております。産後ケア事業は新規の事業になり、出産後、支援を必要とする母子に対する育児サポート事業になります。巡回支援専門員整備事業委託料69万2,000円、小児発達検査委託料38万5,000円は、障害を持つ子どもの療育等の支援を行う事業所への委託になり、障害福祉担当の業務をこども家庭センターの業務に移管し、予算を計上いたしております。子ども医療システム改修委託料109万6,000円、ひとり親医療システム改修委託料279

万9,000円は、先ほど申しあげました医療費の現物給付化、具体的に申しますと、現在は町内の病院と郡内の一部の病院のみで18歳以下の方が受診した場合、窓口負担がなしで受診されましたが、県内の病院に拡充するためのシステム改修委託料になります。このことにより、今まで町外の医療機関で受診した場合、領収書を役場の窓口を持参し、申請をしていただきましたが、その負担が軽減されることになります。放課後児童クラブ運営委託料2,932万7,000円は、6クラブ分を計上いたしております。潤徳小学校閉校に伴い、1クラブが減になります。こども計画策定業務委託料423万5,000円は、今年度実施したアンケート調査や現状分析等を含め、計画策定業務を専門業者に委託するものです。計画策定に係る委員報酬を1節に、旅費を8節に計上いたしております。

112ページです。

潤徳小学校閉校の閉校に伴う放課後児童クラブどんぐり楽校閉鎖により、プレハブの撤去委託料等を計上いたしております。

18節負担金補助及び交付金で、出産・子育て応援ギフト支援事業500万円を計上いたしております。応援交付金ギフト事業は令和5年度から行われている国の事業で、産前5万円、産後5万円を給付する事業です。当該事業は、こども家庭センター設置に伴い、健康ほけん課から事業を移管して予算を計上いたしております。特別保育事業補助金260万6,000円は、私立保育園の延長保育一時預かり事業です。国3分の1、県3分の1の補助事業になります。私立保育園運営補助金については、4月1日の入園児数に応じた補助金として、432万円を計上いたしております。私立保育園の令和6年度4月時点の入園予定者は144名になっております。

113ページをお願いいたします。

保育所等物価高騰対策事業補助金28万3,000円は、物価高騰にかかる私立保育園への補助で、県事業になります。県費100%になります。

19節扶助費で、児童手当、子ども医療費、ひとり親家庭等医療費、障害児への養育医療費、1億6,794万円を計上いたしております。今年度から、県の子ども医療費補助額が増額されておりますが、本町においては以前説明したとおり60万程度の増額ということで、令和6年度も同額の県補助は184万4,000円を計上いたしております。

また、こども家庭センターの運営に係る経費を10節需用費、11節役務費、13節使用料及び賃借料に計上いたしております。

2目児童措置費です。予算額3億7,034万6,000円で、前年比2,058万8,000円の減です。減額の主な要因については、負担金の算定の見直しと園児数減少による減額になります。特定財源の国県支出金2億6,350万1,000円は、私立保育園運営に係る国県負担金になります。その他400万9,000円は保育料になります。

18節負担金補助及び交付金で、私立保育園の運営負担金3億7,031万6,000円を計上いたしております。国2分の1、県4分の1になります。

114ページをお願いいたします。

3目児童福祉施設費です。公立保育園5園の運営費になります。令和6年度は14クラスでスタ

ートいたします。金内保育園 2 クラス、みらい保育園 4 クラス、大川保育園 3 クラス、二瀬本保育園 2 クラス、馬見原保育園 3 クラスです。令和 6 年 4 月入所見込みが 125 名の園児数で計上いたしております。予算額 3 億 5,115 万 6,000 円になります。特定財源の国県支出金 342 万 9,000 円は、保育園運営に係る国県補助金になります。その他 1,849 万 8,000 円は、保育料及び町外から受け入れる広域保育の運営負担金になります。

1 節報酬から次ページ 8 節旅費については、保育士及び調理師、それから会計年度任用職員の人件費になります。令和 6 年度の体制につきましては、正職員の保育士が 15 名、任期付が 1 名、調理師が正職員 3 名、任期付 2 名、不足する職員分を派遣、それから会計年度職員で賄う形になります。

116 ページをお願いいたします。

12 節委託料の一番下段になります。保育業務委託料 6,218 万 3,000 円につきましては、まちづくりやべから、保育士 6 名、調理師 6 名を派遣していただきます。

117 ページをお願いいたします。

4 目児童館運営費です。予算額 793 万 3,000 円で、前年比 173 万 2,000 円の増です。増額の主な要因は人件費の増額になります。

1 節報酬から 4 節共済費は、会計年度任用職員、同和教育指導員 2 名の人件費になります。こちらは主に指導員の報酬、子育てクラブ補助金、児童館運営に係る経費を計上いたしております。

119 ページをお願いいたします。

7 目子育て支援施設運営費です。子育て支援センター及び病後児保育室の運営費になります。予算額 1,897 万 6,000 円です。特定財源は、子ども子育て交付金の国県補助金 821 万 3,000 円です。

1 節報酬から、次ページ、8 節旅費までは、保育士 1 名、会計年度任用職員 3 名の人件費を計上いたしております。病後児保育室につきましては、周知活動に力を入れたり、蘇陽、清和両地区でも対応できるようにしております。登録者数は 191 名と大幅に増えております。今年度の実績は、予約数 27 件、利用件数が 8 件になっております。インフルエンザ罹患児童の受入れ等、弾力的に対応いたしており、また、利便性を高めるために、インターネットからの申込みもできるように対応いたしております。

最後に、121 ページをお願いいたします。

3 款 3 項災害救助費です。1 目災害救助費につきましては、火災や風水害、地震等で住家が被災した場合に、早急に被災者の対応ができるように、171 万 5,000 円の予算を計上いたしております。

次のページの 13 節使用料及び賃借料では、福祉避難所使用料 5 万円を計上いたしております。福祉避難所につきましては、町内の民間事業所 11 施設と協定を結んでおります。

19 節扶助費では、災害が発生した場合は直ちに見舞金を支払う必要がありますので、100 万円を計上いたしております。

以上で、福祉課関係の 3 款民生費の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） ここで昼食のため、1 時まで休憩いたします。

休憩 午後0時02分

再開 午後1時0分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の目について説明を求めます。

健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君） 健康ほけん課で計上しております3款民生費につきましては、国民年金及び国民健康保険、後期高齢者医療保険の事業を計上しております。

事業ごとに主なものを御説明いたします。

96ページをお願いします。

2目国民年金事務費でございます。本年度予算額は688万6,000円でございます。市町村が行う国民年金事務は、法令に基づき一部の事務を取り扱う法定受託事務で、主に資格の取得や喪失、年金請求、また、死亡後の届出等を行っております。財源内訳は、国庫委託金が422万9,000円でございます。

2節から4節は、職員1名の人件費でございます。必要経費としまして、10節需用費消耗品及び11節役務費を計上しております。

続きまして、106ページをお願いします。

7目保険事務費でございます。保険事務費は、国民健康保険及び後期高齢者医療の事業費に係る一般会計分を計上しております。財源につきましては、特定財源として、国県支出金が1億7,840万9,000円、その他諸収入としまして、後期高齢者医療広域連合から健康診断受託事業収入としまして1,720万9,000円です。

2節から4節につきましては、職員4名分の人件費でございます。

107ページをお願いします。

8節から11節は、後期高齢者の歯科口腔健診に係る経費でございます。

12節委託料は、後期高齢者の医科健診及び歯科口腔健診の委託料でございます。後期高齢者医療連合によって算出されております。医科健診が約1,442名、歯科健診が600名と算出しております。

18節負担金補助及び交付金は、後期高齢者医療広域連合負担金3億2,890万1,000円を計上しております。主に療養給付費等負担金になります。これは、医療費の給付に基づき後期高齢者医療広域連合が算出されるものです。

27節繰出金でございます。こちらは法定内の繰出金として、国民健康保険特別会計へ1億6,169万6,000円、また、後期高齢者医療特別会計へ1億2,388万2,000円をそれぞれ繰り出しているものです。こちらの財源としましては、国民健康保険につきましては、国保基盤安定の保険税軽減分については、国2分の1、県4分の3、また、保険者支援分及び未就学児均等割軽減分、産前産後期間保険税軽減分につきましては、国2分の1、県4分の1の交付となっております。

す。また、後期高齢者医療におきましては、保険基盤安定分を県が4分の3交付となっております。

以上が、3款の健康ほけん課の計上分となります。

○議長（藤澤和生君） 以上で、3款民生費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 112ページのどんぐり楽校か、これ、どこかというのと、あと出産子育て応援ギフトというのが500万とありますよね。その前のところに出産祝い金というのが、これ半端で486万がありますけれども、出産祝い金についてちょっと話を。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。まず、学童放課後児童クラブのどんぐり楽校が潤徳小学校。今年度で閉校いたしますので、プレハブを使用して放課後児童クラブはさせていただきますので。

それから、応援ギフトは産前産後で5万円ずつ、ギフトの、現在は現金のほうの給付という形で行っています。応援ギフトのほうです。

それから、出産祝い金につきましては、町の独自事業になります。財源はふるさと納税を充てております。第1子が3万円、第2子が5万円、第3子10万円、第4子20万円の祝い金です。母子手帳の交付、発行等を勘案して、令和6年度は53名分を計上いたしております。486万円の計上です。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） これだけ過疎になってきて、やっぱりもうちょっと金額を上げて、これは町じゃなくて県のほうにもどんどん言っていって、こんくらいもらうなら子どもをもう一人持とうかというような思いのできるような予算組みを、県のほうにも、また、県から国のほうにも言ってもらうようにお願いします。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 105ページにありますエゴマのところですね。老人クラブのエゴマ栽培、庭先のところで、いろいろと工夫なさっているという御説明で、マスタードにするとか、エゴマの油自体が結構高額だったりもするので、なかなか販売が伸びないという、何かいろいろ工夫なさっているというのは聞いて分かったんですが、そこでちょっと思ったといいますか、山の都のほうでやっていらっしゃる食のブランド化が山都町ならではのものを開発なさるところもあるので、何か事業として連携できないのかなと思ったところなんですけど、福祉課においてその辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。議員おっしゃるとおり、エゴマにつきましては、販売に関して非常に苦勞しているという状況で、栽培面積と参加者が年々減少している状況にあります。おっしゃったとおり、連携しながら、新たな取組のほうもできればというふうには考えております。マスタードとか取り組まれたおかげで、かなりそちらのほうは販売等も増えておりますので、油だけではない取組のほうも今後検討していければと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 112ページのところですが、山都町子ども食堂事業補助金30万、現在のところ、対象になり得るところは2か所だというふうに思うんですけども、町なかで個人でいらっしゃるところが本当に定期的に開催をしていらっしゃるので、その事業の対象者じゃないかと思うんですけども、もう1か所の児童館での子ども食堂といいますか、やっていたらっしゃるのがなかなか利用者が上がってこないとかいう悩みも毎回聞くんですけども、そちらのほうをどういうふうに考えていらっしゃるのかということと、それから、この事業、この間たまたま人吉のほうに行ったとき、人吉は規模が違いますけど、10何か所も子ども食堂、地域食堂を開催してらして、それが一堂に会するフェスなんかをされて、やっぱりそういった支援が必要な人の手と行政を結びつけるという取組もされていまして、もっと、もちろんやる人がいなければしょうがないんですが、これを促すような方法、今、本当に矢部地区だけが取りあえず2か所ですけど、清和だったりあるいは蘇陽だったり、そういったところに広げていくというふうなお考え、促すようなお考えはありますか。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。子ども食堂の補助金につきましては、児童館と浜町の商店街のほうでされている2か所になります。児童館のほうも人権センターの併設というところで、地域の子どもたち対象としております。細々とやっていたらっしゃいますけれども、やはり支援のほうは続けていきたいと考えておりますので、こういう補助事業を使いながら、しっかりと支援は続けて、2か所、続けていきたいと考えております。

また、清和、蘇陽のほうへの広がり、また、町内の広がりという部分ですけども、その点については、福祉課独自というよりも町、今いろんな課と連携しながら、情報収集しながら、取り組むべきときが来たときにはいろんな支援を考えて対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 12番、工藤です。

ページ94ページの電気メーター設置というのがございました。これについては、民間が入ってくるからということでもございましたので、どこが入ってくるのかお知らせください。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。町内の福祉事業所のほうが現在検討をされております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はないですか。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） ここは冷暖房はガスが使ってたと思いますけれども、その使用料とかいうふうなことはどんなふうに見ていただいていますか。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。冷暖房の使用料につきましては、面積の案分で利用料のほうを算定しようというふうに見ていただいております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 4点お願いします。

97ページに地域活動支援センターの委託がありますけど、どこにされているのかということが1点。

それと、105ページに在宅介護支援事業費というのがありますが、どのような支援事業があるのか内容をお願いします。

それと、111ページに新しくできた産後ケア事業がありますけど、それを利用するに当たっての個人負担がどのようになるのかということをお尋ねします。

それと、最後に、114ページに公立保育園の職員数のお話がありましたけど、これは新規採用者の人数分も入っているのかということ、新規採用は何名ぐらいと思っていられるのかというのをお尋ねします。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。まず、地域活動センターの事業所になります。障害者の地域活動センターの事業所名でよろしいですか。山風華、明星学園、放課後デーのエルサときぼうの家、ソーシャルファームさくら、これは蘇陽地区の鶏卵所です。その5か所になります。

それから、在宅介護支援事業ですけれども、在宅で介護されている世帯への補助になります。要介護3、それから要介護4、5の高齢者を介護されている世帯になります。今年度の実績でよろしいでしょうか。要介護3が38……。聞きましたね。

○4番（西田由未子君） どんな支援があるんですか。

○福祉課長（高野隆也君） 支援ですね。支援というか、介護されてらっしゃることによる負担が生じるので、毎月、月額、助成金を出して、支援をいたしております。要介護3の場合は月額5,000円、要介護4、5の場合が2万円になります。

それから産後ケア、新しくなる産後ケアですけれども、個人負担の部分はミルク代、おむつ代、

交通費等の実費は個人負担になります。利用料は町からの助成金で賄うという形になります。

よろしいですか。そうです。実費がミルク代、おむつ代、それから、交通費等の実費が利用される方の個人の御負担になります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） 職員の人件費についてのお尋ねです。当初予算で上げます人件費につきましては、現状の職員に対しましてつけております。6月補正において、新年度配置しました人数で修正が必要な分は6月補正のほうで入れていくということですので、6年度の配置します職員によって6月補正ですということですので、現時点としては新規採用職員というのは予定はありませんので、その分の費用というのはないということで考えております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 厚生常任委員ですけれども、ちょっとお伺いしますが、さっき、12番議員が質問しました94ページ、地域福祉センターの電力量小メーター設置、これ今、説明では福祉事業所というふうな話がありましたけれども、福祉事業所というのがどういうものであるのか、また、この使用料というの取るのか、どういうふうな仕事をしているのか、どの地域でどのような仕事しているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。福祉事業所につきましては、現在はデイサービスとリハビリのほうをされている事業所になります。蘇陽の福祉センターでも同じような形で、どちらかというリハビリのほうを重点的に行いたいというふうなことを伺っております。

それから……。

○11番（後藤壽廣君） それから、どういう事業者で、どの事業所かというのを聞きたいんです。

○福祉課長（高野隆也君） まだ正式に決定いたしておりませんので、どこの事業所というのは答えのほうは差し控えさせていただきます。

○議長（藤澤和生君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 分かりました。町内にいろんな事業所がありますので、均衡の取れるような指導をお願いしたいというふうに考えています。よろしくをお願いします。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 今、福祉センターの利用についての話がありましたけれども、デイサービスと機能訓練というような話がありました。しかし、今の現状から見ると、デイサービスはどこもやめていくような状況です。なぜかっちゅうと、もう利用者が少なくて採算が取れんですよ。ですから、さらに町が許可してあそこにデイサービスを作れば、また利用者の分散になって、そこもどこも立ち行かんというような状況になってまいりますので、これは慎重にやっぱ

り審議する必要があると思います。今はもう福祉事業所は統合せにゃやっっていけんというような条件にも全国的に来とります。ですから、町の施設を、確かにする側からすれば、幾らかなりでも利用料払えば使えます。しかし、民間は、やっぱり建物を作って借金を払って行って運営をしよるわけですね。ですから、その分の対価を町がもらうならば、私は、空き家を利用してもらって、使ってもいいですけれども、今どこの施設も経営状態からしてやめていきよるような状況からして、それはやっぱり考えるべきだというふうに思いますけれども、厚生常任委員さんもおられますので、そのところはしっかり検討してください。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。利用を希望されている事業所におきましては、現在はデイサービスと機能訓練等もされております。どちらかというとな蘇陽のほうでは機能訓練、リハビリと、あと障害をお持ちの方の受入れもいたします。複合的な取組のほうを行いたいというふうに伺っております。

正式に利用のほうが決まりましたら、厚生常任委員会等でも報告して、対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

4款衛生費について説明を求めます。

健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君） それでは、健康ほけん課の一般会計4款の当初予算について御説明いたします。

健康ほけん課では、生涯にわたり日々健康に暮らし、安心して必要な医療が受けられる体制づくりに努めております。

今年度までの3年間は、新型コロナウイルス感染拡大を抑えるため、国の特別臨時接種として位置づけられたワクチン接種事業を加えた事業を展開してまいりました。定期接種へと移行します令和6年度からは、従来からの健康づくり事業に注力できる環境に戻りますので、生活習慣病等のハイリスク者が増加する中、発症や重症化予防の強化に努め、医療費適正化を図り、ひいては健康寿命延伸となるよう、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

それでは、122ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費でございます。

それでは、各事業の主なものについて御説明いたします。

1目保健総務費は、主に職員の人件費や各種協議会負担金、また、病院事業への繰出金を計上しております。本年度予算額は3億2万3,000円でございます。前年度比1,944万7,000円の減となっております。主な要因は、嘱託医師及び職員の減によるものです。特定財源としまして、後期高齢者医療広域連合からの保健事業と介護予防の一体化事業収入の受託が1,450万でございます。

す。

1 節の報酬は、嘱託医報酬 6 名分と会計年度任用職員 4 名分を計上しております。

123 ページの 2 節から 4 節までは、本庁及び支所職員合計 12 名と会計年度任用職員 4 名分の人件費です。

7 節報償費では、年間 3 回の献血実施の報奨品代を計上しております。

124 ページをお願いします。

18 節負担金補助及び交付金 434 万 5,000 円では、各関係協議会への負担金と二次救急医療病院群輪番制事業補助金としまして、休日及び夜間対応をされておりますそよう病院と、週 1 回夜間対応されております矢部広域病院へ補助するものです。食生活改善推進協議会へは、5 万 6,000 円の補助を行っております。

27 節繰出金は、そよう病院への繰出金で、法に基づく繰り出し基準により算定しております。

125 ページの 2 目母子保健費では、主な事業としましては、乳幼児健診に関する必要経費を計上しております。本年度予算額 773 万 6,000 円で、前年度比 574 万 5,000 円の減につきましては、主に、出産・子育て応援給付事業が福祉課へ移管したものです。特定財源としまして、国県支出金 81 万 3,000 円は、虫歯予防対策及び少子化対策交付事業分です。また、450 万円のその他につきましては、ふるさと応援寄附金からの基金充用分となっております。

1 節報酬は、健診時の会計年度任用職員歯科衛生士 1 名分です。

12 節の委託料につきましては、妊婦健診委託料として 55 名分を計上しております。このうちの妊婦歯科健診及び膈分泌物検査は、県の少子化対策総合交付金事業として 4 分の 3 の補助となっております。

18 節の負担金補助及び交付金におきまして、不妊治療費助成として 40 万円を計上しております。特定不妊治療費助成に 25 万円、一般不妊治療費助成に 15 万円を計上しております。令和 4 年度におきましては、一般不妊治療はゼロ件で特定不妊治療につきましては 2 件でございました。令和 5 年 3 月 1 日現在では、一般不妊治療に 2 件、特定不妊治療に 5 件の申請が上がっております。

3 目保健センター管理費です。こちらは矢部保健福祉センター千寿苑と清和保健センターの維持管理に係る必要経費を計上しております。その他の財源としまして、千寿苑使用料及び自販機設置利用料の 42 万 5,000 円を計上しております。本年度予算額 1,294 万 6,000 円です。主な減の要因は、修繕料の減によるものです。

10 節需用費では、矢部保健福祉センター千寿苑内のトイレ 1 台及び自動ドアの内蔵部品取替えに 80 万円を計上しております。

126 ページをお願いします。

12 節委託料におきまして、千寿苑の施設管理を委託しております社会福祉協議会へ、539 万 1,000 円を計上しております。

続きまして、4 目予防費では、乳幼児から成人に至る各種予防接種費用及び必要経費を計上しております。本年度予算額は 4,055 万 4,000 円で、前年度比 6,297 万 6,000 円の減は、主に新型コロナウイルスワクチン接種事業が終了したことによるものです。財源内訳としましては、特定財源

が、県補助で1万1,000円、ふるさと応援寄附金からの充用分が2,200万円でございます。

12節予防接種委託料には、定期の予防接種13種類、任意の予防接種5種類を計上しております。

令和6年度に新たに追加されたものに、追加ポリオといいまして、ポリオの接種が現在は最終接種から5年後以降に抗体価が低下するとの学会からの提言があつておりまして、就学前の追加接種を推奨されておりまして、追加することとしております。

また、帯状疱疹の予防といたしまして、近年罹患者が増加する中で、特に50歳以上に多く占められて約7割を占められ、発症後の生活に支障を来す方がおられます。最近ではテレビ等でも頻繁にワクチン接種を呼びかけられておりますが、定期接種ではありませんので、現在は自費での接種を余儀なくされております。ワクチン接種には2種類ありまして、1回接種のみの水痘ワクチンと、2か月間隔で2回接種の帯状疱疹ワクチンの2種類がございます。それぞれ1回のみの町助成となつておりまして、町内医療機関で接種できることとしております。

127ページをお願いします。

18節負担金補助及び交付金におきましては、各種予防接種補助金27万9,000円を計上しております。主に高齢者のインフルエンザ、子宮頸がんワクチン及び成人用肺炎球菌ワクチン接種の町外医療機関での広域化接種分について償還払いを行うための補助です。

5目健康増進費です。健康増進費では、住民健診、節目人間ドック及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業費に係る必要経費を計上しております。本年度予算額は6,910万1,000円で、前年度比60万1,000円の減となっております。主な要因は、対象者が後期高齢者へと移行されたことによるものです。財源内訳としまして、特定財源が、県補助金76万3,000円、その他としまして高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業受託収入150万円、また、ふるさと応援基金からの充用分2,000万円でございます。令和6年度から追加されたものに、節目人間ドックの65歳までの年齢拡大と、歯周病検診としまして、20歳から10歳ずつの70歳を対象とした町内医療機関におきます歯周病検診を委託し、開始を始めます。

7節から8節は、糖尿病重症化予防及び生活習慣病予防、また、高齢者の一体的事業における対象者や職員、医療機関従事者向けの講演会の講師謝金及び旅費を10万3,000円計上しております。

10節から11節は、検診用、また、高齢者の一体的事業用の消耗品や郵送料に合わせまして377万4,000円を計上しております。

12節委託料では、各種健診委託料6,669万円を計上しております。健診単価から住民の自己負担額を引いた額を委託料として計上しております。人間ドックにおきましては、男性3万5,000円、女性4万5,000円の補助を行っております。先ほど申しました歯周病検診におきましては、検診費5,000円のところ、自己負担400円で受診できるような委託料となっております。この予算につきましては、人間ドックの国保被保険者につきましては国保会計から、その他について一般会計分として、今年度から分けております。

128ページをお願いします。

13節使用料及び賃借料76万7,000円につきましては、高齢者保健事業の一体的事業で使用しま

す体組成計 3 台分のリース料及び支援ツール更新料に計上しております。

18節負担金補助及び交付金に76万7,000円を計上しております。熊本連携中枢都市圏の健康ポイント事業費負担金が72万7,000円です。3月4日現在の登録者数は247人で、昨年の同時期から128人増加しました。今年度、各種事業のあらゆる機会を捉え周知を図っております。令和6年度におきましては、ポイント獲得拡大に向けた取組としまして、町内でポイント付与できるよう、新総合体育館及び新道の駅の有機野菜購入などの面で付与できるようにさらなるポイント付与に向けて周知をし、自らの健康意識向上のための登録者数を増やすよう取組を強化してまいります。

以上、健康ほけん課4款の説明を終わります。

○議長（藤澤和生君） 次の項目について説明を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） それでは、4款衛生費のうち、環境水道課で関係分につきまして主なものを説明いたします。

128ページを御覧ください。

4款1項6目環境衛生費です。3億3,924万8,000円を計上しております。特定財源について、国県支出金の内訳は、来年度水道事業で取り組む予定の漏水調査事業に係る過疎地域持続的発展支援交付金、浄化槽設置に係る循環型社会形成推進交付金と浄化槽設置設備事業補助金及び権限移譲事務委託費です。その他の内訳は、水道施設修繕料負担金、水道施設使用料、飼い犬登録と狂犬病予防注射関係手数料及び敷地使用料です。

1節報酬は、環境審議会委員7名分を計上しております。

2節から次のページの4節までは、職員9名分の人件費です。

10節需用費のうち、修繕料80万円と医薬材料費4万2,000円は、このたび廃止する簡易水道特別会計で管理しておりました飲料水供給施設2か所及び小規模水道施設6か所、計8か所の修繕費及び滅菌機薬剤の購入費です。

130ページを御覧ください。

12節委託費のうち、塩素滅菌機管理委託料は、先ほど説明した8か所の施設に設置されている滅菌機の管理委託料です。美しいまちづくり推進業務委託料につきましては、自治振興区ごと推進委員を選出いただき、ごみステーションや河川及び不法投棄の監視業務をお願いするものです。

18節負担金補助及び交付金です。小規模等水道施設整備事業補助金につきましては、過去の実績に基づき計上しております。

次のページを御覧ください。

浄化槽整備促進事業補助金につきましては、5人槽26基、7人槽23基、10人槽1基の計30基分を計上しております。資源ごみ集団回収事業補助金につきましては、現在15団体の登録があり、本年度実績に基づき計上しております。

27節繰出金です。来年度は、簡易水道特別会計を廃止したことに伴い、水道事業会計繰出金のみとなります。旧簡易水道等の起債償還金及び水道事業職員3名の人件費に係る分を計上しております。

続きまして、7目火葬場管理費です。1,470万円を計上しております。特定財源について、その他の内訳は火葬場使用料及び自動販売機電気使用料です。

10節需用費のうち、修繕料につきましては、機械機器の経年劣化による更新及び補修に係る経費を計上しております。

132ページを御覧ください。

12節委託料のうち、管理人委託料につきましては、2名分の委託料を計上しております。

続きまして、4款2項1目塵芥処理費です。3億2,647万2,000円を計上しております。特定財源について、その他の内訳は、持込みごみ処理手数料、ペットボトル売却料、有価物類売却料及び指定ごみ袋等の販売量です。

2節から133ページの4節までは、会計年度任用職員4名分の人件費です。

10節需用費のうち、指定ごみ袋等購入費につきましては、本年度の販売実績及び在庫を基に計上しております。そのほか、一般的に薬品費、燃料費が増加しております。

134ページを御覧ください。

12節委託料のうち、一般廃棄物収集運搬委託料につきましては、矢部、清和、蘇陽地区ごとの収集運搬業務で3業者委託となります。来年度からプラスチックの分別収集を開始するので、その分の増額となっております。

135ページを御覧ください。

一般廃棄物最終処分委託料につきましては、排出される灰や燃え殻を最終処分場へ搬出するための運搬及び処理に係る委託料を計上しております。小型家電処理委託料につきましては、適正な処理及び家電のリサイクルを実施するため委託するものです。プラスチック製品処理委託料につきましては、来年度から始める分別収集したプラスチックの搬出、再分別、製品化を実施するため委託するものです。

14節工事請負費のうち、小峰クリーンセンター可燃ごみ搬出設備改修工事につきましては、令和7年度から、熊本市に可燃物を委託した場合、収集された家庭ごみは熊本市の熊本市東部環境工場へ直送されますが、個人での直接申込みはできません。また、粗大ごみについても破碎する必要がありますので、一旦、小峰クリーンセンターでの施設を利用し、収集して搬送する必要があります。既存のピット、ごみの貯留槽のことなのですが、を活用して積替え搬送するための施設改修工事になります。

136ページを御覧ください。

2目し尿処理費です。9,635万3,000円を計上しております。

2節から4節までは、会計年度任用職員3名分の人件費です。

次のページを御覧ください。

10節以降、次のページの26節につきましては、説明欄のとおり、し尿に係る経費及び施設の定期補修等、維持管理に係る経費を計上しております。

以上で、4款衛生費の環境水道課分の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 以上で、4款衛生費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 嘱託医の減による予算が減とおっしゃいましたが、廃業されるというお話を聞きました先生の分でしょうか。その嘱託医のところの説明と、最後にありました上益城広域連合負担金531万円、この負担金の内容っていいですか、お知らせください。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君） お答えいたします。嘱託医におきましては、現在、御存じかと思えますけれども、3月をもって閉院されますので、その先生分の報酬が減となっております。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） 上益城広域連合負担金につきましては、上野のほうで購入した土地及びその分の維持管理分の最初購入した分の年度ごとの負担金です。購入した分の金額が、今年度分の負担金分です、用地購入費に係る分で、公債費と起債分の償還分の負担金です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 132ページの特定期源のその他の御説明の中で、持込み処理とかペットボトルのリサイクル、有価物の売上げ、指定ごみ袋で2,400万ちょっとあるということですが、これは大きなお金になっている塵芥処理費の中に入れ込んでありますけれども、リサイクル率14%という中で、町民の皆さんがリサイクルしたことがこんなふうには有効にお金を使われましたよという別財源にして、例えば遊具を買うとか、いろんな地域住民の方の、リサイクル頑張ったから目に見えてこんなふうになったんだねというふうに使えないかなということでのお尋ねを一つします。

それと、135ページのプラスチック製品処理委託料ですけども、プラスチック製品を前倒しして分別していただくように御努力いただいたことに本当に私は感謝しています。せっかく分別したものがまた燃料になると燃やすということだから、とても残念ですので、ペットボトルは水平リサイクルができるようにペットボトルからペットボトルにという協定にも入られましたので、せっかくの処理を、燃やすことではなくて、きちんと製品化するための委託先が見つかったでしょうかということをお尋ねします。

2点お願いします。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） 議員御指摘の持込みによってできたその料金について、リサイクルによって来た上がりを処理費のほうに回すのではなく、目に見える形で何か商品にということですが、町としては、今のところ目に見える形ということは、議員先ほどおっしゃいましたように、2月に、サントリーグループのほうと、水平リサイクルということで、ペットボトルはペットボトルに変えるという協定の取組を進めております。そういう形、出先を明確にすることによって、リサイクル周知をしていこうと思っております。

次に、せっかく集めたものが可燃ごみになるんじゃないかということなんです、今回考えておりますのが、今までやっておりました容器リサイクルというのは白色トレイとかペットボトルもそうなんですけども、そのままするだけではなく、それ以外の広い部分で、プラスチック製品というものなんです、も集めて製品化することにつなげようということで進めたいと思います。そのためには、どうしても汚れてたりとか金属が混じっていたりとかするとできませんので、リサイクルにつなげるように協力のほうを求めていきたいと思っておりますし、最終的にどうしても利用ができない部分については、業者のほうから返品という形で、もう燃やすしかなくなりますので、なるだけそうならないように取組のほうを進めていきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 125ページの不妊治療の助成金って書いてあります。どういった内容を教えてください。

それと、129ページの犬に関して予算がついてあるとですけど、猫は関係ないですかね。猫の不妊治療で、1頭当たり、1匹当たり2万5,000円かかるとです。今個人でやって、町内の人たちが一生懸命自分たちで猫を減らそうとかしよんなはとですよね。そういった取組は予算をつけないかということと、130ページの美しいまちづくり推進業務委託って書いてありますけれども、これ、どこに委託してあるのかと内容を教えてください。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） まず、猫のほうの不妊治療についての予算が出せないかということなんです、今現在、町のほうでは、登録されている犬のほうの手続をしております。猫に対しては登録制度がありませんので、また、そういう形でボランティアがされているということは存じ上げておりますが、取りあてて町のほうで予算化する予定は検討しておりません。

それともう一つ、美しいまちづくり推進委員ですが、これは自治振興区のほうにお願いしまして、1名ずつ選出していただいております。その方がするのは、毎月、道路、河川、ごみステーションも含めてなんです、の状況を把握してもらって、不法投棄がないとか濁りがないとかいうのを毎月報告していただいております。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君） お答えします。一般不妊治療と特定不妊治療とございまして、主にですけれども、一般不妊治療は、タイミング法ですとかで、より受精しやすい環境をつくるような、比較的そちらのほう金額的には低いほうの治療で、特定不妊治療では、よく聞かれるのに体外受精というのが、ちょっと高額になるような形の特定不妊治療として行われております。ですので、1回の不妊治療の中でも何か月かおきに行うという周期があつての1回ということで、1回通院したから1回補助しますというのではなくて、ワンクールみたいな形で行って、1回分という形で補助しております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後 1 時56分

再開 午後 2 時06分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5 款農林水産業費について説明を求めます。

農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、令和 6 年度の 5 款農林水産業費を御説明いたします。各事業、主なものを御説明してまいります。

139ページからお願いいたします。

5 款 1 項 1 目農業委員会費です。3,746万6,000円を計上しております。特定財源のその他の134万8,000円は、主に農業者年金業務委託料です。

1 節報酬1,140万7,000円。こちらは、農業委員19名、農地最適化推進委員28名分の報酬と、会計年度任用職員 1 名分の報酬です。

2 節給与から 4 節共済費までは、3 名の職員の人件費等となっております。

140ページをお願いいたします。

10 節需用費87万6,000円は、消耗品費と、年 2 回発行いたします農業委員会だよりの印刷製本費でございます。

11 節役務費155万7,000円は、農地利用状況調査の郵送料とタブレット端末23台分の回線使用料です。

2 目農業総務費です。9,812万6,000円を計上しております。特定財源、その他の53万4,000円は、施設の使用料です。

1 節報酬174万5,000円。会計年度任用職員 1 名分の報酬です。

141ページをお願いいたします。

2 節給料から 4 節共済費までは、17 名の職員の人件費です。

142ページをお願いします。

12 節委託料94万6,000円は、西部地区交流館の設備の委託料と、鮎の瀬交流館の管理委託料です。

3 目農政費です。7,391万8,000円を計上しております。特定財源のその他180万円は、旭化成からの椋山土地改良区への事業協力金とふるさと寄附金でございます。

8 節旅費です。特別旅費としまして108万8,000円を計上しております。九州茶産地協議会並びに全国棚田協議会などの旅費でございます。

143ページをお願いします。

12 節委託料です。有機農業サポートセンターの運營業務に係る委託料580万円を計上しており

ます。こちらは、有機JAS認証におけるサポートや土壌分析、施肥設計等の技術指導など、生産者へのサポートを行います。

18節負担金補助及び交付金です。6,537万3,000円。各種協議会の負担金及び各補助金でございます。

144ページをお願いいたします。

上から五つ目です。有機農業振興事業補助金705万5,000円です。有機JAS拡大支援や、有機農産物流通機械設備整備、アイガモ農法支援等を実施してまいります。

次に、農業次世代人材投資資金225万円。こちらは、農業次世代人材投資資金として、令和2年採択の夫婦1組2名に対する交付金です。国の100%の補助です。

次に、下から三つ目、農林振興事業補助金758万7,000円は、堆肥化施設整備事業の補助や農業用ドローン、苗木の購入助成を予定しています。

145ページをお願いします。

野菜・花き・果樹振興助成金188万円、これはJAかみましき、JA阿蘇へのそれぞれの部会への助成を行うものでございます。

次に、下から3つ目、新規就農者育成総合対策経営開始資金補助金1,575万円は、就農直後の新規就農者の経営確立を支援する事業で、最長3年間、1か月につき1人当たり12万5,000円を交付するものです。10組12名分を予定しています。全額、国の補助です。

次に、新規就農者育成総合対策経営発展支援事業1,125万円です。これは、就農後の経営発展のために必要な機械施設の導入を支援するもので、3組3名を予定しています。国2分の1、県3分の1の補助です。

146ページをお願いします。

4目畜産振興費4,753万3,000円を計上しております。

18節負担金補助及び交付金4,714万4,000円です。矢部清和肉用牛振興協議会に45万円、南阿蘇畜産振興協議会に75万円、下のほうに行きまして、家畜導入事業補助金401万9,000円を計上しています。

牛予防接種事業補助金に147万9,000円。これにつきましては、牛の異常産を防止するためのワクチン代の半額補助でございます。

147ページをお願いします。

畜産環境対策総合支援事業補助金3,966万円。こちらは、堆肥舎の整備や、それに伴う機械導入について支援するもので、国の2分の1補助となっております。まだ仮の名称ですが、山と緑の土づくり協議会が計画をされており、蘇陽地区に建設の予定です。

6目日本型直接支払事業費5億4,042万9,000円を計上しています。

1節報酬55万4,000円は、会計年度任用職員の1名分の4か月分の報酬です。

12節委託料です。511万7,000円。農用地傾斜等計測業務委託料50万円を計上しています。これは、中山間地支払交付金の対象となる農用地の新たな編入や除外に伴う傾斜の測定、エリアの測定に係る委託料となっております。

148ページをお願いいたします。

多面的機能支払事業保全管理状況調査業務委託料461万7,000円。これは、多面的機能直接支払交付金の対象農地につきまして、国の要綱により、毎年全筆を確認する必要があるため、その調査費用として計上しております。

18節負担金補助及び交付金、5億3,415万7,000円です。中山間地域等直接支払制度交付金に3億600万円を予定しております。多面的機能支払交付金が2億515万5,000円、環境保全型直接支払交付金が2,300万2,000円を予定しています。

7目水田農業対策費です。956万3,000円を計上しています。

18節負担金補助及び交付金925万円です。こちらは、経営所得安定対策等推進事業補助金に615万円、水田産地化総合推進事業補助金310万円を計上しています。

149ページをお願いします。

9目農業土木管理費790万円を計上しています。

18節負担金補助及び交付金707万3,000円です。各種協議会の負担金、賦課金を計上しております。一番下の国営造成施設管理体制整備促進事業補助金632万円は、矢部開パ地区の土地改良区が管理します道路やパイプライン等の補修に対する補助金でございます。

150ページをお願いします。

12目大矢野原演習場対策費9,744万円を計上しています。

14節工事請負費9,095万3,000円です。中島地区用水路改修工事を予定しております。工事概要として四つの工区で延長1,397メートルの水路改修を予定しています。

13目中山間地域総合整備費7,171万1,000円を計上しています。特定財源のその他の1,618万円は、受益者負担金と換地処分費です。

151ページをお願いします。

18節負担金補助及び交付金6,825万円です。農業競争力強化基盤整備事業負担金で、県営の矢部中部地区の圃場整備事業の工場の負担金と、県営御岳地区圃場整備、水路整備の負担金です。

21節補償補填及び賠償金137万9,000円。これは、農業競争力強化基盤整備事業換地処分費の町分と受益者分の精算金です。

22節償還金利子及び割引料126万6,000円。農業競争力強化基盤整備事業換地処分費の受益者精算金を県へ支払うものです。

14目単独土地改良費2,330万円です。特定財源その他の21万4,000円は、かんがい用水施設使用料と修繕の負担金となっております。

152ページをお願いします。

18節負担金補助及び交付金2,300万円は、農林振興補助金として用水路関係の施設改修5件分と、令和5年の7月に発生しました災害の農地等災害自力復旧支援事業補助金として100件分を計上しています。

25目人・農地プラン事業費7万3,000円を計上しています。

8節旅費は、人・農地プランの検討委員会の委員の費用弁償でございます。

29目水利施設等保全高度化事業3,602万8,000円を計上しています。

14節工事請負費は、鶴底地区水利施設等保全高度化事業として用水路を改修する事業となり、延長2,042メートルを予定しています。

30目有機農業推進事業費1,555万6,000円を計上しています。特定財源の国県支出金1,539万7,000円は、みどりの食料システム戦略推進交付金によるものです。

12節委託料1,500万8,000円。国のみどりの食料システム戦略推進交付金の交付要件であります有機農業実施計画に基づき、その実現に向けた取組として、道の駅有機農産物販売促進イベント委託料110万円をはじめ、次ページの海外輸出検討事業委託料152万7,000円までを、みどりの食料システム戦略推進交付金を活用してこの10事業に取り組みます。国の定額補助となっております。

18節負担金補助及び交付金50万円を計上しています。これは、国のみどりの食料システム戦略推進交付金事業の1メニューとしてあります有機転換推進事業として、単当たり2万円が交付される事業で、2.5ヘクタールを予定しています。

31目地籍調査費4,271万8,000円です。財源内訳は、国が2分の1、県が4分の1で、国県合わせまして1,649万1,000円、残りが一般財源となります。

154ページをお願いします。

2節給料から次ページの3節職員手当、4節共済費は、職員の人件費でございます。

12節委託料2,170万8,000円、こちらは、地籍調査業務委託料でございます。令和5年度末の地籍調査の進捗率は63.47%の予定です。令和6年度は、矢部地区の麻山、黒川、田所、成君、川野の一部、菅、御所の一部、清和地区の緑川の一部、西緑川の一部を実施予定としております。これは、先日可決いただきました3月補正を含めた調査箇所となります。

155ページをお願いします。

18節負担金補助及び交付金103万6,000円は、これは熊本県国土調査推進協議会の負担金でございます。

5款2項1目林業総務費です。3,581万円を計上しております。

2節給料から4節共済費までは、職員の5名の人件費でございます。

156ページをお願いします。

2目林業振興費でございます。1億9,631万3,000円を計上しております。

1節報酬351万5,000円。猟銃による鳥獣被害防止対策実施隊の報酬と、会計年度任用職員1名の報酬です。

157ページをお願いします。

7節報償費26万6,000円は、森林環境税活用検討委員会謝金として、山都町の森林整備に関する方向性や、森林環境譲与税の活用に関する検討会を実施するもので、5回ほど開催する予定です。

10節役務費100万4,000円。これは、Jクレジットプロジェクト認証の手数料で、登録申請に当たりモニタリング調査の審査を受ける費用です。

12節委託料866万3,000円。森林病虫害防除委託料としまして、蘇陽の服掛松の松くい虫防除と、町管理林道敷草払い業務委託料として702万8,000円を計上しています。町管理林道17路線の除草作業を地元の団体の方等に委託を行って実施しているものです。

158ページをお願いします。

山都町森林ビジョン策定基礎調査及び検討委員会支援委託料として146万5,000円。こちらは、先ほど申しました山都町の森林整備に関する方向性を定める森林ビジョンの策定のための調査や関係者ヒアリング、森林環境税の活用検討する会議等の支援委託料です。

14節工事請負費264万7,000円。癒やしの森整備工事としまして、清和ふれあいの森遊歩道舗装工事費を計上しています。

18節負担金補助及び交付金1億7,340万4,000円を計上しています。

159ページをお願いします。

上から2つ目です。

森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会負担金です。184万9,000円です。こちらは、県の協議会が補助主体となっており、里山竹林の整備を行う組織に対する負担金として計上しております。5組織が活動予定です。

次に、農林振興事業補助金716万9,000円です。林道作業路の4路線の舗装整備の補助を予定しております。

次に、山都町森林整備事業補助金2,469万8,000円です。こちらは、町内に人工林を所有する森林所有者が行われます森林の間伐、造林、下刈りに対しまして補助金を交付するものです。

次に、有害鳥獣被害防止対策事業補助金2,000万円です。電気柵、ワイヤーメッシュ等の設置に対する町2分の1の補助事業です。

次に、有害鳥獣捕獲隊助成金7,500万円です。有害鳥獣駆除捕獲隊55班に対する補助と、イノシシ・鹿などの捕獲に対する補助です。

次に、熊本間伐材利活用推進事業補助金3,791万円です。森林組合及び林業事業体を実施します間伐に対する補助金です。

160ページをお願いします。

7目治山費です。4,736万円を計上しています。

14節工事請負費406万円は、治山工事費として清和地区高月で実施するものです。

14目地方創生道整備推進交付金事業です。1,075万円を計上しています。

161ページをお願いします。

14節工事請負費1,050万円は、林道久留見尾線の舗装工事で、舗装延長としまして135メートルを実施するものです。

15目鳥獣処理加工施設費です。511万4,000円を計上しています。

12節委託料465万円。ジビエ工房やまとの施設の運営に関するものです。過去3年間の基礎的経費の平均で算出しています。

3目林業土木管理費は廃目でございます。

162ページをお願いします。

5款3項1目水産振興費17万円。

18節負担金補助及び交付金として17万円を計上しております。緑川漁協と蘇陽地域漁協への補助金となっております。

以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 5款農林水産業費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 経済建設常任委員ですのであんまりしたくないんですが、ページ161ページ、ジビエ工房についてですが、これは委員会でも収入と支出の帳簿を出していただきまして、ジビエ工房自体の肉の売上げ、その辺を勘案しますとプラスになったという話でございました。この次からは、この委託料はなくなるっていう話で進んできたと思いますけども、前年どおりの3年間の経費を見てという話で、何か整合が取れませんが、ここはなくすべきではなかったでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） お答えします。委託料として465万円を計上しているところですけれども、委託料をなくすという話を私のほうからした記憶はちょっとございませんが、委員会のほうではそういうお話があったかなとは思っております。

確かに、収入がある部分でございますので、その辺も勘案したところ、昨年から少しまた算定を変えまして、3年間の基礎的経費、水道光熱や施設修繕料等の基礎的経費の3年分の平均で委託料を出しているところでございます。

当然、昨年も申し上げましたけれども、ジビエ工房につきましては、自主運営といえますか、なるべくその方向に持っていきたいということで常々協議はさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） コロナ禍のときは肉が売れんで在庫が残るとるから、この辺の経費は見てもらわんとしようがないという話だったんです。去年の段階で、この辺の、何というか、改良というか、肉も出ていって売上げも上がってきたというところで、さっき課長がおっしゃったように、このジビエ工房単独で運営をしてほしいという話をしてある、清和資源が請け負うんじゃないなくて、ここだけ単独でしてほしいという話もしてあります。その中で、肉の売上げで人件費何なりは見るべきだと、建物とかの必要経費は町が見らなしようがないけどもという話で進んできたはずなんですよ。ですから、今年も見ますというのは、令和6年度も四百何十万、これはもともとをたどれば百何十万から始まってだんだんだんだん増えてきたんです。で、五百何十万になったんですよ。これは、もうそのときからおかしいという話をこの議会でもずっとしてきた

結果、また、四百何十万。これはもう委員会でも話をしとったわけで、今までどおりというのは考えないかと思いますが。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） お答えいたします。御指摘については、そのとおりかと、こういうふうに認識しているところでございますが、今回の算定につきましては、人件費は一切加味しておりません。

食肉・精肉の加工費等や水道光熱費、あとは販売促進費とか車両等もありますので、そういったものの経費を算定して今回の予算要求となっているところでございます。

先ほど申しましたけれども、収入等もありますので、その辺も勘案しながら、今後も委託料の算定については検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

9番、飯開政俊君。

○9番（飯開政俊君） 153ページの海外輸出検討事業委託料の内容と、157ページ、Jクレジットプロジェクト認証手数料、内容を教えていただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） みどりの食料システムの交付金のお話かと思っておりますけれども、海外輸出検討事業委託料として152万7,000円を上げているところでございます。

有機野菜の販路拡大及び有機米の価値を高めるために、海外輸出に向けての検討、調査を実施しているまいるところでございます。輸出の見込みがあるのかどうかも含めて、売り先の国、まだ決まっておられませんけれども、あらゆる観点から調査しながら、どこにその可能性があるのかというのを探っていきたいというふうな事業となっております。

以上です。

それから、もう一つ、Jクレジットにつきましては、Jクレジットは再生可能エネルギーの利用のCO₂の排出をクレジット化するという事業でございまして、昨年も取り組んでおりますけれども、2年間のモニタリング調査が義務づけられております。

そのモニタリングも、認証を受けなければ排出量を認めていただけませんので、その審査をする費用となっておりますところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

9番、飯開政俊君。

○9番（飯開政俊君） 今、海外輸出は山都町からもイチゴをはじめ何品目かあっているわけですが、この場合は有機農産物に限るということですかね。検討する内容は。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） お答えいたします。これが一応みどりの食料システム戦略推進交付金の事業となっておりますので、基本的には、有機農産物というか、環境に優しい農産物という形で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 147ページ、畜産環境対策総合支援事業補助金3,966万円。先ほど、この組織、法人名をおっしゃいましたが、もう一度お願いいたします。

それから、この組織はどういった組織なのかということと、あと、対比と言われましたが、これをどのようにされるのか、この事業の内容の説明をお願いします。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それではお答えいたします。畜産環境対策総合支援事業補助金3,966万円でございますけれども、これにつきましては、協議会を設立する予定になっておりますけれども、まだ総会前でできておりませんが、メンバーについては個人名は言えませんのであれですが、竹のお粉を作られたりとか、農産物でのいろんな販売事業を展開されているところとか、あとは養鶏農場、畜産農場、畜産というか牛ですね、そういった方がメンバーに入られて、山と緑の土づくり協議会というのを設立される予定でございます。

これにつきましては、堆肥の成分分析や堆肥施用収量調査等も実施しながら、堆肥舎の整備、機械導入を図って、堆肥を持ってきていろんな竹の粉とか茅とかを混ぜて、鶏ふんと牛の堆肥を混ぜて合成した、何ていいますか、耕種農家が望むような堆肥を作っていくということでお聞きしているところでございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 事業費が大きいですが、例えば、実証実験を今までして、これが大丈夫ということで本格的にこの事業をされるのかというのが一つあります。それから売り先とかですね。なぜかといいますと、以前、蘇陽町の時代に、ここは蠅問題で非常に地域の方が敏感になっておられますので、これを聞いた皆さんがまたそこら辺を心配しておられますのでお聞きするところなんです、そういう被害がないかというところが少しありますが、これまで実証実験なんかして本格的に取り組まれるのかということもお聞きいたします。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えいたします。実証実験をされているかということでございますけれども、今のところ、仮におきましてもそういったお話は聞いてはおりませんので、建築に進めて今計画を練られているというふうに情報はお聞きしております。

金額、お知らせしておりませんので、総事業費としては8,100万ほどとなります。補助対象事業費は7,900万。国が2分の1ということで3,966万円の補助となっておりますのでございます。これについて、環境について御心配がある面があるかと思っておりますので、その分は我々がしっかり入りまして、これから申請になっていくと思っておりますので、そこら辺もしっかり見ていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 146ページ、町指定の牛って書いてあるんですけども、町指定の牛ってどがん牛を指定するか。それと、鳥獣対策で、このまま行くならどんどん増えて人間のほうが少なくならせんかと思って、画期的な対策は何か考えはないですか。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） お答えいたします。町指定牛補助金につきましては、優良牛の自家保留の支援としまして、生後10か月齢から24か月齢の雌牛を3年間飼育することが条件となっております。いい牛を産んでいただくというような趣旨で、1頭3万円の20頭を予定しているところでございます。

それから、有害鳥獣対策につきましては、なかなか抜本的な対策というのは非常に難しい面がありまして、私たちも非常に悩んでいるところでございますけれども、今年度、有害鳥獣防止対策協議会のほうで、国の補助金を受ける予定で今計画をしているところでございます。大型の囲いわなというものを国の補助金を用いまして導入できないかというところで、今計画をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） いや、さっき言ったのは、町がどんな牛を指定しているか、いい牛って言ったばってん、いい牛ってどがん牛ですか。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） お答えします。いい牛と言われますところでございますけれども、これは毎年畜協のほうで、ちょっと忘れちゃけれども、共進会がでございます。その中で先ほど申しました10か月齢から24か月齢のところの検査というか比較をいたしまして、その上位入賞分を20頭選抜しているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） 143ページの有機農業サポートセンターとあります。これは、どこのどのようなサポートだろうかと思います。580万という金額を見ますと、1日2万円という感じで、一人の人が専属でいるというような形かなというふうに予想しますが。

もう一つ、153ページの小学校生のアイガモロボットによるプログラミングですが、この目的は何でしょうか。小学生がプログラムをしたらアイガモがよく草を取るようになったとかいうはずはないと思いますので、農林振興のための予算として適当でございませうか。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） まず有機農業サポートセンターについてですけれども、こち

らは先ほど申しましたように、生産者へのサポート、技術支援や有機JAS認証をしていくところでございます。現在、令和5年度も実施しておりますけれども、株式会社肥後やまとの中に一人専門の職員を置いていただいて、有機JAS認証の認証資格を持っていらっしゃる方なんですけれども、その方を一人置いて週3日ほど勤務をしていただいているという状況で進めておるところでございます。

それから、プログラミングの話でございますけれども、109万3,000円でございます。アイガモロボットというのを今導入推進をしているところでございますけれども、このプログラミングを活用した事業をしながら、有機農業の水稻の栽培の除草に最先端技術を活用しているということで、学の手場を提供するということで、食と農とITの次世代の育成を担うということでやっておるところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） すいません、それは、年間何時間ぐらいプログラミングはされるんですか。109万円分というのは。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） お答えします。時間数までは手元に置いておりませんので、後で調べてお知らせしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 144ページの下から4番目に、先ほど御説明ではここで言われたと思うんですけど、農林振興事業補助金で堆肥化施設の補助をされるというふうに理解しましたが、それでいいのかということと、どういう堆肥化施設で、何か所ぐらいあるのかを御説明ください。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） 堆肥化施設整備事業補助金につきましては、農林振興事業としてやっているところでございます。事業内容としましては、二人以上の農業者または農業団体、事業費で50万円以上となっております。1施設当たり250万円を上限として、事業費は2分の1の補助というふうになっております。

現在のところ、具体的にどこから申請が上がっているわけではございませんけれども、予算としては2団体を予定しているということでございます。

補助対象としましては、堆肥の生産利用に必要な施設、堆肥舎等の建設や改修、それから堆肥を散布する機械等の補助を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

6款商工費について説明を求めます。

商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） それでは、6款の説明をさせていただきます。

令和6年度の商工観光課におきましては、通潤橋の国宝指定、道の駅通潤橋の開駅、九州中央自動車道山都通潤橋インターチェンジの供用開始、ワンピースと清和文楽の新作を清和文楽館用にリメイクした定期公演の開始により、多くの観光客が山都町を訪れる機会となります。観光客誘致に向けた取組と受入れ体制づくりを行ってまいります。観光情報発信により、町外からの誘客を促進し、商工業をはじめとする地域経済の振興、観光振興に向けた事業展開を図ってまいります。

それでは、162ページをお開きください。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費の本年度予算額は、5,450万7,000円です。前年比442万8,000円の減です。財源は全て一般財源です。

2節給料から4節共済費については、職員9名分の人件費です。

163ページに移りまして、10節需用費から26節公課費までは、公用車の車検経費を計上しております。

2目商工振興費は、4,000万1,000円で、50万2,000円の増です。財源は全て一般財源です。

13節使用料及び賃借料は、馬見原明徳稲荷神社下の商店街駐車場土地借上料です。

18節負担金補助及び交付金3,980万円を計上しております。くまもと都市圏合同就職説明会負担金20万円は、連携中枢都市圏の事業で20自治体が参加するオンライン合同就職説明会の負担金です。負担金20万のうち8割は特別交付税措置対象で、実質4万円の負担となります。商工会活動補助金1,200万円は、前年比100万円の増額となっておりますが、これまで商店街後継者育成事業として商工会へ委託事業を実施しておりましたが、今回から商工会活動補助金に含めて実施していただくものです。火伏地蔵祭、八朔祭補助金については、前年と同額です。

164ページです。

新型コロナウイルス感染症対策特別資金利子補給金240万円は、令和3年度融資実行分に係る利子の合計240万円を計上しております。事業所改修等支援事業補助金は、8件分で1,000万円を計上しております。これまでの店舗改修分は、補助率2分の1、上限75万円です。起業に伴う施設整備、設備備品の整備について、補助対象経費の2分の1を補助するものです。また、経営革新計画、国、県に承認された計画についてに基づく新事業に必要な施設整備、備品購入費用の補助を新たに設け、補助率3分の2、上限それぞれ100万円としています。

3目観光費は、7,495万円で、1,609万3,000円の増です。財源内訳の国県支出金60万円は、国有公園施設清掃管理委託金です。その他867万1,000円については、観光施設使用料、ふるさと応援基金、森林環境整備基金を充当しております。

8節旅費の特別旅費は、都市圏への観光宣伝PR用の旅費です。

10節需用費は、観光用公衆トイレ、街路灯などの維持管理費です。観光施設修繕料は、内大臣橋、丸山公園、緑地公園トイレ等の修理を行うものです。

11節役務費は407万円です。回線使用料は、防犯カメラ設置に伴う回線使用料です。高速バスフルラッピング広告料は、今年1月から、産交高速バスにフルラッピングを施し、国宝通潤橋及び山都町のPRバスを走行させております。年度をまたいだ形になりますが、令和6年12月まで運行したいと思っております。通潤橋放水手数料については、120回分の放水手数料を計上しております。お出かけウオッチャー人流モニタリング手数料154万円については、携帯アプリをダウンロードし、位置情報の取得を許可したユーザーのスマートフォン端末からGPSで捕捉した情報を得るといったものです。10個の観光スポットを計測するもので、どこから来ているのか、どんな人が来ているのか、どこを周遊しているのかなどの情報のほかに、属性分析も可能で、性別、年代構成比などを取得することができるものです。取得したデータを基に、効果的な観光情報の発信やツールの選択も可能となります。

165ページです。

12節委託料は4,790万8,000円です。管内観光施設、観光用公衆トイレ、遊歩道、公園等の委託管理費を計上しております。

通潤橋前景観作物管理委託料70万円は、通潤橋前の水田の管理について委託をするものです。現在JA青壮年部に管理を委託しております。昨年より金額が上がっておりますけれども、昨年の7月3日の豪雨で五老ヶ滝川が氾濫をしまして、土砂が流入しております。応急的な土砂の撤去は町のほうで行いましたけれども、圃場内の整地等を行う必要がございますので、増額をしております。通潤橋芝生広場管理委託料245万9,000円については、令和4年に完成しました芝生広場の管理委託料です。

166ページに移りまして、通潤橋周辺景観整備委託料576万5,000円については、4年目になりますが、竹林伐採のほか、岩尾城周辺の高木の枝や雑木等の伐採を予定をしております。

次に、観光情報発信業務委託料500万円につきましては、新聞、情報誌、ラジオ等への年間の広告経費を計上しております。

観光地景観整備草刈り清掃委託料につきましては、町有地や景観上見苦しい場所の草刈りについて、これまで職員等で行ってございましたけれども、外部に委託する経費として計上しております。

山都町内登山道安全対策業務委託料については、昨年に引き続き、レスキューポイントの更新や注意喚起のための登山看板の設置等を計画しております。警察消防、営林署、登山愛好団体等にお集まりいただき、登山者の安全確保に関する関係団体連絡会を開催し、避難者が発生した場合の連絡体制の情報の共有を図り、いち早く救助できる体制を取ることを確認しているところであります。

看板撤去・設置委託料148万9,000円については、布田神社周辺、通潤橋前周辺の老朽化した看板の撤去と新設を行うものです。

デジタルスタンプラリーは、LINE公式アカウントにより、山都町内の観光スポットを巡り、携帯電話でのスタンプを取得することで、町内を巡っていただくものです。既定の数のスタンプを取得した方の中から抽選で山都町の特産品がもらえる仕組みです。LINEの友達登録も、

6,000人から8,230人に増えております。イベントや観光情報をLINEに流し、誘客を図ります。

山都町観光パンフレット等制作委託料は、令和5年度で、本年度ですけれども、英語版、台湾語版を作成しております。令和6年度は、中国語版、韓国語版の政策と、2万5,000部の増刷を行うものです。

通潤橋パンフレットの増刷業務委託料は、日本語版、英語版の増刷と、韓国語、中国語版の制作を行うものです。

国宝通潤橋インターチェンジ開通を軸とした山都町PR事業は、都市圏のイベントや、テレビ、新聞広告等を予定しております。

五老ヶ滝周辺竹林雑木伐採業務につきましては、五老ヶ滝へ下りる遊歩道沿いの景観整備のために、竹林や雑木の伐採を行うものです。

167ページに移りまして、13節使用料及び賃借料は240万6,000円です。土地借上料120万9,000円は、観光施設の駐車場、遊歩道、観光看板敷地等の借上料です。監視カメラ機器リース料119万7,000円は、通潤橋周辺に設置しました監視カメラ9台分のリース料です。

14節工事請負費236万3,000円は、五老ヶ滝つり橋を渡り北側に向かう遊歩道の途中の路肩が約4メートルほど崩落しているために復旧工事を行うものです。

18節負担金補助及び交付金、1,384万5,000円を計上しております。本町が加入する協議会、広域連携事業等の負担金など、昨年と同額を計上しております。

168ページに移りまして、写真コンテスト、清和文楽の里まつり、紅葉祭り、日向往還歴史ウォーク、九州山地神楽まつり、観光協会助成金につきましても、昨年と同額を計上しております。

旅行商品造成事業補助金は、本年に引き続き、10人以上のバス旅行商品に対し、日帰りツアーは企画旅行等の貸切りバス1台当たり2万5,000円、宿泊ツアー企画旅行についてはバス1台当たり5万円を助成するものです。

商品開発補助金については、国宝通潤橋やインターチェンジの開通などで、新商品の開発に着手する事業者に対し補助金を交付するものです。詳細は決まっておりますが、商品デザイン費、商品の試作費、商品開発指導費、パンフレット製作費等の補助対象経費として、経費の3分の2、1商品当たり15万円を上限とすることとする計画です。

4目観光施設費は1億8,755万3,000円を計上しております。前年比2,173万8,000円の減です。全て一般財源です。

10節需用費、観光施設修繕料は、そよ風パークホテルウィンドイトイレの修繕、物産館雨漏り修繕、清和高原天文台レストラン雨漏り修繕、清和分楽館劇場ワイヤーの取替えなどです。

169ページに移りまして、12節委託料9,250万6,000円を計上しております。主に指定管理施設の指定管理料、遊具点検委託料を計上しております。

170ページです。

13節使用料及び賃借料には、重機借上料、一昨年整備しました自動体外式除細動器AEDリース料13台分と、清和文楽邑駐車場敷地料、フィッシングパーク敷地借上料を計上しております。

14節工事請負費は7,900万円を計上しております。そよ風パークのそよ風浴場設備改修工事、

長崎鼻展望台トイレ整備工事、猿ヶ城キャンプ村シャワー室の改修工事、清和高原天文台キャビン改装工事、青葉の瀬キャンプサイトの浄化槽設置工事と清和文楽邑の第3駐車場の整備工事などを行うものです。

15節原材料費は工事材料費を計上しております。

17節備品購入費は、通潤橋史料館の券売機購入、清和物産館業務用冷蔵ショーケース、清和高原天文台のロストルクリーナー、業務用冷蔵庫等の購入です。

6目文化交流拠点施設費は757万9,000円を計上しております。前年比31万3,000円の減です。

10節需用費から13節使用料及び賃借料については、経常経費ですが、10節需用費、観光文化交流館修繕料は、突発的な修繕費用として計上しております。

12節委託料の観光文化交流施設管理委託料500万円については、展示イベント、企画事業等の開催経費、管理企画運営職員の人件費となっております。

8目観光施設整備事業費は、本年度予算額3億8,305万2,000円を計上しております。前年比2億3,630万円の増です。財源内訳を申し上げます。国県支出金1億8,417万8,000円は国の農山漁村振興交付金、地方債1億8,410万円は過疎対策事業債です。1,477万4,000円が一般財源となっております。

11節役務費、登記手数料は、道の駅通潤橋の敷地のうち、北側の大型駐車場と歩道間の植栽部分ですが、この部分が国有地になっておりまして、現在、手続については2年ほど前から進めておりますが、熊本県を通じ払下げの手続を行っております。手続に時間がかかっており、令和5年度中の完了が見込めませんので、令和6年度に予算を計上したものです。

12節委託料は、通潤橋周辺の民有地について、買収を前提に、不動産鑑定を行うものです。

172ページです。

13節使用料及び賃借料は175万円を計上していますが、仮設事務所リース料は、虹の通潤館の仮設営業に係るプレハブリース料です。

14節工事請負費、通潤橋周辺整備工事は、農山漁村振興交付金を活用し整備するものです。令和6年度は、主に、公衆トイレの新設、物産館、通潤橋史料館の改修を予定しております。体育館の解体後の整備については、令和7年度に計画をしております。道の駅整備事業、駐車場整備工事341万円は、先ほど説明しました国有地の払下げ手続が完了した後、整備するものです。歩車道の舗装14.7メートル、植栽、横断防止柵の設置を予定しております。道の駅施設整備工事450万円については、身障者駐車場から直売所までの屋根を設置、農産物の搬入室入り口にひさしの設置等を行います。

16節公有財産購入費は、先ほど11節登記手数料のところで説明しました国有地の払下げに伴う土地購入費を計上しております。

17節備品購入費は、農産物搬入室に設置する農産物保冷库を購入するものです。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 6款商工費についての説明が終わりました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時04分

再開 午後3時14分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 昨年でしたか、私のほうが内大臣橋のトイレに、2、3回内大臣橋のほうを回ってたまたま行ったときに、トイレが鍵がかからんで、ひもでひっかけてあったとありましたので、せつかくならきちんと施錠ができるようにしてくださいとお願いしたから、されたのかなと思いましたが、今回の先ほどの説明では、トイレの修繕にやはり内大臣のところも入っていましたので、そののところが御説明をお願いします。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 昨年御指摘いただいた内大臣トイレのドアの件については、昨年修理をしております。

熊本地震のときからちょっと不具合だったということで、去年それは終了しておりますけども、今回、また来年度予算を計上しておりますのは、別のところの修繕ということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 166ページの、看板撤去と設置委託料って書いてありますけれども、これのどの部分か。

それと、五老ヶ滝に下りるところに看板が斜めになっているんですよね。あそこはどこが設置しとるかということ。

それと、下のほうの、五老ヶ滝周辺の竹、雑木伐採はどの範囲までかというのを教えてください。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） お答えします。166ページの看板撤去・設置委託料については、布田神社のトイレの横の大きな観光看板の撤去と新設を考えております。

それと、通潤橋の二の丸橋の左側に石の土台の看板が、観光案内看板があるんですけども、その撤去を考えております。

議員がおっしゃる看板については、五老ヶ滝へ下りるところの看板のことですか、それも含めて改修が必要であれば改修をしていきたいというふうに思います。

それと、五老ヶ滝の竹林伐採業務委託については、御小屋から五老ヶ滝のほうに下りますけれども、竹林を過ぎて遊歩道から左側の部分ですけども、主に竹が生えたり雑木が生えたりして

おりますので、滝つぼに下りる遊歩道の左側の部分を主に考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 4点お願いします。

166ページの通潤橋周辺景観整備委託料ですが、中身についてももう少し伺いたいと思います。できれば、通潤橋を見ながら四季折々に花が見れるように、季節ごとの桜だったり、それから、花じゃないですけど、秋は紅葉だったりという形の植栽の計画もあるのかということが一つです。

それと、168ページの観光協会への助成金ですけれども、私は、新しい道の駅通潤橋ができたから、あそこでの観光案内は観光協会の方が、常時でなくても金土日ぐらいは入って、例えば通潤橋に行くにはどうしたらいいんですかとか、ここからもっとほかにもどんな観光地がありますかとかいう観光客の方への案内をしてくださる、そんな業務もあるんじゃないかなと期待をしておりましたが、そういうことができるための助成金の中身もあるのかなというのが一つです。

それと、172ページの通潤橋周辺整備工事3億6,836万と大きい額ですが、この内訳をもう少し詳しくお伝えください。

その下にある道の駅、駐車場の整備をおっしゃいましたが、車椅子の方や障害を持った方への、屋根、駐車場から物産館まで濡れないようにひさしをつけるっておっしゃいましたが、それはそれでとてもいいことだと思うんですが、たまたまこの間、そこを利用されている車椅子の方にお会いして、ちょっとお話ししたら、その方自分で運転されるんですよ。だから、何とかな、運転席から降りて助手席に車椅子を取りに行っても、そういうふうにごる一と回らないといけないわけですね。なので、車止めがないととても、それでも狭く感じたんですけど、車止めがないと移動がしやすいとおっしゃったんです。なので、せつかく改修されるなら、車止めはないほうがいいというユーザーの声がありますので、車止めを取ってもらって、ちょっとした段差があるんですよ、そこから歩道に行くのに。その段差がつかいと言われたので、そこも併せて改修できないでしょうかというお尋ねをしたいと思います。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） お答えします。まず、166ページの景観整備についてでございますけれども、通潤橋周辺景観整備委託料576万5,000円ですが、これが4年目になります。1年目は通潤橋側のほうから過去2回して、今年度は岩尾城の周辺を一部やっております。来年さらに、今年度で不足する部分がございますので、高木の木ですとか竹林あたりの伐採を計画しております。

それと、168ページの観光協会への助成金の件ですけれども、新しいほうの道の駅の案内をということでございましたが、観光協会の社員といいますか職員についても、今ぎりぎりの状況でされているところもありますし、もともと、新しい道の駅の観光案内については、今の道の駅の指定管理を受けているそちらのほうで案内をしていただくことになっておりましたので、観光協

会での案内は考えておりません。現在のところでは。

それと、172ページの通潤橋周辺整備事業の内訳ということでございましたけれども、まず物産館の改修について、物産館の改修と通路の工事、それとトイレの工事費、それと通潤橋史料館の工事について、今回計上をさせていただいております。

それと、新しい道の駅のほうの341万円の工事費のところでございますけれども、身障者用の駐車場から直売所までの通路に屋根を設置するということで考えております。併せて、車止めと段差を解消していただきたいということでございましたので、工事に入る前にその辺りも重々検討して、施工していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 駐車場料金を取るという計画はないとですか。通潤橋周辺の。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 通潤橋前の駐車場についてでございますけれども、令和6年と7年で周辺整備の事業を計画しておりますし、整備は、ある程度見通しが立たないと、駐車場を有料化するか、そういうところの話もなかなか進んでいかないんじゃないかというふうに思いますので、有料化するかしないかというところ自体はまだ決まってない状況でございますので、今後その点については進めていきたいというふうに思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 道の駅の駐車場整備工事なんですけど、先々週だったかな、日曜日、友達を連れて案内に行きましたら、何しろ多くて、もうユーターンして帰ろうかって次のところに行こうかなと思って出ようとしたら、誘導員の方が「どうぞ、どうぞ」って言いなるけん、おかしいな、止まる所じゃないのにと思ったら、せっかく来られたからということでしょう、わざわざ大型のバスのところが空いてたから、そこに縦列して、2台ずつぐらい、出やすいように駐車させて、誘導されましたから、行きました。そしてから、降りてこうして見ていたら、その大型の車止めを飛び越えて、壊していたんですね。確認されているならいいですけど。あれはどうなったかなと思ったんですよ。夜に止めたなら防犯カメラでナンバーが分かったかなとか思いましたが、それがどうなったかと、もしそれが誰か分からないならこの工事費でされるのか、分かっておられたのかなということをお尋ねします。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） お答えします。ちょっと期日ははっきり覚えていませんけれども、2月だったと思いますが、80代の高齢の男性の方が車を止めようとされて、アクセルとブレーキを間違えて、車止めを乗り越えていかれたと。運よくどなたも歩道のほうは通られてなかったもので、植栽の木を1本なぎ倒したぐらいで済んでらっしゃいます。運転された方もけがはされてなかったので、車が少しへこんだぐらいということで連絡を受けましたので、現場で確認を

して、一応、松橋の方だったので、車の保険で対応しますということで、車止めあたりが壊れた状態になっていますけども、向こうの費用でちゃんと直していただくということになっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 172ページの通潤橋周辺整備工事の中身についてももう少し詳しく知りたいんですけども、3億8,000万ぐらいの大きなお金でしますので、物産館の改修にどれぐらいかかって、トイレの工事というのは、この間のあれですね、政策協議の中では、飲食スペースじゃなかった、石橋を解体してそこにトイレを作るとおっしゃいました。で、資料館の改修についてはどんな改修なのか、昨日言われた分だけなのか、トイレはどれぐらいの個数、もちろん誰でもトイレは使われると思いますけれども、トイレの中身とかもう少し詳しく教えていただけますか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 中身の話でございますけれども、あくまでも金額は概算ということでよろしく申し上げます。物産館のほうは約9,000万円ほど。それと、通路については8,100万円、それとトイレについては4,300万円ほどです。通潤橋史料館については、1,460万ほどの積算を現在のところしております。トイレにつきましては、ユニットトイレを予定しております。男子の小が五つ、それと大が一つ、それと、女性のほうは五つあったと思います。それと、多目的トイレを1か所という予定だったと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

9番、飯開政俊君。

○9番（飯開政俊君） 商工会活動補助金は1,200万ありますけれども、私が非常に心配しているのは商店街の中です。商工費として組んでありますけれども、大体大半が観光施設のほうの予算のほうが多くて、私が一番心配しているのは、今年のうちには病院が一つだけ閉められるそうです。それから、商店も閉めようとしたところ、町民の方々が残ってくれということで、1件だけは残ろうかということで今相談をされています。商店街が今非常に縮減して減ってきています。商店街の方々と話すと、農家には、移住で来た新規就農ということで助成金があるし、また、後継者として家に残ればそれなりの助成金がありますけれども、商店街は何もないんですかと私に言われましたので、本当ですねと私答えて、今、後継の方もおられるし、よそから来てしようかという方も、馬見原のドーナツ屋さんもおられましたし、町内もアイスクリーム屋さんとかいろいろおられますけども、その辺のところ、助成はできないものかと。なぜかという、今のまま商店が閉まっていくと、造り物小屋はあっても、ずっと散策してさるくときに、店が開いているのと閉まっているのと、買物はしなくても開いているということが非常に活気が違いますので、そこ辺のところを、もう少し商店街に目を向けて、どうしたら店を開けていただけるか、また、後継

者というか、誰でもいいから、農家でも今経営移譲したいという方がおられますように、引き継ぐ方があればという形の中でされる方があれば助成をするような、町単しかないかもしれませんが、事業の継承に対する認識を少し持っていただきたいなと思っております。1,200万、これはもう商工会に対する助成でしょうけん、ずっと予算を見たところそういう部分はありませんので、何かそういうところの考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） お答えします。商店街の後継者育成だったり事業継承に対する補助はないかということでございますけれども、164ページの事業所改修等支援事業補助金というのが、1,000万計上させていただいておりますけれども、これが、店舗の改修であったり、新たに起業しようとするときの店舗、それと設備等の補助も含めて申請ができますので、店舗を開こうとするときにはこの補助金を使っていただければいいかなと思います。ただ、起業支援の場合は、上限2分の1で150万までという形にはなります。

それと、事業継承という部分では、現在商工会のほうで毎年、後継者育成事業ということで、年に5回、6回の講座を開催しております。中小企業診断士の先生ですとか社会保険労務士の方を講師に迎えて、そういったところの事業継承のアドバイスであったり、新たに起業するときのいろんな考え方ですとか、事業計画書の作り方あたりを指導いただきながら、新規に企業していただいている例もございますので、そういったところにも参加をしていただくように町のほうでも周知をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

9番、飯開政俊君。

○9番（飯開政俊君） 再度お願いしたいんですけども、本当に町内の店舗は非常にコロナの後も厳しいということで、皆さん迷っておられます。やはり、町内が電気がついて明かりがついて店が開いているということは、町のシンボルでもありますので、そういうところをやはり執行部の方々にも認識をいただきまして、予算はこれでいいですけども、今後そういうアイデアを考えて、補正でも何でも組んで、商工会のほうに、特に若い人たちにそういうことを認知していただいて、活気を持っていただくような政策をお願いいたします。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 副町長、楢林力也君。

○副町長（楢林力也君） 商工会については、私も4年事務局長をしておりましたので、今の藤原事務局長とも今問題を共有して、私も責任あるし、今の局長も今真剣に悩んでおります。これについては、商工会の人件費1,200万の中に県の商工会連合会の職員が3名おりますけれども、その人件費もかなりの分であります。そういう、商工会の指導員がきちんとそれぞれの事業者に指導して、経営指導したりしなければなりませんけれども、その指導が今、正直言ってなかなかできておりませんので、人心一新してしっかりやっていただくようにも会長をお願いしてやっております。

商工会の補助金はいろいろあります。業態転換補助金とか事業承継補助金とか、うまく使えば使える補助金がありますけども、それがまだまだ事業者に分からなくて、その指導を指導員がするというので、県職員と同じ給与をもらって、ほぼ同じ給料をもらってやっているわけですからしっかりやっていただきたいと、ずっと、私もそうでしたけれども、そこがなかなかできていない部分があって、それは商工会内部の責任でありますけれども、今少しずつそういった事業者の活動が見えてきております。再度レストランを始めようとか、しばらく休んでいたのを再度やるとか、飯開委員がおっしゃったように、いろんな喫茶店とかアイスクリーム屋さんもできていますが、今後そういったものができてまいると思います。

少しずつ八代港からインバウンドのバスの予約のほうも、先般も4台来ておりましたけれども、そういった形で受入れ体制づくりをしっかり行っていかなければなりませんので、それは商工会と観光協会、そして町の商工観光課が、3者がしっかり対応できるように今からやっていけば、まだ私は遅くはないと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 3回目ですので、的確にお答えいただければありがたいと思います。

通潤橋周辺整備については、全体の構想があつての今回の一部分の予算の提示になっていますので、本来であれば全体的な構想の中での予算立ての提案をいただけるとありがたいなという思いでおります。

先ほど概算でとおっしゃった金額を足してみると、約2億2,900万ぐらいなんです。3億七千、八千万ぐらいの中のあとの部分は一体何ですかと。レストランいしばしの解体費用を言われなかったもので、それなのかなとも思うけど、解体費用に1億もかかりますかねと。お金の動きというか、どのように使われるのかがちょっとまだ分かりません。すごく、こんなにかかるのかなと正直思っております。全体の構想の中だと申しましたけど、だから、いしばしは残して、トイレ工事を別にすれば、またお金の使い方も変わってくると思うんですよ。そういう余裕というか、全体構想の中でそういうふうなところまでの伸び代といいますか、検討の余地があるのかどうかということも含めてお願いします。あとの1億5,000万ぐらいは何に使われるのでしょうかということも含めてお願いします。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） すいません、先ほど申し上げた金額については、建物に関する部分だけでございまして、土木関係の部分については申し上げておりませんでした。建物に関する部分が2億3,000万、それと、土木に関わる部分については1億3,700万円ほどの現在の積算になっているところです。

いしばしを解体せずにトイレをどこかにという形の御提案でございますけれども、基本的には大がかりな変更というのはなかなか難しいのかなというふうに考えておりますので、現在お示しをしている部分で変更ができる部分については、極力そのような形にさせていただきたいという

ふうと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 165ページなんですけど、下から2番目で、通潤橋前景観作物管理委託料です。これ通潤橋前の田んぼのことですけども、ここ、御説明にあったように、今までJAの青壮年部の矢部班の方々かな、にやっていたいているんだろと思うんですが、それはそれで特に問題もないかなと、問題ないというか、大変そうにはやっていらっしゃるなと思っています。すごく御苦労なさっているなというのは正直に感じているところなんですけど、ここですが、矢部高校、今新しい道の駅通潤橋をつくったときに、矢部高校があそこで米を作っていましたよね、確か。海外に出すとか何とかいう米じゃなかったかなと思うんですけども、その田んぼもあったような気がするのですが、この田んぼ、矢部高校に作っていただくというのはできないのかなと思ったりしているんですけども、そこら辺、商工観光課でお考えなのか、それとも矢部高校になってくると今度その生涯学習課に絡んでくるのかちょっとよく分からないんですが、そういうお考えないのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） お答えします。現在のJAの青壮年部にお願いをしていますけれども、おっしゃるとおりに、日頃の水管理だったりが大変だということで話は聞いております。JA青壮年部もそんなに数がたくさんいるわけではないので、もし矢部高校がそういう通潤橋の前でお米を作るということを引き受けていただける希望があるのであれば、そういうふうにある程度面積を分けながらでもできやしないかなというふうに思います。青壮年部のほうも余裕を持って作られているわけではないので、その辺りは話ができるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） この話は、別に私も矢部高校の先生方とお話しして提案質問しているわけではないんですけども、あの後、田んぼがなくなってから、どこで授業としてやっていらっしゃるのかなとも思ったし、今とにかく役場の事業に対して矢部高校が積極的に連携してくれているというのも感じますので、先生方や生徒たちの負担がなく、授業実習にとってもいいというところであれば、行政側から提案に行ってもいいのかなと思ったので質問しました。よければ前に進めてもらえればと思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 私は168ページのところなんですけども、負担金ですね、毎回言っているようで申し訳ないんですが、一番上のところの阿蘇ジオパーク推進協議会負担、それからそ

の次の次、南阿蘇外輪山観光推進協議会負担、阿蘇の裾野に住む私たちにとっては大事な協議会ではないかと思っているんですが、1点は、この協議会にどなたがどのような頻度で参加されているのかということをお伺いします。

それから、ジオパークって、一般質問の中でも言ったんですけども、もともと地域性があるって、旧蘇陽のところまでしかジオパークに入っていないんですけども、今回国宝通潤橋というのを抱えて、私たちもいつも通潤橋の説明するときに、これは阿蘇の溶岩が流れてきてつくられた大事な石というか、その石材があったからこそこの石橋文化があるんだよって話を私するんですよ、子どもたちに。それこそ27万年前の歴史から話をするわけですよ。そういうものを抱えている私たちが、もともと阿蘇郡でなかったからということでその枠組みに入っていないんだとは思いますが、こういうのを協議し直すとか提案をしていくとか、こういう推進団体にも入っているわけで、そういった本当に同じ財産を抱えるものとしてもっと深く入っていったらいいんじゃないかと。

それから、ここには、負担金ではないですが、うちが出資している、毎回言いますが、デザインセンター、阿蘇の、どうもカルデラの中のことだけやっていらっしゃるという気がして仕方ありません。あそこには大事な職員も派遣していますので、もっともつとこちら側に効果があるような働きをしていただきたいと思っているんですが、この点についてお伺いいたします。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） お答えします。合併するときですけれども、旧蘇陽町は阿蘇デザインセンターのエリアの中、当然入っておりましたし、矢部・清和地区は入っていなかったということで、合併をするときの協議の中で、山都町全体をとという話がたしかあったというふうに記憶をしております。

山都全体を入れるならば、それぞれの自治体が出資という形で出しておりますので、そちらに新たに出資をする必要があるというところで、当時、蘇陽地区のエリアだけとするということが当時決まっていたのではないかというふうに記憶をしております。

それ以来、ジオサイトにつきましても、蘇陽峡と幣立神宮ジオサイトと、山都町にはこの二つがジオサイトとして登録をされています。全体としては33か所ほどありますけれども、この2か所がジオサイトとして登録をしているところでございます。もっと大きくエリアを広げるということになれば、阿蘇地域振興デザインセンターでの協議が当然必要になると思いますし、それに対する負担が出てくるのではないかというふうに考えます。

それと、ジオパーク推進協議会については、誰がどのような形で出席をしているかというところでございますけれども、幹事会と理事会というのがございます。幹事会については私が出席をしておりますし、理事会については、基本的に町長が出席をされております。それと、南阿蘇観光推進協議会だったですかね、その協議会につきましては、山都町と御船、それと西原、南阿蘇の4町村で構成をしております。218号線ですとか、山都町から西原に抜ける道路の活用だったり、山都町から高森のほうへ抜ける道路の活用であったり、57号線を上るよりはこちらから行ったほうが早く阿蘇のほうに行けますよとか、そういうこちら側のメリットを、阿蘇を囲む4町村

で協議をしながら、いろんな観光PRを進めているというようなところでございます。

以上で終わります。

○議長（藤澤和生君） 副町長、楢林力也君。

○副町長（楢林力也君） 今デザインセンターの理事を私がしておりますので、少し補足させていただきます。

デザインセンターは、合併当時、今、藤原課長が言いましたとおりに、山都町全体を含めるかという議論がありまして、そのときに、各町村の出捐金というのがありますので、山都町全体をするということであれば1億円積み増す必要がありました。そこまでしてエリアを広げるというところは、そこは合併当時の協議の中でなくて、いまだにそういう話がありますけども、もし山都町全体ということになると、出捐金は1億円積み増す必要があります。

今、確かに蘇陽エリアということではしておりますけれども、我々は山都町全体で阿蘇地域の活動に加わっているような形にしております。今、阿蘇地域デザインセンターは30億の出捐金も持っておりますけど、その運用益で年間大体7,000万から8,000万ありますので、その運用益でいろんな活動しておりますけど、その部分については、旧蘇陽エリアですけれども、山都町は山都町として8分の1の活動の支援はいただいております。

今職員を派遣しておりますが、彼は彼でデザインセンターの中でいろんな、職員研修という部分もありますので、そういういろんな阿蘇の地域振興や企画、そういったものを吸収しながら、今度また帰ってきて山都町でそれを還元してくれるものと思っておりますので、その点についてはかなり蘇陽の時代の出捐金以上にあると思います。

出捐金については、デザインセンターは財団ですので、仮に山都町が脱退するとしても、その1億円は戻ってきません。ですから、そのままにしておいて、山都町全体で活用できるようにということで今なっているということが現実であります。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 12番、工藤です。

先ほどから商店街の活性化についての質問がありまして、答弁がございました。商工会でもいろんな補助制度もあるようでございますけれども、しかし、それだけあっても、結果としては今の現状なんです。今から補助があつとじゃなくて、今まであつたのに今の現状しかないということで、どこに問題があるかということですよ。

それは、やはり貸す人と借る人が直接交渉せいと言うても、なかなかよそから来る起業する人がその家に行ってこの店舗貸してくださいねと言うても、そりゃ簡単にいくもんじゃないですよ。信頼関係もないし。これは、やっぱり町が積極的に入って行って、例えば、空き店舗があれば、そこで貸してもよろしいですかってなれば、そこと町が貸し借りの契約をまずやって、町が借りると。そして、今度は新しい起業する人がおれば、この店舗がありますよ、ここはいかがですかって、そして、改修が必要であれば、町から100万かな、幾らか出ますよと、そういうふうな取りつなぎをやらんことには、どぎゃん言うても、知らん人と相対で、貸します、借ります

と言うわけなかですって。それが今の現実です。

ですから、これを打開するためには、町がもうちょっと積極的に商店街を歩いて、そして、将来的にどぎゃんしますかって聞いて、貸してもいいなら町に貸してくださいって、町なら安心して貸さすですよ。そして、来る人も借る人も、町が相手なら安心して借られるということですから、これについては、課長、どんなですかね、取組してもらうわけにいかんですかね。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 町内の空き店舗を、積極的に借りたい人につなげるために町が間に入ってという御意見だったと思います。

そうした空き店舗の状況についても、商工会と一緒に把握をしながら、その辺の借りやすいようなシステムといいますか、そういったところを今後進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） ここは予算についての会議ですよ。ばってん、よか意見がいっぱい出よつとですよ。やっぱりこういった会議は持たないかんと思うんですよ。よろしく願いしておきます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 今、2番議員からもありましたが、先ほどこの審議の中で、4番議員も先ほどから通潤橋前開発のことについてすごく詳しく聞きたがっておられましたが、やはりこの議場で意見を全部出し合うというのは非常に難しいので、ぜひ、この間、一般質問の最後にもお願いをしたところなんです、執行部の皆様、特に副町長にお願いをしたいんですが、こういうことの意味を出し合う会をぜひ開催していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

（拍手）

拍手は要らない。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

本日の会はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会 午後 3 時57分

3 月 15 日（金曜日）

令和6年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 令和6年3月6日午前10時0分招集
2. 令和6年3月15日午前10時0分開議
3. 令和6年3月15日午後3時12分延会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第10日) (第6号)

日程第1 議案第25号 令和6年度山都町一般会計予算について
日程第2 議案第26号 令和6年度山都町国民健康保険特別会計予算について
日程第3 議案第27号 令和6年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第4 議案第28号 令和6年度山都町介護保険特別会計予算について
日程第5 議案第29号 令和6年度山都町水道事業会計予算について
日程第6 議案第30号 令和6年度山都町病院事業会計予算について

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである(12名)

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊	10番 吉 川 美 加
11番 後 藤 壽 廣	13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(2名)

7番 興 梶 誠	12番 工 藤 文 範
----------	-------------

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

副 町 長	檜 林 力 也	教 育 長	井 手 文 雄
総 務 課 長	坂 本 靖 也	清 和 支 所 長	長 崎 早 智
会 計 管 理 者	飯 星 和 浩	企 画 政 策 課 長	北 貴 友
税 務 住 民 課 長	高 橋 尚 孝	健 康 ほ け ん 課 長	木 實 春 美
福 祉 課 長	高 野 隆 也	環 境 水 道 課 長	有 働 頼 貴
農 林 振 興 課 長	松 本 文 孝	建 設 課 長	西 賢
山 の 都 創 造 課 長	木 野 千 春	商 工 観 光 課 長	藤 原 章 吉
学 校 教 育 課 長	工 藤 博 人	生 涯 学 習 課 長	上 田 浩
そ よ う 病 院 事 務 長	枝 尾 博 文	監 査 委 員	志 賀 美 枝 子

-
10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第25号 令和6年度山都町一般会計予算について

○議長（藤澤和生君） 日程第1、議案第25号「令和6年度山都町一般会計予算について」を議題とします。

3月14日までに6款商工費について質疑が終わっています。

7款土木費について説明を求めます。

建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） おはようございます。

予算の説明に入ります前に、建設課の資料を御覧ください。

令和6年度予算で計上しています工事請負費予算計上の施工箇所図です。

左下の凡例を御覧ください。

薄い青色が道路舗装工事、黄色が道路改良工事、緑色が防災工事、濃い青色が橋梁補修工事、ピンク色が河川工事、茶色が住宅関連工事です。施工箇所をそれぞれ赤丸数字で施工箇所を示しております。

右側の一覧表を御覧ください。

その中で、これまで老朽化した舗装の打ち替えについて、維持工事として部分的に対応していましたが、大規模な舗装更新を行うため、公共施設等適正管理推進事業が①から②の2路線、③が電源立地交付金を財源とした舗装更新工事、④が町単独改良、⑤から⑯が補助事業による道路改良及び舗装工事、⑰、⑱が防災工事、⑲から⑳が橋梁補修工事、㉑が河川しゅんせつ工事、㉒が令和5年に被災しました五老ヶ滝川災害関連工事、㉓から㉕が住宅関連工事になります。

次のページに、事業別の一覧表をつけております。

本年度は、これらの工事を含めた土木費予算として11億8,400万円を計上しています。

それでは、7款土木費について説明させていただきます。

173ページをお願いします。

7款土木費1項土木管理費1目土木管理総務費です。本年度予算5,963万7,000円。財源内訳は、県補助金359万6,000円。その他の財源は、道路占用料です。

2節給料から4節共済費までは、職員7名分の人件費です。

8節旅費17万7,000円。普通旅費は、職員の県外出張によるもの、特別旅費は、道路建設等要望活動に対応するものです。

10節需用費153万3,000円。工事用図書購入費、その他消耗品費、燃料費、公用車修繕料です。

11節 4万4,000円。冬タイヤ交換料です。

13節 使用料及び賃借料72万2,000円。積算用パソコンソフトリース料、製図用CADソフト、積算用資材単価使用料です。

174ページをお願いします。

18節 負担金補助及び交付金1,014万円。各種団体への負担金は、下記の記載のとおりです。下から4番目の県工事負担金532万5,000円は、熊本県が施行します道路工事に係る負担金です。仏原高森線ほか4路線です。負担率は、事業費の15%になっております。

戸建木造住宅耐震改修事業補助金109万円、耐震設計診断補助1件の9万円、耐震改修補助1件分の100万円。

175ページをお願いします。

民間危険ブロック塀安全確保支援事業補助金1件20万円、土砂災害危険住宅移転補助1件300万円。戸建住宅の補助109万円から危険住宅移転の300万については、現段階で補助先は未定ですが、早急な対応ができるよう枠取予算として計上しております。

2項 道路橋梁費 1目 道路橋梁総務費、本年度予算498万円。全額一般財源です。

10節 需用費116万4,000円。道路管理用公用車3台分の冬タイヤ交換、燃料費、修繕費です。

役務費79万6,000円。町道へ無償提供用地に対する登記手数料が70万、公用車に対する手数料が9万6,000円です。

12節 300万円。高速道路関連を含めた道路台帳作成委託料です。

26節 2万円。車検を行う公用車2台分の自動車重量税です。

176ページをお願いします。

2目 道路維持費です。本年度予算1億6,317万3,000円。その他の財源は町道維持管理基金です。

2節から4節は、会計年度職員4名分の人件費です。

10節 需用費2,155万3,000円。道路維持に係る消耗品費、トンネル照明電気料、舗装補修等の修繕料です。

12節 委託料4,350万円。維持工事に伴う測量設計費として150万円、町道の除草作業業務委託として39路線3,640万円、町道の維持管理基金を利用しまして、支障木伐採、側溝清掃等を行う委託料として560万円、合わせて4,200万円を計上しています。

177ページをお願いします。

13節 使用料及び賃借料450万円。町道の維持管理に要する機械借り上げです。土木施工業者、道路管理人、町道部において、集落施工による草刈りハンマーモアに対応するものです。

14節 工事請負費7,020万円、維持工事3,000万円。令和5年度に関しては、当初予算2,200万だったので、800万円の増で計上しております。

町道舗装更新工事4,020万円。公共施設等適正管理推進事業による舗装更新2路線分です。2路線の内訳としましては、中央公民館から畑橋までの下市畑線の舗装更新工事800メートル及び継続事業の小笹井無田線の200メートルを予定しております。

15節 原材料費670万円。アスファルト合材、側溝蓋、生コン等の材料費です。

17節備品購入費、道路管理人が使用します舗装転圧プレートの購入費です。

21節補償補填及び賠償金60万円。維持工事に伴う支障電柱移転補償費です。

3目道路新設改良事業費、本年度予算3,606万4,000円です。国県支出金の440万円は、電源立地地域対策交付金です。

11節役務費6万8,000円。土木工事に伴う積算用インターネットの回線使用料です。

12節委託料928万4,000円。大矢野原演習場周辺民生安定事業において、次期事業として予定しております水の田尾下鶴線において、大矢野原演習場内を道路用地として事業を行うため、概略設計費として551万円、人権センターから役場下の水道町交差点までの2車線化計画における概略設計費197万1,000円、大川井無田線道路改良事業において、惣津森線との交差点協議が必要であるため、交差点詳細設計業務委託180万3,000円、合わせて928万4,000円です。

14節工事請負費2,000万円。道路改良工事として加勢群線1,500万、道路舗装工事として栗山線500万、栗山線について電源立地交付金の440万を充当しております。

178ページをお願いします。

原材料費40万円。2路線分の砂利、生コン等の材料費です。

21節補償補填及び賠償金631万2,000円。加勢群線道路改良工事に伴う電柱移転及び水道事業者、町に補償する水道管移転補償費です。

4目、地方創生道整備推進交付金事業費です。本年度予算2億3,966万2,000円です。財源は国庫補助金1億1,500万、一般財源が966万2,000円です。

3節時間外手当等10万円。職員の時間外手当です。

10節需用費34万3,000円。コピー用紙等消耗品費です。

11節役務費172万5,000円。改良工事に伴う電柱の保護管設置手数料です。

13節使用料及び賃借料49万4,000円。現場監督用公用車のリース料です。

14節工事請負費2億2,265万4,000円。長谷埋立線、小星線、大川大矢線、原尾野貸上線、二津留大見口線の5路線です。

179ページをお願いします。

原材料費100万円。5路線分の原材料費です。

21節補償補填及び賠償金1,334万6,000円。長谷埋立線ほか4路線の電柱移転補償及び小星線、原尾野貸上線に伴う水道事業者、町に対する水道管移転補償費です。

5目大矢野原演習場周辺民生安定事業費、本年度予算2,215万円。前年比1億334万8,000円の減は、水の田尾下鶴線における計画区間において、令和7年度が最終年度であり、事業量自体が減によるものです。財源は国庫補助金1,153万2,000円です。

1節から4節までは、会計年度任用職員の人件費です。

8節旅費27万2,000円。会計年度職員通勤費費用弁償、普通旅費については、職員の九州防衛局出張旅費です。

180ページをお願いします。

10節需用費26万2,000円。消耗品費及び公用車燃料費です。

11節役務費60万円。水の田尾下鶴線道路改良工事に伴う土地登記手数料10万円、改良工事に伴う九電柱の電線保護管設置手数料50万円です。

13節使用料及び賃借料、大判プリンター及びパソコン図面作成ソフトのリース料です。

14節工事請負費2,003万6,000円。水の田尾下鶴線道路改良工事分です。

15節原材料費10万円。生コン、砂利の原材料費です。

16節公有財産購入費、水の田尾下鶴線道路改良工事に伴う土地購入費です。

181ページをお願いします。

6目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、本年度予算4,399万円。財源は国庫補助金4,000万円です。前年比1,898万7,000円の増は、令和6年度より工事が始まるための増額です。

1節から3節は、会計年度任用職員と職員の人件費です。

8節旅費18万円。職員による九州防衛局への出張旅費です。

10節需用費22万円。コピー用紙等消耗品費、公用車の燃料費です。

役務費20万3,000円。郵便料と久留見尾鍛冶床線道路改良工事に伴う支障電柱保護管手数料です。

13節使用料及び賃借料72万7,000円。工事に伴う重機借り上げ及び大判プリンターパソコン図面整理ソフトのリース料です。

工事請負費3,900万円。久留見尾鍛冶床線道路改良工事の工事費です。

182ページをお願いします。

15節原材料費30万円。砂利、生コン等の材料費です。

21節補償補填及び賠償金258万円。久留見尾線道路改良工事に伴う電柱移転補償費及び水道事業者、町に補償する水道管移転補償費です。

7目社会資本整備総合交付金事業費、本年度予算1億7,476万円。財源は国交付金9,085万円です。

3節職員手当10万円。職員の時間外手当です。

8節旅費18万円。用地交渉に伴う県外出張旅費です。

10節需用費37万円。コピー用紙等消耗品費燃料費です。

11節160万円。椎原1号線における土地登記手数料及び改良工事に伴う旧電柱の電線保護管設置手数料です。

12節委託料1,453万円。瀬戸福良線におきまして、平成21年度に測量設計を行い、用地取得困難箇所が本年度、令和5年度に解決したことにより、現在の基準に基づき設計を行う委託料87万円、土地登記に伴う境界復元測量が226万円、椎原1号線用地測量設計業務委託料850万円、米生滝下線舗装補修設計が290万円、合わせて1,453万円となっております。

183ページをお願いします。

13節使用料及び賃借料60万円。道路改良工事に伴う重機借り上げ料です。

14節工事請負費1億4,650万円。改良工事3路線1億1,590万円、瀬戸福良線、白小野鶴越線、長谷花立線です。舗装工事2路線3,060万円、二瀬本花上線、仮屋神ノ前線です。

15節原材料費100万円。工事に係る材料費です。

16節公有財産購入費490万円。椎原1号線道路改良工事に伴う土地購入費です。

21節補償補填及び賠償金498万円。椎原1号線道路改良工事に伴う立木補償費、長谷花立線の電柱移転補償費、白小野鶴越線及び長谷花立線において、水道事業者、町に補償する水道管移転補償費です。

8目自然災害防止事業費、本年度予算4,020万円。

14節工事請負費4,020万円。岩立南線、北川内今村線にそれぞれ落石防護網を設置する工事です。

12節道路メンテナンス事業費、本年度予算1億376万円。財源は国庫補助金6,520万円です。

12節委託料2,880万円。令和5年度において、九央道関連の町道認定分を含めて、橋梁数344橋と16のトンネルを管理しております。平成26年度から、道路法の改正により、5年に1回の点検が義務付けられたものです。令和6年度は63橋の点検を予定しています。

184ページをお願いします。

14節工事請負費7,436万円。緑川地区、町道須ノ子赤木線井川尻橋、御所地区、町道西谷線西御所橋、川口地区、町道川口高千穂野線の円明寺橋、金内地区、萱野線の金内橋、麻山地区、河内大川線の黒川橋、八木地区、今神ノ木線の砥石平橋の橋梁補修工事です。

15節原材料費60万円。生コン等の材料費です。

3項河川費1目河川管理費、本年度予算1,137万1,000円。国県支出金の371万円は、県の委託金です。

14節工事請負費765万円。神ノ前川のしゅんせつ工事を行うものです。

18節負担金補助及び交付金371万円。県管理河川の護岸除草助成金です。令和5年度は15河川、30地区が実施されております。

2目河川等災害関連事業費、令和5年7月の梅雨前線豪雨により被災しました下名連石地区の五老ヶ滝川において、災害関連事業として採択を受けましたので、令和5年度予算に引き続き予算計上を行うものです。事業期間としては、令和7年度完了に向けて進めてまいります。本年度予算6,734万円、財源は国庫補助金2,950万円です。

3節職員手当等20万円。職員の時間外手当です。

8節旅費42万円。設計協議等を行うため、国交省への出張旅費です。

185ページをお願いします。

10節需用費40万円。コピー用紙等の消耗品費です。

13節使用料及び賃借料150万円。工事に伴う重機借上料です。

14節工事請負費6,382万円。五老ヶ滝川河川改修工事です。工事内容としましては、一部区間において用地買収を行い、河川の断面の拡大を行う。また、落差工を設置し、流速を抑える工事です。

15節原材料費100万円。砂利、生コン等の材料費です。

4項住宅費1目公営住宅管理費です。本年度予算1億6,212万3,000円。財源は国庫補助金

4,870万8,000円。その他の財源2,651万8,000円は、住宅使用料です。現在、管理戸数40団地、376戸です。

2節から4節は職員4名分の人件費です。

186ページをお願いします。

旅費5万7,000円。特別旅費5万7,000円は、公営住宅管理実務者研修旅費です。

10節需用費1,132万6,000円。住宅の光熱水道費及び修繕料の865万5,000円です。

11節役務費31万4,000円。おおり住宅の太陽光売電に伴うインターネット回線使用料及び町営住宅の浄化槽法定検査手数料です。

12節855万6,000円。18団地39基の浄化槽の委託管理料及び清掃委託料です。

消防設備点検委託料は、川鶴団地及びおおり住宅の2団地分です。

施設管理費は、住宅敷地内ののり面の清掃及び退去後の室内清掃委託料、おおり住宅の共用部の清掃委託料です。

13節使用料及び賃借料21万9,000円。橘一般住宅の土地借上料及び大川団地の占用料です。おおり住宅のフロアマット使用料18万7,000円です。

187ページをお願いします。

14節工事請負費1億1,690万円。原団地の流末側溝敷設工事130万円、住宅解体工事8戸分の1,760万円、居住性を向上させるため改修工事として、小原B団地4棟14戸、5,600万円ユニットバス及び水洗化です。また、南田A団地の建て替え工事、平屋2戸、4,200万円を計上いたしまして、改修工事費9,800万円を計上しています。

18節負担金補助及び交付金。研修会負担金及び南田A団地の新規水道加入金2戸分8万8,000円を計上しています。

21節補償補填及び賠償金50万円。老朽住宅の解体に合わせて集約化を行うため、移転補償費として5戸分を計上しています。

2目小集落住宅管理費、管理戸数は30戸です。本年度予算72万8,000円。財源は、住宅使用料収入です。

10節需用費64万8,000円。街灯及び電気料、住宅の修繕費です。

12節委託料8万円。空き家部の除草作業委託料です。

188ページをお願いします。

6項高速道路管理費1目高速道路対策事業費、九州中央自動車道山都中島西から山都通潤橋インターチェンジにつきましては、令和6年2月11日に開通式が行われ、同16時より供用開始が始まったところです。矢部清和の10.3キロについては、令和4年度に事業化され、地元説明会を開催後、現在、国において実施設計が行われている状況です。また、令和2年3月に事業化されました蘇陽五ヶ瀬間7.9キロにつきましては、令和5年11月26日に熊本県側の着工式が行われ、現在、用地買収に合わせて工事を進められている状況です。本年度予算1,849万3,000円。全て一般財源です。

2節から4節は、職員2名分の人件費です。

8節旅費77万6,000円。県外出張及び整備要望に伴う職員旅費です。

10節24万円。要望活動に伴う消耗品費12万円、食糧費12万円は、熊本県及び宮崎県合同で行う地方大会参加者の弁当代です。

11節登記手数料、蘇陽五ヶ瀬間建設に伴う町関連の町道等の土地登記手数料です。

12節委託料94万6,000円。山都中島西インターチェンジ及び山都中島東インターチェンジの町区間の除草作業委託料です。

189ページをお願いします。

13節使用料及び賃借料24万2,000円。地方大会参加に伴うバス借上料です。

18節負担金補助及び交付金128万円。九央道期成会への負担金16万円、蘇陽高千穂期成会の負担金が2万円です。例年8月に開催されております地方大会、500人程度の参加なんですけども、それを山都町で開催したいと事務局に要望しており、新体育館パスレルのステージを設営する経費110万円です。

以上で7款の土木費の説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（藤澤和生君） 7款土木費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） ちょっと伺います。175ページ、上のほうに民間危険ブロック塀というところありますけども、この説明と、あと184ページのマテリアル代というのがあった。橋の工事のところ、マテリアル代というのが別にあるんですけども、ほかのところも工事請け負ってマテリアル代というのが別にあるんですけども、その説明をお願いします。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） お答えします。ブロック塀の補助に関しましては、現在、御相談、申請はあっておりませんが、それに対応する予算ということで上げております。

内容としましては、ブロックのいろんな要件がございますけども、道路面に対するブロック塀自体の高さが60センチ以上、かつ道路面から80センチの場合、20万を上限に補助が行われるものです。一応、今のところ1件分を想定しております。

原材料費についてのお尋ねですけれども、原材料費というのは、建設課において、目的を橋梁補修でしたら、橋梁の補修を工事入るわけですけども、その現場におきまして、例えば町道、農道を通っていくときにコンクリ舗装が割れたと、例えばの例ですけども、業者に瑕疵がない場合に、材料費を支給して、業者のほうにコンクリ舗装の補修だったり、行ってもらうということで、工事請負費に入れてしまいますと諸経費あたりで金額が上がるものですから、この辺は材料費を業者のほうにお願いして施工させていただくということでしるようなもので、工事請負費がある分については、原材料費をよく上げさせて、上げておりますけども、上げておるといような状況です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 185ページの町営住宅のところですけど、その他の財源のところの2,651万8,000円の中に、先ほどちょっと説明されたおおり住宅の売電収入も入っているんでしょうか。売電収入が分かっていたらお知らせください。

おおりについては、共益費をちゃんといただいて、その中で草取りとか、いろんな環境整備のほうは任せられていると思いますけれども、ほかの公営住宅については、自分たちでされているんですよね。だから、よければ、そういうふうにはできないものかなと、共益費を取って、人を雇っていただいているというのについては、今から先もずっとそうされるのかということもお尋ねしたいと思います。

南田B団地の居住性向上改修工事の中身を、すみません、聞き損ないましたので、もう一回言ってもらっていいですか。

以上お願いします。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） お答えします。おおり住宅の売電収入につきましては、歳入予算、41ページになりますけども、その中に5行目、太陽光売電収入30万がこちらのほうで上がってきたような状況です。

それと、おおり住宅につきましては、初め若者向け住宅ということで建設しておりまして、その中に、今の若い者といいますが、その中で、共益部の管理については、共益費でやりますよということで、初めからそのコンセプトでやっておりますので、その分を共益費でいただいてやっていると。もしそれがなかったら共益費は下がりますけども、自分たちでせなんという中で、共益費をいただいて共用部分はやっていたという状況です。

南田住宅につきましては、建て替え工事ということで、今年度解体して造成をやっておりますので、その建て替え工事費ということで、2戸分上げているような状況です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） すみません、私もちょっと聞き逃した点がございまして、177ページあたりの町道改良のところ、水道町から何とかの2車線計画というのがあったかと思うんですが、そのところの水道町なのでしょうか。どっからどこまでをどういうふうに2車線化されるのか、もう一度御説明をよろしくお願いします。

それから、先日の一般質問の中でも同僚議員からありましたサブリースの件なんですけど、もちろんそのサブリースという、いわゆる町が空き家を借り上げたりして改修をして、それを家賃を取って、入居希望の人にまちなかの店舗であるとか、住宅であるとか、そういったところ、それをやると町営住宅ということになるので、管理とかもまた増えて大変なのかなと、今300何十戸されていますが、そのサブリース的な考え、それは建設課だけの担当ではないでしょうけれども、それが町営というふうなものになっていくと思われまますので、そういったところの考え方、この間の一般質問にもあったように、空き家、空き店舗、そういったものの住宅化、そういったふうなことについては、どのようにお考えかなというふうに思います。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西 賢君） お答えします。高速道路がいよいよ山都通潤橋インターチェンジまで行きました。その中で、町内に入り込む路線としまして、人権センターからこの下の水道町交差点、この路線につきまして、一部2車線部分もございますけども、ここを完全2車線の計画ができないかということで、その概略の設計費を上げて、よければ2車線化をやりたいということで、概略設計費を上げております。

サブリースの件ですけれども、今年度住宅の基本計画あたりの見直しもやっているところで、建設課におきましては、町営住宅の管理ということで、これにつきましては、住宅行政に携わるところでございますので、別の関係課、もしくは住宅政策につきましては、民間事業者も一緒に入れて考える必要があると思っております。その中で全体的に考えていければと思っております。建設課独自にというのはございません。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

8款消防費について説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは、189ページをお開きください。

8款消防費を説明します。この款は、上益城消防組合や消防団に関するもの、防災、減災に必要な施設整備や活動に関する予算を計上しております。

まず、1目常備消防費です。ここには、上益城消防組合の負担金として2億9,889万1,000円を計上しております。93名の職員、19台の車両、3施設の維持管理経費を構成団体であります御船、嘉島、甲佐、山都町で負担しているものでございます。

2目非常備消防費です。これは、非常勤の消防団員の報酬や活動に対する経費等を計上しております。7,290万6,000円です。

1節報酬は1,954万6,000円です。団員の見込み数500名分の年報酬額と出動報酬分を計上しております。

2節給料は、職員1名分の人件費を計上しております。

191ページ、17節備品購入費の主なもの、消防ホース50本の購入を予定しております。

18節の負担金補助及び交付金では、消防団員の退職金や災害補償に関する組合負担金1,079万5,000円、消防団の本部、方面隊や、各分団の運営補助金1,101万3,000円を計上しております。

3目の消防施設費です。消防団車両、消防施設の設置や維持管理に関する経費2,803万8,000円を計上しております。現在の装備品といたしましては、車両、タンク車1台、ポンプ車1台、積載車46台、小型ポンプ12台を所有しております。

10節需用費は、防火水槽8か所修繕、消防車両31台の車検、ポンプ30台、ポンプ倉庫3か所、ホース乾燥台6か所の補修や修繕料728万1,000円です。

14節工事請負費は、2基の耐震性貯水槽設置工事費1,932万2,000円を計上しております。

18節負担金は、消火用水利確保のための下大川水利組合への負担金3,000円です。

4目の災害対策費です。防災、減災対策、予防対策に要する経費643万9,000円を計上しております。

10節では、備蓄品として非常食の購入経費258万円を予定しております。

12節の委託料では、県と東京大学との連携で構築されました災害発生時の主な業務管理をタイムライン化し、パソコン等で把握できるシステムの管理運営委託料6万6,000円を計上しております。

17節備品購入費では、旧御岳小学校の備蓄品の保管している部屋において、災害備蓄品の品質保持を行うため、遮光カーテン購入費用58万6,000円を計上しています。

18節負担金補助及び交付金では、熊本県防災消防ヘリひばりの運営負担金、海難救助ボランティア支援の青い羽根負担金、自主防災組織育成補助金や防災リーダー養成研修費5名分を計上しております。

以上で8款消防費の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 8款消防費について説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 192ですね、非常用の防水の利用負担金というのは、どういう意味ですか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。非常用消防水利負担金は、先ほど御説明いたしました下大川の用水を水利として使って、火事が発生した場合使用するというので、その費用につきまして、3,000円の負担金を毎年支払いしているということでございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 192ページの災害備蓄品の購入で非常食という御説明がありましたけれども、もう少し詳しく分かればどういうものということと、その中に液体ミルクとかも入っているかなということでお尋ねしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） 失礼いたしました。今回購入する予算といたしましては、フリーズドライの非常食、それから、飲料水、ペットボトル、10年保存ができるもの、それから、クッキーを購入する予定でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 工事請負費の貯水槽の2基分、どちらに設置されるのか教えてください。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。本年度設置予定箇所については、これから、また場所を消防団等々と確認しながら、2か所を設置したいということで考えております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） すみません、同じく災害備蓄品のことですが、これは全部、御岳小跡の備蓄倉庫に行くのでしょうか。できれば、6月、7月の雨に向けての、去年開けられた避難所については、非常食だけでも置いておくということではできないのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。避難所に関しましては、一般質問でも西田議員のほうから質問をいただきまして、現在、主要な町のほうで備蓄している場所、それから、各地区で備蓄倉庫を設置されている場所等に、今備蓄をしております。

それ以外の無人でまだ設置がない場所におきましては、設置場所等々の問題もありますので、基本的には、災害があった際、職員がそういった避難所を回りながら必要に応じて搬送するという計画で考えております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

9款教育費について説明を求めます。

学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） それでは、9款教育費、学校教育課分の説明を行います。

令和6年度における山都町管内小中学校の状況なんですが、小学校5校の児童数が474名、中学校3校の生徒数が273名、併せて747名。本年度と比較しますと、小学校で7名の減、中学校で27名の減となる予定です。

複式学級は、現時点において中島小学校が2学級、蘇陽小学校が1学級の編制を想定しており、計3学級となる予定です。

重要課題の一つであります義務教育学校整備に関しましては、昨年度における再検討決定後、教育委員会会議において、安全確保、児童生徒にふさわしい学校規模、通学区域の設定、通学時間の改善、建設経費の負担、判断にふさわしい時期、タイミングなど、継続して協議してまいりまして、現時点において明確な方針を定めるには至っておりませんが、ある程度材料はそろったものと考えておりまして、できるだけ早期に方針を示すことができると考えております。

なお予算に関しては、年度内における再始動の可能性を想定しまして、準備委員会等に係る費用を計上しております。

教育用のICT機器、タブレットや電子黒板等なんですが、それや校務用パソコンにつきましては、本年度末に必要とする台数など整備を終えております。今後は、維持更新を基本として調

整してまいります。将来の児童生徒数の推移を考慮して、維持更新の概要をICT計画の中で整理しており、計画的に調整してまいります。

特に、令和2年度において、一括で購入した児童生徒用タブレット639台ございますが、これにつきましては、耐用年数等を踏まえた計画的な更新が必要となります。現時点では明確ではありませんが、令和6年度から令和8年度の3か年において、国や県が示す予定のタブレット更新に係る補助メニューに効果的に活用しながら調整してまいります。新年度上半期までには概要が示されるのではないかと予想しており、今後調整を図ってまいります。

また、我々が業務に活用しています総合行政システムと同じように、学校現場における校務等の効率化を図る校務支援システムにつきまして、県内の多くの自治体で整備が進んでおりまして、県費教職員の異動に際してのスムーズな事務引継、学校の働き方改革の一環としても導入が急がれます。国の補助事業を活用しての導入を調整しておりますが、補助の有無について措置する予算が異なることから、当初予算での計上を見送りました。明確になり次第、補正予算にて提案する予定です。

そのほか、潤徳小学校の閉校によりまして、給食管理費を含めた学校運営経費を800万円程度圧縮できたものと考えますけれども、予算の数字上は、本年度における小学校費における机、椅子の更新とか、教師用教科書等の購入による減額幅が大きく、必要不可欠な教諭補助や調理補助等の会計年度任用職員の人件費増の影響により、全体を見ると、そこまでの減額は見込めませんでした。

また、老朽化が進む学校施設では、防水機能の低下による雨漏りや経年劣化による鉄筋コンクリートの爆裂等が見られるものがあります。児童生徒に危険が及ばないように日頃から注意を払っておりますが、義務教育学校の整備前であっても、何らかの手を入れる必要性を感じており、今後、緊急的な対応を強いられる場面を想像しておく必要があるものと危機感を抱いております。

9款教育費のうち、学校教育課が所管するものとしまして、以降、教育総務費では、教育委員会の運営全般、小中学校の共通部分、廃校施設等の管理、学校同和教育やALTに係る費用を、2項小学校費では、小学校の運営に係る費用を、3項中学校費では、中学校の運営に係る費用について、それぞれ計上しております。合計して、本年度5億2,000万円程度弱を計上しています。それでは、194ページを御覧ください。

9款教育費1項教育総務費1目教育委員会費は、教育委員に係るものです。179万7,000円を計上しています。教育委員4名の報酬のほか、毎月1回開催しております委員会会議のほか、式典、学校訪問、研修会、その他会議等に出席される際の費用弁償等を計上しています。

次の2目事務局費は、6,056万6,000円を計上しています。特定財源は、奨学資金返還金の現年度分、過年度分、合わせた340万6,000円でほぼ占めております。

次の195ページの4節までは、特別職1名と学校教育課職員6名の人件費及び共済費です。

4節には、教育委員会全体の会計年度任用職員分も計上しております。

196ページをお願いします。

13節の車両借上料は、本課にて管理しております公用車3台のうち、1台について、蘇陽支所

から1台を保管転換して使用していましたが、経年劣化による不具合を生じており、3月の車検満了をもって処分し、今年度2月に新規にリースを開始した軽自動車分となります。

20節奨学資金貸付金は、今年度、新規に貸付けを始めた、大学生4名、高校生1名を含めた継続貸付けとして、大学生7名、高校生2名分を令和6年度における新規の分を、令和6年度における新規の貸付け想定としまして、大学生4人、高校生2人分を計上しました。貸付け額は、ひと月当たり、大学生2万5,000円、高校生1万5,000円です。

なお、奨学資金の給付型に関しましては、高等教育に関し、世帯所得の制限はあるものの、国の高等学校等就学支援金制度により、国公立問わず授業料の無償化が図られていること、また、給付型は、申請者が増える可能性が高く、制度設計の根本的な見直しが必要になると思われ、検討はしておりません。

次の3目教育振興費は、小中学校運営に係る共通費用です。6,417万円を計上しております。特定財源のうち、国県支出金58万円は、小学校で実施します水俣に学ぶ肥後っ子教室に係る県補助金で、その他は、ふるさと寄附金の充用1,900万円及び上益城郡教育委員会連絡協議会研究指定事業助成金10万円となります。

1節から197ページの4節までは、会計年度任用職員に係るもので、教育委員会事務補助1人、学校図書司書2人、教育支援センター山都教室支援員6人、学校教育指導員1名分を計上しております。

7節報償費のうち、義務教育学校準備委員会謝金は、準備委員会に協力いただく学識経験者2名及び検討部会に協力いただく有識者2名に係る謝金です。冒頭申し上げましたとおり、現時点で準備委員会の次の開催の見通しは立っておりませんが、速やかに対処できるようあらかじめ措置するものです。

次の講師謝金は、児童生徒を対象にした命の大切さについて考える講演会や、学校経営上の課題等を踏まえた研修会などに係るものです。各学校における実績を踏まえ計上しております。また、この講演会や研修会などの更新に係る費用弁償を次の8節、旅費に計上しています。

二つ下の義務教育学校準備委員会費用弁償は、先ほど報償費で説明しましたように、準備委員会及び検討部会の必要性が生じたとき速やかに対処できるようあらかじめ措置するものです。

次の10節、198ページをお願いします。

公用車燃料費は、やまと教室用の公用車分です。

次の修繕料は、学習に使用するタブレットの修繕料です。15台程度を見込んでおります。

次の調理師研修会材料費は、調理師研修会時の試作用の材料代となります。

次に、11節です。中ほど、遠隔授業用通信回線使用料は、家庭の学習用タブレットの持ち帰りに際し、インターネット環境のない保護者家庭にモバイルルーターを貸出し、通信を伴う学習を支援するもので、SIM基本料及び通信費用を計上しています。令和2年度に取組を開始したものです。現状の利用状況を踏まえて減額して計上しております。管内の学校においても、持ち帰りが増えていきますので、さらに活用が活発化し、予算の増額要求ができるよう積極的な活用を推進してまいります。

ちなみに、自宅にWi-Fi環境がない世帯なのですが、本年度における学校からの報告では、兄弟姉妹で重複の可能性もございますが、小中学校全体で12%、70世帯程度となっております。

次の小中学校エアコンクリーニング手数料は、機器の能力、寿命を維持するために、3年に1回程度定期的にメンテナンスを行うもので、令和6年度は27台のクリーニングを見込んでおります。

次の13節のうち、中ほどICT教育支援業務委託料については、令和4年度からICT教育支援員を2人体制としています。国が示す4校に1人という基準に対し、1週間に1回は、いずれかの学校に終日滞在して対応可能な体制としており、令和6年度も同様の体制を維持するものです。

次の学校産業医委託料は、教職員の健康管理を推進するために、そよう病院の協力を得て、産業医としての面談をお願いするもので、面談実績に応じて委託料を支払う形としております。希望する教職員は、産業医との面談を通じて、メンタル面や体調のサポートを受けることができますので、管内の教職員に対し、定期的に制度の周知を図っております。

次の小中学校教職員ストレスチェック委託料は、県費教職員に係る公立学校共済組合が実施する心の健康チェック事業を実施するものです。県費教職員の服務は、市町村教育委員会が管理しなければならないことから、本年度と同様に計上しているものです。

199ページをお願いします。

次に、13節です。校務用パソコンリース料は、導入後の経過年数が7年を超えるパソコンの更新を図るもので、30台の更新を予定しております。本年度30台の更新を行っており、令和8年度までの4か年で更新を終える予定です。

次の公用車リース料は、当課が管理している3台のうちの1台で、やまと教室で使用している車両分となります。

二つ下の電子黒板リース料は、普通教室、特別支援教室及び特別教室に不足した分について、本年度導入を図った25台分のリース料となります。

その下のタブレットリース料は、児童生徒及び授業を担当する教員用のタブレットについて、長期継続契約で対応している分のリース料となります。本年度、児童生徒用パソコンリース料としてリース契約継続分を計上しておりますが、令和6年度は、タブレットリース料に統合して計上しております。

なお、新規で108台の更新を図る予定ですが、冒頭で説明しましたように、国県が示すタブレット等の更新に係る補助の動向を見て、今後、補正予算にて予算の組替え等を行う可能性があります。

次に、18節負担金補助及び交付金です。一番下の上益城郡学力向上研究指定事業助成金は、蘇陽中学校区が上益城郡教育委員会連絡協議会の指定を受けまして、児童生徒の学力向上や教員の指導力向上に向けて、研究実践を行うための助成金となります。2年目となり、令和6年度中に研究発表会を開催いたします。歳入として、同連絡協議会から同額の助成を受ける予定です。

200ページをお願いします。

4目教育施設管理費です。522万3,000円を計上しています。特定財源は、学校施設使用料2万円及び教員住宅使用料98万4,000円です。現在、学校教育課で管理しております廃校した中島東部小、中島南部小、大野小、菅尾小と、今年度末をもって閉校となる潤徳小の計5校の校舎等施設と教職員住宅の維持管理費を10節から、次の201ページの18節まで計上しています。

教職員住宅の現在の入居戸数は、20戸中6戸です。徐々に入居数が減っており、高速道路の開通の影響もあるかと思いますが、今後の入居も期待できない状態です。このような背景を踏まえ、建物が古く手を入れる必要があり、入居が難しいと思われる住宅については処分を、また、閉校した学校の近くにあり、十分使用できるとされるものの入居がない住宅については、引き合いがあれば譲渡等を含め、整理していきたいと考えています。

10節需要費の一番下、廃校施設消防設備修繕料につきましては、廃校した施設であっても、行政財産として使用しており、点検の結果を受け、消火器の更新等を行わなければならないことから計上しているものです。

201ページをお願いします。

5目スクールバス運行費は、臨時バス運行委託に係る予算です。1,325万3,000円を計上しています。学校における校外学習や臨時下校等に係るものに、令和6年度からは、コミュニティーバスの廃止を受け、平日及び土曜日における定時定路線の運行がなくなるために、土曜日及び長期休業中における中学校の部活動に対応する臨時運行分を含めております。

次に、6目学校同和教育費です。121万6,000円を計上しています。特定財源は、地域改善対策奨学資金返還事務費交付金3万5,000円です。町、学校、就学前同和教育研究大会や事業研究会の講師及び協力者等の謝金、記録集の印刷製本費、地域改善対策進学助成金などを計上しております。

なお、令和6年11月末に全国人権同和教育研究大会が熊本市で開催される予定で、教職員40名の参加を想定し、10節消耗品費に当該資料代を含めて計上しております。

学校同和教育につきましては、山都町部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、人権を擁護する条例の規定を踏まえ、学校教育に関する施策について、学校、各種団体と連携を図り、協力しながら、その推進に努めてまいります。

202ページをお願いします。

7目外国青年招致事業費は、外国語指導助手であるALTに係る予算です。1,540万4,000円を計上しています。全額一般財源ですが、特別交付税措置の対象となります。ALTの任期は、8月から翌年7月までの1年間ですが、現在任用している3名のうち、2名が更新しない意思を示しており、交代となる予定です。引き続き、切れ目なく3名体制での学校配置を予定しています。

203ページをお願いします。

2目小学校費です。まず、1目学校管理費は、小学校5校の学校運営や学校施設管理に係るものです。7,018万9,000円を計上しています。特定財源の国県支出金は、理科備品購入に係る学校教育施設整備等補助金です。そのほかは、五ヶ瀬町居住の児童2名の受入れに係る学校委託費児童負担金5万円、日本スポーツ振興センター負担金19万4,000円及びふるさと寄附金の充用700万

円です。

10節需用費、11節役務費、12節委託料、17節備品購入費には、各学校に配当する予算が含まれております。学校に配当する予算につきましては、個別の説明は省略いたします。

学校配当外の予算について説明いたします。

まず、10節需用費について、修繕料は、矢部小体育館ステージ壁改修をはじめとする普通修繕を、別途消防設備修繕や遊具の改修等を予定しております。軽微なものは、各学校の配当分で対応していただきます。

204ページをお願いします。

11節の一番下、印刷機設置及び撤去手数料については、各学校の印刷機が所定の期間を超過し、安価なリース料で対応していただいたところですが、メーカーのサービス対応が難しくなりました。新規での更新が必要となり、既存印刷機の撤去、更新する印刷機の設置に係る手数料となります。これは、中学校費でも同様となります。

12節の委託料です。

205ページをお願いします。

高圧コンデンサー交換及びPCB分析業務委託料については、メーカーから一部の高圧コンデンサーに微量PCBの混入の可能性が否定できないものがあり、当該型番の部品が蘇陽南小学校のキュービクル式高圧受電設備内に使用されているとの連絡を電気工作物保安管理業者から受けました。PCBを含有していないことが確認されるまでの間は、PCB廃棄物と同様に、適切な処置が必要となることから、あらかじめ分析等を行うものです。PCBの含有が確認された場合は、継続して使用することに問題はございませんが、当該部品等の処分を行う際には、適切な処分が必要となりますので、情報を引き継ぐ形となります。

13節の使用料及び賃借料の中ほど、印刷機リース料は、先ほど11節に説明しました各校の印刷機更新を踏まえ計上するものです。中学校費でも同様となります。

14節の小学校校舎改修工事は、矢部小トイレブース改修、児童昇降口塗装等、蘇陽小体育館LED化工事を予定しております。エアコン移設工事は、潤徳小に設置しているエアコン5台を矢部小の教室など5部屋に移設しようとするものです。

206ページをお願いします。

17節備品購入費のうち、理科備品購入費は、文科省の理科教育設備費等補助金を受け、学校まわしで実施しております。補助率は2分の1です。令和6年度は、矢部小、蘇陽小、蘇陽南小の3校に、それぞれ30万円ずつ理科備品を購入する予定です。

次の教育備品購入費には、矢部小、蘇陽小、蘇陽南小の各給食室へのエアコン設置を含みます。これは町安全衛生委員会における指摘事項に対応するものです。ほかの学校については、計画性を持って調整したいと考えています。そのほか、小学校全体の優先順位を勘案して、備品の整備を図ってまいります。

18節の保護者負担軽減費は、見学旅行の施設入場料や学習で用いるワークブック代など、本来、保護者に負担いただく学級費のうち、児童1人当たり1,500円を町が補助しているものです。

続きまして、2目学校振興費です。5,073万5,000円を計上しております。特定財源の国県支出金は、特別支援教育就学奨励費補助金です。

1節から4節までは、小学校に係る会計年度任用職員の人件費で、一般事務補助1人、教諭補助13人分を計上しています。教諭補助の人数は、あらかじめ定めました基準に基づき、児童の実態や学級運営等を考慮し、調整しています。これは中学校費でも同様となります。

207ページをお願いします。

10節の消耗品費と17節の学校備品購入費は、特別支援学級の学習に必要な分を計上しております。

208ページをお願いします。

19節の就学援助費は、準要保護世帯への就学援助費や特別支援教育対象世帯への就学奨励費をそれぞれ支給するものです。このうち、特別支援教育就学奨励費は、補助率2分の1の国庫補助対象となります。

次に、3目給食管理費です。本年度9,082万7,000円を計上しています。

4節までは、給食調理師9人及び給食調理補助6人及び日々雇用分の人件費を計上しています。

209ページをお願いします。

17節の給食備品購入費は、中島小のガステーブル、矢部小の冷却用冷凍庫、コンロ設置、矢部小の食缶、蘇陽小の冷蔵庫等の購入を予定しています。

210ページをお願いします。

3項中学校費です。まず、1目学校管理費は、中学校3校の学校運営や学校施設管理に係るものです。5,670万7,000円を計上しています。特定財源の国県支出金は、理科備品購入に係る学校教育施設整備費等補助金です。そのほかは、五ヶ瀬町居住の生徒3名の受入れに係る学校委託時負担金9万円、日本スポーツ振興センター負担金11万2,000円及びふるさと寄附金の充用100万円です。

10節需用費、11節役務費、12節委託料、17節備品購入費には、学校に配当する予算が含まれます。こちらも、小学校費と同様に個別の説明は省略し、学校配当以外の予算について説明いたします。

10節需用費の下から三つ目、修繕料の内容は、矢部中の体育館パラペット剥落補修、蘇陽中のランチルームは雨漏り補修等を予定しています。全体の優先順位を勘案しながら対応してまいります。軽微なものは、各学校の配当分で対応していただきます。

212ページをお願いします。

14節工事請負費は、矢部中プールろ過機改修工事、部室棟改修工事を予定しております。

17節備品購入費のうち、理科備品購入費は、小学校費と同様に補助事業により、学校まわしで実施しているものです。令和6年度は、矢部中を予定しています。

次の教育備品購入費では、中学校全体の優先順位を勘案して、備品の整備を図ってまいります。

18節の保護者負担軽減費は、小学校費と同じ趣旨で、本来、保護者に負担いただく学級費のうち、生徒1人当たり1,500円を町が補助しているものです。

213ページをお願いします。

2目学校振興費です。3,669万5,000円を計上しております。特定財源の国県支出金は、特別支援教育就学奨励費補助金63万6,000円、英語検定チャレンジ事業補助金18万6,000円及び部活動指導員補助金107万8,000円です。

1節から4節までは、中学校に係る会計年度任用職員の人件費で、教員補助3名、一般事務補助1人、部活動指導員4人分を計上しております。

なお、部活動指導員は、部活顧問教員の負担軽減の一環として令和4年度から導入しているもので、今年度においては、矢部中の剣道部、女子バレーボール部、陸上部にそれぞれ1名、清和中のバドミントン部に1名の計4名を任用しており、令和6年度も同様の配置となる予定です。国、県、町で3分の1ずつ経費を負担する事業で、歳入として、国負担分を合算しての県補助金を見込んでおります。

10節の消耗品費は、特別支援学級の学習に必要な分を計上しています。

次の教師用教科書等購入費は、中学校用教科書が令和7年度の改定となるため、教師用の教科書指導書、指導用教材を令和6年度中に購入しておかなければなりませんので、計上するものです。生徒分は無償ですが、教師分は、自治体で負担する必要があります。

214ページをお願いします。

13節の車両借上料は、生徒が参加する各種大会等の行事における送迎に際し、バスの借り上げを想定し計上しています。

17節の学校備品購入費は、特別支援学級の学習に必要な分を計上しております。

19節の就学援助費は、小学校費と同様ですので、説明を省略いたします。

215ページをお願いします。

3目給食管理費です。5,258万6,000円を計上しています。

1節から4節までは、給食調理師6人及び給食調理補助等4人及び日々雇用分の人件費を計上しています。

216ページをお願いします。

17節の給食備品購入費は、矢部中のスチームコンベクションオープンなどの購入を予定しています。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（藤澤和生君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時27分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の項目について説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） それでは、9款教育費4項社会教育費と5項保健体育費の予算について御説明いたします。

ページ216ページをお願いします。

当初予算では、社会教育費2億796万5,000円及び保健体育費10億3,711万2,000円を計上しております。

それでは、項目ごとに主なものについて説明いたします。

まず、社会教育費からです。

1目社会教育総務費予算額7,086万4,000円。その他財源200万円は、ふるさと応援基金です。

1節報酬は、社会教育委員8名及び学校審議会委員8名の報酬です。

2節から4節は、一般職10名の人件費です。

7節報償費の成人式記念品は、20歳の集いの記念写真代です。93名を予定しております。

次のページをお願いします。

12節委託料451万円で、映写会委託料55万円と山都町文化情報等発信業務委託料396万円は、よい映画を観る会による映写会につきましては、年12回、良質な映画を提供しております。また、文化情報等発信業務は、昨年始めましたユーチューブを使ったYAMATOテレビNOWの情報発信番組です。毎月10日に配信しており、直近の5か月連続で1万人以上の視聴者に見ていたところと見えています。

18節各種負担金は、例年並みの予算ですが、特に、ふれあいコンサート補助金300万円は、今年度は、新総合体育館落成記念を兼ねまして、九州交響楽団約50名によるコンサートを計画しております。

次のページをお願いします。

2目公民館費、予算額3,765万円。矢部、清和、蘇陽地区公民館の維持管理費及び公民館活動に伴う事業費を計上しております。特定財源のその他99万2,000円は、公民館使用料です。

1節報酬、公民館運営審議会委員8名及び会計年度任用職員4名の報酬です。

3節から4節は、会計年度任用職員4名の人件費です。

7節報償費、各地区高齢者学級の講師謝金が主なものですが、新規事業としてバンブードラム体験講習会ということで、町と芸術文化と観光振興の発展に関わる連携協定者による、SDGsの一環にもなりますが、竹ドラムの普及活動に取り組んでみたいと考えております。

ページ221ページをお願いします。

12節委託料、3地区館の施設管理委託料及びIT講習会業務委託料は、パソコン教室です。令和5年度は20人の参加がありました。

ページ222ページをお願いします。

14節中央公民館電話改修工事127万1,000円は、20年近くたっており、電話機と電話回線を更新するものです。

17節備品購入費は、キャスター付きつい立てが、これまでの館外貸出、移動等で、至るところが消耗しており、10台分の購入料47万円と、竹ドラム10台、23万1,000円の購入費です。

18節公民館新改築補助金では昨年度当初400万円計上しておりましたが、一定程度要望が収まりましたので、今年度は200万円としております。

ページ223ページをお願いします。

4目同和教育費、予算額331万5,000円。令和4年12月に条例が改正され、山都町部落差別をはじめあらゆる差別をなくし人権を擁護する条例の目的を踏まえ、啓発活動に努めてまいります。

13節車両借上料50万6,000円は、上益城郡社会人権教育研究大会ほか、研修会時のバス借り上げ代を計上しております。

18節負担金では、山都町同和教育推進協議会補助金120万円を計上しております。

ページ224ページをお願いします。

5目文化財保護費、予算額712万7,000円。1節報酬文化財保護委員報酬は9名の報酬費です。

7節報償費は、専門員指導謝金は、歴史的建造物等専門員の指導謝金、講座等謝金は、清和文楽講座専門員の指導員の謝金です。

12節で、服掛松築堡演習本営跡整備委託料59万7,000円は、文化財指定の服掛松キャンプ場内1画の約5,000平米の野営陣地跡の立木伐採、草地の草刈り4回分を計上しております。

資料整理等委託料は、各種古文書の資料目録作成、資料写真撮影、翻訳作業に要する費用です。

ページ226ページをお願いします。

17節備品購入費57万7,000円は、文化財写真のデジタル化に伴い、高性能一眼レフカメラ購入代です。

18節の文化財保存整備事業補助金69万1,000円は、県文化財指定の上川井野地区唐傘松保存事業に係る補助金です。樹木医による腐朽部の治療、枯れ枝剪定等に対する補助です。

次に、6目文化財保存活用事業費、予算額537万9,000円。文化的景観保存推進事業及び天然記念物ゴイシツバメシジミに係る調査保存事業費です。

7節、8節は、通潤用水と白糸台地の棚田景観保全活用委員開催などの報償費及び旅費等です。227ページをお願いします。

12節委託料天然記念物分布調査委託は、ゴイシツバメシジミとシシンランの分布調査です。今年度の調査では、チョウの成虫2個体を確認しております。引き続き調査を継続したいと存じます。また、シシンラン人工増殖試行業務委託は、ゴイシツバメシジミの餌となるシシンランを葉目挿しによる増殖を行うものです。

次に、10目図書館費です。4,234万5,000円です。

1節から4節までは、図書館協議会の委員報酬及び図書館長を含む会計年度任用職員人件費で、司書2名、司書補助4名、館長及び日々雇用1名分です。

新たな部分で、230ページの14節図書館本館改修工事費で491万3,000円上げておりますが、図書館本館北側保育園の見える窓側に、セパレートタイプのカウンター六つ設置や本館東側に職員が作業するスペースを設けるための改修に係る費用です。

17節備品購入費58万8,000円は、図書館本館と蘇陽分館のカウンター用パソコンの購入、本館レーザープリンター購入、貸出し用DVDプレーヤーの購入費です。

231ページをお願いします。

11目矢部高校応援事業費1,394万9,000円です。その他財源400万円は、ふるさと応援基金繰入金です。まず、新年度の矢部校の合格者は41名となっております。

8節特別旅費67万9,000円は、地域未来留学において東京会場で行われます対面での学校紹介に係る参加旅費です。

12節高校魅力化支援事業委託料441万1,000円は、矢部高校を魅力ある高校に感じてもらえるよう、高校への入学者増と高校の活性化を目的として行うものです。外部への情報発信、PRコンテンツ作成や県立大との連携しながら、総合的な探求の時間を使ったキャリア教育の支援事業に係る費用でございます。

18節助成金631万2,000円の内訳は、1年生の入学者支援金で、1人4万円の200万円、2年、3年生の教科書購入費64万円、下宿助成金1人、月1万円の252万円、バス助成金1人当たり、月1万2,000円の115万2,000円の合計となっております。このほか、振興会助成金50万円と、高校活性化支援助成金30万円を計上しております。また、新たに、下宿改修等補助金80万円を下宿先の改修に係る費用の上限額20万円程度を補助したいと考えております。

次に、232ページをお願いします。

12目地域学校協働活動推進費286万8,000円。特定財源156万9,000円は、国庫事業に伴う歳入です。地域と学校が連携して子どもの成長を支え、地域を創生する活動を推進する事業です。全ての小中学校で取り組んでいただいております。特に、地域コーディネーター、教育活動推進員さんの方の協力をいただきながら、この事業は行われているところです。

また、12節地域未来塾委託料171万2,000円は、中学3年生を対象として、夏休みの期間を利用して行うものです。最終日に試験を行っておりますが、点数アップにつながっておるところです。

次に、13目通潤橋保存活用事業費、予算額2,446万8,000円。特定財源のその他60万円は、講演会、シンポジウムに伴う助成金です。

7節報償費から11節役務費までは、通潤橋保存活用検討委員会に係る経費や通潤橋除草ボランティアに係る経費を計上しております。講演会、シンポジウム謝金45万9,000円は、通潤橋保存国宝指定記念事業としまして、講演会及びシンポジウムを計画しており、講師への謝金です。テーマを分けて、3回の講演会と総合的なシンポジウム1回を計画しております。

233ページをお願いします。

10節印刷製本費70万4,000円は、通潤橋橋上観覧証3万部の作成費用です。

12節委託料では、石垣計測調査委託料150万4,000円。通潤橋左岸上流側のはらみ出し部の変位調査でございます。2年に1回の頻度で調査を行っていきたいと考えております。

このほか橋上公開警備委託料589万9,000円、観覧料収納等委託料154万2,000円、講演会・シンポジウム報告書等作成委託料223万8,000円、また、新規の御小屋保存修理基礎資料作成委託料607万2,000円は、通潤橋国宝指定とあわせて、附指定となりました御小屋の修理、復元に向けた基本設計を行いまして、方針と概算費用、全体のスケジュール計画等作成する業務です。今後の文化庁補助申請に当たり必要となっております。

御小屋の現状としましては、平成20年に、茅葺屋根の葺き替えを行っておりますが、雨漏りが始めているところです。

14節吹上排水路修理工事95万7,000円は、吹上口の東側での法面に設置されております石垣排水路の漏水による陥没箇所がありまして、補修費用を計上しております。

御試吹上樋進入路の周辺伐採等工事306万4,000円は、国宝通潤橋の附指定を受けました御試吹上樋の現地に至る約200メートルの既存農道の法面の伐開及び補修工事に係る費用を計上しております。

続きまして、9款5項保健体育費を説明します。

1目保健体育総務費、予算額889万5,000円。

1節報酬は、23名のスポーツ推進員報酬を計上しております。

235ページをお願いします。

12節eスポーツ体験会業務委託料は、高齢者及び一般町民向けの熊本県eスポーツ協会の協力を得ながら、体験会2回の開催を計画しておりますところでございます。

18節町民スポーツ協会助成金は、前年並みの400万円を計上しております。

次に、2目体育施設費1億5,954万3,000円。矢部、清和、蘇陽地区3地区の体育施設の維持管理費を計上しております。

236ページをお願いいたします。

14節中央体育館解体工事1億3,000万円を計上しております。新総合体育館の供用開始に伴い、老朽化した旧中央体育館を解体するものでございます。特定財源には全額を起債に充てております。また、中央体育館解体と併せて隣接する弓道場も解体をいたします。ここは陣矢弓道場、専用の弓道場移設については、団体と協議を重ねまして、当初は、専用の建物を要望されたんですけど、千寿苑横にあります第2弓道場で本弓と一緒に建物を使っていただくこととなり、この第2弓道場にはトイレがありませんので、現在、100メートル離れた浜町体育館のトイレを使用しております。要望があり、第2弓道場に新設のトイレ及び倉庫を設置する費用と陣矢弓道場として兼用できるよう、改修工事費1,018万9,000円を計上しております。

237ページをお願いします。

5項5目中央グラウンド周辺整備事業費、予算額8億2,037万4,000円。

12節委託料では、工事監理業務委託料835万円は、開発許可を受けての大規模な公園整備でございます。その内容は最終的な開発許可の検査を受けなければなりません。工事現場も、現場状況に合わせて変更対応が必要でございます。また、工事発注ごとの数量等把握が必要となり、人的に、外部に支援を求めなければ業務を遂行することが困難でありますので、そのための工事監理業務でございます。

14節町道改良工事4,000万円は、最終年度の第6期となります公園内道路、延長700メートルございますが、この道路の完成の予定でございます。

ちびっこ運動広場整備工事1億1,000万円は、遊具施設や芝生広場整備を予定しております。

中央グラウンド整備工事6億5,000万円は、既存のグラウンドを改修工事、現在の表土が薄い

ところで2センチ程度しかなく、排水性が悪く、全面改修を行い、グラウンド周辺には、ランニングコースを設置し、照明施設もLED照明にやり直す計画です。

運動公園器具設置工事600万円は、屋外施設に係る備品等を格納する倉庫設置に係る経費でございます。

238ページをお願いします。

17節備品購入費は、新設するサッカー場備品で、サッカーゴール一般用ゴール1対、ジュニア用ゴール2対、その他ベンチなど備品購入に係る費用でございます。

18節水道加入負担金11万円は、サッカー場水道加入負担金でございます。

6目山都町運動公園施設費、予算額4,830万円。

12節山都町運動公園施設管理委託料は、令和5年6月議会で議決いただきました令和6年度から8年度までの3か年間における限度額4,730万円を計上しております。

18節イベント実施補助金は、新総合体育館落成を記念しまして、令和6年度において実施されます大会等に1団体20万円を上限としまして、100万円の補助金を交付する予算で計上しております。

以上で予算の説明を終わります。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（藤澤和生君） 9款教育費についての説明が終わりました。

ここで昼食のため1時まで休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時0分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9款教育費についての説明が終わっております。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） ページ196ページ、ここに貸付金で奨学資金貸付金というのがありますが、大学生が何人、高校生が何人という話がありました。これと類似するやつで、これは貸与型。ある特定の地域の人には給付型の奨学金があってございましたが、それがどこにあるかちょっと分かりません。今ないのかもしれない。ただ、ある地域の人だけが給付型で、ほかの人は貸与型というのはおかしくないかと。だから、もし今後、給付型のところが人がいるということであれば、全部を給付型にする必要があると思いますので、その辺お答えいただきたいのが1点。

それとページ236ページに、中央体育館の解体の予算が載っておりますけれども、私は、もう何年も前から、この体育館を修繕してこの中に造り物を入れて、観光客を呼び込む必要があると、前の年のをそこに入れて、造り物小屋にはその年の入れておくという、そういうことで呼び込む必要があるという話をずっとしてきましたが、私の今までの願いというのは、これで最後になると思いますが、予算が上げてありますので最後になると思いますが、聞き入れてもらえないので

しょうか。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） お答えします。議員がおっしゃったのは、予算201ページの18節の負担金補助及び交付金にあります地域改善対策進学助成金のことではないかなと思います。この分につきましては、国の事業によりまして、部落差別の解消の推進に関する法律の中で、地方公共団体は部落差別の解消のための施策を講ずるよう努めるとしておりまして、この本助成は、この対象地域の児童生徒の教育の充実、向上につなげ、積極的な部落差別解消を図る大切な事業として捉えているところの部分でございまして、ちょっと奨学金の部分とは若干異なるかとは思っているところです。

冒頭の説明の中でも言いましたけれども、給付型とすると、制限がやっばきかなくなる。申請がかなり増えるんじゃないかなというところも予想するところです。ですので、現時点で予算の兼ね合いもあるんですけども、給付型にするということは、その後の制度設計とか、それに大分検討を要する必要があると思いますので、現時点でそこまでの考えに至ってないというところでは。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。中央体育館の解体で、そこを造り物小屋にできなかったかという問いですけど、あそこの建物については、もう昭和46年だったと思いますけど、旧耐震化の基準でございまして、使うとなれば、耐震化を図らなければならない建物でございまして。しかし、解体を前提としたそういう計画でございましたので、耐震化も図っております。外壁等も相当崩れておりますので、そのままでは使うことはできないと思います。1回解体して、次の新たな計画を立てる以外にはないかと判断しております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 学校教育課の話分かるんですけども、それこそ差別じゃないのかなあと思うところがあるんですよ。ですから、片一方はもう完全に貸与型で、片一方は給付型というのは、同和対策関係でしようがないと言われればそれまでかもしれませんが、やっばりそれは、片一方の貸与型のほうもどうにか、ゼロにならんでもですよ、ちょっと考える必要がありやせんかなって。それこそ差別じゃないかなって思うところがあります。

それから、体育館は、もう修繕せなにとも分かるところです。ただ、鉄筋でできていますので、その辺が利用して修繕で済むんじゃないかと、そういう思いがあつたのでしたけども、もうでけんということであれば、もうそれはしょうがないです。一生懸命私は何年間もこれ話をしてきましたが、諦めるしかないということです。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 幾つか項目があるのでそれぞれお願いします。

まず210ページで、中学校費が上がっているんですけども、各学校に分配してあるので説明はというところだったんですが、その中で一つちょっと気がかりなところがあるので質問するんですが、3年か4年ぐらい前だったと思うんですけど、矢部中学校のグラウンドが陥没しているんですよ。これ学校教育課のほうも御存じかと思います。すぐそこを埋め上げる対応していて、当時生徒にはけがもなかったみたいですし、大事には至ってないんですけども、深さが多分膝丈よりももうちょっと深かったぐらいで、直径も2メートルぐらいあったんじゃないかなと思うんですが、そのとき私も質問したんですけども、一般質問で言ったような気がします、調査しないのかと、生徒のやっぱり安全な学校教育ということを考えると、原因の調査ですとか、安全確保のための通達とかしないのかという話をしたんですけども、そのときは、図面がないとか、いろんな理由がありまして難しいような話だったんですが、その後、しかしながら、放置していい問題でもないとは思っていますので、何かそこに向けて学校と協議するなり、課として対応する予定があるのか、検討が進んでいるのか、その辺を伺いたと思います。

あともう一つは、225ページなんですけれども、そこで刀の展示とメンテナンスというのが表示されていたと思うんですが、12節委託料の2番目のところで、すみません、これ生涯学習課のほうかな、刀展示及びメンテナンス委託料というのがありますけれども、これちょっと具体的にお伺いできればと思います。

刀の何というんでしょうか、本物なりレプリカなり持ってくる予定があるのか、展示するのか。刀といえば、やはりあの山都町でいえば蛍丸になると思いますので、蛍丸のレプリカとか、蛍丸たしか岐阜県かどっかの刀鍛冶が3振りぐらい作ったと思うんですけど、そういうものを引っ張ってくるのか。額的にちょっとそれを持ってくるには足りないのかもしれないなと思ったんですが、どういう予定なのかちょっと教えていただきたいなと思います。

続いて227ページで図書館の図書館費が4,000万ほど上がっているんですが、すみません、図書館の年間の利用者数というか来館者数とか、その辺も教えていただけたらなと思います。しっかり予算かけて図書館活性化させてほしいなと思っていて、私たち経済建設常任委員会で、以前梶原町というところに研修に行ったんですけども、そのときその町の図書館が、梶原という町は非常にその中山間で山都町に似ている、あるいは山都町以上に外部からの来町者数が少ないようなところにもかかわらず、来館者数聞いたら10万人というふうにおっしゃっていたんですよ、その館の方が。山都町の図書館も、利用がさらに活発化できないのかなとも思いますので、来館者数の状況ですとか、より一層町民の皆さん、町外の皆さんが利用できるような施設にできるように何か策があるのかなと思って質問させていただきたいです。

あとすみません、最後ですけども、eスポーツ、これ235ページですか、eスポーツの予算が上がっていました。このeスポーツ、実際にどういことを委託なさるのか。内容とその普及、eスポーツというものを町内で普及させる御計画があるのかもしれないなと思って見ていたので、その辺何かあれば教えてください。お願いします。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） お答えいたします。特に今、議員がおっしゃった件につきま

しては、申し送りの的なものは受けておりませんで、そのときに、そういうものがあつたということとは承知したんですけども、多分そのときに大きな対応されて、そこで終えているんじゃないかなと思うところです。その後、私が今の配属になりまして、特に学校から、その件についてこう、こうしてほしいとか、そういうお願いとかそういうのはあつておりませんので、現状、そのような状況です。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） 3点ほど御質問があつたのでお答えしたいと思います。まず、ページ225ページの刀の件ですけど、これ毎年やまと文化の森で、展示会を1年に1回やっております。これが今図書館のほうに寄託されておまして、それを年1回、メンテを兼ねて展示会をしております。刀が伝阿蘇社大宮司所用ということで、阿蘇市に伝わる刀でございます。

それと、図書館の来館者数というところで、年間、令和4年が1万2,300人ほど来館者があつております、合計で3館の。令和5年が今12月までで1万444人です。利用冊数でいきますと、令和4年が4万9,289冊、令和5年度が12月末で3万9,417冊でございます。

それとeスポーツですけど、今回、初めて御意見があつてeスポーツをしないんですかという御意見があつたものですから、今回、県のeスポーツ協会に御連絡したところ、体験会ということで1回やってみて、その体験された方の意見、アンケートを聞いて、今後、普及どうしていくか、福祉関係もつながりますので、そういったことタイアップしながら、またeスポーツをどのように持っていくかは、ちょっとそれからまだ決めていきたいと思ひます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありますか。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） いろいろと理解いたしました。

すみません、最後もう1点質問、矢部中の件なんですけれども、申し送り事項で特になかつたというお話ではあるんですが、質問したいのは、学校の設置者として、生徒が安全に学べる環境を提供するという観点において、グラウンドが陥没したという実績があつて、応急措置で終わつていいのかというのは僕は強く思ひます。それが間違ひないです、もう大丈夫ですよ、安全ですよという確認をとるまで、町としてはやる必要があると思ひますけれども、その辺いかがお考えですか。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） 議員がおっしゃつたように学校施設に関しては、かなり注意を持って日頃から学校の先生方も、巡回とか安全点検していただひていますし、私たちもそれを受けて対応していくことになるんですけども、今のおっしゃつたグラウンドの件については、改めて、今学校の現状の確認等と、その後実際どういった対応しているのかというそれも踏まえた上でちょっと検討させていただきと思ひます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） お願いします。5点お尋ねをしたいと思います。

最初に197ページのフッ化物洗口に関する薬剤の予算が出ています。予算が出ているということは、今年もされるという方針なのでしょうから、私はもうずっとこれはやめていただきたいということを申し上げていますが、されるのであれば、職員の精神的な負担や要する時間の負担をできるだけ軽減するということが必要になると思うので、そこの方策のお考えがあるかお知らせください。

それと、子どもたちのタブレットを更新する予定だとおっしゃって、今からなので予算はまだないですね。更新の予算は出てないんですけど、せっかくですので、更新されるときに、子どもたちの目の健康のためにも、前にもちょっと言ったことあるんですが、せっかくの更新の機会だから、ブルーライトカットフィルムも一緒につけて更新していただきたいと思いますが、そのお考えをお聞かせください。

それと211ページに、中学校のエレベーター保守点検だと思うんですが、矢部中学校だと思うんですけど、大分年数たっているので保守点検された後、もし不具合があったりとか、もうちょっとやり直したほうがいいんじゃないかとかということになれば、すぐ予算立てしていただきたいと思いますが、その辺のお考えをお聞きします。

それと213ページに部活動指導員の方が3名だったかな、今年も継続していただくということで大変ありがたいと思っています。中学校の働き方改革の大きな課題は、部活指導をどうするかということにあると思いますので、この部活動指導員の方の、今年は3名ですが、これから増やしていきたいと思っていられるのか、それと部活動指導員になるに当たっての研修があると思うんですけども、研修内容をちょっと教えていただきたいと思っています。

最後に、今度237ページの生涯学習課のほうです。中央グランド整備工事費が上がっていますが、あそこの管理施設とトイレのほうも新しくなるのか、その予算も入っているのかということをお尋ねします。管理施設は、たしかもう新体育館のほうは管理というふうに言われていたような気もしますが、御説明ください。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） お答えします。まず、フッ化物洗口の件ですけれども、予算計上しておりますので、今年度同様6年度につきましても、フッ化物洗口はやっていきたいということで考えております。

町政策として、幼児期の頃から取り組まれておりますので、小中学校においても継続して取り組みたいと思うのが1点です。それとおっしゃった先生に負担がないようにということで、年度頭に校長会でもお話するんですけども、御協力いただくとともに、町の配置の教員補助もありますので、その補助のもとに、学校の負担がかからんような調整をしていただいて、やっていただくということで取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、タブレット更新時の目の健康上のブルーカットフィルムということなんですけれども、ちょっと予算の、ちょっとどれぐらい費用がかかるかというのはまだ積算とかしております。

せんので、ちょっとそれを踏まえた上でちょっと検討させていただきます。

それと矢部中学校のエレベーター保守点検なんですけど、実はもう矢部中学校、建築から大分たっておりまして、エレベーターももうかなり年数が経過して、保守管理はしていただいているんですが、実は部品、今度補修がもし必要となると交換する部品がもうないという状況でして、現時点で、エレベーター使用はできているんですけども、近々、今後の大規模改修とかも見越したところになってくるんですけども、エレベーターそのものの入替えといいますか、そういうのが必要になってくるんじゃないかなと思っております。

それと部活指導員ですけども、今4名です。一応毎年学校のほうにお呼びかけしまして、部活指導員の制度があるんでぜひ活用しませんかという募集をしまして、それに応じて、学校の要望に応じて配置を計画するというふうにやっておりますので、今後清和中とか、蘇陽中から、またそういう追加の要望があれば、それに対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。ページ237ページの施設整備の内容の件で、管理施設、トイレをどうするかというお問合せですけど、今現在管理棟があるところ、あれは、今回、解体をする予定でございます約1,000万ほど解体費を計上しております。それと、そこに大型トイレを11ケツ分を今計画しているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） 申し訳ございません、1点忘れておりました。部活動指導員の方に対する研修なんですけれども、今具体的にどういう内容かというのまでは、ちょっとまだ手元にちょっと持っていませんで説明できないんですけども、基本的に県とかから示された手引きといいますか、そういうのがあるかと思っておりますので、そういうものを基にして研修をするというような形になろうかと思っております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 231ページ矢部高校応援事業費なんですけど、今年の新入学生が41名の入学予定とお聞きいたしました。ではその中で、町外からの希望者が何名かと、下宿が改修するとき上限が20万円で、4件分の予算を計上されておりますが、これまで募集されたときに、2件ぐらいまでは把握というか、報告があったようなんですけど、実際今のところ、下宿として手を挙げていらっしゃる家庭が何件いらっしゃるのか。今度新入学の町外から来られる方で、把握されている部分だけで結構ですので、例えば寮に入られるのか、下宿されるのか、バスで通ってこられるのかというところが分かる範囲で結構ですので、お答えいただきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。昨日、矢部校のほうにちょっとお尋ねして、入学者数を聞いて41名というのが分かりました。そのうち、県外が1名だけということと、町外

については、ちょっとまだ分からないというところで聞いております。

それと下宿改修等助成金ですけど、1件当たり20万ということで、手を挙げていただいた件数が2件ほどございまして、その方とは、今度3月19日に入学者の説明会が矢部校であります。そのときに、寮に入るのか、下宿先に入るのかというマッチングをされる予定でございます。

そこで今回20万については、内容については、想定して、エアコンだったり、Wi-Fi設備だったり、畳の入替えだったり想定したときに、大体30万ぐらいかかる見込み、ケースをそういう考えて、20万というところで1回決めたところでございます。

寮生につきましては、令和5年当初が男子寮が13名、女子寮が6名で19名でスタートして、卒業寮をされて、今現在は寮的には、もう入学者数を見ると寮で足りる予定でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 竹ドラムとって予算つけてあったんですけども、これをどういった感じで普及させていくかというのと、あと一個、さっき3番議員がおっしゃった刀、あれのほかのやつを、いろいろ鎧とか、太刀があと2本、小刀があるんですけども、それを町としてどんなお考えかをお聞きします。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。竹ドラムの普及ということで、来年度、新年度予定をしております。この竹ドラムは、子どもから大人まで募集して取り組んでいきたいということを考えております。

今回、潤徳小学校のほうで、閉校記念で竹ドラムを使ったイベントがありましたが、それには、今協定を結んでいる堤さんの協力を得ながら、竹ドラムを普及していく予定でございます。竹ドラムは、山都町にある竹を使って、7節あるんですけど、それを切って、SDGsにもつながるなというところで、それを色を塗って、それを普及させていきたい。最終の狙いとしては、これをふるさと納税あたりでも、使っていったらいいなということまでも考えておるところでございます。

それとほかの刀剣、刀の展示以外については、今のところ具体的な構想は持っておりません。御意見があれば、また、展示していきたいと思っております。よろしくお願います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 先ほどのエレベーターの件ですけども、交換部品がないということであれば、使い続けていくためには、もう新しく付け替えるしかないと思うんです。国のほうの方針が、新築の学校にはもうエレベーターは必須であると、既存の修理についても、たしか5か年計画があって、今年が何年目かちょっと分からないんですけども、まだ入っていると思うんです。5か年の中であれば、補助が大きくなるというふうにならなくて記憶しておりますので、今回点検いただいても、やっぱりちょっと使うのは無理だとなれば、なるべく早くせつかくの補助がある期間のうちに付け替え等を検討をお願いしたいと思っておりますが、それについてもう一回い

いですか。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） お答えします。おっしゃった計画は、恐らくバリアフリー計画かなと思います。たしか国のほうで令和7年度ぐらいまでに対応しなさいということで定められたやつだと思います。それを踏まえまして、今度保守点検また入りますけれども、それを踏まえて、令和6年度中で、その辺のどう見込むべきかとか、その辺を実際どれぐらいかかるかとか、その辺を踏まえた上で、実際予算化の必要があるのかとかを含めて検討したいと思っております。以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 私は社会教育のほう、今230ページに竹ドラムのことがございましたが、この購入というふうなことも書いてありまして、ということは、これは町内の竹を切っていらっしゃる方から購入をするということでしょうか。このバンブードラムスって固有名詞なんで、なんかどうでもいいんですけども、何かつづりがちょっと英語じゃないので、何か読みづらいなとか思って、これも堤さんの発案の名称なんだろうかと思います。指導は当然その堤さんという方がしなされることなんだろうね、というふうに思っています。その竹ドラムの竹を今ふるさと納税までつなげたいというふうなことをおっしゃったので、どこから調達されるのかということ、竹ドラムってわざわざ言わなくても、竹細工を今まで各小学校でやっているわけですよ、清和でもそうでしたし、それをあえて、この横文字であらわし、普及をさせるというところが何となくちょっと違和感があるんですけども、それは、ぜひ普及すればいいとは思っていますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、それと、図書館の件です。

先ほど3番議員からもあったんですけども、やはり利用者数をもっと伸ばすために、いろいろな工夫をしなくちゃいけないなというふうに思っているところですが、今回は、改修予算が入っているので結構大きな4,000万を超えるようなお金が図書館費というふうにして入ってございます。

一般質問のときも申し上げたんですが、やはり、これはこの金額でやっぱ11万冊の本を扱い、どう町民に渡していくか、使っていただくかということに注力するためには、やはり職員が不足しているんじゃないかというふうに思いますので、今回、人件費というかそういったところに入ってございませぬけれども、今後、やはり正職員の方をあそこにちゃんと意思決定として、みんなの現場の話を吸い上げて、今館長がそれをされていると思うんだけど、やはりそこでしっかりと本庁とつながっていく職員を配置していただきたいというふうに思います。そのお考えをお伺いします。

それともう一つ、これもしつこく言っていますけれども、附の吹上樋のところ、御試の。あそここのところの農道を整備していただくのは大変ありがたいことになっています。しかしながら、あそこの入り口のところのバリケードの話はつきましてでしょうか。農道が整備されても、あそこに相変わらずピンクテープが張ってあるようでは、中には簡単に入れられないというふうに思うん

ですけれども、その交渉あたりはどういうふうになっているかお伺いいたします。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。1点目の竹ドラムの調達の件ですけど、これに向けて、昨年2基ほど作ってみました。その竹は、通潤橋、御小屋の先にある竹の伐採がしてありますけど、そこから竹をちょっといただいて試験的に作ってみたというところです。

今後調達に向けてはそういった情報を聞きながら、竹をいただくようなことをちょっと考えて作っていきたいというふうに思っております。

それと11万冊、不足する職員の人員をどうするかということですけど、これについては、一般質問でもあったかと思えますけど、体制づくりについては、また、総務課のほうとも相談しながら、私の一存では何ともお答えようはできませんので、よろしくをお願いします。

附指定のバリケードの件ですけど、事前に地権者のほうと御相談しまして、あそこがイノシシだったり、鹿だったり入るので、自己防衛策で柵をされています。それについては、通ってもいいよという話ですけど、そこは基本的には閉めとってくれという話なので、開閉ができる扉をつけてくれないかということだったので、そういうのを表示しながら、来た人は通っていいですよという、そういう表示をさせて通っていただくようにしようかというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） 竹ドラムについては、これは、希望者がおられたのでしょうか。この予算の項目の中では、老人会の学習活動みたいなの中に入っておりますが、これは、全町民を対象ということですか。町民から希望があったのかということですか。

それから、Y o u T u b e 作成費が390万です。これは収益が上がとらんかと心配しております。その点はどうなっていますでしょうか。

また、その下の218ページの下のふれあいコンサート、これは5年度の実績は幾らだったでしょうか。こんな高くはなかったと思いますが、お願いします。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） まず、バンブードラムの希望者については、一応全町民を対象に考えております。要望があったのかということですけど、SDGsの一環で、生涯学習課としても何かできないかというところから始まったものでございます。竹を使って、山都町PRできないかというところからスタートしておるところでございます。

また、Y o u T u b e の件ですけど、収益性はどうでございますけど、特に収益性を狙ってやっているものではございませんで、山都町の文化発信、山都町の情報を広く情報発信をしたいというところで、山都町のファンを増やしたい、オール山都町で、その中で生涯学習課が何を担うべきかというところ、今やっているところでございます。

それと、ふれあいコンサートの実績でございますが、昨年は200万の補助金で、実際これは時の橋の公益基金で運営されていますので、これ以上に費用がかかっている分でございます。今回

の300万予定ですけど、実際は、九州交響楽団による、50人も呼びますので、今回は特別にというところで時の橋さんが、支出が825万予定されております。そのうちの300万をうちが予定しております。支出はもう向こうが多い分でございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに。

5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） YouTubeが1万人も超えるならば、お金が、収益が生まれているんじゃないかという心配です。

それからバンブーとSDGsがどういうふうに関係するのでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） 収益性、収益が上がっているんじゃないかというところですけど、上がったとしても、1件0.05円でございます、一万のときが500円だったですか、500円になるかと思えます。収益性は、ほとんどもう何十万とか上がらないと、ほとんどが上がってないと思えます。

バンブーとSDGsということですけど、荒廃した竹山の整備あたり、やっぱり切って出せば、幾らかお金がなるならばというところの、最終的には、そういったサイクルが生まれてくれば良いなというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） すみません、先ほどの附、もう1回質問させていただきたいと思えます。今課長のお話ですと、幸いなことに地権者の理解を得ながらあそこに、ピンクテープでのバリケードではなく、扉つけてもいいんじゃないのということでしたので、これはぜひ進めていただきたい。そして、本当、また次年度予算とかではなくて、もう本当今年度中にせり出せるような金額ではないかなというふうに思えますので、そこは進めてほしいという点が1点と、それから、実際の石樋がやっぱり川沿いにあるので、土砂で埋まったりするときもあるわけなんですけども、そういうようなふうな対策は、どのようにお考えでしょうか。あそこどうしても増水したりとか砂が上がってきて半分ぐらい埋もれてきたりなんかするんですよね。それは、あれの保存という意味と、浸食されて傷むということがあるのかなどうなのか、170年間そこにおんなはるから、大したことはないのかもしれないけれども、そういったところの補完をどういうふうに考えていらっしゃるのかというところをお伺いしたいと思えます。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。吹上樋の試験、御試吹上樋の件ですけど、今、試験石をあらわにしていますけど、あれは、もともと埋まっていたんですよ。それを今回、総合報告書のために、1回出したところでございます。今後も埋まる可能性がありますけど、それを、見せ方もあるんですけど、その辺はどのように保管していくかは、また、学芸員もおりますので、その辺は協議してまいりたいと思えます。

扉の件です。なるべく附指定受けたあれが今後、観光客あたりが来られる事が想像できますので、予算をいただいたならば速やかに工事発注して、それができるように体制を整えたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

10款災害復旧費について説明を求めます。

農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、災害復旧費予算について御説明をいたします。

239ページをお願いいたします。

10款1項1目現年度農業施設災害復旧費21万7,000円を計上しております。

8節に旅費、10節に需用費として消耗品を計上しております。

2目過年度農業施設災害復旧費8億3,632万円を計上しております。

14節工事請負費に8億2,500万円を過年度分災害復旧費として計上しております。これは令和3年災77件、令和5年災160件分の過年度の災害復旧費の予算としております。

240ページをお願いいたします。

3目現年度林業施設災害復旧費です。100万円を計上しております。

13節に使用料賃借料として、崩土除去等の林道災害に伴う重機借上料として計上をしておるところです。

4目過年度林業施設災害復旧費です。4,583万円を計上しております。

14節工事請負費は、林道松尾線の災害復旧費の予算としております。

以上となります。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 次の項目について説明を求めます。

建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） 240ページをお願いします。

10款2項公共土木施設災害復旧費について説明します。近年、災害が頻発する中、令和2年災までは、令和5年度中に完了することができました。令和3年災、令和4年災までの発注業務は完了しておりますが、変更対応分の経費を計上しております。

また、甚大な被害を受けました令和5年災につきましては、234件中90件については発注済み、144件を過年度予算として計上して発注業務を進めてまいります。令和6年度の重点目標にも上げておりますので、早期復旧に向けて努めてまいります。

それでは、1目現年度公共土木施設災害復旧費、本年度予算509万4,000円。全額一般財源です。

1節から次のページ241ページ、4節は、会計年度職員及び職員の人件費です。

7節報償費15万円。災害対応について、迅速な情報収集、また、職員の安全確保のため、ドローンの購入及び現場タブレットのリースを計上しております。それに伴います操作講習を行うための講師謝金です。座学、現場を含めて2日間、3名を予定しています。

8節旅費13万2,000円。会計年度職員通勤費用弁償、普通旅費の12万円は、災害発生時の事前協議等九州地方整備局への旅費です。

10節需用費30万円は、コピー用紙等消耗品費、現場監督用の燃料費、修繕費です。

11節16万8,000円。現場用タブレットの回線使用料です。

13節使用料及び賃借料183万9,000円。100万円は、崩土除去に係る重機借上料です。大型プリンターのリース料、次のページ、タブレットリース料、公用車リース料です。

15節原材料費、生コン等原材料費です。

17節備品購入費30万円。ドローン1台分の購入費です。

2目過年度公共土木施設災害復旧費、本年度予算額30億2,080万円。財源は国庫負担金23億7,073万4,000円です。令和3年災から令和5年災に対応する予算です。

3節職員手当等120万円。職員の時間外手当です。

10節需用費40万円は、コピー用紙等、工事用監督自動車の燃料費です。

11節役務費260万円。令和5年災の電線保護管設置手数料200万円、令和3年、4年災の電線保護管設置料60万円を計上しています。

13節使用料及び賃借料1,150万円。作業道路の保護等河川災害復旧に隣接した河川しゅんせつ等による重機借上料です。

243ページをお願いします。

14節工事請負費29億9,440万円。令和3年災、令和4年災の変更対応分及び令和5年災144件の工事発注分、変更対応分の工事請負費です。

15節原材料費、生コン、砕石等の材料費です。

21節補償補填及び賠償金490万円。立木補償及び電柱移転補償費です。

以上で10款災害復旧費の説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（藤澤和生君） 10款災害復旧費について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

11款公債費、12款諸支出金及び13款予備費並びに歳入については、一括で説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは、243ページの11款公債費から説明をいたします。

地方債の償還、いわゆる返済に係る経費です。元金が8億9,673万8,000円。利子が3,935万円です。令和6年度に係る償還金の対象件数は140件です。特定財源として1億2,743万円を計上しておりますが、内訳は、減債基金1億1,560万7,000円、通潤橋未来への懸け橋基金9万5,000円、災害援助資金返還金77万円、町営住宅使用料942万円、地域総合整備資金返還金153万8,000円です。

次のページをお願いいたします。

12款の諸支出金です。

1 目財政調整基金では、基金への積み増し分として62万8,000円、基金利子を1,000円計上しております。

2 目から8 目、10 目、12 目、19 目は、基金積立金として利子分を1,000円、損目として計上しております。

9 目の学校教育施設整備基金ですが、廃校施設分76万4,000円及び利子分1,000円を積み立てるものです。廃校施設の有償貸与につきましては、旧白糸第2、同じく第3、中島西部小、それぞれの有償貸与契約期間において、国と協議し、残存価格により積算した金額を補助金相当額として積み立てる必要があります。契約期間を更新する場合、その都度、国と協議を行うものです。

次のページをお願いいたします。

11 目ふるさと応援基金は、寄附金想定額2 億円から諸経費を差し引いた分を積み立てることとしております。

17 目森林環境整備基金は、森林環境贈与税9,301万8,000円及び利子分1,000円を積み立てるものです。

続きまして、246ページ予備費です。

3,000万円ということで前年度と同額で計上をしております。

続いて、247ページです。

地方債の現在高の見込みに関する調書です。

表中の左から3 列目、前年度末現在高見込額は、令和5 年度末の見込額になります。現時点では、94億8,387万1,000円です。その左にあります当該年度中増減見込みは、令和6 年度中における増減見込みとなります。よって、右端の欄の合計額100億3,253万3,000円が、令和6 年度末現在高の見込みになると想定しているところでございます。

次の248ページから250ページにつきましては、債務負担行為に関する調書でございます。複数年にわたる契約等に基づく将来にわたる地方公共団体の債務負担の状況を示したものです。令和6 年度の当初予算時点では、250ページの合計欄の中ほどにあります9 億4,784万円が、将来にわたる債務負担の総額ということになります。

続く251ページから257ページは、特別職や一般職の給与費の明細、そして、それらを款項別に示したものを掲載しております。議会への予算案を提出する場合、給与水準の適正化を図るために予算書に合わせて提出する説明書の一つでございます。

最後のページ、258ページをお願いいたします。

ここには、地方消費税交付金が充てられている社会保障施策に要する経費を事業別に示したものです。より分かりやすい形で用途を明確化することが求められておりますので、予算書の説明資料としているものです。

令和6 年度に係る地方消費税交付金、いわゆる社会保障財源分の金額は1 億7,454万5,000円。これに対しまして、本町の社会保障施策に要する経費は、合計欄の39億1,897万円となります。これら特定財源を除きました一般財源の一部に地方消費税交付金が充てられるという構成になっております。

続きまして、歳入の説明に移りますので、12ページをお願いします。

歳出のほうで、特定財源やそれぞれの款で財源を説明いたしたものにつきましては、省略いたします。また、説明した以外で、主なものについてのみ説明させていただきます。

14ページの2款から17ページの11款までは、地方譲与税及び各種交付金です。ここ数年の交付実績や財政情報を分析しながら、収入見込額として計上しております。

17ページをお願いいたします。

12款地方交付税につきましては、説明をさせていただきます。

今年度57億円を計上いたしました。普通地方交付税の見込額を52億5,000万円、特別地方交付税の見込額4億5,000万円を計上しております。

続きまして、13款から17款までは、それぞれの所管課により説明がありましたので、省略いたします。

35ページから37ページの18款は財産収入となります。家屋貸付収入につきましては、廃校施設貸付分や蘇陽支所の一部をJ A阿蘇、阿蘇森林組合で使用されている分が主なものです。土地貸付収入につきましては、清和、米生の阿蘇森林組合の加工場、井無田と旧朝日グラウンドの太陽光分、行政財産使用料としましては、N T Tの電柱敷地料を計上し、普通財産貸付収入は、分譲地のN T T等の電柱敷地料、町有原野貸付料は、清和地区19件分を計上しております。

37ページ、19款寄附金です。一般寄附金は、損目として1,000円計上しております。

ふるさと寄附金では、寄附金額を2億円を見込み計上しております。

20款の繰入金です。財政調整基金からの繰入金5億105万1,000円、減債基金からの繰入金1億1,560万7,000円をそれぞれ計上しております。

以下、それぞれの特定目的基金を御覧の金額で繰入れ、つまり基金の取崩しを行い、各事業の財源として使用するものであります。

ふるさと応援基金繰入金の充当事業につきましては、一覧表を作成しておりますので、後ほど御確認ください。

39ページの21款繰越金です。ここは、令和5年度からの繰越金を1億円と見込んで、令和6年度に予算化したものです。

次に、43ページをお願いします。

23款の町債になります。目としては、経費別に総務債、土木債等がありますが、総務債の説明欄に、臨時財政対策債という名称の記載があります。これだけ具体的な事業名がついていませんが、これは、地方公共団体の財源不足を補うための特例として発行される地方債のことです。上限額は設定されるものの、必要に応じて地方自治体が発行し、償還費用は全額国が基準財政需要額に算入するという形で負担するものです。実質的に、地方交付税の代替措置ということで理解をいただければ結構でございます。

戻っていただきまして、8ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為です。令和7年度から新たに設定するものです。令和6年度分は、予算計上のため、記載されておられません。

次のページをお願いいたします。

第3表、地方債です。歳入で事業ごとに充当しました起債を、今度は起債の目的ごとに区分しまして計上したものでございます。総額で14億4,540万円を今回は計上しております。

それでは、表紙の次のページをお願いいたします。

令和6年度山都町一般会計予算。

令和6年度山都町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ170億7,300万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為による。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債による。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は40億と定める。

歳出予算の流用。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月6日、山都町長職務代理者。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 以上で11款公債費、12款諸支出金及び13款予備費並びに歳入についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 12ページの歳入、2億ぐらい税金上がっていますよね。太陽光発電の収入っておっしゃったんですが、これ全部ですか。

それと国民宿舎を売却して、その税収というのはどうなっていますか。

○議長（藤澤和生君） 税務住民課長、高橋尚孝君。

○税務住民課長（高橋尚孝君） お答えします。町税固定資産税、2億ほど多く計上しておりますが、これは蘇陽の長谷地区の大規模太陽光発電所の分がほとんどであります。およそ、ほとんどそうです。

○議長（藤澤和生君） ほかにありませんか。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。通潤山荘の売却につきましては、まだ今手続中でございますので、今回の予算には入っておりません。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号「令和6年度山都町一般会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時05分

再開 午後2時16分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案第26号 令和6年度山都町国民健康保険特別会計予算について

○議長（藤澤和生君） 日程第2、議案第26号「令和6年度山都町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君） それでは、議案第26号、令和6年度山都町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

国民健康保険は、平成30年度の国保制度改革以降、県が財政運営の責任主体となって中心的な役割を担い、市町村と一体となり運営しております。改革以降、本町における保険税率は据置きのまま安定運営に向け取り組んでまいりました。

しかしながら、年々被保険者が減少する中、1人当たりの療養給付費は増加をたどり、また、医療の高度化もあり、今後も同じように推移していくことが予測されております。この傾向は、県及び全国的にも同様にあります。

今後の安定運営を維持するため、県では、保険料水準の統一に向けた計画が策定され、引き続き市町村との協議を継続しながら、被保険者の負担の公平性及び国保財政のさらなる安定化を図ってまいります。町としましても、国保財政運営の安定化を図るため、医療費の適正化及び予防、健康づくりの取組の強化に努めます。また、本年12月2日をもって廃止となる被保険者証についても、住民への分かりやすい説明や周知に努めてまいります。

それでは、予算の説明に入ります。

まず、前年度からの変更点としまして、本年3月末をもって退職者医療制度が廃止されること

に伴い、関連予算はなくなりますので廃目としております。

歳出のほうから、主なものについて御説明いたします。

15ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費では、被保険者証や各種通知書等に必要な事務的経費や共同電算処理やシステム改修等の委託料、また関係機関への負担金等を計上しております。本年度予算額は930万8,000円でございます。前年度と比較しますと272万2,000円の増となっております。主な要因は、被保険者証廃止関連システム委託料及び診療報酬明細等点検事務の業務拡大によるものです。財源内訳は、特定財源としまして、県支出金262万9,000円、一般会計からの繰入金667万9,000円です。

10節需用費消耗品では、被保険者証交付等の必要消耗品等、また印刷製本費では、関係する封筒の印刷や保険証カード7,000枚等の印刷代を計上しております。

11節役務費224万9,000円のうち、郵便料に166万3,000円を計上しております。保険証等の年度切替えによる送付、またその他通知発送分です。

12節委託料では、それぞれの項目ごとに、国保連合会へ委託しているものを計上しております。合わせまして584万4,000円です。

下の段から2番目の診療報酬明細点検事務業務委託177万6,000円のうち、今度追加いたします結核精神調査分としまして88万8,000円につきましては、国の補助10分の10となっております。

また、一番下の被保険者証廃止関連システム委託料におきましても、国の補助10分の10となっております。

16ページをお願いします。

18節負担金補助及び交付金15万7,000円のうち、オンライン資格確認等の実施に伴う市町村運営負担金に14万8,000円を計上しております。国保中央会へ支払うものです。

2目連合会負担金は、本年度予算額103万4,000円で、国保連合会負担金及び広報共同事業負担金をそれぞれ計上しております。国保連合会により算出されている金額となっております。

17ページをお願いします。

3項1目運営協議会費の本年度予算額は32万5,000円でございます。前年度と同額となっております。こちらは、国保運営委員12名分の会議費、会議及び研修会時の報酬及び費用弁償を計上しております。財源は、一般会計からの繰入金21万3,000円です。

17ページから18ページを御覧ください。

2款1項療養諸費でございます。全体の予算額は17億7,645万円でございます。前年度と比較しますと1億3,481万3,000円の増となっております。財源内訳は、県からの保険給付費等交付金の普通交付金に17億7,180万円がございまして、これは、療養費全体のうち、18ページの5目審査支払手数料を除いた全ての保険給付費に対して交付されるものでございます。

17ページにお戻りいただきまして、1目一般被保険者療養給付費が、本年度予算額17億6,400万円で、前年度と比較しますと1億3,482万円の増額となっております。県の推計方法を参考に算出しております。被保険者数は減少しておりますが、1人当たりの医療費は増加を見込んでお

ります。

3目一般被保険者療養費は780万円を計上しております。こちらは、主に補装具等に係るもので、一旦自費で療養を受けられ、その後に現金給付をするものでございます。前年度と同額で計上しております。

18ページをお願いします。

5目一般被保険者審査支払手数料です。465万円を計上しております。各審査支払手数料は、国保連合会に支払うもので、診療報酬審査支払手数料、レセプト電算処理システム手数料等、おおよそひと月7,000件で計上しております。

19ページをお願いします。

2項高額療養費では、合計2億8,813万円を計上しております。こちらも同様の算出でございます。財源も全額県から保険給付費等交付金の普通交付金として交付されます。

1目一般被保険者高額療養費は、2億8,800万円を計上しております。前年度と比較しますと1,200万円の増となっております。

3目一般被保険者高額介護合算療養費は、国保と介護保険の限度額適用後に合算して、一定の限度額を超えられた場合に申請により支給するもので、13万円を計上しております。

20ページをお願いします。

4項1目出産育児一時金の本年度予算額は750万円で、15件の計上です。財源としましては、一般会計からの繰入金で3分の2、500万円でございます。

21ページをお願いします。

5項1目葬祭費は、本年度予算額70万円で、前年度と同様に35件を見込んでおります。

6項1目傷病手当金は、本年度予算額19万2,000円を計上しております。

21ページから22ページ、3款国民健康保険事業費納付金です。こちらは、県の算定によるもので、県全体の医療費総額を推計し、その見込額から前期高齢者交付金や療養給付費等負担金の公費等を差し引いて、市町村ごとに所得水準や年齢調整後の医療費水準に応じて納付金額となっております。医療費給付分が、本年度予算額4億6,512万円で、前年度と比較しますと1,522万2,000円の増となっております。

22ページをお願いします。

2項後期高齢者支援金等分が1億2,887万円で、前年度比較しますと13万2,000円の減となっております。

3項介護納付金は、本年度予算額が4,925万9,000円で、前年度と比較しますと305万4,000円の増となっております。

3款の財源内訳は、特定財源としまして、県特別交付金が3,972万6,000円、一般会計からの保険基盤安定繰入金、未就学児均等割保険税繰入金が、2億880万4,000円でございます。

23ページをお願いします。

6款1項1目保健衛生普及費が、本年度予算額578万4,000円でございます。前年度と比較しまして113万8,000円の増となっております。主な要因は、会計年度任用職員の人件費の増と歯周病

健診の事業開始によるものです。こちらにつきましては、主に、国の補助対象の保健事業としまして、健診未受診者への勧奨通知、健診結果入力、台帳管理等を行うものでございます。財源の内訳は、県支出金の特別調整交付金が578万4,000円です。

1節から8節までは、会計年度任用職員1名分の人件費でございます。

11節役務費80万4,000円は、未受診者用通知、医療費通知、重症化予防保健事業に係る対象者や歯周病健診対象者への通知、ジェネリック差額通知等の郵便料を計上しております。

23ページから24ページをお願いします。

12節委託料では177万7,000円を計上しております。国保連合会へ支払うものです。令和6年度から開始します歯周病健診、一般会計の4款でも御説明しましたが、歯周病健診のうち、国保被保険者に当たる分の委託料50万6,000円もこちらに含まれております。

24ページから25ページをお願いします。

2項1目特定健康診査等事業費では、本年度予算額2,409万6,000円を計上しております。財源内訳は、県支出金の特別調整交付金です。2,409万6,000円となっております。

12節委託料に2,405万9,000円を計上しております。特定健診診査委託料に40歳から74歳の対象者数の63%で計上しております。そのほか、眼底検査や特定保健指導委託料を含んで計上しております。節目人間ドックにおきましても、先ほどと同様に一般会計の健康増進費で、これまでドック分については支出してはございましたが、国保の被保険者分については、こちらの会計から支出に変更しております。年齢も同様に65歳まで拡大となっております。また、医療機関支払分には、糖尿病性腎症の早期発見のため、令和3年度から町独自で開始しております微量アルブミン尿検査分が含まれております。おおよそ70人分で計上しております。

25ページから26ページをお願いします。

7款基金積立金及び9款諸支出金については、御覧のとおりです。

26ページ、3項1目直営診療施設勘定繰出金は、蘇陽病院の保健事業分として繰り出すもので、本年度予算額は66万4,000円です。財源は、県支出金の特別調整交付金です。

27ページ、14款予備費は調整です。

続きまして、歳入を御説明いたします。

8ページをお願いします。

1款国民健康保険税です。

1目一般被保険者国民健康保険税4億380万6,000円を計上しております。前年度と比較しますと1,244万9,000円の減となっております。こちらにつきましては、令和5年分の所得の見込みによって算定しております。被保険者数は、4,143人から3,921人と222名の減少となっております。

9ページをお願いします。

4款1項1目保険給付費等交付金が21億3,386万4,000円でございます。

1節普通交付金は、歳出の項で御説明しましたとおり、国保連合会の審査手数料、出産育児一時金、葬祭費を除く保険給付費に対して全額交付されるものです。

2節特別交付金は、御覧の項目ごとにそれぞれ交付されます。

10ページをお願いします。

7款1項1目一般会計繰入金は、本年度予算額1億6,196万6,000円でございます。前年度と比較しますと346万8,000円の減となっております。主な要因は、保険基盤安定繰入金が減少しているもの、また、出産育児一時金繰入金の減が主な要因となっております。

1節の保険基盤安定繰入金の保険税の軽減分に当たりますにつきましては、県の補助が4分の3、また2節の保険基盤安定繰入金の保険者支援分及び7節の未就学児均等割保険税繰入金につきましては、国の補助2分の1、県の補助4分の1でございます。

11ページをお願いします。

7款繰入金1項基金繰入金5,500万円を計上しております。国保事業費納付金の財源不足分を基金から取崩し充用するものです。さきに開催しました国保運営協議会においても御承認いただいております。この基金は、納付金の財源不足及び保健事業に対しても基金からの投入で、医療費の抑制化を図るために繰入れて充用するものです。

8款繰越金は800万円を計上しております。

9款諸収入につきましては、14ページまで御覧のとおりとなっております。

それでは、表紙の次のページをお願いします。

令和6年度山都町国民健康保険特別会計予算。

令和6年度山都町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億6,342万8,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は8,000万円と定める。

令和6年3月6日提出、山都町長職務代理者。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第26号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は原案とおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号「令和6年度山都町国民健康保険特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第27号 令和6年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（藤澤和生君） 日程第3、議案第27号「令和6年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君） 令和6年度の当初予算説明の前に、資料を御覧ください。

今回、令和6年度及び令和7年度後期高齢者医療保険料率の改定による御説明を申し上げます。熊本県後期高齢者医療広域連合の資料を抜粋しております。

一番に制度を取り巻く状況や改正等の背景を載せております。御承知のとおり、後期高齢者医療の保険は、おおむね2年を通じて財政の均衡を保つことができるように都道府県単位で決定することとなっております。

後期高齢者医療制度においては、令和4年度から、団塊の世代が75歳となり始め、今後も被保険者数及び医療費が増大する中で、後期高齢者医療制度を将来にわたり安定的に運営していくために、①の保険料、患者負担、公費負担の組み合わせ、②で世代間、世帯間の負担の公平性の確保、③の負担能力に応じた負担、④で医療費の伸びの適正化を行う必要があります。

今般、出産育児一時金に係る後期高齢者医療保険からの支援金の導入、また、後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、後期高齢者負担率の見直し等を踏まえ、保険料率等を改正することとなりました。

なお、低所得者層の負担増に配慮するために、賦課限度額や所得に係る保険料率を引き上げる形で、負担能力に応じた負担としつつも、激変緩和措置も講じられております。

2番には、保険料の仕組みを載せております。図で示されているとおり、いわゆるこの黄色で塗り潰されている部分が保険料となり、約1割が後期高齢者医療保険で、あとの緑の部分は、現役世代負担分の後期高齢者支援金が4割となっております。

次のページをお願いします。

保険料算定の状況としまして、黄色で塗り潰して太い枠組みでされておりますところが、今回の六、七年度の保険料値となっております。御覧のとおり、均等割額も、所得割額も全て上がっております、1人当たり平均保険料は7万4,260円となっております。

それでも（2）番に書いてありますとおり、保険料率の上昇を抑制するために、後期高齢者医療特別会計に生じております余剰金の60億円を活用されておりました、活用しない場合は、左側の表の6万3,500円、12.27%で、1人当たり8万1,451円となっておりますが、今回余剰金を活用されておりますので、真ん中の太枠のとおりとなっております。

また、賦課限度額につきましては、保険料の賦課限度額は66万円から80万円に引き上げられました。ただし激変緩和措置としまして、引上げに伴う保険料の急増に配慮しまして、令和6年度中に新たに75歳に到達された方を除き、賦課限度額は2年かけて段階的に引き上げられることとなっております。

また、4からその他としまして、熊本県の推移を載せておりました、被保険者数が一番上の表、

また、(2)が1人当たりの医療費となっておりまして、いずれも、やはり保険者数が増えて、医療費も伸びておることが分かると思います。

また、(3)で先ほど述べました出産育児支援金への投入された要因が書かれております。これを試算されておりまして、下の表にちょっと令和六、七年度の費用ということで書かれておりますが、後期高齢者医療制度全体での影響額が130億円と想定されておりまして、熊本県でのその対象者の人数を割り出して、大体、熊本県によりまして1人当たりは約650円ほど、この出産育児一時金分として保険料に投入されていることになっております。

以上で説明を終わります。

それでは、予算書のほうの説明となります。

それでは、歳出から御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費、被保険者証及び納付書交付や各種通知書等発送に係る経費等で、本年度予算額は293万3,000円でございます。前年度比15万8,000円の増です。主に、被保険者の増によるものと思われまして、財源内訳は、特定財源としまして、一般会計からの事務費繰入金で293万3,000円です。

8ページをお願いします。

6款2項1目保険料還付金、本年度予算額50万円で、前年度と同額でございます。すみません、ちょっと飛びました。

10ページの10節需用費の印刷費では、納付書や各通知書、簡易書留等の印刷費で55万4,000円を計上しております。

11節役務費のうち、郵便料は、納付書、保険証等決定通知書や督促等に係る通知に係るもので229万9,000円を計上しております。

1款2項1目徴収費が5万3,000円でございます。前年に比べまして3万5,000円の増となっております。口座振替手数料の単価が上がったことと、未納者対策としまして、預金取扱い明細紹介金融機関手数料を新たに設けまして、徴収率向上を目指しております。こちらの財源も、特定財源としまして、一般会計からの事務費繰入金でございます。

11ページをお願いします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。本年度予算額3億3,847万3,000円を計上しております。前年度と比較しますと4,845万9,000円の増となっております。内訳は、被保険者保険料負担金としまして2億1,757万7,000円、保険基盤安定負担金としまして1億2,089万6,000円でございます。前年度と比べますと、被保険者保険料負担金で約3,445万7,000円、保険基盤安定負担金で1,400万2,000円の増となっております。主な原因は、被保険者の増及び保険料改定によるものと考えられます。こちらの財源につきましては、被保険者からの保険料は1億2,089万6,000円、一般会計からの保険基盤安定繰入金が2億1,757万7,000円です。保険基盤安定負担金につきましては、県補助が4分の3となっております。

4款1項1目保険料還付金は、本年度予算額50万円を計上しております。これは死亡、更正等

に伴う保険料の還付になります。前年度と同額で計上しております。

10款予備費は、調整です。

それでは、歳入を御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

1款1項後期高齢者医療保険料でございます。1目特別徴収保険料、2目普通徴収保険料、合わせまして2億1,757万7,000円でございます。熊本県後期高齢者医療広域連合による算定となります。前年度比較しますと3,445万7,000円の増となっております。主な要因は、繰り返しとなりますが、被保険者の増及び保険料改定によるものと考えられます。

7ページから8ページをお願いします。

4款1項一般会計繰入金合計が合計で1億2,388万2,000円でございます。こちらにつきましては、歳出のほうで御説明しましたので、割愛させていただきます。

8ページをお願いします。

6款2項1目保険料還付金は、本年度予算額50万円でございます。前年度と同額となっております。過年度分の過誤納保険料分として、後期高齢者医療連合に請求し受け入れるものでございます。

9ページを御覧ください。

6款諸収入は、御覧のとおりでございます。

それでは、表紙の次のページをお願いします。

令和6年度山都町後期高齢者医療特別会計予算。

令和6年度山都町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億4,200万2,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による、一時借入金の借入れの最高額は8,000万円と定める。

令和6年3月6日提出、山都町長職務代理者。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第27号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号「令和6年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第28号 令和6年度山都町介護保険特別会計予算について

○議長（藤澤和生君） 日程第4、議案第28号「令和6年度山都町介護保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） それでは、議案第28号、令和6年度山都町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

初めに、2月末現在の要支援、要介護認定者数につきまして御報告いたします。要支援1の方が97名、要支援2の方が202名、要介護1の方が265名、要介護2の方が366名、要介護3の方が237名、要介護4の方が211名、要介護5の方が130名で、合計1,508名の方が介護認定されております。65歳以上の方は、2月末で6,812名、高齢化率51.5%、介護認定率は約22%になります。

健康で生き生きとした高齢者が暮らす山都町を目指し、介護予防をはじめ、介護度が進行しないよう、また、住み慣れた地域や家庭で暮らせる在宅生活の支援等の事業に取り組んでおります。各種事業を歳出予算として大きく分けると、介護サービス、介護予防サービス、地域支援事業の三つとなります。

それでは、歳出から主なものにつきまして御説明いたします。

15ページをお願いいたします。

1款総務費です。1項1目一般管理費428万2,000円は、介護保険制度の円滑な運営のために必要な経費を計上いたしております。

1節から8節まで会計年度任用職員、一般事務1名分の人件費を計上いたしております。

12節委託料71万3,000円は、国保連合会の委託料になります。

17ページをお願いいたします。

3項1目認定調査等費2,473万4,000円につきましては、介護認定に必要な基礎資料を取得するための認定調査や主治医意見書作成の経費でございます。

1節から8節まで認定調査を行う会計年度任用職員4名分の人件費を計上いたしております。

続きまして、18ページをお願いいたします。

11節役務費のうち、主治医意見書作成手数料634万7,000円につきましては、1人当たり3,300円から5,500円の調査手数料で、約1,400人分を計上いたしております。国保連合会へ支払うものです。

12節委託料のうち、介護認定調査票作成システム管理委託料127万2,000円につきましては、調査票の記入方法を統一するためシステムを導入してございまして、認定調査業務を円滑に図ることといたしております。

下の段です。2目認定審査会共同設置負担金600万2,000円は、介護の必要性とその程度を公平

公正に審査、判断いたしております上益城広域連合への認定調査会の負担金になります。

19ページをお願いいたします。

4項1目趣旨普及費48万1,000円は、今年度介護保険制度改正に伴うパンフレット800冊の印刷費になります。

5項1目事業計画策定委員会費37万1,000円は、今年度に策定します第9期高齢者保健福祉計画の進捗の審議に係る費用を計上いたしております。

続きまして、2款保険給付費です。1項介護サービス等諸費の1目から次のページの9目までです。介護サービスの利用に応じた保険給付に係る負担金を計上いたしております。こちらは、要介護1から要介護5までの方が対象となる経費です。

21ページをお願いいたします。

一番上段の合計24億7,860万円になります。前年の実績と今年度の見込み量により算出いたしております。

次に、同じく21ページの2項介護予防サービス等諸費です。1目から次のページの9目まで、介護予防サービスの利用に応じた保険給付に係る負担金を計上いたしております。こちらは、要支援1、要支援2の方が対象となる経費です。1項と同様に前年の実績と今年度の見込み量で算出いたしております。合計の欄です。7,080万円になります。傾向として要支援者の施設利用の増加の傾向が見られます。

次に、3項その他諸費につきましては、国保連合会へ委託し、保険給付に関する書類審査業務を行うものです。その審査手数料で240万円を計上いたしております。

23ページです。

4項1目高額介護サービス費7,992万円につきましては、介護サービスを利用された際の自己負担額について、利用者の経済的な負担を軽減するもので、ひと月の利用額、自己負担額が定められた限度額を超えた場合に支払われる給付費であります。前年度の実績に基づき計上いたしております。

5項1目高額医療合算介護サービス960万円につきましては、今の説明に加えまして、医療保険を加えたところでの自己負担額の合算額が高額になった場合の負担額の一部を負担するものです。

7項特定入所者介護サービス等費につきましては、生活保護世帯など所得の少ない方に対しまして、ショートステイなどを含む介護保険施設の利用料のうち、居住費と食費の軽減措置に係る経費を負担するものです。

1目特定入所者介護サービス費は、要介護の方、次のページの3目特定入所者介護予防サービス費は、要支援の方が対象になります。

続きまして、同じ24ページの一番下の段になります。

5款地域支援事業です。1項1目サービス事業費18節負担金補助及び交付金については、要支援1、要支援2事業対象者の方に係る経費です。通所デーや訪問ヘルパー等、サービス利用分が4,884万1,000円。

次のページをお願いいたします。

介護予防支援事業負担金744万円につきましては、ケアプラン作成費等を国保連合会に支払うものです。

2目介護予防ケアマネジメント事業費1,963万1,000円につきましては、利用者の状況に合った適切なサービスが提供されるようケアマネジメント業務を行うものです。

12節委託料のうち、介護支援専門員人材派遣委託料1,725万6,000円につきましては、まちづくりやべから派遣していただくケアマネジャー4名分を計上いたしております。

26ページをお願いいたします。

2項一般介護予防事業費です。65歳以上の全ての方が対象となります。1目一般介護予防事業8節旅費4万8,000円につきましては、適正な住宅改修のために、町内事業所のリハビリ専門職、理学療法士等の方です、に助言をいただく際の経費になります。

12節委託料229万7,000円につきましては、介護予防教室や介護予防サポーター、フォロー講座などを実施するために専門業者へ委託するものです。令和6年度より予算を増額して計上いたしております。令和6年度は、12回コースの介護予防教室を2地区、11か月の通年型のフォローアップ教室を2地区行う予定です。

18節のうち、幸齢者はびねすポイント補助金を100万円計上いたしております。昨年度と同額です。次年度は6年目の取組になりますが、コロナ感染症の影響も落ち着き、サロン活動等の支援も進めていきたいと考えております。今年度2月末現在で申請者が542名で、大体昨年度と同等の人数になっております。感染症の流行等もあつて、昨年度と申請者数がほぼ同じという状況ですけれども、次年度は、介護教室、予防教室のほうも積極的に展開していくので、申請者が増えるように取り組んでいきたいと考えております。また、ボランティア活動等もポイントの対象としているので、幅広くポイントを獲得できるように周知も続けていきたいと考えております。

次に、3項包括的支援事業任意事業費です。こちらは、地域包括支援センターの運営や任意事業、生活者支援体制の整備事業等に係る予算です。1目総合相談事業費64万9,000円につきましては、高齢者の生活全般に関する相談、高齢者の家族や地域住民の方からの相談にケアマネジャー等の専門職が対応する費用になります。

27ページをお願いいたします。

2目権利擁護事業89万6,000円につきましては、高齢者の方の心身や財産の権利を守る事業の経費です。成年後見の町長申立て分の経費になります。5名分の経費になります。

12節委託料2万円は、県で組織されている高齢者虐待対応専門チームで、これは県で組織されるものですが、事案が発生した場合に備えて委託を行うものです。

28ページをお願いいたします。

4目任意事業費です。7節報償費のうち、介護相談員派遣事業謝金72万円につきましては、10名分を計上いたしております。介護施設を巡回し、利用者の相談等の対応を行います。

12節委託料です。食の宅配サービス委託料372万円は、JAに委託しております。2月末現在で、月平均で約100名の利用、2,800食の対応となっております。

緊急通報装置設置委託料は、180名分を計上いたしております。2月末で132名の利用がっております。

生活支援体制整備事業委託料1,510万円については、社会福祉協議会の委託事業になります。地域の見守り体制再構築に向け、シニアクラブ、シルバーヘルパー、30地区福祉会、民生委員、ボランティア協力校との活動支援と連携強化を図ります。

見守り安心ネットワーク連携強化として、令和5年度も、民生委員、福祉委員に加え、町内事業所、金融機関、コンビニ、ガス会社、警察、消防等の、日頃から住民と接する事業所との情報連絡会議を行っております。次年度以降も継続する予定です。民間事業所の目線からの見守りの状況を把握でき、連携の重要性を認識することができております。今後も継続した情報共有の場としたいと考えております。また、矢部高校との連携事業として、認知症パズルの作成や子ども食堂との連携などの取組を進めております。

この予算の中には、30地区福祉会へのサロン等への活動助成金150万円も含まれております。次に、29ページです。

6目認知症施策総合推進事業費です。7節報償費14万2,000円につきましては、認知症初期集中支援チーム員であります医師1名と介護福祉士1名の2名分で、本課の職員とあわせて5名程度でチームをつくり、情報共有を図っております。

18節負担金補助及び交付金のうち、補助金10万円は、徘徊のおそれがある高齢者の援助を目的としたGPS機器購入の補助金10万円分を計上いたしております。これは機器購入費のみで通信費は自己負担になります。令和5年度からの事業であります。現在は実績はございません。町内のケアマネジャー等を通して周知を行っております。

30ページをお願いいたします。

中段の5項1目高額介護予防日常生活支援総合サービス費、6項1目高額医療合算介護サービス費の18節負担金補助及び交付金は、一定の負担限度額を超えた場合に、払戻しされる費用を計上いたしております。

31ページをお願いいたします。

6款諸支出金です。1項償還金及び還付加算金につきましては、過年度の保険料返還金等を計上いたしております。

続きまして、歳入を説明いたします。

8ページをお願いいたします。

1款1項1目第1号被保険者保険料です。1節特別徴収保険料は、年金からの天引きになります。65歳になりますと特別徴収ということで年金からの天引きとなります。

2節は、普通徴収保険料です。これは、納付書による徴収になります。64歳までは、それぞれが加入している医療保険から差し引かれますが、年金への天引きの切り替え手続が半年から1年かかりますので、その間は納付書による普通徴収ということになります。

9ページをお願いいたします。

3款国庫支出金から11ページの5款県支出金につきましては、介護給付、各事業等に係る国県

の支出金になります。

12ページ、7款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金、一番下の欄の合計額になります4億979万3,000円を計上いたしております。

13ページ、2項基金繰入金につきましては、介護給付準備基金1,000万円を予算として計上いたしております。

次に、表紙に戻っていただきまして、2枚目をお願いいたします。

令和6年度山都町介護保険特別会計予算。

令和6年度山都町の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億9,479万9,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は8,000万円と定める。

令和6年3月6日提出、山都町長職務代理者。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第28号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 各施設に入所されている方の、いわゆる介護相談員というのが10名いらっしゃるということなんですが、施設にいらっしゃる方は大抵が施設の中でいろんな、役職というか、相談される方がおられるけども、それでも、改善できないことの悩みとかいろんなのを相談されると思いますが、全体的にどんなことでこんな介護相談が上げられるのかと、年間の件数が分かれば、どのくらい相談が上がっているのかをお尋ねしたいと思います。

それから、はびねすポイント事業とか、これを受けるのには、括弧書きして、介護保険料が未納ならば受けられません、サービスを受けられませんって書いてありますし、介護サービスを受けるときも、もちろん介護保険料を納めてなければ負担金が高くなりますよね。そこで、やっぱりこんなふうに、今皆さんちょっと家計が圧迫されているところなんかは、未納者が多分おられると思いますけども、そういったところ、介護サービス受けたいけども保険料を納めてないがために負担金が高くなるから入れないとか、サービスを受けられないという方もいらっしゃるんじゃないかと思いますが、そういったことがあったらば教えていただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。介護相談員につきましては、10名いらっしゃって、各介護施設のほうを回って、実際に利用されている方との懇談、いろんな話をさせていただきます。例えば、その施設の職員さんに話せないようなちょっと身の上話とか、そういうのを聞いて、入所者の方の安心していただくというようなことがまず目的であります。件数につきましては、ちょっと手元にございませんで、後ほどお答えしたいと思います。

はびねすポイントと介護事業の利用に関しては、原則介護保険料100%納付という方で、納付されていない方につきましては、サービスの限度制限がございます。実際に制限されていらっしゃる方も数件はいらっしゃいます。その方につきましては、納付の分割の誓約書等々をいただきながら、なるべくサービスを受けられるような体制は整えてはおります。納付についての相談も、随時行っている状況です。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号「令和6年度山都町介護保険特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会 午後3時12分

3 月 18 日（月曜日）

令和6年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 令和6年3月6日午前10時0分招集
2. 令和6年3月18日午前10時0分開議
3. 令和6年3月18日午前11時21分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第13日）（第7号）
 - 日程第1 議案第29号 令和6年度山都町水道事業会計予算について
 - 日程第2 議案第30号 令和6年度山都町病院事業会計予算について
 - 日程第3 議案第31号 町有財産の無償貸付について
 - 日程第4 議案第32号 町有の組合委託林立木の処分について
 - 日程第5 議案第33号 山都町過疎地域持続的発展計画の変更について
 - 日程第6 議案第34号 山都町と熊本市との間における一般廃棄物の処分に関する事務の委託について
 - 日程第7 同意第1号 山都町教育長の任命について同意を求める件
 - 日程第8 同意第2号 山都町教育委員の任命について同意を求める件
 - 日程第9 委員会の閉会中の継続審査申出について
 - 日程第10 委員会の閉会中の継続審査申出について
 - 日程第11 議員派遣の件
 - 日程第12 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（13名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊	10番 吉 川 美 加
11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範	13番 藤 原 秀 幸
14番 藤 澤 和 生		

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（1名）

7番 興 梶 誠

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

副 町 長	植 林 力 也	教 育 長	井 手 文 雄
総 務 課 長	坂 本 靖 也	清 和 支 所 長	長 崎 早 智

蘇陽支所長	村上敬治	会計管理者	飯星和浩
企画政策課長	北貴友	税務住民課長	高橋尚孝
健康ほけん課長	木實春美	福祉課長	高野隆也
環境水道課長	有働頼貴	農林振興課長	松本文孝
建設課長	西賢	山の都創造課長	木野千春
商工観光課長	藤原章吉	学校教育課長	工藤博人
生涯学習課長	上田浩	そよう病院事務長	枝尾博文
監査委員	志賀美枝子		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋田浩幸 外2名

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第29号 令和6年度山都町水道事業会計予算について

○議長（藤澤和生君） 日程第1、議案第29号「令和6年度山都町水道事業会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） おはようございます。それでは、議案第29号、令和6年度山都町水道事業会計予算について説明を申し上げます。

厳しさを増す経営状況の中で、簡易水道特別会計の法適用化のため、公営企業会計である上水道会計との統合を行い、山積する各種課題に対応し安定的な水道事業を持続させるために、今後も水道施設等更新計画に基づき事業に取り組んでまいります。

それでは、予算説明書にて説明いたします。22ページを御覧ください。

収益的収入及び支出から説明します。収入です。

1款1項営業収益です。2億548万4,000円を計上しております。

1目給水収益につきましては、水道料金で、前年度の実績に基づき計上しております。

3目その他の営業収益につきましても、前年度の実績に基づき、材料売却収益、督促手数料、設計審査手数料、雑収益を計上しております。主な増額分は水道加入金129万円です。

2項営業外収益です。1億8,112万2,000円を計上しております。

次のページを御覧ください。

4目長期前受金戻入につきましては、減価償却の補助金分を収益化するものです。増加分は大矢野原簡易水道分です。

6目他会計補助金につきましては、一般会計からの繰入金で、人件費3名分及び旧簡易水道事業償還金利息分と交付金です。主な増加分は、過疎地域持続的発展支援交付金と会計統合に伴い借り入れた起債の初年度償還分です。

24ページを御覧ください。

収益的収入の合計は3億8,661万円となります。

25ページを御覧ください。支出です。

1款1項営業費用です。3億5,099万2,000円を計上しております。

1目原水及び浄水費につきましては、原水の水質検査や浄水施設に関する管理委託料、薬品代、電気料など施設維持に必要な費用を計上しております。全般的に増加しており、大矢野原簡水分も計上してあります。

次のページを御覧ください。

2目配水及び給水費につきましては、主なもので、次のページを御覧ください。7節委託料です。検針員9名分の委託や施設の清掃、水道管路情報システムデータの更新委託、今年度行う漏水調査及び、次のページで、浄水の水質検査等に係る経費を計上しております。

10節修繕費につきましては、漏水等修繕及び配水池修繕に係る経費を計上しております。

29ページを御覧ください。

4目総経費です。1節、2節及び次のページの3節、6節、7節につきましては、職員4名及び会計年度任用職員2名分の人件費を計上しております。5節報酬は、審議会委員12名分を計上しております。

31ページを御覧ください。

15節委託料のうち、公営企業会計に係る指導・助言業務委託につきましては、予算、決算、経理業務の運用等に関して指導・助言をお願いしております。

32ページを御覧ください。

5目から7目につきましては説明欄のとおりです。

3項特別損失につきましては、6万1,000円を計上しております。

4項予備費として、410万円を計上しております。調整です。

次のページで、収益的支出の合計は3億7,720万6,000円となります。

35ページをお願いいたします。

次に、資本的収入及び支出を説明します。収入です。

1款1項1目企業債につきましては、水道施設更新整備事業に係る起債を借り入れる予定です。

2項1目出資金につきましては、災害復旧事業、旧簡易水道事業及び旧上水道事業償還金につきまして、一般会計から繰り入れるものです。

3項1目負担金につきましては、町道の加勢群線ほか5路線改良に伴う配水管布設替工事の工事負担金を計上しております。

4項1目国庫（県）補助金につきましては、次のページを御覧ください。施設等更新整備事業に係る補助金を計上しております。増加分は、菅尾で行います紫外線照射処理施設分です。

収入合計は3億6,273万7,000円となります。

37ページを御覧ください。支出です。

1款1項1目原水施設改良費のうち3節工事請負費は、水源地等のポンプの取替え工事を予定しております。

2目配水施設改良費のうち6節委託料につきましては、突発的な水道工事の設計に係る業務委託分を計上しております。

次のページをお願いします。

8節材料費につきましては、町道千滝長野線改良工事と、突発的な水道工事対応分を計上しております。

10節工事請負費につきましては、旧簡易水道の東竹原と菅尾の2地区での水道管更新工事で、2億2,600万円、道路改良工事に伴う配水管布設替工事等で3,531万1,000円、そのほか、漏水等における工事対応分1,000万円を計上しております。

3目固定資産購入費のうち1節固定資産購入費につきましては、量水器及び水道機材等の購入を計上しております。

2項1目企業債償還金につきましては、水道事業、旧簡易水道事業分及び企業統合に係る起債償還金を計上しております。

39ページを御覧ください。

3項予備費として410万円を計上しております。

資本的支出の合計は4億7,851万5,000円となります。

40ページ以降は令和6年度予定貸借対照表です。

18ページに戻っていただき、令和5年度予定損益計算書と予定貸借対照表及び予算書に関する注記を掲載しております。

次に、2ページを御覧ください。

令和6年度山都町水道事業会計予算。

総則。第1条、令和6年度山都町の水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1号、給水戸数5,200戸。2号、年間給水量110万立方メートル。3号、1日平均給水量3,013立方メートル。4号、主な建設改良事業、水道施設等更新工事2億2,600万円。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款、水道事業収益3億8,661万円。第1項、営業収益2億548万4,000円。第2項、営業外収益1億8,112万2,000円。第3項、特別利益4,000円。

支出。第1款、水道事業費用3億7,720万6,000円。第1項、営業費用3億5,099万2,000円。第2項、営業外費用2,205万3,000円。第3項、特別損失6万1,000円。第4項、予備費410万円。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,577万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金、過

年度分損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び建設改良積立金で補填するものとする。

収入。第1款、資本的収入3億6,273万7,000円。第1項、企業債1億3,750万円。第2項、出資金1億2,637万8,000円。第3項、負担金1,739万2,000円。第4項、国庫（県）補助金8,146万6,000円。第5項、固定資産売却代金1,000円。

支出。第1款、資本的支出4億7,851万5,000円。第1項、建設改良費2億8,454万2,000円。第2項、企業債償還金1億8,987万3,000円。第3項、予備費410万円。

企業債。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、水道施設等更新設備、限度額1億3,750万円。起債の方法、証書借入。利率、5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、借入れ先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還または低利に借り換えることができる。

次のページをお願いします。

一時借入金。第6条、一時借入金の限度額は、1億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1号、各項に計上した経費に係る予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第8条、次に掲げる経費については、この経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。1号、職員給与費3,851万3,000円。

他会計からの補助金。第9条、水道事業に助成するため山都町一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億241万3,000円である。

たな卸資産購入限度額。第10条、たな卸資産の購入限度額は、270万円と定める。

令和6年3月6日提出、山都町長職務代理者。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（藤澤和生君） 議案第29号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） ページ15ページの公会計のことで、指導で委託料を組んでありますが、委託先を教えてください。

それと、町では、そよう病院も公会計を入れておられますが、町として結んでおるのか、それとも水道会計だけで単独で結んでいるのかをお尋ねします。町1本で例えば結んでいたら、少しでも、そよう病院と水道会計で指導を受けて、経費が抑えられないかなという思いがありましたのでお尋ねいたします。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。現在、今年度契約を結んでいるのは、トーマツさんというところです。

契約の仕方ですが、水道事業会計として契約を結んでおります。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号「令和6年度山都町水道事業会計予算について」は、原案のとおりに可決されました。

日程第2 議案第30号 令和6年度山都町病院事業会計予算について

○議長（藤澤和生君） 日程第2、議案第30号「令和6年度山都町病院事業会計予算について」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、枝尾博文君。

○そよう病院事務長（枝尾博文君） それでは、議案第30号、令和6年度山都町病院事業会計予算について御説明いたします。

病院事業におきましては、令和6年の病院目標を「地域医療の実践と継続」と掲げまして、山下院長の下、職員一丸となり、救急医療をはじめ感染症対応など自治体病院として地域医療の確保に努め、住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献するように努めてまいります。

令和6年度は診療報酬改定と介護報酬の同時改定が行われ、病院・病床の機能の分化・強化における連携、地域間・診療科間の偏在の是正、予防対策の強化、在宅医療の充実等における改定内容となっており、これらのことを踏まえた予算作成の下、病院事業としてさらなる地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

それでは、20ページを御覧ください。

令和6年度病院事業会計予算説明書、収益的収入及び支出です。

収入。

1款1項1目入院収益4億9,658万3,000円。

2目外来収入3億8,110万8,000円は、今年度の実績を基に、1日平均入院患者数46名、1日平均外来患者数158名を見込み、計上しております。

3目繰入金6,765万9,000円は、令和6年度に予定されている救急・保健事業における他会計負担金を計上しております。

4目その他の医業収益2,421万6,000円は、室料差額、公衆衛生活動、文書料を、令和6年度に予定している患者数より算出し計上しております。

次に、2項医業外収益です。

1目受取利息14万円、これは預金における利息です。

2目補助金1,766万1,000円は、へき地医療、国保補助金等による補助予定額を計上しております。

3目繰入金1億599万6,000円は、救急・保健事業以外の他会計補助金、負担金を計上していません。

4目長期前受金戻入1,014万7,000円は、減価償却において割り切った費用を計上しております。

5目その他医業外収益1,436万円は、材料等における購入予定額を、今年度の実績により計上しています。

6目訪問看護ステーション収益1,718万4,000円は、病院附帯事業であります訪問看護における収益額を、今年度実績により利用数を予定した数値を基に計上しています。

3項1目過年度損益修正益は1,000円を計上しております。

次のページ、21ページを御覧ください。

支出です。主なものにつきまして御説明いたします。

1款1項医業費用1目給与費7億518万円です。

1節給与費2億7,854万6,000円。

2節職員手当1億6,997万8,000円は、職員数75名、非常勤数32名、会計年度任用職員6名の合計113名によるものです。今年度より非常勤2名、会計年度任用職員2名の合計4名を減少した人数で計上しております。常勤医師につきましては、歯科医師を含め、今年度同様の8名の予算計上となっております。8名計上の中には、熊本県、熊本大学の配慮により派遣いただいております自治医科大学卒業医師1名、熊本県の地域医療枠医師2名、人吉総合病院の1名を含んだ数になっております。

3節報酬8,397万5,000円は、非常勤医師である総合診療内科、循環器内科、代謝内科、整形外科、眼科、歯科口腔外科において、熊本大学から引き続き派遣をお願いしているものです。また、個人契約となっている消化器内科等における医師を含め、非常勤医師数20名の医師数となっております。

4節退職金から6節法定福利費は、職員数を基に計上しています。

次のページ、22ページを御覧ください。

2目材料費1億2,392万9,000円は、1節薬品費、2節診療材料費、3節給食材料費、4節医療消耗品においては、今年度の実績を基に計上しています。1節薬品費におきましては、後発品でありますジェネリック薬品比率が現在74%となっております。経費削減、患者負担軽減に向けてジェネリック医薬品比率の利用拡大を図りたいと考えております。

3目経費1億9,647万9,000円。1節旅費から19節貸倒引当金繰入額につきましても、今年度の予定額を積算し計上しています。11節委託費は、医療機器の保守点検、外注検査、医療事務委託

や臨床研修医の人件費における計上となっております。臨床研修医において、令和6年度は、熊本赤十字病院、熊本市市民病院、くまもと森都総合病院、人吉医療センターから10名が、10か月にわたり派遣されることとなっております。

4目減価償却費5,290万6,000円は、固定資産より算出し計上しております。

次のページ、23ページを御覧ください。

2項医業外費用4,471万2,000円。

1目支払利息914万8,000円は、企業債利息を計上しております。

2目その他医業外費用211万8,000円は、兼職及び研修医に係る給食材料費です。

3目消費税及び地方消費税250万円は、公営企業における貯蔵品購入費として取り扱う薬品、診療材料、給食材料における額を計上しているものです。

4目訪問看護ステーション運営費3,094万6,000円は、看護師4名を配置した中で運営費として計上しております。

3項1目過年度損益修正益200万円は、レセプト等における過年度分の収益によるもので、今年と同額を計上しています。

4項1目100万円は予備費です。

次のページ、24ページを御覧ください。資本的収入及び支出です。

収入。

1款2項1目補助金253万円は、へき地医療拠点病院の設備整備事業です。

3項1目繰入金2,634万5,000円は、他会計出資金における繰入金です。

次のページ、25ページを御覧ください。

支出。

1款2項1目企業債償還金4,416万4,000円。

3項1目機械器具購入費851万5,000円。2件の医療機器購入を予定しているものです。1件目は、血液検査において臨床検査で使用しております多項目自動血球分析装置、2件目は、血液透析を行う場合に人工透析で使用している個人用多用途透析装置です。いずれの医療機器も更新になります。

4項1目自動車購入費182万5,000円は、訪問看護で使用する老朽化した車両の更新の額を計上しております。この車両は、車椅子での利用が可能となっております。

以上のほか、10ページから19ページまで、予定キャッシュフロー計算書、職員給与費明細書、企業債明細書、26ページからは、令和5年度予定損益計算書、予定貸借対照表、令和6年度予定貸借対照表をつけておりますので、後で御覧いただければと思います。

それでは、3ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

令和6年度山都町病院事業会計予算。

総則。第1条、令和6年度山都町の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。1号、病床数、一般病床57床。

2号につきましては、年間患者数、1日平均患者数の順に申し上げます。患者数5万9,192人、2

19. 1人。入院患者 1 万6, 836人、46. 0人。外来患者 4 万2, 356人、173. 1人。

4 ページを御覧ください。

収益的収入及び支出。第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、次の定めるところによる。

収入。第 1 款、病院事業収益11億3, 505万5, 000円。

第 1 項、医業収益 9 億6, 956万6, 000円。第 2 項、医業外収益 1 億6, 548万3, 000円。第 3 項、特別利益1, 000円。

支出。第 1 款、病院事業費用11億3, 505万5, 000円。

第 1 項、医業費用10億8, 734万3, 000円。第 2 項、医業外費用4, 471万2, 000円。第 3 項、特別損失200万円。第 4 項、予備費100万円。

次に、5 ページを御覧ください。

資本的収入及び支出。第 4 条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2, 562万9, 000円は、当年度分損益勘定留保資金、過年度分損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び減債積立金で補填するものとする。

収入。第 1 款、資本的収入2, 887万6, 000円。

第 1 項、企業債1, 000円。第 2 項、補助金253万円。第 3 項、繰入金2, 634万5, 000円。

支出。第 1 款、資本的支出5, 450万5, 000円。

第 1 項、建設改良費1, 000円。第 2 項、企業債償還金4, 416万4, 000円。第 3 項、機械器具購入費851万5, 000円。第 4 項、自動車購入費182万5, 000円。

次に、6 ページを御覧ください。

一時借入金。第 5 条、一時借入金の限度額は、8, 000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。第 6 条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1 号、各項に計上した費用に係る予定額に過不足が生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の流用。

議会の議決を経なければ利用できない経費。第 7 条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の承認を経なければならない。1 号、職員給与費 7 億3, 054万4, 000円。2 号、交際費 28万9, 000円。

他会計からの補助金。第 8 条、病院事業に助成するため山都町一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2 億66万5, 000円である。

たな卸資産の購入限度額。第 9 条、たな卸資産の購入限度額は、1 億8, 000万円と定める。

令和 6 年 3 月 6 日提出、山都町長職務代理者。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第30号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8 番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） お隣の宮崎県の西臼杵郡の高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町では病院事業の広域的な協議がなされ、高千穂町の病院が何か拠点となるお話を伺って久しくなります。それで、これまでは五ヶ瀬町の町立病院から、MRIなどの五ヶ瀬町の町立病院で検査できないものは、そよう病院のほうに来られていました。なので、五ヶ瀬町からの収入というのが多分多くあったと思いますが、今度このように五ヶ瀬町の病院が高千穂の病院のほうに検査等で行かれるのであれば、そよう病院に来られなくなると病院収入が減るかなと思いましたので、方向性はどのようになっているのかなど。そういう話合いがあっても、今現在、五ヶ瀬のほうから検査の依頼を受けておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（藤澤和生君） そよう病院事務長、枝尾博文君。

○そよう病院事務長（枝尾博文君） お答えいたします。令和6年度から宮崎県西臼杵郡であります高千穂、日之影、五ヶ瀬町が経営統合されるということで、主に急性期の医療を高千穂町立病院が行うものとお聞きしております。その中ではございますが、特に五ヶ瀬町におきましても鞍岡地区はどうしても山都町を経由してしか五ヶ瀬、高千穂の病院には行けないというところもありまして、MRI等の高度医療に係る検査に関しましては引き続きそよう病院のほうにお願いいたしますということで、先日から事務長ともお話をしているところでございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

9番、飯開政俊君。

○9番（飯開政俊君） 素朴な疑問です。22ページの、13番の被服代、被服費6万8,000円です。項目は白衣の購入費とかいろいろ書いてありますけれども、病院という職場において非常に被服代が低いというのは以前も言ったことあるんですけども、自前で仕事をされているのかなと思ひまして、お聞きしたいんですけど。

○議長（藤澤和生君） そよう病院事務長、枝尾博文君。

○そよう病院事務長（枝尾博文君） お答えいたします。現在、予定額として計上しております被服費、これは主に新入職員におきまして夏冬2着ずつを支給するよう予算計上しております。また、これ以上、通常の業務内で被服が必要となる場合に関しましては、個人負担において購入をしていただいているところでございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

9番、飯開政俊君。

○9番（飯開政俊君） 病院という職場の環境を考えれば、そういう白衣なんかはやはり提供するの本来ではないかと思ひます。働き方改革とかいろんな形の中で今言われておりますので、その辺のところはもう少し改善してほしいと思ひます。希望です。もう回答はいいです。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号「令和6年度山都町病院事業会計予算について」は、原案のとおりに可決されました。

日程第3 議案第31号 町有財産の無償貸付について

○議長（藤澤和生君） 日程第3、議案第31号「町有財産の無償貸付について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは説明いたします。

議案第31号、町有財産の無償貸付について。

町有財産を次のとおり無償で貸し付けることとする。

令和6年3月6日、山都町長職務代理者。

- 1、物件の所在。所在、山都町小峰字引地1385番地、旧小峰小学校。地目、学校用地。面積、1万6,388平方メートル。
- 2、貸付対象物件。旧校舎棟、鉄筋コンクリート造1,650平方メートル。
- 3、使用目的。障がい者自立支援法に基づく障がい者福祉サービスを行う施設として。
- 4、貸付料。無償。
- 5、貸付期間。令和6年4月1日から令和9年3月31日まで、3年間です。
- 6、貸付の相手方。住所、山都町神ノ前242番地15。氏名、社会福祉法人御陽会明星学園、理事長、武元典雅。

提案理由です。町有財産を公共的団体以外に無償で貸し付けるためには、地方自治法第237条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

本施設は、障がい者福祉サービス施設として、障がいを持った方の住まいの場所の提供と、利用者の社会参加を支援する施設として、平成19年から活動されており、生活能力を身につけるための男性専用グループホームとして利用されております。利用状況としましては、20名の方が入居されております。

次のページに平面図がございます。斜線で囲みました部分を貸し付けるものです。令和6年度からの更新を行うものであり、今回が4回目の契約更新となります。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 議案第31号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号「町有財産の無償貸付について」は、原案のとおりに可決されました。

日程第4 議案第32号 町有の組合委託林立木の処分について

○議長（藤澤和生君） 日程第4、議案第32号「町有の組合委託林立木の処分について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

蘇陽支所長、村上敬治君。

○蘇陽支所長（村上敬治君） 議案について説明いたします。

議案第32号、町有の組合委託林立木の処分について。

町有の組合委託林立木を次のとおり処分することとする。

令和6年3月6日提出、山都町長職務代理者。

1、物件の所在。所在地・面積、山都町八木字鈴屋170番4、1.2ヘクタールです。

2、処分対象物件。杉、ヒノキほか677本。

3、処分の方法。伐採を行わず、契約地の立木評価を行い、町有林造林契約に基づき分収し、立木の権利を譲り受ける。

4、造林委託の相手方。今滝下造林組合、代表者、沢田卯喜男。

提案理由です。

旧蘇陽町の組合委託林立木を処分するには、地方自治法施行令第3条の規定に基づき山都町において引き続き施行した蘇陽町町有林分収条例第4条の規定に基づき、議会の議決を得る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次の資料をお願いいたします。

町が委託しています当該組合とは、昭和33年に、立木処分代金の10分の7を造林組合に交付する造林契約を締結しており、これまで保育管理を行ってきました。しかしながら、組合員の減少や高齢化などで維持管理ができなくなったことから、当該組合より全伐の申請がありました。町では関係者と協議を重ねまして、解約に際し立木の伐採は行わず、町有林として管理することで合意し、処分するものです。

2の処分の方法です。契約地の立木を評価した上で、町有林造林契約第5の規定に定める割合で評価額を分収し、町が立木の権利を譲り受けるものです。

3、立木評価の方法です。契約地内において毎木調査を行いました。契約地内の立木の本数、胸高直径、樹高を調査し材積を求積しました。

4、立木評価の算出は、売上げ価格が1の484万7,000円です。経費が2の伐採等経費、3の市

場等経費、4の毎木調査の経費の合計で、386万7,790円です。差引きが立木評価額の97万9,210円となりまして、0.7を乗じ、契約組合には68万5,447円を交付するものです。

次の3ページの資料は位置図となります。4ページ、5ページは写真を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第32号の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号「町有の組合委託林立木の処分について」は、原案のとおりに可決されました。

日程第5 議案第33号 山都町過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（藤澤和生君） 日程第5、議案第33号「山都町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） それでは説明します。

議案第33号、山都町過疎地域持続的発展計画の変更について。

山都町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更することとする。

令和6年3月6日提出、山都町長職務代理者です。

提案理由です。山都町過疎地域持続的発展計画の本文及び事業の追加による変更により、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により準用する第8条第1項の規定により議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

本町は、過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法における過疎地域市町村に該当するため、令和3年9月に山都町過疎地域持続的発展計画を策定し、過疎対策に取り組んでいるところです。この計画に基づく対策事業につきましては、過疎対策事業債、国庫補助金の補助率のかさ上げなど財政上の支援を受けることが可能です。

山都町公共施設管理計画との整合を図るとともに、健全な財政運営を前提とし、各年度において必要な事業においては適宜予算と並行して本計画の変更の見直しを進めております。本件議案につきましては、令和6年度以降に計画している事業であり、過疎対策事業債等の活用の見込みがあるものについて漏れなく本計画に記載しておく必要があるため変更を行います。

なお、変更手続は大きな変更と軽微な変更に分かれており、今回の本計画変更においては大きな変更として手続を進めております。この大きな変更とは、新たな事業の追加または中止、目標または達成状況の評価の変更等、計画全体に大きな影響を及ぼす事項を指し、議会の議決が必要となります。

変更しました過疎計画につきましては、議会の議決をいただいた後に国に提出するという形になっております。

計画書につきましては55ページからありますので、新旧対照表にて説明いたします。

58ページを御覧ください。変更後が左側、変更前が右側となっております。58ページの上段部分、椎原1号線が事業内容の追加となっております。下段、一般廃棄物の説明文に関して、赤字で本文の一部変更を行っております。

今回の変更は、本文の一部変更や追加及び事業の追加を行っております。いずれも大きな変更として変更するものです。

新旧対照表も13ページありますので、個別の説明は省かせていただきます。

最後の3ページ、71ページですが、71ページに資料として今回の計画に追加する27事業の一覧としてつけております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第33号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号「山都町過疎地域持続的発展計画の変更について」は、原案のとおり
に可決されました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第34号 山都町と熊本市との間における一般廃棄物の処分に関する事務の委

託について

○議長（藤澤和生君） 日程第6、議案第34号「山都町と熊本市との間における一般廃棄物処分に関する事務の委託について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） まず、説明をする前に、先ほど8番議員のほうの回答のほうで誤りがありましたので。

トーマツとお答えしましたが、実際はぎょうせいのほうで、トーマツは昨年度からの統合に関わるアドバイザー事業に入ってもらっていた会社ですので、改めておわびして訂正します。すみません。

それでは、議案第34号について御説明いたします。山都町と熊本市との間における一般廃棄物の処分に関する事務の委託について。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、山都町の一般廃棄物の処分に関する事務を熊本市へ委託するため、協議により別紙のとおり規約を定める。

令和6年3月6日提出、山都町長職務代理者。

提案理由です。山都町と熊本市との間における一般廃棄物の処分に関する事務の委託について、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求める必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

令和2年3月30日に上益城郡5町と熊本市の間で締結された覚書に基づき、令和7年度から可燃ごみを熊本市の熊本市東部環境工場へ搬入するのに伴い、関係する事務を熊本市へ委託するため関係市町で協議してまいりました。内容がまとまりましたので、規約を定める必要があります。

次のページを御覧ください。

委託事務の範囲、期間、管理及び執行の方法について、第1条から第3条で規定し、第4条から第7条で経費の負担及び予算の執行、収入の帰属、決算の措置について規定しております。また、委託事務の管理及び執行状況や関係する条例等の制定・改廃について協議するため、第8条から次のページの第10条に規定しております。

附則です。第1項で、施行期日を令和7年4月1日からと規定しております。第2項から第4項で、委託期間の開始前の事務及び経費、途中廃止の場合の取扱いについて規定しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 議案第34号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） いよいよ来年から委託されるということなのですが、この1年間で、例えば運搬等の計画とか、もう最終的な煮詰めをしなければいけない段階なのですが、今はどのくらいその計画が進んでいるのでしょうか。例えば運搬業者さんたちもとても心配しておられます。分かる範囲で。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。可燃ごみの運搬について、収集業者さんを集めて、全体で2回、個別の会議を複数回行っております。その中で、ある程度のルート編成についての協議と、ちょうど来年度から行いますプラスチックごみの分別収集の会議も併せて行っておりますので、その中である程度のルートのほうの打合せは終わっております。

それと、熊本市の許可関係ですが、令和6年の10月以降から翌年度以降の許可の手続がありますので、その方法とかについての説明を1回はしております。あとは直前になりまして、その熊本市への許可については直接業者のほうがしていただく必要がありますので、情報提供並びにやり方等を周知していきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号「山都町と熊本市との間における一般廃棄物の処分に関する事務の委託について」は、原案のとおりに可決されました。

ここでしばらくお待ちください。

日程第7 同意第1号 山都町教育長の任命について同意を求める件

○議長（藤澤和生君） 日程第7、同意第1号「山都町教育長の任命について同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

副町長、楢林力也君。

○副町長（楢林力也君） 同意第1号、山都町教育長の任命について同意を求める件。

次の者を山都町教育長に任命したいので、同意を求める。

令和6年3月18日提出、山都町長職務代理者。

同意を求める者。住所、山都町浜町48番地プレジール201、氏名、井手文雄氏です。生年月日、昭和32年8月5日、66歳。

提案理由です。教育長を任命するには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、議会の同意を得る必要があります。これが、この同意案を提出する理由です。

井手氏につきましては、平成30年4月より、本町の教育長として教育行政の課題に真摯に対応していただき、現在に至っております。長年教育現場に携わり、教育・文化に関する見識も高く、

引き続き重要な教育行政に取り組んでいただけると確信し、今回再任をお願いしたく同意を求め
るものです。

なお、任期は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となります。どうぞよろし
くお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 同意第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第1号「山都町教育長の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤澤和生君） 全員起立です。

したがって、同意第1号「山都町教育長の任命について同意を求める件」は、同意することに
決定しました。

日程第8 同意第2号 山都町教育委員の任命について同意を求める件

○議長（藤澤和生君） 日程第8、同意第2号「山都町教育委員の任命について同意を求める
件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

副町長、楢林力也君。

○副町長（楢林力也君） 同意第2号、山都町教育委員任命について同意を求める件。

次の者を山都町教育委員に任命したいので、同意を求める。

令和6年3月18日提出、山都町長職務代理者。

同意を求める者。山都町菅尾459番地、田中大輔氏。生年月日、昭和50年6月20日、48歳。

教育委員を任命するためには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により
議会の同意を得る必要があります。これが、この同意案を提出する理由です。

田中大輔氏につきましては、熊本学園大学を卒業後に民間企業へ就職を経、平成14年2月に社
会福祉法人御陽会明星学園に就職され、その後、令和4年4月に障がい者を対象とした相談支援
事業所クレッシェンドを設立され、障がい者の自立支援に向けた取組をされ、現在に至っておら
れます。

田中氏は、社会福祉法人御陽会明星学園時代には、利用者の対応、相談業務に従事され、その
傍ら介護福祉士や地域障害支援専門員等の資格を取得し、障がい者の支援に当たっておられまし
た。また、同氏は地区消防団活動や地元中学校の野球部の指導にも携わり、現在は山都町社会福
祉協議会の評議員を務めるなど地域貢献にも積極的に関わられております。自身も現在子育て世

代であることから教育行政に真摯に取り組んでいただける方と確信しておりますので、ここに任命の同意を求めます。

なお、任期は令和6年3月26日からの4年間となります。どうぞよろしくお願いたします。

失礼します。田中氏の生年月日につきまして昭和50年6月20日と申し上げましたけれども、昭和50年6月10日に訂正させていただきます。

○議長（藤澤和生君） 同意第2号の説明が終わりした。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 教育委員さんが大変若返られたということで、私もこの方のことを直接は存じませんが、素晴らしい方なんだろうと今の御説明を聞いて思ったところです。

ただ、男女のバランスについて一応お伺いします。これで今、男性のほうが3、女性が1ということになりましたが、今後の選任について、来年度以降そういったバランスのこともしっかり考えていただきたいと思いますが、その点を1点だけお伺いいたします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。今回、男性の方を任命していただくということで上程しました。今後その辺につきましても、状況を見ながら判断をしていきたいというふうに思っております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから、同意第2号「山都町教育委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤澤和生君） 全員起立です。したがって、同意第2号「山都町教育委員の任命について同意を求める件」は同意することに決定いたしました。

日程第9 委員会の閉会中の継続審査申出について

○議長（藤澤和生君） 日程第9、委員会の閉会中の継続審査申出についてを議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、経済建設常任委員長から、経済建設常任委員会において審査中の事件について、閉会中の継続審査の申出がありました。お諮りします。

経済建設常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、経済建設常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しま

した。

日程第10 委員会の閉会中の継続審査申出について

○議長（藤澤和生君） 日程第10、委員会の閉会中の継続審査申出についてを議題とします。

お手元に配付した申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、経済建設常任委員長から、経済建設常任委員会において審査中の事件について、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

経済建設常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、経済建設常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第11 議員派遣の件

○議長（藤澤和生君） 日程第11、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

日程第12 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（藤澤和生君） 日程第12、各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各委員長から所管事務について閉会中の継続調査の申出がありました。

当該申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和6年第1回山都町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時21分

令和6年3月定例会に議した事件のてんまは、次のとおりである。

議案第35号	工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園運動施設等整備工事）	3月6日	原案可決
議案第36号	工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園サッカー場施設整備工事）	3月6日	原案可決
議案第5号	山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	3月6日	原案可決
議案第6号	山都町職員育児休業等に関する条例及び山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	3月6日	原案可決
議案第8号	山都町監査委員に関する条例等の一部改正について	3月6日	原案可決
議案第12号	山都町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	3月6日	原案可決
議案第13号	山都町飲料水供給施設等の設置及び管理に関する条例の制定について	3月6日	原案可決
議案第10号	山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	3月8日	原案可決
議案第11号	山都町介護保険条例の一部改正について	3月8日	原案可決
議案第14号	山都町二瀬本ふれあい館条例の廃止について	3月8日	原案可決
議案第15号	山都町二瀬本研修センター条例の廃止について	3月8日	原案可決
議案第16号	山都町営体育館条例の一部改正について	3月8日	原案可決
議案第17号	山都町営弓道場条例の一部改正について	3月8日	原案可決
議案第18号	山都町猿ヶ城キャンプ村条例の一部改正について	3月8日	原案可決
議案第19号	山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	3月8日	原案可決
議案第7号	山都町防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について	3月8日	原案可決
議案第9号	山都町デマンド型乗合タクシー条例の制定について	3月8日	原案可決
議案第20号	令和5年度山都町一般会計補正予算（第9号）について	3月8日	原案可決
議案第21号	令和5年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	3月8日	原案可決
議案第22号	令和5年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	3月8日	原案可決
議案第23号	令和5年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について	3月8日	原案可決
議案第24号	令和5年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）について	3月8日	原案可決

議案第25号	令和6年度山都町一般会計予算について	3月15日	原案可決
議案第26号	令和6年度山都町国民健康保険特別会計予算について	3月15日	原案可決
議案第27号	令和6年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について	3月15日	原案可決
議案第28号	令和6年度山都町介護保険特別会計予算について	3月15日	原案可決
議案第29号	令和6年度山都町水道事業会計予算について	3月18日	原案可決
議案第30号	令和6年度山都町病院事業会計予算について	3月18日	原案可決
議案第31号	町有財産の無償貸付について	3月18日	原案可決
議案第32号	町有の組合委託林立木の処分について	3月18日	原案可決
議案第33号	山都町過疎地域持続的発展計画の変更について	3月18日	原案可決
議案第34号	山都町と熊本市との間における一般廃棄物の処分に関する 事務の委託について	3月18日	原案可決
同意第1号	山都町教育長の任命について同意を求める件	3月18日	原案同意
同意第2号	山都町教育委員の任命について同意を求める件	3月18日	原案同意

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
